大垣市　人権に関する市民意識調査

調査結果報告書

令和４年10月

大　垣　市

目　　次

第1章　調査概要

1　調査の目的..... 1
2　調査方法等..... 1
3　回収結果..... 2
4　報告書の見方..... 2
5　回答者の属性..... 3

第２章　調査結果

1　人権問題全般について..... 5
2　女性の人権について..... 16
3　子どもの人権について..... 20
4　高齢者の人権について..... 26
5　障がいのある人の人権について..... 30
6　部落差別（同和問題）による人権について..... 36
7　外国人の人権について..... 55
8　感染症（エイズ患者、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、
新型コロナウイルス感染者等）に関連した人権について..... 62
9　刑を終えて出所した人の人権について..... 70
10　犯罪被害者とその家族の人権について　..... 74
11　インターネットによる人権問題について..... 78
12　ホームレスの人権について..... 82
13　性的少数者（性的指向や性自認（性同一性）における少数者）の
人権について..... 86
14　震災等の災害に起因する人権問題について..... 90
15　今後の人権教育啓発について..... 92
16　自由意見 120

第３章　調査結果から見える課題のまとめ

1　県・国調査との比較 145
2　調査結果から見える課題のまとめ 207

参考資料

..... 211

第1章　調査概要

１　調査の目的

本市では、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」の実現をめざして、平成20年策定の「大垣市人権施策推進指針」に基づき、人権施策を推進しています。指針は、５年おきに見直しを行っており、平成25年と平成30年に改定しました。指針策定・改定時には、市民の人権についての考えを聴取し、人権施策の基礎資料とすることを目的に「人権に関する市民意識調査」を行っており、平成18年、平成24年、平成29年に続き、今回、４度目の調査を実施しました。

２　調査方法等

⑴ 調査対象者　　満18歳以上の市内在住者　2,000人（無作為抽出＊）
⑵ 調査方法　　郵送にて調査票を配付し、郵送返送またはインターネット回答により回収
⑶ 調査基準日　　令和４年６月１日
⑷ 調査期間　　令和４年６月20日～７月22日

＊調査対象者の無作為抽出

大垣市の性別・年代別人口の全人口に対する比率を2,000人に乗じて、性別・年代別対象者数を算出し、無作為に対象者を抽出しました。

図表１－１　性別・年代別対象者数

比率＝性別・年代別人口÷134,779人(全人口)　性別・年代別対象者数＝比率×2,000人

年代	男性			女性			合計		
	人口（人）	比率（%）	対象者（人）	人口（人）	比率（%）	対象者（人）	人口（人）	比率（%）	対象者（人）
18･19歳	1,591	1.18	24	1,589	1.18	24	3,180	2.36	48
20歳代	8,568	6.36	127	7,847	5.82	116	16,415	12.18	243
30歳代	8,972	6.66	133	8,367	6.21	124	17,339	12.87	257
40歳代	11,541	8.56	171	10,906	8.09	162	22,447	16.65	333
50歳代	10,833	8.04	161	10,949	8.12	162	21,782	16.16	323
60歳代	8,974	6.66	133	9,607	7.13	143	18,581	13.79	276
70歳以上	14,812	10.99	220	20,223	15.00	300	35,035	25.99	520
合計	65,291	48.45	969	69,488	51.55	1,031	134,779	100.00	2,000

図表１－２　大垣市の18歳以上の性別・年代別人口分布グラフ

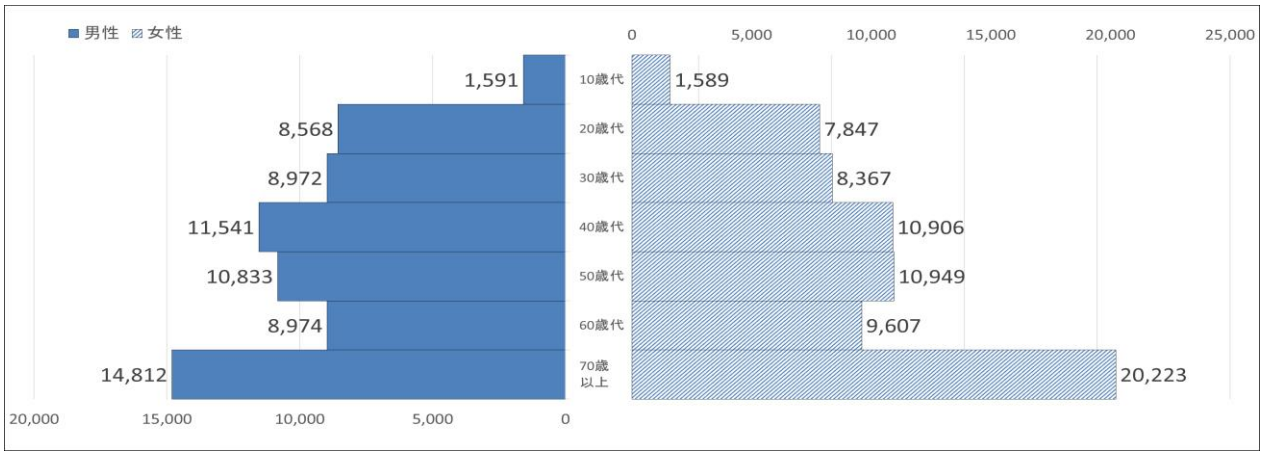

３　回収結果

図表１－３　回収結果

区　　分	合　計	参考：平成29年度
配付数	2,000件	2,000件
回収数	978件	970件
郵送回答数	796件	970件
インターネット回答数	182件	―
有効回答数	978件	960件
有効回答率	48.9％	48.0％

４　報告書の見方

⑴　回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100％を超えます。

⑵　回答率（％）は、小数点第２位以下を四捨五入しました。単数回答の設問の場合、四捨五入の関係で、すべての比率の合計が100％にならない場合があります。

⑶　図表中のn（Number of Caseの略）は比率算出の基数であり、100％が何人の回答者数に相当するかを示しています。

⑷　選択肢が長いものについては、内容を損なわない範囲内で、本文及び図表中に要約して表記しているものがあります。

例：P20　設問「子どもの人権について問題があると思うこと」の選択肢

調査票の表記：「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口など、相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること

本報告書の表記：仲間はずれや無視など、相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること

⑸　グラフについては可能な限り、前々回調査（平成24年度）や前回調査（平成29年度）の調査結果を表示し、比較するものとしましたが、選択項目・内容の変更などにより、単純比較できないものは、表示を省略しています。

⑹　対象者が回答しなかった場合、前回調査では、「不明」としましたが、今回調査では、「無回答」としています。

⑺　対象者の年代で、満18・19歳を「10歳代」として表示しています。

５　回答者の属性

図表１－４　性別、年齢別　　（上段：人　下段：％）

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	合計
全体	12	78	92	164	157	165	296	14	978
	1.2	8.0	9.4	16.8	16.1	16.9	30.3	1.4	100.0
男性	9	35	41	74	66	81	147	1	454
	2.0	7.7	9.0	16.3	14.5	17.8	32.4	0.2	100.0
女性	3	43	50	89	90	82	145	0	502
	0.6	8.6	10.0	17.7	17.9	16.3	28.9	0.0	100.0
答えたくない	0	0	1	1	1	1	2	0	6
	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7	16.7	33.3	0.0	100.0
無回答	0	0	0	0	0	1	2	13	16
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	12.5	81.3	100.0

図表１－５　就業・就学状況別　　（人）

	自営業・経営者	正規の職員・従業員	パート・アルバイト等	専業（主婦・主夫）	学生	無職	その他	無回答	合計
全体	103	288	192	101	38	231	9	16	978
男性	67	188	36	2	20	134	5	2	454
女性	35	98	155	99	18	92	4	1	502
答えたくない	0	2	1	0	0	3	0	0	6
無回答	1	0	0	0	0	2	0	13	16
１０歳代	0	0	0	0	12	0	0	0	12
２０歳代	3	40	4	2	24	4	1	0	78
３０歳代	6	56	20	5	2	2	1	0	92
４０歳代	22	83	47	7	0	3	2	0	164
５０歳代	15	75	51	14	0	2	0	0	157
６０歳代	26	30	50	25	0	33	1	0	165
７０歳以上	31	4	20	48	0	187	4	2	296
無回答	0	0	0	0	0	0	0	14	14

図表１－６　家族構成別　　（人）

	ひとり暮らし	一世代世帯	二世代世帯	三世代世帯	その他	無回答	合計
全体	98	265	457	103	35	20	978
男性	45	135	213	44	14	3	454
女性	53	125	241	58	21	4	502
答えたくない	0	4	1	1	0	0	6
無回答	0	1	2	0	0	13	16
１０歳代	1	0	8	3	0	0	12
２０歳代	11	8	36	19	4	0	78
３０歳代	3	9	65	9	5	1	92
４０歳代	8	22	110	15	9	0	164
５０歳代	8	34	86	23	6	0	157
６０歳代	12	70	66	10	5	2	165
７０歳以上	55	122	86	24	6	3	296
無回答	0	0	0	0	0	14	14

第２章　調査結果

１　人権問題全般について

問５　日本の社会にはさまざまな人権問題がありますが、あなたが関心をもっている人権問題は何ですか。次の中からいくつでも選んで○をつけてください。

図表２－１　関心を持っている人権問題（複数回答）

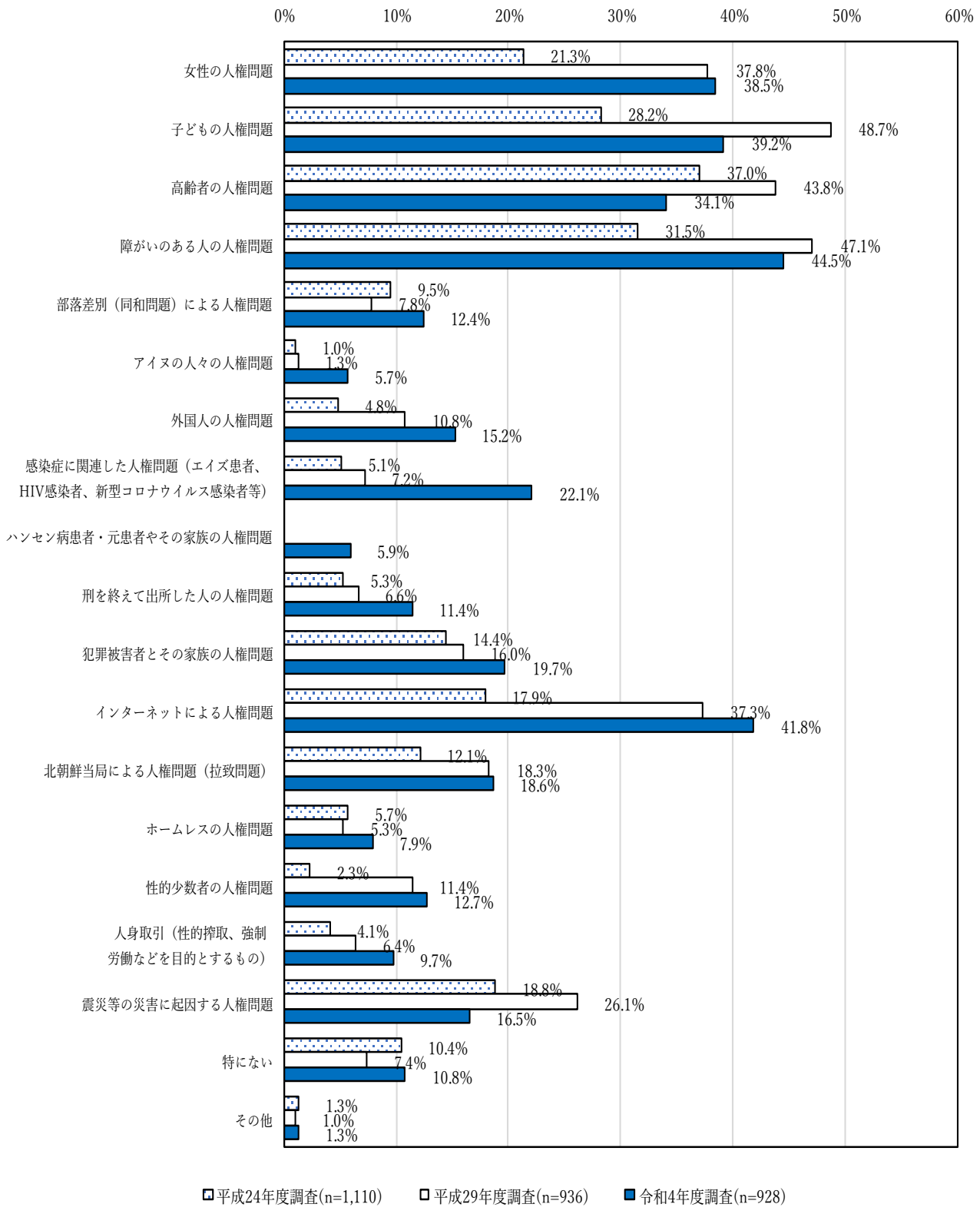

図表２－２　関心を持っている人権問題（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	女性の人権問題	子どもの人権問題	高齢者の人権問題	障がいのある人の人権問題	部落差別（同和問題）による人権問題	アイヌの人々の人権問題	外国人の人権問題	感染症に関連した人権問題（エイズ患者、HIV感染者、新型コロナウイルス感染者等）	ハンセン病患者・元患者やその家族の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	犯罪被害者とその家族の人権問題	インターネットによる人権問題	北朝鮮当局による人権問題（拉致問題）	ホームレスの人権問題	性的少数者の人権問題	人身取引（性的搾取、強制労働などを目的とするもの）	震災等の災害に起因する人権問題	特にない	その他
全体		928	357	364	316	413	115	53	141	205	55	106	183	388	173	73	118	90	153	100	12
		100.0	38.5	39.2	34.1	44.5	12.4	5.7	15.2	22.1	5.9	11.4	19.7	41.8	18.6	7.9	12.7	9.7	16.5	10.8	1.3
性別	男性	435	115	145	123	180	59	23	69	83	23	52	91	187	83	33	37	40	70	57	7
		100.0	26.4	33.3	28.3	41.4	13.6	5.3	15.9	19.1	5.3	12.0	20.9	43.0	19.1	7.6	8.5	9.2	16.1	13.1	1.6
	女性	476	235	214	188	228	55	30	67	119	31	50	90	197	88	38	79	49	80	40	5
		100.0	49.4	45.0	39.5	47.9	11.6	6.3	14.1	25.0	6.5	10.5	18.9	41.4	18.5	8.0	16.6	10.3	16.8	8.4	1.1
	答えたくない	5	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	1	0	1	1	2	0
		100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	40.0	0.0
	無回答	12	6	5	5	5	1	0	3	3	1	3	2	4	1	1	2	0	2	1	0
		100.0	50.0	41.7	41.7	41.7	8.3	0.0	25.0	25.0	8.3	25.0	16.7	33.3	8.3	8.3	16.7	0.0	16.7	8.3	0.0
年齢	10 歳代	12	3	1	1	2	0	0	1	1	0	1	1	6	1	0	1	0	0	2	0
		100.0	25.0	8.3	8.3	16.7	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	8.3	8.3	50.0	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	16.7	0.0
	20 歳代	77	36	26	9	30	7	6	13	11	4	7	13	36	7	7	20	8	12	9	0
		100.0	46.8	33.8	11.7	39.0	9.1	7.8	16.9	14.3	5.2	9.1	16.9	46.8	9.1	9.1	26.0	10.4	15.6	11.7	0.0
	30 歳代	92	53	51	15	45	12	7	24	27	7	15	26	55	11	11	20	11	11	7	2
		100.0	57.6	55.4	16.3	48.9	13.0	7.6	26.1	29.3	7.6	16.3	28.3	59.8	12.0	12.0	21.7	12.0	12.0	7.6	2.2
	40 歳代	158	55	62	33	68	16	3	22	28	4	17	25	64	16	9	24	11	12	19	2
		100.0	34.8	39.2	20.9	43.0	10.1	1.9	13.9	17.7	2.5	10.8	15.8	40.5	10.1	5.7	15.2	7.0	7.6	12.0	1.3
	50 歳代	152	65	67	49	64	22	11	26	43	10	14	43	85	32	10	20	19	30	13	4
		100.0	42.8	44.1	32.2	42.1	14.5	7.2	17.1	28.3	6.6	9.2	28.3	55.9	21.1	6.6	13.2	12.5	19.7	8.6	2.6
	60 歳代	158	66	56	59	82	24	9	23	38	13	17	29	57	34	9	12	15	27	19	0
		100.0	41.8	35.4	37.3	51.9	15.2	5.7	14.6	24.1	8.2	10.8	18.4	36.1	21.5	5.7	7.6	9.5	17.1	12.0	0.0
	70 歳以上	270	74	96	146	119	33	17	29	56	16	32	44	83	72	26	19	26	60	31	4
		100.0	27.4	35.6	54.1	44.1	12.2	6.3	10.7	20.7	5.9	11.9	16.3	30.7	26.7	9.6	7.0	9.6	22.2	11.5	1.5
	無回答	9	5	5	4	3	1	0	3	1	1	3	2	2	0	1	2	0	1	0	0
		100.0	55.6	55.6	44.4	33.3	11.1	0.0	33.3	11.1	11.1	33.3	22.2	22.2	0.0	11.1	22.2	0.0	11.1	0.0	0.0
職病・就学状況	自営業・経営者	98	31	40	32	51	16	9	22	27	6	15	24	46	22	12	13	16	19	14	0
		100.0	31.6	40.8	32.7	52.0	16.3	9.2	22.4	27.6	6.1	15.3	24.5	46.9	22.4	12.2	13.3	16.3	19.4	14.3	0.0
	正規の職員・従業員	286	113	115	58	102	32	13	44	55	14	28	70	143	44	20	42	26	37	30	6
		100.0	39.5	40.2	20.3	35.7	11.2	4.5	15.4	19.2	4.9	9.8	24.5	50.0	15.4	7.0	14.7	9.1	12.9	10.5	2.1
	パート、アルバイト等	182	89	73	59	97	25	12	34	46	14	18	27	73	22	12	25	18	26	15	1
		100.0	48.9	40.1	32.4	53.3	13.7	6.6	18.7	25.3	7.7	9.9	14.8	40.1	12.1	6.6	13.7	9.9	14.3	8.2	0.5
	専業（主婦・主夫）	94	38	40	45	44	11	3	5	17	5	5	14	30	21	4	5	5	17	10	1
		100.0	40.4	42.6	47.9	46.8	11.7	3.2	5.3	18.1	5.3	5.3	14.9	31.9	22.3	4.3	5.3	5.3	18.1	10.6	1.1
	学生	37	18	12	4	15	2	2	7	6	1	4	6	16	3	2	10	1	3	3	0
		100.0	48.6	32.4	10.8	40.5	5.4	5.4	18.9	16.2	2.7	10.8	16.2	43.2	8.1	5.4	27.0	2.7	8.1	8.1	0.0
	無職	212	60	77	111	96	27	14	24	52	13	30	39	74	60	22	20	21	49	27	4
		100.0	28.3	36.3	52.4	45.3	12.7	6.6	11.3	24.5	6.1	14.2	18.4	34.9	28.3	10.4	9.4	9.9	23.1	12.7	1.9
	その他	8	3	2	2	5	1	0	2	1	1	3	1	4	1	0	1	3	0	0	0
		100.0	37.5	25.0	25.0	62.5	12.5	0.0	25.0	12.5	12.5	37.5	12.5	50.0	12.5	0.0	12.5	37.5	0.0	0.0	0.0
	無回答	11	5	5	5	3	1	0	3	1	1	3	2	2	0	1	2	0	2	1	0
		100.0	45.5	45.5	45.5	27.3	9.1	0.0	27.3	9.1	9.1	27.3	18.2	18.2	0.0	9.1	18.2	0.0	18.2	9.1	0.0
家族構成	ひとり暮らし	89	32	30	47	41	16	7	20	17	9	14	20	33	21	8	13	12	20	13	4
		100.0	36.0	33.7	52.8	46.1	18.0	7.9	22.5	19.1	10.1	15.7	22.5	37.1	23.6	9.0	14.6	13.5	22.5	14.6	4.5
	一世代世帯	246	83	85	99	109	24	10	38	46	9	29	44	99	56	17	22	20	48	32	1
		100.0	33.7	34.6	40.2	44.3	9.8	4.1	15.4	18.7	3.7	11.8	17.9	40.2	22.8	6.9	8.9	8.1	19.5	13.0	0.4
	二世代世帯	445	186	188	124	205	55	26	66	108	24	45	89	187	72	33	56	45	60	40	5
		100.0	41.8	42.2	27.9	46.1	12.4	5.8	14.8	24.3	5.4	10.1	20.0	42.0	16.2	7.4	12.6	10.1	13.5	9.0	1.1
	三世代世帯	100	34	41	31	36	13	5	8	24	8	10	19	49	16	5	16	8	13	12	1
		100.0	34.0	41.0	31.0	36.0	13.0	5.0	8.0	24.0	8.0	10.0	19.0	49.0	16.0	5.0	16.0	8.0	13.0	12.0	1.0
	その他	35	16	14	11	17	6	5	6	8	4	4	8	17	8	9	9	5	9	2	1
		100.0	45.7	40.0	31.4	48.6	17.1	14.3	17.1	22.9	11.4	11.4	22.9	48.6	22.9	25.7	25.7	14.3	25.7	5.7	2.9
	無回答	13	6	6	4	5	1	0	3	2	1	4	3	3	0	1	2	0	3	1	0
		100.0	46.2	46.2	30.8	38.5	7.7	0.0	23.1	15.4	7.7	30.8	23.1	23.1	0.0	7.7	15.4	0.0	23.1	7.7	0.0

関心を持っている人権については、「障がいのある人の人権問題」が44.5％と最も高く、次いで「インターネットによる人権問題」が41.8％、「子どもの人権問題」が39.2％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「感染症に関連した人権問題」が前回の7.2%より14.9ポイント増加し、「高齢者の人権問題」が前回の43.8%より9.7ポイント減少しています。

性別にみると、男性では、「インターネットによる人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」の順となっており、女性では、「女性の人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代・30歳代では、「インターネットによる人権問題」が最も高く、次いで「女性の人権問題」、20歳代では、同率で「インターネットによる人権問題」と「女性の人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」、40歳代では、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「インターネットによる人権問題」、50歳代では、「インターネットによる人権問題」が最も高く、次いで「子どもの人権問題」、60歳代では、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「女性の人権問題」、70歳以上では、「高齢者の人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」の順となっています。

問６　これまでに、次のような人権侵害を受けたと感じたことがありますか。（あてはまる番号すべてに○）

図表２－３　人権侵害を受けたと感じた経験（複数回答）

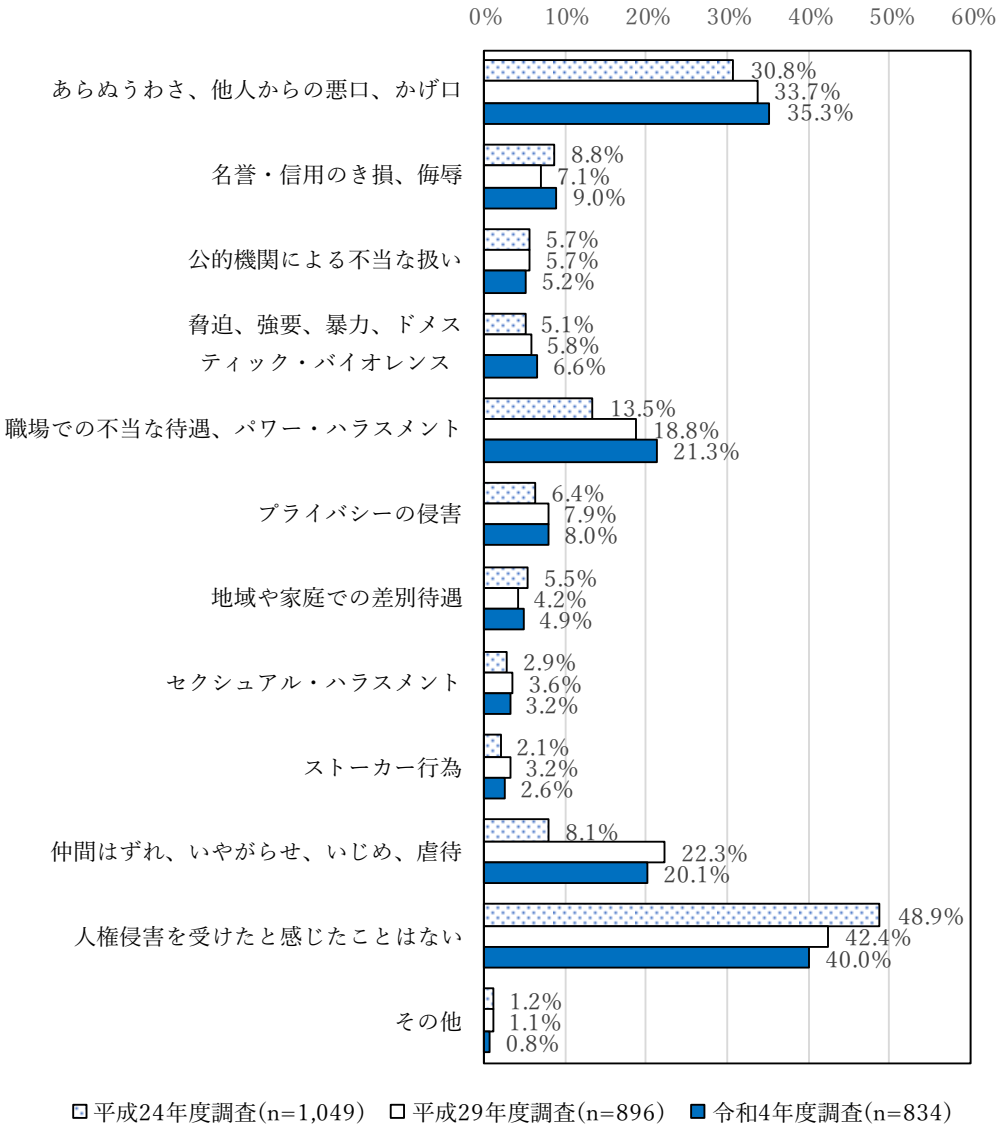

人権侵害を受けたと感じた経験については、「人権侵害を受けたと感じたことはない」が40.0％と最も高く、次いで「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が35.3％、「職場での不当な待遇、パワー・ハラスメント」が21.3％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「職場での不当な待遇、パワー・ハラスメント」が前回の18.8%より2.5ポイント増加し、「人権侵害を受けたと感じたことはない」が前回の42.4%より2.4ポイント減少しています。特に、「職場での不当な待遇、パワー・ハラスメント」と「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」は、３回の調査を通して連続して増加し、一方で、「人権侵害を受けたと感じたことはない」は、連続して減少しています。

性別にみると、「人権侵害を受けたと感じたことはない」をのぞくと、男性では、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が31.3％、女性では、39.0％で最も高くなっています。

年齢別にみても、全ての年代で、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が最も高くなっています。

図表２－４　人権侵害を受けたと感じた経験　（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口	名誉・信用のき損、侮辱	公的機関による不当な扱い	脅迫、強要、暴力、ドメスティック・バイオレンス	職場での不当な待遇、パワー・ハラスメント	プライバシーの侵害	地域や家庭での差別待遇	セクシュアル・ハラスメント	ストーカー行為	仲間はずれ、いやがらせ、いじめ、虐待	人権侵害を受けたと感じたことはない	その他
全体		834	294	75	43	55	178	67	41	27	22	168	334	7
		100.0	35.3	9.0	5.2	6.6	21.3	8.0	4.9	3.2	2.6	20.1	40.0	0.8
性別	男性	393	123	34	24	18	83	26	7	2	3	62	174	5
		100.0	31.3	8.7	6.1	4.6	21.1	6.6	1.8	0.5	0.8	15.8	44.3	1.3
	女性	426	166	38	19	36	91	40	33	25	18	104	156	2
		100.0	39.0	8.9	4.5	8.5	21.4	9.4	7.7	5.9	4.2	24.4	36.6	0.5
	答えたくない	3	2	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
		100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	無回答	12	3	0	0	1	3	1	1	0	1	1	4	0
		100.0	25.0	0.0	0.0	8.3	25.0	8.3	8.3	0.0	8.3	8.3	33.3	0.0
年齢	10 歳代	11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0
		100.0	45.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	54.5	0.0
	20 歳代	74	28	4	1	7	8	10	2	2	1	21	24	1
		100.0	37.8	5.4	1.4	9.5	10.8	13.5	2.7	2.7	1.4	28.4	32.4	1.4
	30 歳代	85	39	12	1	9	23	5	5	10	5	31	27	1
		100.0	45.9	14.1	1.2	10.6	27.1	5.9	5.9	11.8	5.9	36.5	31.8	1.2
	40 歳代	156	64	12	9	14	44	14	12	5	5	40	52	1
		100.0	41.0	7.7	5.8	9.0	28.2	9.0	7.7	3.2	3.2	25.6	33.3	0.6
	50 歳代	141	50	18	7	16	43	16	4	5	4	34	49	2
		100.0	35.5	12.8	5.0	11.3	30.5	11.3	2.8	3.5	2.8	24.1	34.8	1.4
	60 歳代	135	36	10	12	2	32	10	7	3	2	24	60	1
		100.0	26.7	7.4	8.9	1.5	23.7	7.4	5.2	2.2	1.5	17.8	44.4	0.7
	70 歳以上	223	69	19	13	6	26	11	11	2	4	17	114	1
		100.0	30.9	8.5	5.8	2.7	11.7	4.9	4.9	0.9	1.8	7.6	51.1	0.4
	無回答	9	3	0	0	1	2	1	0	0	1	0	2	0
		100.0	33.3	0.0	0.0	11.1	22.2	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	22.2	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	82	28	9	8	6	13	7	5	4	1	13	35	1
		100.0	34.1	11.0	9.8	7.3	15.9	8.5	6.1	4.9	1.2	15.9	42.7	1.2
	正規の職員・従業員	269	92	26	12	18	76	22	8	10	5	72	98	2
		100.0	34.2	9.7	4.5	6.7	28.3	8.2	3.0	3.7	1.9	26.8	36.4	0.7
	パート、アルバイト等	170	69	16	6	16	45	19	14	10	10	42	56	2
		100.0	40.6	9.4	3.5	9.4	26.5	11.2	8.2	5.9	5.9	24.7	32.9	1.2
	専業（主婦・主夫）	77	26	7	6	4	11	8	5	0	1	12	33	0
		100.0	33.8	9.1	7.8	5.2	14.3	10.4	6.5	0.0	1.3	15.6	42.9	0.0
	学生	35	15	2	0	2	3	2	0	1	1	9	16	0
		100.0	42.9	5.7	0.0	5.7	8.6	5.7	0.0	2.9	2.9	25.7	45.7	0.0
	無職	184	57	13	10	7	27	7	8	2	3	19	91	2
		100.0	31.0	7.1	5.4	3.8	14.7	3.8	4.3	1.1	1.6	10.3	49.5	1.1
	その他	7	4	1	1	1	1	1	1	0	0	1	3	0
		100.0	57.1	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3	42.9	0.0
	無回答	10	3	1	0	1	2	1	0	0	1	0	2	0
		100.0	30.0	10.0	0.0	10.0	20.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	79	27	13	8	6	15	11	3	2	1	10	32	1
		100.0	34.2	16.5	10.1	7.6	19.0	13.9	3.8	2.5	1.3	12.7	40.5	1.3
	一世代世帯	209	66	15	11	5	53	13	10	2	4	33	97	2
		100.0	31.6	7.2	5.3	2.4	25.4	6.2	4.8	1.0	1.9	15.8	46.4	1.0
	二世代世帯	412	159	39	20	30	84	32	23	16	11	90	156	3
		100.0	38.6	9.5	4.9	7.3	20.4	7.8	5.6	3.9	2.7	21.8	37.9	0.7
	三世代世帯	91	27	4	2	5	16	5	4	5	2	27	37	1
		100.0	29.7	4.4	2.2	5.5	17.6	5.5	4.4	5.5	2.2	29.7	40.7	1.1
	その他	32	12	4	2	8	8	5	1	2	3	7	9	0
		100.0	37.5	12.5	6.3	25.0	25.0	15.6	3.1	6.3	9.4	21.9	28.1	0.0
	無回答	11	3	0	0	1	2	1	0	0	1	1	3	0
		100.0	27.3	0.0	0.0	9.1	18.2	9.1	0.0	0.0	9.1	9.1	27.3	0.0

問７　もしも、人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか。（あてはまる番号すべてに○）

図表２－５　人権侵害を受けた場合の対応（複数回答）

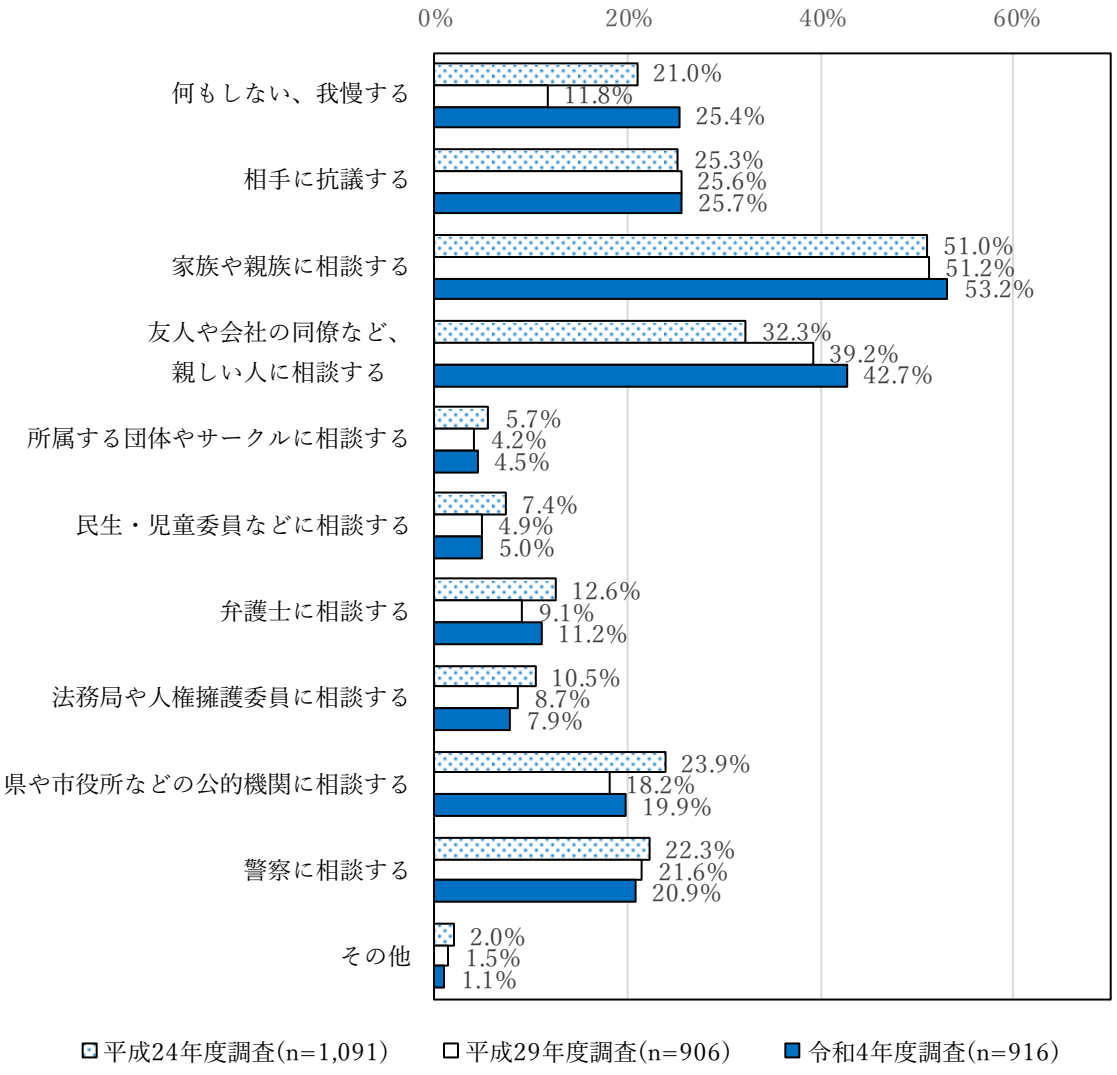

人権侵害を受けた場合の対応は、「家族や親族に相談する」が53.2％と最も高く、次いで「友人や会社の同僚など、親しい人に相談する」が42.7％、「相手に抗議する」が25.7%の順となっています。

その一方で、前回調査（平成29年）と比較すると、「何もしない、我慢する」が前回の11.8%より13.6ポイント増加し、「法務局や人権擁護委員に相談する」が前回の8.7%より0.8ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「家族や親族に相談する」が最も高くなっており、特に女性は64.0％で、男性より23.3ポイント高くなっています。

年齢別にみても、20歳代以上では、「家族や親族に相談する」が最も高くなっています。10歳代では、「何もしない、我慢する」が41.7％で最も高くなっています。

図表２－６　人権侵害を受けた場合の対応（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	何もしない、我慢する	相手に抗議する	家族や親族に相談する	友人や会社の同僚など、親しい人に相談する	所属する団体やサークルに相談する	民生・児童委員などに相談する	弁護士に相談する	法務局や人権擁護委員に相談する	県や市役所などの公的機関に相談する	警察に相談する	その他
全体		916	233	235	487	391	41	46	103	72	182	191	10
		100.0	25.4	25.7	53.2	42.7	4.5	5.0	11.2	7.9	19.9	20.9	1.1
性別	男性	428	115	140	174	147	24	21	58	44	93	98	6
		100.0	26.9	32.7	40.7	34.3	5.6	4.9	13.6	10.3	21.7	22.9	1.4
	女性	472	118	89	302	237	17	23	41	26	84	90	3
		100.0	25.0	18.9	64.0	50.2	3.6	4.9	8.7	5.5	17.8	19.1	0.6
	答えたくない	4	0	2	2	2	0	1	1	1	1	0	0
		100.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0
	無回答	12	0	4	9	5	0	1	3	1	4	3	1
		100.0	0.0	33.3	75.0	41.7	0.0	8.3	25.0	8.3	33.3	25.0	8.3
年齢	10 歳代	12	5	4	4	6	1	1	1	0	0	1	0
		100.0	41.7	33.3	33.3	50.0	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0
	20 歳代	78	17	19	50	45	6	1	3	3	4	7	1
		100.0	21.8	24.4	64.1	57.7	7.7	1.3	3.8	3.8	5.1	9.0	1.3
	30 歳代	91	36	32	57	49	4	5	9	2	12	14	4
		100.0	39.6	35.2	62.6	53.8	4.4	5.5	9.9	2.2	13.2	15.4	4.4
	40 歳代	160	52	40	84	71	7	3	19	7	21	23	1
		100.0	32.5	25.0	52.5	44.4	4.4	1.9	11.9	4.4	13.1	14.4	0.6
	50 歳代	153	39	43	88	78	5	1	16	12	27	33	2
		100.0	25.5	28.1	57.5	51.0	3.3	0.7	10.5	7.8	17.6	21.6	1.3
	60 歳代	154	31	35	76	63	5	10	23	19	39	36	0
		100.0	20.1	22.7	49.4	40.9	3.2	6.5	14.9	12.3	25.3	23.4	0.0
	70 歳以上	258	53	58	121	74	13	25	29	28	76	75	1
		100.0	20.5	22.5	46.9	28.7	5.0	9.7	11.2	10.9	29.5	29.1	0.4
	無回答	10	0	4	7	5	0	0	3	1	3	2	1
		100.0	0.0	40.0	70.0	50.0	0.0	0.0	30.0	10.0	30.0	20.0	10.0
就業・就学状況	自営業・経営者	96	27	28	48	34	5	5	20	6	23	24	1
		100.0	28.1	29.2	50.0	35.4	5.2	5.2	20.8	6.3	24.0	25.0	1.0
	正規の職員・従業員	284	90	82	140	131	13	9	32	15	41	45	5
		100.0	31.7	28.9	49.3	46.1	4.6	3.2	11.3	5.3	14.4	15.8	1.8
	パート、アルバイト等	185	42	43	108	105	6	3	15	18	34	37	0
		100.0	22.7	23.2	58.4	56.8	3.2	1.6	8.1	9.7	18.4	20.0	0.0
	専業（主婦・主夫）	90	19	16	61	31	4	5	6	6	21	17	0
		100.0	21.1	17.8	67.8	34.4	4.4	5.6	6.7	6.7	23.3	18.9	0.0
	学生	38	9	9	21	24	3	2	2	0	0	3	0
		100.0	23.7	23.7	55.3	63.2	7.9	5.3	5.3	0.0	0.0	7.9	0.0
	無職	204	43	50	96	58	9	22	22	25	59	61	3
		100.0	21.1	24.5	47.1	28.4	4.4	10.8	10.8	12.3	28.9	29.9	1.5
	その他	8	3	3	6	3	1	0	2	0	1	2	0
		100.0	37.5	37.5	75.0	37.5	12.5	0.0	25.0	0.0	12.5	25.0	0.0
	無回答	11	0	4	7	5	0	0	4	2	3	2	1
		100.0	0.0	36.4	63.6	45.5	0.0	0.0	36.4	18.2	27.3	18.2	9.1
家族構成	ひとり暮らし	88	19	27	29	31	7	8	15	14	22	24	1
		100.0	21.6	30.7	33.0	35.2	8.0	9.1	17.0	15.9	25.0	27.3	1.1
	一世代世帯	240	41	63	126	94	8	13	31	21	62	65	2
		100.0	17.1	26.3	52.5	39.2	3.3	5.4	12.9	8.8	25.8	27.1	0.8
	二世代世帯	442	131	105	250	196	18	20	43	28	67	79	3
		100.0	29.6	23.8	56.6	44.3	4.1	4.5	9.7	6.3	15.2	17.9	0.7
	三世代世帯	99	25	29	57	49	5	3	8	6	20	17	2
		100.0	25.3	29.3	57.6	49.5	5.1	3.0	8.1	6.1	20.2	17.2	2.0
	その他	34	14	7	17	16	3	2	3	2	8	4	1
		100.0	41.2	20.6	50.0	47.1	8.8	5.9	8.8	5.9	23.5	11.8	2.9
	無回答	13	3	4	8	5	0	0	3	1	3	2	1
		100.0	23.1	30.8	61.5	38.5	0.0	0.0	23.1	7.7	23.1	15.4	7.7

問８　過去５年の間に、人権問題に関する講演会や研修会へ参加されたことはありますか。（○は１つだけ）

図表２－７　人権問題に関する講演会や研修会への参加経験

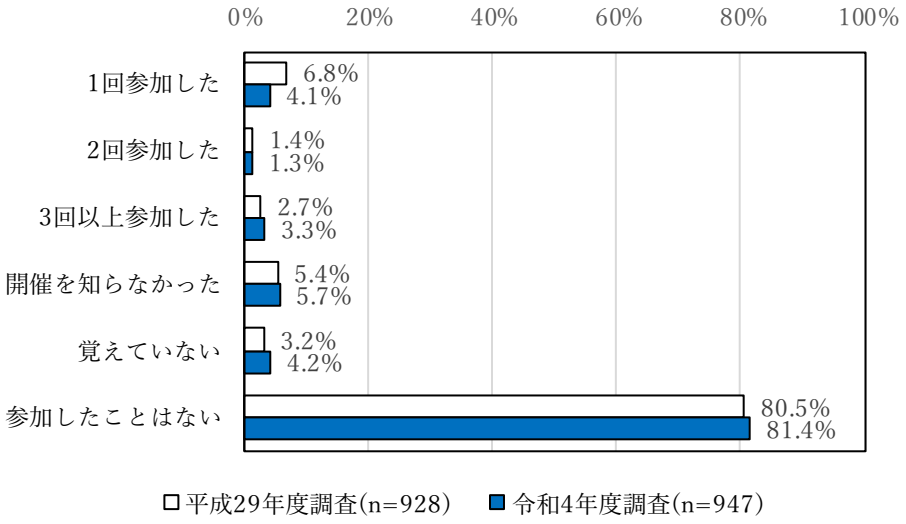

人権問題に関する講演会や研修会への参加経験は、「参加したことはない」が81.4％と最も高く、次いで「開催を知らなかった」が5.7％、「覚えていない」4.2％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「覚えていない」が前回の3.2%より1.0ポイント増加し、「1回参加した」が前回の6.8%より2.7ポイント減少しています。

性別、年齢、就業・就学状況、家族構成別にみても、「参加したことはない」が最も高くなっています。

図表２－８　人権問題に関する講演会や研修会への参加経験（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	1回参加した	2回参加した	3回以上参加した	開催を知らなかった	覚えていない	参加したことはない
全体		947	39	12	31	54	40	771
		100.0	4.1	1.3	3.3	5.7	4.2	81.4
性別	男性	442	22	6	14	25	19	356
		100.0	5.0	1.4	3.2	5.7	4.3	80.5
	女性	490	17	6	17	29	20	401
		100.0	3.5	1.2	3.5	5.9	4.1	81.8
	答えたくない	5	0	0	0	0	0	5
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	無回答	10	0	0	0	0	1	9
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	90.0
年齢	10歳代	10	1	0	0	2	1	6
		100.0	10.0	0.0	0.0	20.0	10.0	60.0
	20歳代	78	6	2	2	7	9	52
		100.0	7.7	2.6	2.6	9.0	11.5	66.7
	30歳代	92	4	0	3	3	3	79
		100.0	4.3	0.0	3.3	3.3	3.3	85.9
	40歳代	162	4	2	8	10	10	128
		100.0	2.5	1.2	4.9	6.2	6.2	79.0
	50歳代	155	4	1	6	8	9	127
		100.0	2.6	0.6	3.9	5.2	5.8	81.9
	60歳代	161	7	3	5	6	2	138
		100.0	4.3	1.9	3.1	3.7	1.2	85.7
	70歳以上	282	13	4	7	18	5	235
		100.0	4.6	1.4	2.5	6.4	1.8	83.3
	無回答	7	0	0	0	0	1	6
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	85.7
就業・就学状況	自営業・経営者	100	4	0	2	6	4	84
		100.0	4.0	0.0	2.0	6.0	4.0	84.0
	正規の職員・従業員	286	13	3	18	14	16	222
		100.0	4.5	1.0	6.3	4.9	5.6	77.6
	パート、アルバイト等	189	6	2	4	12	7	158
		100.0	3.2	1.1	2.1	6.3	3.7	83.6
	専業（主婦・主夫）	100	2	1	2	5	2	88
		100.0	2.0	1.0	2.0	5.0	2.0	88.0
	学生	36	2	2	0	5	4	23
		100.0	5.6	5.6	0.0	13.9	11.1	63.9
	無職	219	12	4	4	12	4	183
		100.0	5.5	1.8	1.8	5.5	1.8	83.6
	その他	9	0	0	1	0	2	6
		100.0	0.0	0.0	11.1	0.0	22.2	66.7
	無回答	8	0	0	0	0	1	7
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	87.5
家族構成	ひとり暮らし	94	6	1	4	7	3	73
		100.0	6.4	1.1	4.3	7.4	3.2	77.7
	一世代世帯	259	13	3	9	16	11	207
		100.0	5.0	1.2	3.5	6.2	4.2	79.9
	二世代世帯	448	16	6	9	29	18	370
		100.0	3.6	1.3	2.0	6.5	4.0	82.6
	三世代世帯	99	4	1	6	2	6	80
		100.0	4.0	1.0	6.1	2.0	6.1	80.8
	その他	35	0	1	3	0	1	30
		100.0	0.0	2.9	8.6	0.0	2.9	85.7
	無回答	12	0	0	0	0	1	11
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	91.7

問９　問８で参加したと回答された方は、参加された理由は何ですか。（○は１つだけ）

図表２－９　人権問題に関する講演会や研修会への参加理由

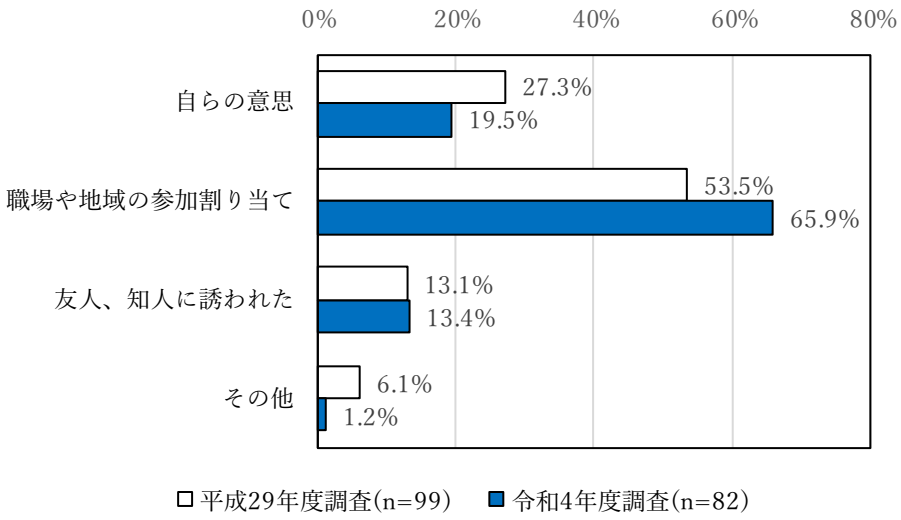

人権問題に関する講演会や研修会への参加理由は、「職場や地域の参加割り当て」が65.9％と最も高く、次いで、「自らの意思」が19.5％、「友人、知人に誘われた」が13.4％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「職場や地域の参加割り当て」が前回の53.5%より12.4ポイント増加し、「自らの意思」が前回の27.3%より7.8ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも「職場や地域の参加割り当て」が60％を超え最も高くなっています。

年齢別にみると、20歳代から60歳代までは、「職場や地域の参加割り当て」が最も高く、70歳以上では「自らの意思」が45.8％で最も高くなっています。

就業・就学状況別にみると、専業（主婦・主夫）と無職では、「自らの意思」が40％以上となっています。

図表２－10　人権問題に関する講演会や研修会への参加理由（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	自らの意思	職場や地域の参加割り当て	友人、知人に誘われた	その他
全体		82	16	54	11	1
		100.0	19.5	65.9	13.4	1.2
性別	男性	42	7	29	5	1
		100.0	16.7	69.0	11.9	2.4
	女性	40	9	25	6	0
		100.0	22.5	62.5	15.0	0.0
	答えたくない	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	10歳代	1	0	0	0	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	20歳代	10	1	8	1	0
		100.0	10.0	80.0	10.0	0.0
	30歳代	7	0	6	1	0
		100.0	0.0	85.7	14.3	0.0
	40歳代	14	1	12	1	0
		100.0	7.1	85.7	7.1	0.0
	50歳代	11	1	9	1	0
		100.0	9.1	81.8	9.1	0.0
	60歳代	15	2	11	2	0
		100.0	13.3	73.3	13.3	0.0
	70歳以上	24	11	8	5	0
		100.0	45.8	33.3	20.8	0.0
	無回答	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	6	0	4	2	0
		100.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	正規の職員・従業員	34	2	30	2	0
		100.0	5.9	88.2	5.9	0.0
	パート、アルバイト等	12	2	8	2	0
		100.0	16.7	66.7	16.7	0.0
	専業（主婦・主夫）	5	2	1	2	0
		100.0	40.0	20.0	40.0	0.0
	学生	4	1	2	0	1
		100.0	25.0	50.0	0.0	25.0
	無職	20	9	8	3	0
		100.0	45.0	40.0	15.0	0.0
	その他	1	0	1	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	無回答	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	11	5	5	1	0
		100.0	45.5	45.5	9.1	0.0
	一世代世帯	25	7	14	4	0
		100.0	28.0	56.0	16.0	0.0
	二世代世帯	31	2	24	4	1
		100.0	6.5	77.4	12.9	3.2
	三世代世帯	11	2	8	1	0
		100.0	18.2	72.7	9.1	0.0
	その他	4	0	3	1	0
		100.0	0.0	75.0	25.0	0.0
	無回答	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

２　女性の人権について

問 10　次のうち、女性の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－11　女性の人権について問題があると思うこと（複数回答）

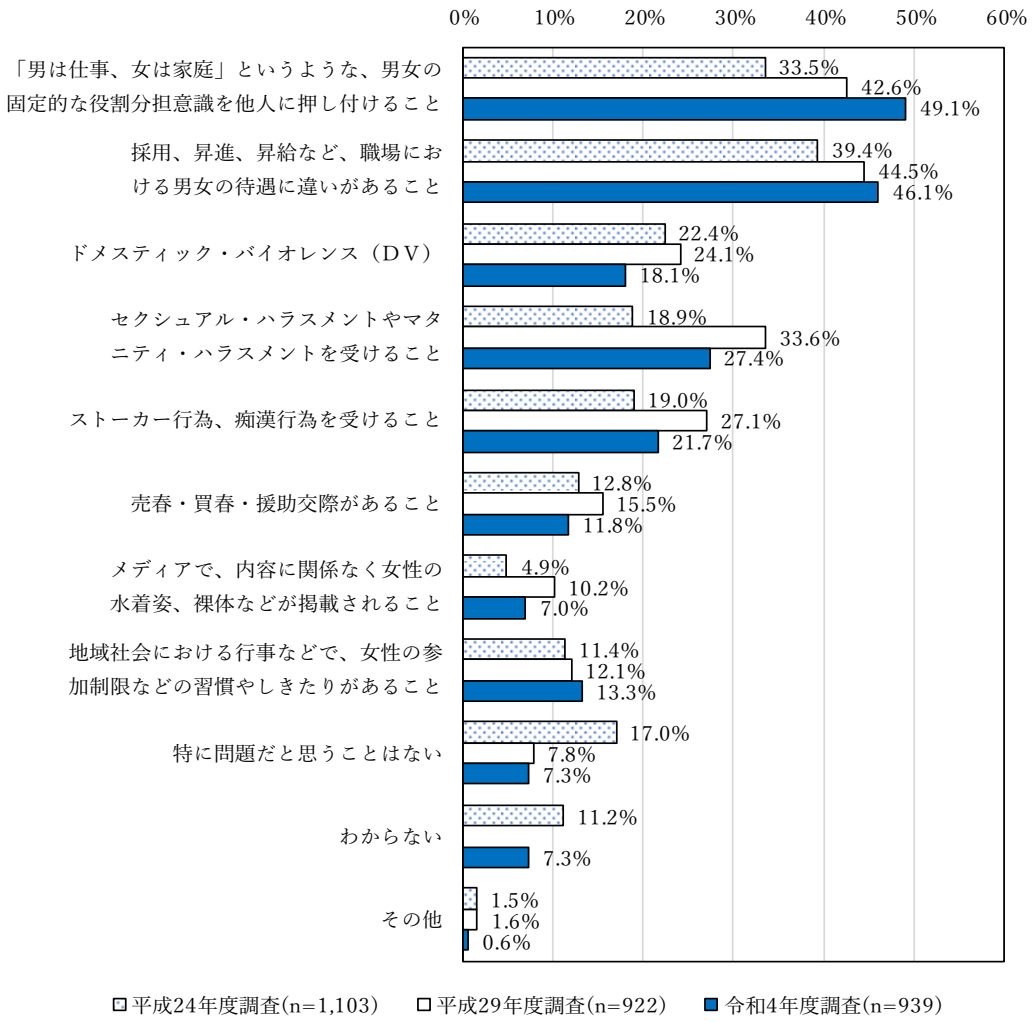

女性の人権について問題があると思うことは、「「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること」が49.1%で最も高く、次いで「採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること」が46.1%、「セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを受けること」が27.4%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること」が前回の42.6%より6.5ポイント増加し、「セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを受けること」が前回の33.6%より6.2ポイント減少しています。特に、「「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること」と「採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること」は、３回の調査を通して連続して増加しています。

性別にみても、男性・女性とも、「「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること」が最も高く、次いで「採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること」の順となっています。

年齢別にみると、20歳代・30歳代と70歳以上では、「「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること」が最も高くなっています。それ以外の年代では、「採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること」が最も高くなっています。

図表２－12　女性の人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること	採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること	ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを受けること	ストーカー行為、痴漢行為を受けること	売春・買春・援助交際があること	メディアで、内容に関係なく女性の水着姿、裸体などが掲載されること	地域社会における行事などで、女性の参加制限などの習慣やしきたりがあること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		939	461	433	170	257	204	111	66	125	69	69	6
		100.0	49.1	46.1	18.1	27.4	21.7	11.8	7.0	13.3	7.3	7.3	0.6
性別	男性	436	203	182	77	97	95	54	21	57	45	38	6
		100.0	46.6	41.7	17.7	22.2	21.8	12.4	4.8	13.1	10.3	8.7	1.4
	女性	488	251	246	89	156	107	52	43	68	23	29	0
		100.0	51.4	50.4	18.2	32.0	21.9	10.7	8.8	13.9	4.7	5.9	0.0
	答えたくない	5	3	1	1	1	0	2	1	0	0	1	0
		100.0	60.0	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	無回答	10	4	4	3	3	2	3	1	0	1	1	0
		100.0	40.0	40.0	30.0	30.0	20.0	30.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0
年齢	10 歳代	11	6	9	1	3	2	0	0	1	0	0	0
		100.0	54.5	81.8	9.1	27.3	18.2	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0
	20 歳代	78	50	41	12	30	16	7	1	11	3	5	0
		100.0	64.1	52.6	15.4	38.5	20.5	9.0	1.3	14.1	3.8	6.4	0.0
	30 歳代	92	59	42	16	40	24	7	8	15	3	3	2
		100.0	64.1	45.7	17.4	43.5	26.1	7.6	8.7	16.3	3.3	3.3	2.2
	40 歳代	163	74	76	30	52	43	18	4	15	7	10	2
		100.0	45.4	46.6	18.4	31.9	26.4	11.0	2.5	9.2	4.3	6.1	1.2
	50 歳代	155	78	80	46	56	48	13	9	19	8	2	0
		100.0	50.3	51.6	29.7	36.1	31.0	8.4	5.8	12.3	5.2	1.3	0.0
	60 歳代	160	77	82	28	46	33	25	14	27	9	6	1
		100.0	48.1	51.3	17.5	28.8	20.6	15.6	8.8	16.9	5.6	3.8	0.6
	70 歳以上	273	115	100	35	28	36	38	29	37	39	43	1
		100.0	42.1	36.6	12.8	10.3	13.2	13.9	10.6	13.6	14.3	15.8	0.4
	無回答	7	2	3	2	2	2	3	1	0	0	0	0
		100.0	28.6	42.9	28.6	28.6	28.6	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	96	47	34	14	21	23	17	5	11	9	8	1
		100.0	49.0	35.4	14.6	21.9	24.0	17.7	5.2	11.5	9.4	8.3	1.0
	正規の職員・従業員	287	157	141	59	97	69	23	14	42	13	11	4
		100.0	54.7	49.1	20.6	33.8	24.0	8.0	4.9	14.6	4.5	3.8	1.4
	パート、アルバイト等	189	91	102	38	75	52	21	14	21	7	9	0
		100.0	48.1	54.0	20.1	39.7	27.5	11.1	7.4	11.1	3.7	4.8	0.0
	専業（主婦・主夫）	98	48	40	25	17	18	6	12	20	8	5	0
		100.0	49.0	40.8	25.5	17.3	18.4	6.1	12.2	20.4	8.2	5.1	0.0
	学生	37	21	23	3	12	7	3	1	2	1	0	0
		100.0	56.8	62.2	8.1	32.4	18.9	8.1	2.7	5.4	2.7	0.0	0.0
	無職	215	92	86	28	33	32	35	18	28	29	34	1
		100.0	42.8	40.0	13.0	15.3	14.9	16.3	8.4	13.0	13.5	15.8	0.5
	その他	9	3	4	1	0	1	3	1	1	2	1	0
		100.0	33.3	44.4	11.1	0.0	11.1	33.3	11.1	11.1	22.2	11.1	0.0
	無回答	8	2	3	2	2	2	3	1	0	0	1	0
		100.0	25.0	37.5	25.0	25.0	25.0	37.5	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0
家族構成	ひとり暮らし	93	37	39	17	26	20	16	8	13	10	10	1
		100.0	39.8	41.9	18.3	28.0	21.5	17.2	8.6	14.0	10.8	10.8	1.1
	一世代世帯	255	131	111	48	46	56	28	15	41	26	19	0
		100.0	51.4	43.5	18.8	18.0	22.0	11.0	5.9	16.1	10.2	7.5	0.0
	二世代世帯	444	228	217	74	142	86	46	36	59	24	28	5
		100.0	51.4	48.9	16.7	32.0	19.4	10.4	8.1	13.3	5.4	6.3	1.1
	三世代世帯	100	43	47	21	32	29	9	5	9	6	9	0
		100.0	43.0	47.0	21.0	32.0	29.0	9.0	5.0	9.0	6.0	9.0	0.0
	その他	35	17	15	6	7	11	8	1	2	3	2	0
		100.0	48.6	42.9	17.1	20.0	31.4	22.9	2.9	5.7	8.6	5.7	0.0
	無回答	12	5	4	4	4	2	4	1	1	0	1	0
		100.0	41.7	33.3	33.3	33.3	16.7	33.3	8.3	8.3	0.0	8.3	0.0

問 11　あなたは、女性の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－13　女性の人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

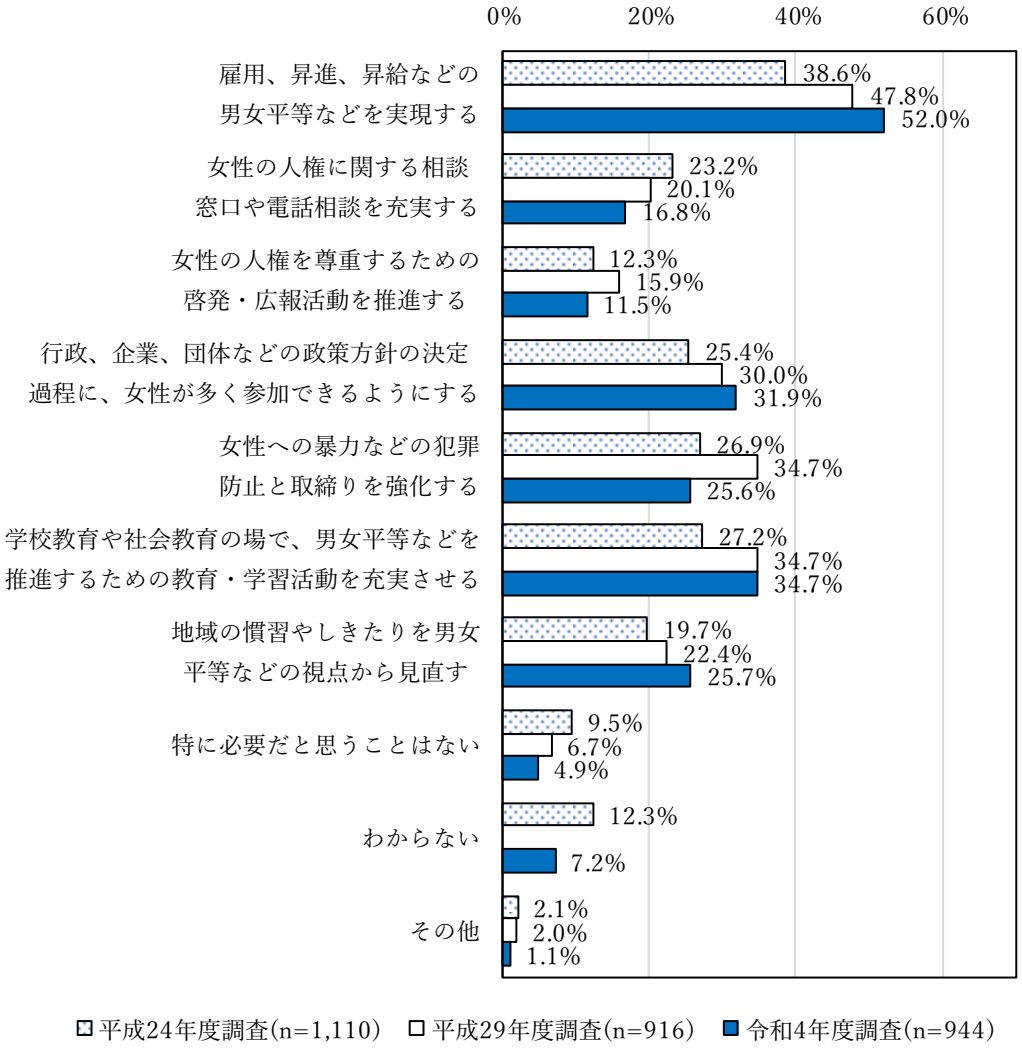

女性の人権を尊重するために必要なことは、「雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する」が52.0%で最も高く、次いで「学校教育や社会教育の場で、男女平等などを推進するための教育・学習活動を充実させる」が34.7%、「行政、企業、団体などの政策方針の決定過程に、女性が多く参加できるようにする」が31.9%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する」が前回の47.8%より4.2ポイント増加し、「女性への暴力などの犯罪防止と取締りを強化する」が前回の34.7%より9.1ポイント減少しています。

特に、「雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する」は、３回の調査を通して大きく増加しています。

性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別にみても、「雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する」が最も高くなっています。

図表２－14　女性の人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する	女性の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	女性の人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する	行政、企業、団体などの政策方針の決定過程に、女性が多く参加できるようにする	女性への暴力などの犯罪防止と取締りを強化する	学校教育や社会教育の場で、男女平等などを推進するための教育・学習活動を充実させる	地域の慣習やしきたりを男女平等などの視点から見直す	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		944	491	159	109	301	242	328	243	46	68	10
		100.0	52.0	16.8	11.5	31.9	25.6	34.7	25.7	4.9	7.2	1.1
性別	男性	439	219	66	57	152	105	139	108	27	35	6
		100.0	49.9	15.0	13.0	34.6	23.9	31.7	24.6	6.2	8.0	1.4
	女性	490	267	91	51	146	132	182	131	18	31	4
		100.0	54.5	18.6	10.4	29.8	26.9	37.1	26.7	3.7	6.3	0.8
	答えたくない	5	1	2	1	1	0	1	1	0	1	0
		100.0	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0
	無回答	10	4	0	0	2	5	6	3	1	1	0
		100.0	40.0	0.0	0.0	20.0	50.0	60.0	30.0	10.0	10.0	0.0
年齢	10 歳代	11	7	1	2	2	4	5	2	0	1	0
		100.0	63.6	9.1	18.2	18.2	36.4	45.5	18.2	0.0	9.1	0.0
	20 歳代	78	48	10	8	19	19	28	21	4	7	0
		100.0	61.5	12.8	10.3	24.4	24.4	35.9	26.9	5.1	9.0	0.0
	30 歳代	92	50	12	3	31	26	42	34	2	4	2
		100.0	54.3	13.0	3.3	33.7	28.3	45.7	37.0	2.2	4.3	2.2
	40 歳代	162	85	19	13	35	56	54	33	5	9	4
		100.0	52.5	11.7	8.0	21.6	34.6	33.3	20.4	3.1	5.6	2.5
	50 歳代	154	91	29	17	51	43	59	43	5	5	3
		100.0	59.1	18.8	11.0	33.1	27.9	38.3	27.9	3.2	3.2	1.9
	60 歳代	161	92	27	29	61	32	56	46	5	6	1
		100.0	57.1	16.8	18.0	37.9	19.9	34.8	28.6	3.1	3.7	0.6
	70 歳以上	279	116	61	37	100	58	80	62	25	35	0
		100.0	41.6	21.9	13.3	35.8	20.8	28.7	22.2	9.0	12.5	0.0
	無回答	7	2	0	0	2	4	4	2	0	1	0
		100.0	28.6	0.0	0.0	28.6	57.1	57.1	28.6	0.0	14.3	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	99	45	14	12	40	24	30	29	6	10	0
		100.0	45.5	14.1	12.1	40.4	24.2	30.3	29.3	6.1	10.1	0.0
	正規の職員・従業員	286	158	43	23	86	75	97	84	8	14	9
		100.0	55.2	15.0	8.0	30.1	26.2	33.9	29.4	2.8	4.9	3.1
	パート、アルバイト等	188	107	35	28	56	54	66	47	7	9	1
		100.0	56.9	18.6	14.9	29.8	28.7	35.1	25.0	3.7	4.8	0.5
	専業（主婦・主夫）	99	48	18	9	28	31	34	26	6	3	0
		100.0	48.5	18.2	9.1	28.3	31.3	34.3	26.3	6.1	3.0	0.0
	学生	37	26	4	7	9	8	16	4	1	2	0
		100.0	70.3	10.8	18.9	24.3	21.6	43.2	10.8	2.7	5.4	0.0
	無職	218	99	43	30	77	46	76	48	17	28	0
		100.0	45.4	19.7	13.8	35.3	21.1	34.9	22.0	7.8	12.8	0.0
	その他	9	6	2	0	3	0	5	3	0	1	0
		100.0	66.7	22.2	0.0	33.3	0.0	55.6	33.3	0.0	11.1	0.0
	無回答	8	2	0	0	2	4	4	2	1	1	0
		100.0	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0	50.0	25.0	12.5	12.5	0.0
家族構成	ひとり暮らし	95	42	21	11	27	24	34	31	4	8	1
		100.0	44.2	22.1	11.6	28.4	25.3	35.8	32.6	4.2	8.4	1.1
	一世代世帯	258	136	47	48	96	59	79	57	19	14	0
		100.0	52.7	18.2	18.6	37.2	22.9	30.6	22.1	7.4	5.4	0.0
	二世代世帯	445	239	65	39	136	111	159	115	17	36	8
		100.0	53.7	14.6	8.8	30.6	24.9	35.7	25.8	3.8	8.1	1.8
	三世代世帯	100	50	20	7	30	29	38	26	4	8	1
		100.0	50.0	20.0	7.0	30.0	29.0	38.0	26.0	4.0	8.0	1.0
	その他	34	20	6	3	9	12	14	11	0	0	0
		100.0	58.8	17.6	8.8	26.5	35.3	41.2	32.4	0.0	0.0	0.0
	無回答	12	4	0	1	3	7	4	3	2	2	0
		100.0	33.3	0.0	8.3	25.0	58.3	33.3	25.0	16.7	16.7	0.0

３　子どもの人権について

問 12　次のうち、子どもの人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－15　子どもの人権について問題があると思うこと（複数回答）

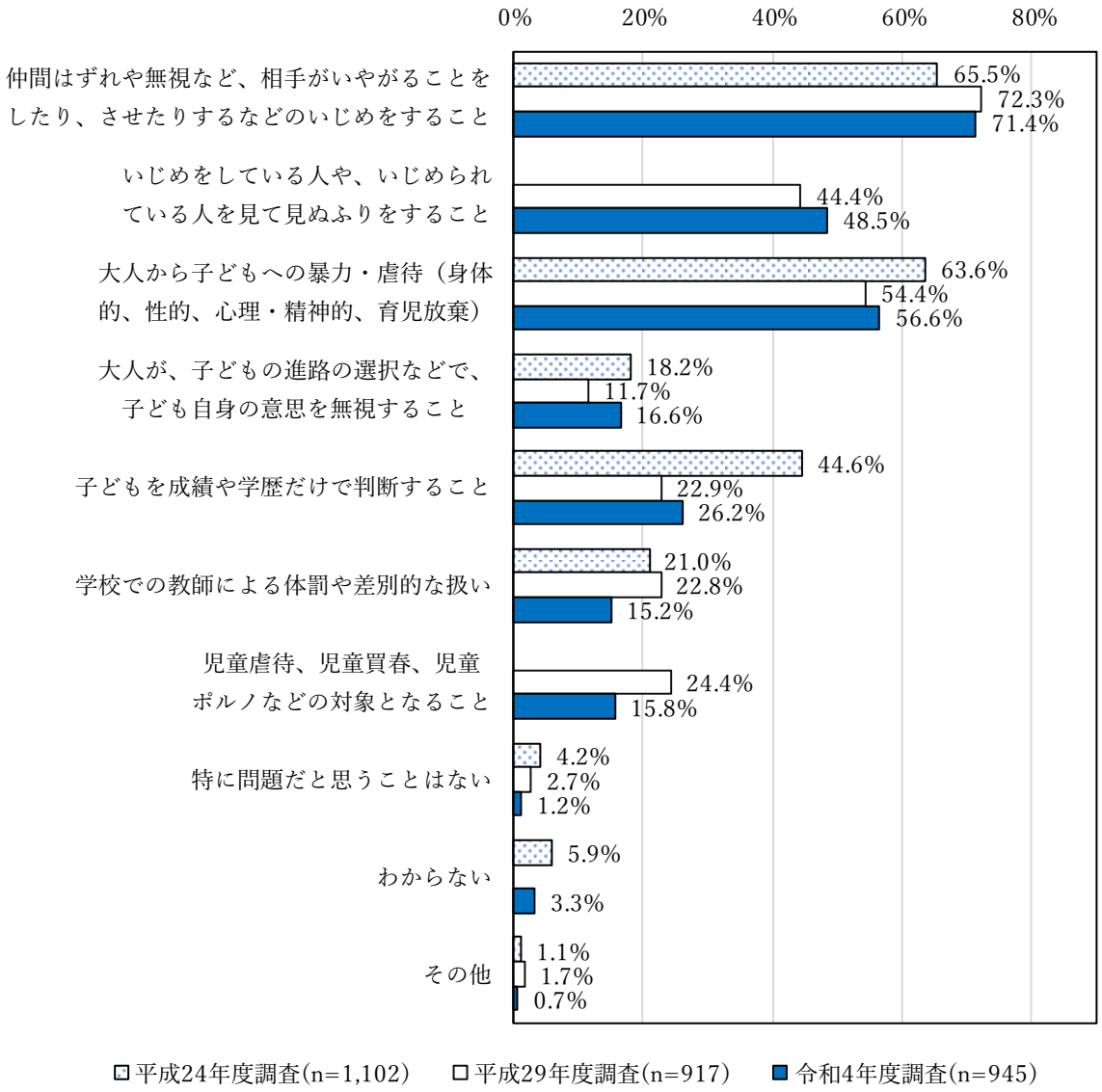

子どもの人権について問題があると思うことは、「仲間はずれや無視など、相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること」が71.4%で最も高く、次いで「大人から子どもへの暴力・虐待（身体的、性的、心理・精神的、育児放棄）」が56.6%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」が48.5%の順となっており、この３つは40%を超えています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「大人が、子どもの進路の選択などで、子ども自身の意思を無視すること」が前回の11.7%より4.9ポイント増加し、「児童虐待、児童買春、児童ポルノなどの対象となること」が前回の24.4%より8.6ポイント減少しています。

性別、年齢別、就業・就学状況別にみても、「仲間はずれや無視など、相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること」が最も高くなっており、家族構成別にみても、その他を除き、同様の結果となっています。また、「大人から子どもへの暴力・虐待（身体的、性的、心理・精神的、育児放棄）」は、40%を超えています。

図表２－16　子どもの人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	仲間はずれや無視など、相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること	いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること	大人から子どもへの暴力・虐待（身体的、性的、心理・精神的、育児放棄）	大人が、子どもの進路の選択などで、子ども自身の意思を無視すること	子どもを成績や学歴だけで判断すること	学校での教師による体罰や差別的な扱い	児童虐待、児童買春、児童ポルノなどの対象となること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		945	675	458	535	157	248	144	149	11	31	7
		100.0	71.4	48.5	56.6	16.6	26.2	15.2	15.8	1.2	3.3	0.7
性別	男性	442	316	233	231	64	103	58	64	9	14	4
		100.0	71.5	52.7	52.3	14.5	23.3	13.1	14.5	2.0	3.2	0.9
	女性	488	352	218	296	92	138	84	82	1	16	3
		100.0	72.1	44.7	60.7	18.9	28.3	17.2	16.8	0.2	3.3	0.6
	答えたくない	5	3	3	2	0	2	1	1	0	1	0
		100.0	60.0	60.0	40.0	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0
	無回答	10	4	4	6	1	5	1	2	1	0	0
		100.0	40.0	40.0	60.0	10.0	50.0	10.0	20.0	10.0	0.0	0.0
年齢	10 歳代	11	5	3	5	3	3	3	2	0	0	0
		100.0	45.5	27.3	45.5	27.3	27.3	27.3	18.2	0.0	0.0	0.0
	20 歳代	78	48	38	42	23	18	15	9	2	4	0
		100.0	61.5	48.7	53.8	29.5	23.1	19.2	11.5	2.6	5.1	0.0
	30 歳代	92	66	53	56	23	13	10	16	0	2	2
		100.0	71.7	57.6	60.9	25.0	14.1	10.9	17.4	0.0	2.2	2.2
	40 歳代	163	107	71	101	28	41	34	27	0	2	3
		100.0	65.6	43.6	62.0	17.2	25.2	20.9	16.6	0.0	1.2	1.8
	50 歳代	154	122	77	103	22	37	27	27	1	1	0
		100.0	79.2	50.0	66.9	14.3	24.0	17.5	17.5	0.6	0.6	0.0
	60 歳代	160	125	84	98	21	34	25	27	0	4	2
		100.0	78.1	52.5	61.3	13.1	21.3	15.6	16.9	0.0	2.5	1.3
	70 歳以上	280	200	129	126	36	98	29	39	8	18	0
		100.0	71.4	46.1	45.0	12.9	35.0	10.4	13.9	2.9	6.4	0.0
	無回答	7	2	3	4	1	4	1	2	0	0	0
		100.0	28.6	42.9	57.1	14.3	57.1	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	98	65	51	63	19	24	18	15	2	2	0
		100.0	66.3	52.0	64.3	19.4	24.5	18.4	15.3	2.0	2.0	0.0
	正規の職員・従業員	287	206	151	169	48	63	41	45	1	7	5
		100.0	71.8	52.6	58.9	16.7	22.0	14.3	15.7	0.3	2.4	1.7
	パート、アルバイト等	188	142	83	118	30	46	38	37	1	2	0
		100.0	75.5	44.1	62.8	16.0	24.5	20.2	19.7	0.5	1.1	0.0
	専業（主婦・主夫）	99	75	41	57	15	34	14	14	1	3	0
		100.0	75.8	41.4	57.6	15.2	34.3	14.1	14.1	1.0	3.0	0.0
	学生	37	22	15	18	11	9	8	6	0	1	0
		100.0	59.5	40.5	48.6	29.7	24.3	21.6	16.2	0.0	2.7	0.0
	無職	218	154	108	100	33	68	23	29	6	14	1
		100.0	70.6	49.5	45.9	15.1	31.2	10.6	13.3	2.8	6.4	0.5
	その他	9	9	6	5	0	0	0	1	0	1	1
		100.0	100.0	66.7	55.6	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1
	無回答	9	2	3	5	1	4	2	2	0	1	0
		100.0	22.2	33.3	55.6	11.1	44.4	22.2	22.2	0.0	11.1	0.0
家族構成	ひとり暮らし	95	67	51	54	18	29	10	17	0	4	2
		100.0	70.5	53.7	56.8	18.9	30.5	10.5	17.9	0.0	4.2	2.1
	一世代世帯	256	193	122	142	38	75	43	33	3	3	0
		100.0	75.4	47.7	55.5	14.8	29.3	16.8	12.9	1.2	1.2	0.0
	二世代世帯	446	314	219	253	70	109	65	72	7	17	4
		100.0	70.4	49.1	56.7	15.7	24.4	14.6	16.1	1.6	3.8	0.9
	三世代世帯	101	76	48	57	19	22	18	20	1	4	1
		100.0	75.2	47.5	56.4	18.8	21.8	17.8	19.8	1.0	4.0	1.0
	その他	35	21	14	23	10	8	7	4	0	1	0
		100.0	60.0	40.0	65.7	28.6	22.9	20.0	11.4	0.0	2.9	0.0
	無回答	12	4	4	6	2	5	1	3	0	2	0
		100.0	33.3	33.3	50.0	16.7	41.7	8.3	25.0	0.0	16.7	0.0

問 13　あなたが児童虐待を発見したらどうしますか。（○は１つだけ）

図表２－17　児童虐待を発見した時の対応

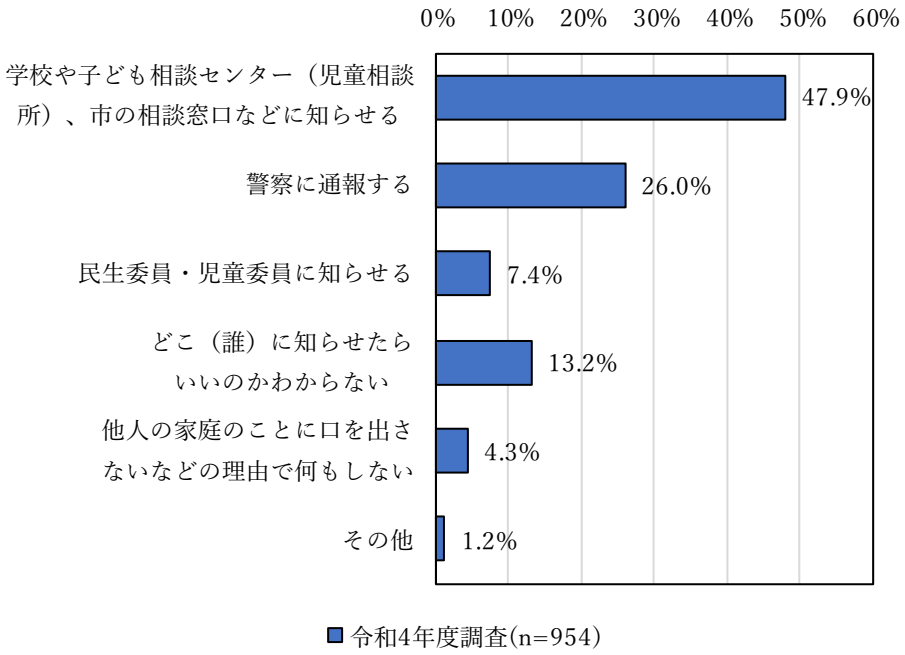

児童虐待を発見した時の対応は、「学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる」が47.9%で最も高く、次いで「警察に通報する」が26.0%、「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」が13.2%の順となっています。

性別にみると、男性・女性とも、「学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる」が最も高くなっています。

年齢別にみると、10歳代では、「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」が最も高くなっています。10歳代以外の年代では、「学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる」が最も高くなっています。

家族構成別にみても、家族の形態にかかわらず「学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる」が最も高くなっています。

図表２－18　児童虐待を発見した時の対応（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる	警察に通報する	民生委員・児童委員に知らせる	どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない	他人の家庭のことに口を出さないなどの理由で何もしない	その他
全体		954	457	248	71	126	41	11
		100.0	47.9	26.0	7.4	13.2	4.3	1.2
性別	男性	445	206	127	24	63	21	4
		100.0	46.3	28.5	5.4	14.2	4.7	0.9
	女性	489	241	116	46	61	18	7
		100.0	49.3	23.7	9.4	12.5	3.7	1.4
	答えたくない	5	1	2	1	1	0	0
		100.0	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	無回答	15	9	3	0	1	2	0
		100.0	60.0	20.0	0.0	6.7	13.3	0.0
年齢	10 歳代	12	2	3	0	4	2	1
		100.0	16.7	25.0	0.0	33.3	16.7	8.3
	20 歳代	78	38	20	1	14	4	1
		100.0	48.7	25.6	1.3	17.9	5.1	1.3
	30 歳代	92	52	16	1	18	4	1
		100.0	56.5	17.4	1.1	19.6	4.3	1.1
	40 歳代	163	85	38	3	23	12	2
		100.0	52.1	23.3	1.8	14.1	7.4	1.2
	50 歳代	154	77	48	3	22	3	1
		100.0	50.0	31.2	1.9	14.3	1.9	0.6
	60 歳代	162	74	43	20	18	4	3
		100.0	45.7	26.5	12.3	11.1	2.5	1.9
	70 歳以上	281	123	77	43	26	10	2
		100.0	43.8	27.4	15.3	9.3	3.6	0.7
	無回答	12	6	3	0	1	2	0
		100.0	50.0	25.0	0.0	8.3	16.7	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	103	34	34	12	13	7	3
		100.0	33.0	33.0	11.7	12.6	6.8	2.9
	正規の職員・従業員	287	160	67	6	43	10	1
		100.0	55.7	23.3	2.1	15.0	3.5	0.3
	パート、アルバイト等	190	101	49	6	23	8	3
		100.0	53.2	25.8	3.2	12.1	4.2	1.6
	専業（主婦・主夫）	99	53	14	16	12	3	1
		100.0	53.5	14.1	16.2	12.1	3.0	1.0
	学生	38	9	15	1	8	3	2
		100.0	23.7	39.5	2.6	21.1	7.9	5.3
	無職	215	89	64	30	23	8	1
		100.0	41.4	29.8	14.0	10.7	3.7	0.5
	その他	8	3	2	0	3	0	0
		100.0	37.5	25.0	0.0	37.5	0.0	0.0
	無回答	14	8	3	0	1	2	0
		100.0	57.1	21.4	0.0	7.1	14.3	0.0
家族構成	ひとり暮らし	94	36	31	13	12	1	1
		100.0	38.3	33.0	13.8	12.8	1.1	1.1
	一世代世帯	255	127	69	19	29	8	3
		100.0	49.8	27.1	7.5	11.4	3.1	1.2
	二世代世帯	452	220	115	25	67	19	6
		100.0	48.7	25.4	5.5	14.8	4.2	1.3
	三世代世帯	101	45	26	10	13	6	1
		100.0	44.6	25.7	9.9	12.9	5.9	1.0
	その他	35	20	3	4	4	4	0
		100.0	57.1	8.6	11.4	11.4	11.4	0.0
	無回答	17	9	4	0	1	3	0
		100.0	52.9	23.5	0.0	5.9	17.6	0.0

問 14　あなたは、子どもの人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－19　子どもの人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

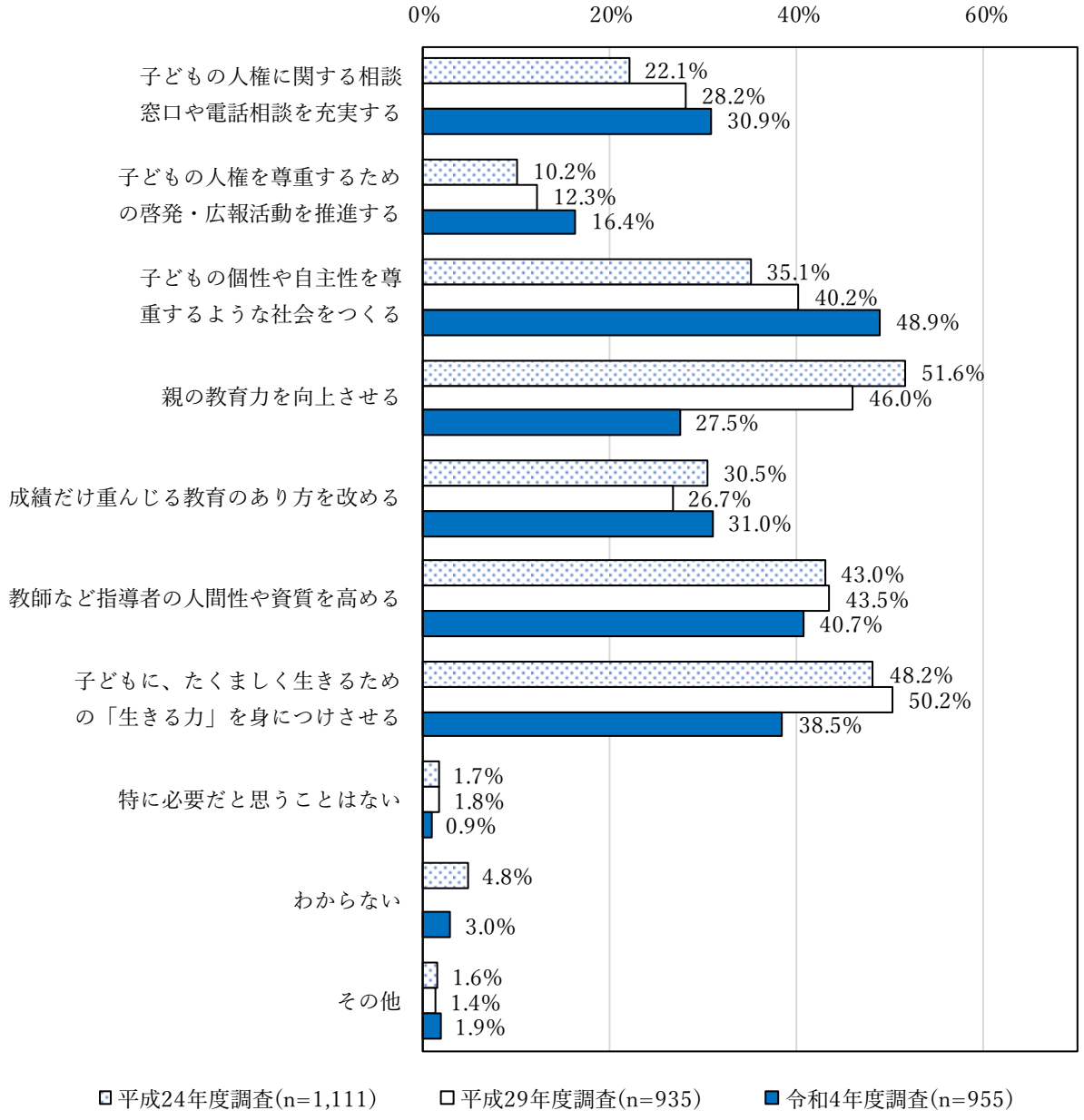

子どもの人権を尊重するために必要なことは、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」が48.9%で最も高く、次いで「教師など指導者の人間性や資質を高める」が40.7%、「子どもに、たくましく生きるための「生きる力」を身につけさせる」が38.5%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」が前回の40.2%より8.7ポイント増加し、「親の教育力を向上させる」が前回の46.0%より18.5ポイント減少しています。

特に、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」は、３回の調査を通して連続して増加しています。一方で、「親の教育力を向上させる」は、連続して減少しています。

性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別にみても、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」が、40%を超えています。

図表２－20　子どもの人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	子どもの人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	子どもの人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する	子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる	親の教育力を向上させる	成績だけ重んじる教育のあり方を改める	教師など指導者の人間性や資質を高める	子どもに、たくましく生きるための「生きる力」を身につけさせる	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		955	295	157	467	263	296	389	368	9	29	18
		100.0	30.9	16.4	48.9	27.5	31.0	40.7	38.5	0.9	3.0	1.9
性別	男性	446	137	85	209	139	116	179	148	8	13	9
		100.0	30.7	19.1	46.9	31.2	26.0	40.1	33.2	1.8	2.9	2.0
	女性	489	155	70	248	117	172	202	212	0	16	9
		100.0	31.7	14.3	50.7	23.9	35.2	41.3	43.4	0.0	3.3	1.8
	答えたくない	5	1	0	2	1	4	1	1	1	0	0
		100.0	20.0	0.0	40.0	20.0	80.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	無回答	15	2	2	8	6	4	7	7	0	0	0
		100.0	13.3	13.3	53.3	40.0	26.7	46.7	46.7	0.0	0.0	0.0
年齢	10歳代	12	1	0	8	5	4	8	1	0	0	0
		100.0	8.3	0.0	66.7	41.7	33.3	66.7	8.3	0.0	0.0	0.0
	20歳代	78	17	7	41	32	21	35	22	2	4	0
		100.0	21.8	9.0	52.6	41.0	26.9	44.9	28.2	2.6	5.1	0.0
	30歳代	92	31	8	55	30	17	39	36	0	3	5
		100.0	33.7	8.7	59.8	32.6	18.5	42.4	39.1	0.0	3.3	5.4
	40歳代	164	47	19	66	53	53	67	55	2	5	7
		100.0	28.7	11.6	40.2	32.3	32.3	40.9	33.5	1.2	3.0	4.3
	50歳代	154	50	22	73	47	45	65	63	1	5	3
		100.0	32.5	14.3	47.4	30.5	29.2	42.2	40.9	0.6	3.2	1.9
	60歳代	162	61	38	84	30	57	76	60	0	2	0
		100.0	37.7	23.5	51.9	18.5	35.2	46.9	37.0	0.0	1.2	0.0
	70歳以上	281	87	61	134	60	96	93	126	4	10	3
		100.0	31.0	21.7	47.7	21.4	34.2	33.1	44.8	1.4	3.6	1.1
	無回答	12	1	2	6	6	3	6	5	0	0	0
		100.0	8.3	16.7	50.0	50.0	25.0	50.0	41.7	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	100	30	17	52	24	39	43	44	0	2	1
		100.0	30.0	17.0	52.0	24.0	39.0	43.0	44.0	0.0	2.0	1.0
	正規の職員・従業員	287	85	36	134	103	77	116	102	4	8	12
		100.0	29.6	12.5	46.7	35.9	26.8	40.4	35.5	1.4	2.8	4.2
	パート、アルバイト等	190	76	32	95	41	55	77	76	0	6	1
		100.0	40.0	16.8	50.0	21.6	28.9	40.5	40.0	0.0	3.2	0.5
	専業（主婦・主夫）	99	31	15	52	23	39	40	38	0	2	0
		100.0	31.3	15.2	52.5	23.2	39.4	40.4	38.4	0.0	2.0	0.0
	学生	38	9	3	21	15	13	19	8	0	0	0
		100.0	23.7	7.9	55.3	39.5	34.2	50.0	21.1	0.0	0.0	0.0
	無職	218	60	50	100	49	70	84	93	5	10	3
		100.0	27.5	22.9	45.9	22.5	32.1	38.5	42.7	2.3	4.6	1.4
	その他	9	2	2	5	2	0	3	2	0	1	1
		100.0	22.2	22.2	55.6	22.2	0.0	33.3	22.2	0.0	11.1	11.1
	無回答	14	2	2	8	6	3	7	5	0	0	0
		100.0	14.3	14.3	57.1	42.9	21.4	50.0	35.7	0.0	0.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	96	28	12	51	28	37	40	38	1	2	4
		100.0	29.2	12.5	53.1	29.2	38.5	41.7	39.6	1.0	2.1	4.2
	一世代世帯	256	95	45	125	58	81	107	90	2	5	2
		100.0	37.1	17.6	48.8	22.7	31.6	41.8	35.2	0.8	2.0	0.8
	二世代世帯	449	133	73	211	124	134	187	175	3	17	10
		100.0	29.6	16.3	47.0	27.6	29.8	41.6	39.0	0.7	3.8	2.2
	三世代世帯	102	32	19	50	36	26	33	40	3	4	2
		100.0	31.4	18.6	49.0	35.3	25.5	32.4	39.2	2.9	3.9	2.0
	その他	35	6	6	19	9	14	14	17	0	1	0
		100.0	17.1	17.1	54.3	25.7	40.0	40.0	48.6	0.0	2.9	0.0
	無回答	17	1	2	11	8	4	8	8	0	0	0
		100.0	5.9	11.8	64.7	47.1	23.5	47.1	47.1	0.0	0.0	0.0

４　高齢者の人権について

問 15　次のうち、高齢者の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－21　高齢者の人権について問題があると思うこと（複数回答）

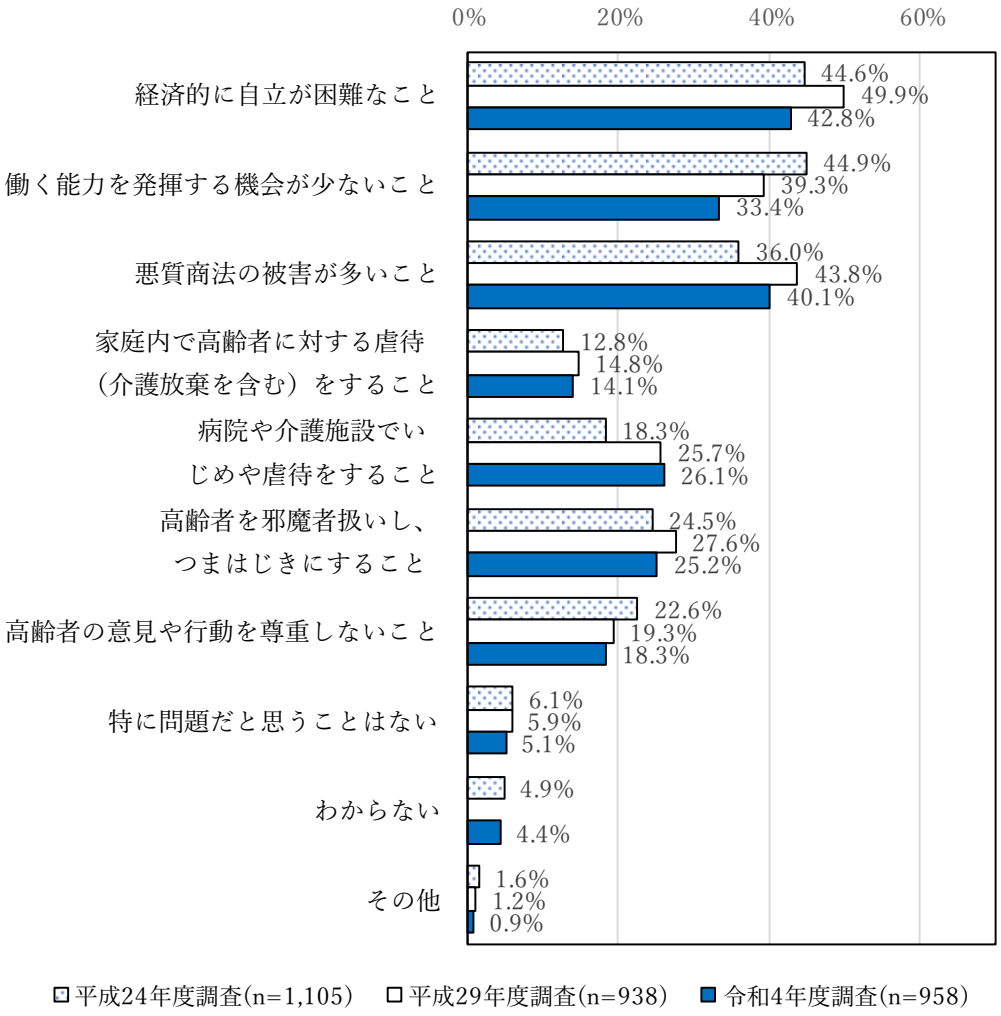

高齢者の人権について問題があると思うことは、「経済的に自立が困難なこと」が42.8%で最も高く、次いで「悪質商法の被害が多いこと」が40.1%、「働く能力を発揮する機会が少ないこと」が33.4%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「病院や介護施設でいじめや虐待をすること」が前回の25.7%より0.4ポイント増加し、「経済的に自立が困難なこと」が前回の49.9%より7.1ポイント減少しています。

特に、「経済的に自立が困難なこと」、「働く能力を発揮する機会が少ないこと」、「悪質商法の被害が多いこと」が、３回の調査を通して、上位３つを占めています。

性別にみると、男性・女性とも、「経済的に自立が困難なこと」が最も高くなっています。

年齢別にみると、20歳代・30歳代・50歳代では、「悪質商法の被害が多いこと」が最も高くなっており、40歳代・60歳代・70歳以上では、「経済的に自立が困難なこと」と「悪質商法の被害が多いこと」が30%を超えています。

就業・就学状況別にみても、「経済的に自立が困難なこと」が最も高くなっています。

家族構成別にみると、三世代世帯では、「悪質商法の被害が多いこと」が最も高くなっています。

図表２－22　高齢者の人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	経済的に自立が困難なこと	働く能力を発揮する機会が少ないこと	悪質商法の被害が多いこと	家庭内で高齢者に対する虐待（介護放棄を含む）をすること	病院や介護施設でいじめや虐待をすること	高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること	高齢者の意見や行動を尊重しないこと	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		958	410	320	384	135	250	241	175	49	42	9
		100.0	42.8	33.4	40.1	14.1	26.1	25.2	18.3	5.1	4.4	0.9
性別	男性	446	186	154	181	56	86	101	82	31	20	6
		100.0	41.7	34.5	40.6	12.6	19.3	22.6	18.4	7.0	4.5	1.3
	女性	491	217	159	197	76	161	137	88	16	21	3
		100.0	44.2	32.4	40.1	15.5	32.8	27.9	17.9	3.3	4.3	0.6
	答えたくない	6	3	2	1	1	2	0	1	0	0	0
		100.0	50.0	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
	無回答	15	4	5	5	2	1	3	4	2	1	0
		100.0	26.7	33.3	33.3	13.3	6.7	20.0	26.7	13.3	6.7	0.0
年齢	10歳代	12	5	4	2	1	1	6	2	1	1	0
		100.0	41.7	33.3	16.7	8.3	8.3	50.0	16.7	8.3	8.3	0.0
	20歳代	77	26	21	30	11	22	19	10	7	5	0
		100.0	33.8	27.3	39.0	14.3	28.6	24.7	13.0	9.1	6.5	0.0
	30歳代	92	36	24	38	21	24	26	6	7	6	1
		100.0	39.1	26.1	41.3	22.8	26.1	28.3	6.5	7.6	6.5	1.1
	40歳代	163	68	57	61	24	46	38	20	7	5	3
		100.0	41.7	35.0	37.4	14.7	28.2	23.3	12.3	4.3	3.1	1.8
	50歳代	155	64	64	79	24	49	39	20	3	5	2
		100.0	41.3	41.3	51.0	15.5	31.6	25.2	12.9	1.9	3.2	1.3
	60歳代	163	86	61	57	25	49	49	28	2	4	2
		100.0	52.8	37.4	35.0	15.3	30.1	30.1	17.2	1.2	2.5	1.2
	70歳以上	284	122	85	114	28	58	62	86	20	15	1
		100.0	43.0	29.9	40.1	9.9	20.4	21.8	30.3	7.0	5.3	0.4
	無回答	12	3	4	3	1	1	2	3	2	1	0
		100.0	25.0	33.3	25.0	8.3	8.3	16.7	25.0	16.7	8.3	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	101	40	39	42	18	31	26	22	3	2	1
		100.0	39.6	38.6	41.6	17.8	30.7	25.7	21.8	3.0	2.0	1.0
	正規の職員・従業員	286	120	87	117	42	75	69	39	16	12	4
		100.0	42.0	30.4	40.9	14.7	26.2	24.1	13.6	5.6	4.2	1.4
	パート、アルバイト等	191	94	85	81	28	58	52	24	1	8	1
		100.0	49.2	44.5	42.4	14.7	30.4	27.2	12.6	0.5	4.2	0.5
	専業（主婦・主夫）	98	45	26	40	10	38	27	21	2	1	0
		100.0	45.9	26.5	40.8	10.2	38.8	27.6	21.4	2.0	1.0	0.0
	学生	38	13	10	13	5	8	11	4	4	2	0
		100.0	34.2	26.3	34.2	13.2	21.1	28.9	10.5	10.5	5.3	0.0
	無職	221	89	62	84	29	39	51	58	21	15	3
		100.0	40.3	28.1	38.0	13.1	17.6	23.1	26.2	9.5	6.8	1.4
	その他	9	6	6	3	1	0	2	3	0	1	0
		100.0	66.7	66.7	33.3	11.1	0.0	22.2	33.3	0.0	11.1	0.0
	無回答	14	3	5	4	2	1	3	4	2	1	0
		100.0	21.4	35.7	28.6	14.3	7.1	21.4	28.6	14.3	7.1	0.0
家族構成	ひとり暮らし	97	47	29	39	12	27	22	25	8	7	1
		100.0	48.5	29.9	40.2	12.4	27.8	22.7	25.8	8.2	7.2	1.0
	一世代世帯	258	116	102	100	34	60	65	60	11	5	1
		100.0	45.0	39.5	38.8	13.2	23.3	25.2	23.3	4.3	1.9	0.4
	二世代世帯	449	193	155	189	59	115	114	66	20	19	4
		100.0	43.0	34.5	42.1	13.1	25.6	25.4	14.7	4.5	4.2	0.9
	三世代世帯	102	34	22	40	19	37	28	13	5	9	2
		100.0	33.3	21.6	39.2	18.6	36.3	27.5	12.7	4.9	8.8	2.0
	その他	35	17	7	12	10	9	7	6	2	1	1
		100.0	48.6	20.0	34.3	28.6	25.7	20.0	17.1	5.7	2.9	2.9
	無回答	17	3	5	4	1	2	5	5	3	1	0
		100.0	17.6	29.4	23.5	5.9	11.8	29.4	29.4	17.6	5.9	0.0

問 16　あなたは、高齢者の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－23　高齢者の人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

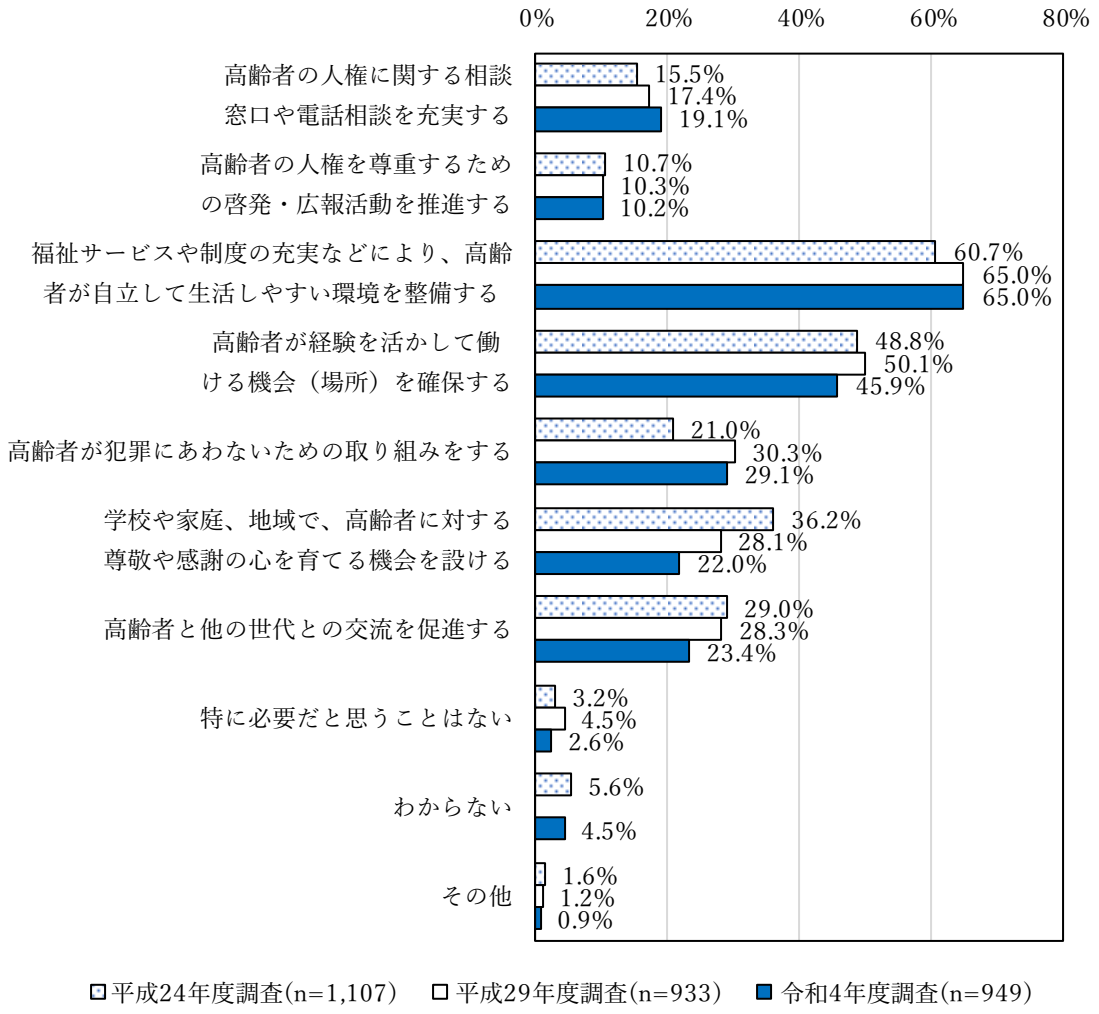

高齢者の人権を尊重するために必要なことは、「福祉サービスや制度の充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」が65.0%で最も高く、次いで「高齢者が経験を活かして働ける機会（場所）を確保する」が45.9%、「高齢者が犯罪にあわないための取り組みをする」が29.1%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「高齢者の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する」が前回の17.4%より1.7ポイント増加し、「学校や家庭、地域で、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける」が前回の28.1%より6.1ポイント減少しています。

性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別にみても、「福祉サービスや制度の充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」が最も高くなっており、特に、50歳代以上では、60%を超えています。

図表２－24　高齢者の人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	高齢者の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	高齢者の人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する	福祉サービスや制度の充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する	高齢者が経験を活かして働ける機会（場所）を確保する	高齢者が犯罪にあわないための取り組みをする	学校や家庭、地域で、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける	高齢者と他の世代との交流を促進する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		949	181	97	617	436	276	209	222	25	43	9
		100.0	19.1	10.2	65.0	45.9	29.1	22.0	23.4	2.6	4.5	0.9
性別	男性	441	92	53	259	200	132	80	102	16	21	4
		100.0	20.9	12.0	58.7	45.4	29.9	18.1	23.1	3.6	4.8	0.9
	女性	488	88	42	347	227	139	120	116	9	22	5
		100.0	18.0	8.6	71.1	46.5	28.5	24.6	23.8	1.8	4.5	1.0
	答えたくない	5	0	1	5	2	1	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	20.0	100.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	15	1	1	6	7	4	8	4	0	0	0
		100.0	6.7	6.7	40.0	46.7	26.7	53.3	26.7	0.0	0.0	0.0
年齢	10歳代	12	1	0	5	5	2	1	5	2	0	0
		100.0	8.3	0.0	41.7	41.7	16.7	8.3	41.7	16.7	0.0	0.0
	20歳代	77	14	7	46	35	18	16	18	2	4	0
		100.0	18.2	9.1	59.7	45.5	23.4	20.8	23.4	2.6	5.2	0.0
	30歳代	92	10	5	51	42	36	22	24	7	5	1
		100.0	10.9	5.4	55.4	45.7	39.1	23.9	26.1	7.6	5.4	1.1
	40歳代	162	23	14	97	79	53	26	38	5	6	4
		100.0	14.2	8.6	59.9	48.8	32.7	16.0	23.5	3.1	3.7	2.5
	50歳代	154	34	7	115	86	54	27	39	1	6	3
		100.0	22.1	4.5	74.7	55.8	35.1	17.5	25.3	0.6	3.9	1.9
	60歳代	161	39	20	117	69	42	36	37	3	4	1
		100.0	24.2	12.4	72.7	42.9	26.1	22.4	23.0	1.9	2.5	0.6
	70歳以上	279	59	43	182	114	68	75	58	5	18	0
		100.0	21.1	15.4	65.2	40.9	24.4	26.9	20.8	1.8	6.5	0.0
	無回答	12	1	1	4	6	3	6	3	0	0	0
		100.0	8.3	8.3	33.3	50.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	99	23	8	65	47	32	25	23	3	5	1
		100.0	23.2	8.1	65.7	47.5	32.3	25.3	23.2	3.0	5.1	1.0
	正規の職員・従業員	284	50	20	175	131	91	57	66	9	16	3
		100.0	17.6	7.0	61.6	46.1	32.0	20.1	23.2	3.2	5.6	1.1
	パート、アルバイト等	190	38	16	138	107	55	33	41	3	4	2
		100.0	20.0	8.4	72.6	56.3	28.9	17.4	21.6	1.6	2.1	1.1
	専業（主婦・主夫）	98	21	12	72	43	30	30	20	1	0	1
		100.0	21.4	12.2	73.5	43.9	30.6	30.6	20.4	1.0	0.0	1.0
	学生	38	6	2	19	17	9	5	11	3	0	0
		100.0	15.8	5.3	50.0	44.7	23.7	13.2	28.9	7.9	0.0	0.0
	無職	217	41	37	137	78	55	50	54	6	17	1
		100.0	18.9	17.1	63.1	35.9	25.3	23.0	24.9	2.8	7.8	0.5
	その他	9	0	1	6	6	0	3	4	0	1	1
		100.0	0.0	11.1	66.7	66.7	0.0	33.3	44.4	0.0	11.1	11.1
	無回答	14	2	1	5	7	4	6	3	0	0	0
		100.0	14.3	7.1	35.7	50.0	28.6	42.9	21.4	0.0	0.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	95	22	8	66	35	29	22	26	4	7	2
		100.0	23.2	8.4	69.5	36.8	30.5	23.2	27.4	4.2	7.4	2.1
	一世代世帯	254	53	32	170	119	73	61	53	6	6	1
		100.0	20.9	12.6	66.9	46.9	28.7	24.0	20.9	2.4	2.4	0.4
	二世代世帯	446	83	38	284	215	129	89	110	13	18	4
		100.0	18.6	8.5	63.7	48.2	28.9	20.0	24.7	2.9	4.0	0.9
	三世代世帯	102	14	11	71	45	32	20	22	1	9	1
		100.0	13.7	10.8	69.6	44.1	31.4	19.6	21.6	1.0	8.8	1.0
	その他	35	8	6	20	15	9	9	7	1	2	1
		100.0	22.9	17.1	57.1	42.9	25.7	25.7	20.0	2.9	5.7	2.9
	無回答	17	1	2	6	7	4	8	4	0	1	0
		100.0	5.9	11.8	35.3	41.2	23.5	47.1	23.5	0.0	5.9	0.0

５　障がいのある人の人権について

問 17　次のうち、障がいのある人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－25　障がいのある人の人権について問題があると思うこと（複数回答）

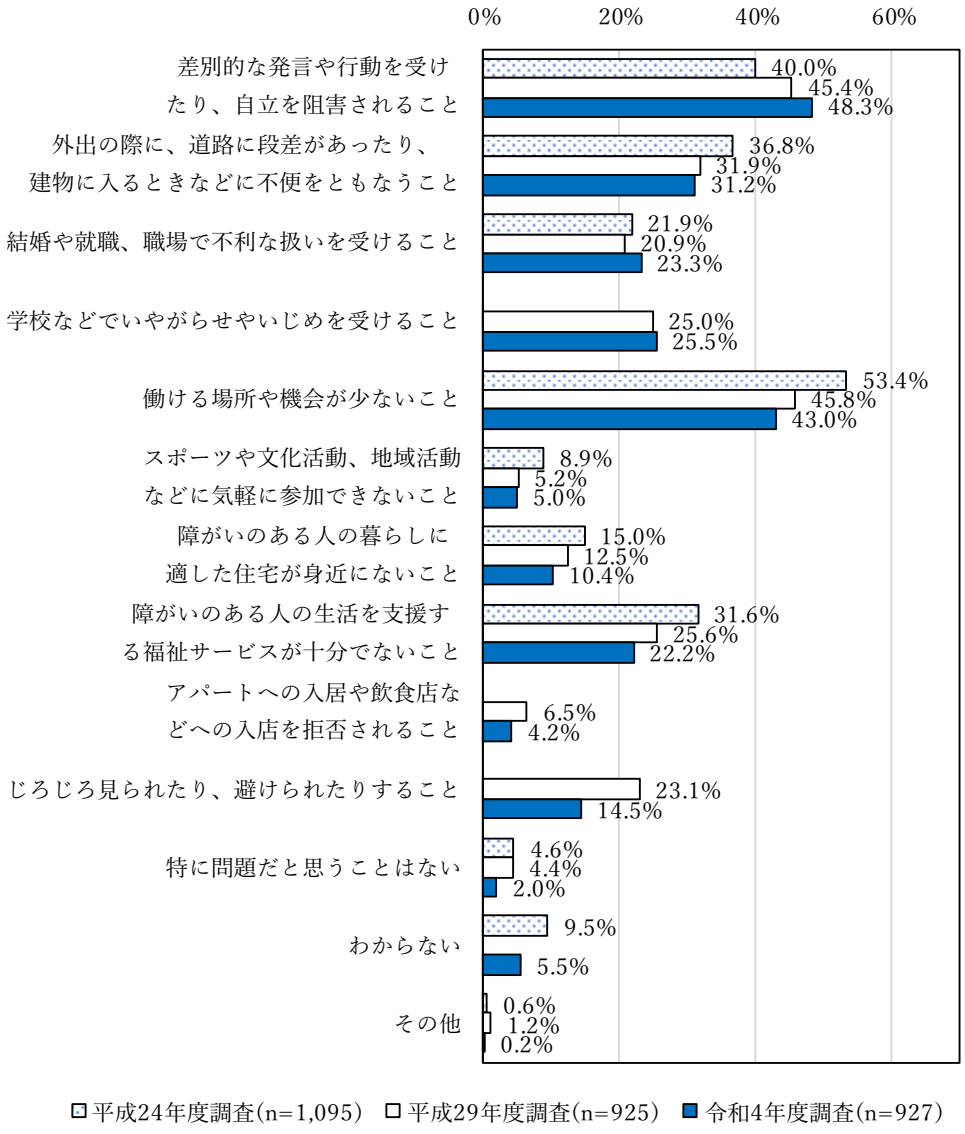

障がいのある人の人権について問題があると思うことは、「差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること」が48.3%で最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」が43.0%、「外出の際に、道路に段差があったり、建物に入るときなどに不便をともなうこと」が31.2%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること」が前回の45.4%より2.9ポイント増加し、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が前回の23.1%より8.6ポイント減少しています。

また、「差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること」は、３回の調査を通して連続して増加し、「働ける場所や機会が少ないこと」は、連続して減少しているものの、40%を超えています。

性別にみると、男性・女性とも、「差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること」が最も高くなっています。年齢別にみると、10歳代から50歳代までが、「差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること」が最も高く、60歳代以上では、「働ける場所や機会が少ないこと」が最も高くなっています。家族構成別にみると、家族の形態にかかわらず、「差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること」が最も高くなっています。

図表２－26　障がいのある人の人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること	外出の際に、道路に段差があったり、建物に入るときなどに不便をともなうこと	結婚や就職、職場で不利な扱いを受けること	学校などでいやがらせやいじめを受けること	働ける場所や機会が少ないこと	スポーツや文化活動、地域活動などに気軽に参加できないこと	障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと	障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと	アパートへの入居や飲食店などへの入店を拒否されること	じろじろ見られたり、避けられたりすること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		927	448	289	216	236	399	46	96	206	39	134	19	51	2
		100.0	48.3	31.2	23.3	25.5	43.0	5.0	10.4	22.2	4.2	14.5	2.0	5.5	0.2
性別	男性	430	194	112	104	121	185	25	45	101	21	53	14	24	1
		100.0	45.1	26.0	24.2	28.1	43.0	5.8	10.5	23.5	4.9	12.3	3.3	5.6	0.2
	女性	482	245	173	110	112	212	19	46	99	17	77	5	26	1
		100.0	50.8	35.9	22.8	23.2	44.0	3.9	9.5	20.5	3.5	16.0	1.0	5.4	0.2
	答えたくない	4	3	0	1	2	0	1	1	1	1	0	0	0	0
		100.0	75.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	11	6	4	1	1	2	1	4	5	0	4	0	1	0
		100.0	54.5	36.4	9.1	9.1	18.2	9.1	36.4	45.5	0.0	36.4	0.0	9.1	0.0
年齢	10 歳代	11	6	2	3	2	6	1	1	1	1	1	0	1	0
		100.0	54.5	18.2	27.3	18.2	54.5	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0
	20 歳代	77	52	20	19	27	22	2	4	11	5	18	3	0	0
		100.0	67.5	26.0	24.7	35.1	28.6	2.6	5.2	14.3	6.5	23.4	3.9	0.0	0.0
	30 歳代	91	54	19	24	38	42	6	8	10	4	7	4	5	0
		100.0	59.3	20.9	26.4	41.8	46.2	6.6	8.8	11.0	4.4	7.7	4.4	5.5	0.0
	40 歳代	161	81	46	40	46	64	7	14	32	3	23	1	12	0
		100.0	50.3	28.6	24.8	28.6	39.8	4.3	8.7	19.9	1.9	14.3	0.6	7.5	0.0
	50 歳代	154	80	52	38	29	67	7	21	32	6	24	4	5	0
		100.0	51.9	33.8	24.7	18.8	43.5	4.5	13.6	20.8	3.9	15.6	2.6	3.2	0.0
	60 歳代	156	76	55	39	37	80	5	16	41	8	18	0	5	1
		100.0	48.7	35.3	25.0	23.7	51.3	3.2	10.3	26.3	5.1	11.5	0.0	3.2	0.6
	70 歳以上	269	94	92	53	56	116	18	29	76	12	39	7	22	1
		100.0	34.9	34.2	19.7	20.8	43.1	6.7	10.8	28.3	4.5	14.5	2.6	8.2	0.4
	無回答	8	5	3	0	1	2	0	3	3	0	4	0	1	0
		100.0	62.5	37.5	0.0	12.5	25.0	0.0	37.5	37.5	0.0	50.0	0.0	12.5	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	94	43	29	24	28	34	5	14	21	6	15	2	8	0
		100.0	45.7	30.9	25.5	29.8	36.2	5.3	14.9	22.3	6.4	16.0	2.1	8.5	0.0
	正規の職員・従業員	283	160	83	75	79	108	12	25	55	11	36	9	10	0
		100.0	56.5	29.3	26.5	27.9	38.2	4.2	8.8	19.4	3.9	12.7	3.2	3.5	0.0
	パート、アルバイト等	186	89	53	54	44	103	10	19	34	7	29	0	8	0
		100.0	47.8	28.5	29.0	23.7	55.4	5.4	10.2	18.3	3.8	15.6	0.0	4.3	0.0
	専業（主婦・主夫）	98	44	43	17	24	44	4	8	26	3	18	0	4	0
		100.0	44.9	43.9	17.3	24.5	44.9	4.1	8.2	26.5	3.1	18.4	0.0	4.1	0.0
	学生	37	23	9	6	10	18	2	2	4	3	5	0	1	0
		100.0	62.2	24.3	16.2	27.0	48.6	5.4	5.4	10.8	8.1	13.5	0.0	2.7	0.0
	無職	211	79	66	39	48	83	13	24	60	8	27	8	19	2
		100.0	37.4	31.3	18.5	22.7	39.3	6.2	11.4	28.4	3.8	12.8	3.8	9.0	0.9
	その他	8	5	3	0	1	6	0	1	2	1	0	0	0	0
		100.0	62.5	37.5	0.0	12.5	75.0	0.0	12.5	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	10	5	3	1	2	3	0	3	4	0	4	0	1	0
		100.0	50.0	30.0	10.0	20.0	30.0	0.0	30.0	40.0	0.0	40.0	0.0	10.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	46	30	16	20	45	7	9	29	6	7	4	7	1
		100.0	50.0	32.6	17.4	21.7	48.9	7.6	9.8	31.5	6.5	7.6	4.3	7.6	1.1
	一世代世帯	249	110	79	62	61	102	13	27	68	8	46	3	9	1
		100.0	44.2	31.7	24.9	24.5	41.0	5.2	10.8	27.3	3.2	18.5	1.2	3.6	0.4
	二世代世帯	442	215	142	104	110	189	19	47	80	20	56	7	28	0
		100.0	48.6	32.1	23.5	24.9	42.8	4.3	10.6	18.1	4.5	12.7	1.6	6.3	0.0
	三世代世帯	98	54	25	21	30	46	6	5	20	4	13	4	5	0
		100.0	55.1	25.5	21.4	30.6	46.9	6.1	5.1	20.4	4.1	13.3	4.1	5.1	0.0
	その他	33	17	8	13	13	14	1	5	5	1	7	0	1	0
		100.0	51.5	24.2	39.4	39.4	42.4	3.0	15.2	15.2	3.0	21.2	0.0	3.0	0.0
	無回答	13	6	5	0	2	3	0	3	4	0	5	1	1	0
		100.0	46.2	38.5	0.0	15.4	23.1	0.0	23.1	30.8	0.0	38.5	7.7	7.7	0.0

問 18　あなたは、障がいのある人の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

障がいのある人の人権を尊重するために必要なことは、「障がいのある人の就労機会や働く場を確保する」が54.8%で最も高く、次いで「バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする」が44.5%、「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」が38.6%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする」が前回の41.8%より2.7ポイント増加し、「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」が前回の42.4%より3.8ポイント減少しています。

特に、「障がいのある人の人権を尊重するための教育・啓発活動を推進する」、「バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする」は、３回の調査を通して連続して増加しています。

性別にみると、男性・女性とも、「障がいのある人の就労機会や働く場を確保する」が最も高く、50%を超えています。

年齢別にみると、10歳代から20歳代では、「バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする」が最も高く、30歳代以上では、「障がいのある人の就労機会や働く場を確保する」が最も高くなっています。

就業・就学状況別にみると、学生では、「バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする」が最も高く、それ以外では、「障がいのある人の就労機会や働く場を確保する」が最も高くなっています。

家族構成別にみると、ひとり暮らしでは、「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」が最も高くなっています。

図表２－27　障がいのある人の人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

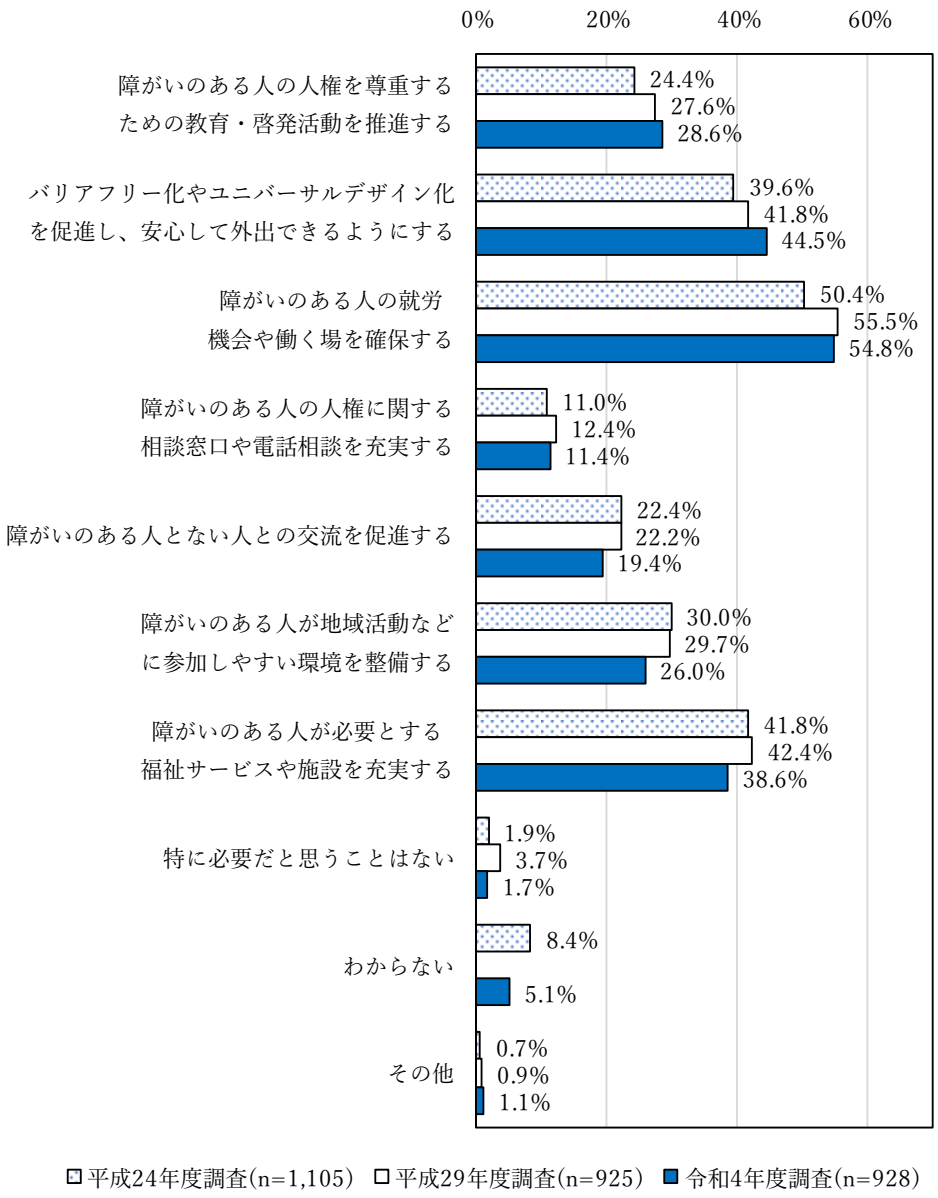

図表２－28　障がいのある人の人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	障がいのある人の人権を尊重するための教育・啓発活動を推進する	バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする	障がいのある人の就労機会や働く場を確保する	障がいのある人の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	障がいのある人とない人との交流を促進する	障がいのある人が地域活動などに参加しやすい環境を整備する	障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		928	265	413	509	106	180	241	358	16	47	10
		100.0	28.6	44.5	54.8	11.4	19.4	26.0	38.6	1.7	5.1	1.1
性別	男性	432	136	170	243	49	81	112	144	13	22	6
		100.0	31.5	39.4	56.3	11.3	18.8	25.9	33.3	3.0	5.1	1.4
	女性	481	125	239	260	54	95	124	208	3	24	4
		100.0	26.0	49.7	54.1	11.2	19.8	25.8	43.2	0.6	5.0	0.8
	答えたくない	4	0	0	2	1	0	1	1	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0
	無回答	11	4	4	4	2	4	4	5	0	0	0
		100.0	36.4	36.4	36.4	18.2	36.4	36.4	45.5	0.0	0.0	0.0
年齢	10歳代	12	2	6	5	0	4	3	4	0	0	1
		100.0	16.7	50.0	41.7	0.0	33.3	25.0	33.3	0.0	0.0	8.3
	20歳代	77	27	41	34	4	19	20	23	3	2	0
		100.0	35.1	53.2	44.2	5.2	24.7	26.0	29.9	3.9	2.6	0.0
	30歳代	92	23	39	57	7	25	29	27	4	6	0
		100.0	25.0	42.4	62.0	7.6	27.2	31.5	29.3	4.3	6.5	0.0
	40歳代	161	34	72	91	12	33	43	52	2	13	4
		100.0	21.1	44.7	56.5	7.5	20.5	26.7	32.3	1.2	8.1	2.5
	50歳代	154	46	69	87	19	26	33	70	3	5	2
		100.0	29.9	44.8	56.5	12.3	16.9	21.4	45.5	1.9	3.2	1.3
	60歳代	155	50	72	90	20	28	36	63	0	5	1
		100.0	32.3	46.5	58.1	12.9	18.1	23.2	40.6	0.0	3.2	0.6
	70歳以上	269	81	110	142	43	42	74	115	4	16	2
		100.0	30.1	40.9	52.8	16.0	15.6	27.5	42.8	1.5	5.9	0.7
	無回答	8	2	4	3	1	3	3	4	0	0	0
		100.0	25.0	50.0	37.5	12.5	37.5	37.5	50.0	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	94	28	36	64	10	13	27	38	2	5	0
		100.0	29.8	38.3	68.1	10.6	13.8	28.7	40.4	2.1	5.3	0.0
	正規の職員・従業員	283	80	133	154	27	57	66	95	7	14	3
		100.0	28.3	47.0	54.4	9.5	20.1	23.3	33.6	2.5	4.9	1.1
	パート、アルバイト等	186	53	86	110	21	35	42	79	1	11	2
		100.0	28.5	46.2	59.1	11.3	18.8	22.6	42.5	0.5	5.9	1.1
	専業（主婦・主夫）	98	27	49	52	15	16	27	45	0	1	0
		100.0	27.6	50.0	53.1	15.3	16.3	27.6	45.9	0.0	1.0	0.0
	学生	38	12	17	16	2	12	12	9	1	0	1
		100.0	31.6	44.7	42.1	5.3	31.6	31.6	23.7	2.6	0.0	2.6
	無職	211	61	82	104	29	43	61	84	5	16	3
		100.0	28.9	38.9	49.3	13.7	20.4	28.9	39.8	2.4	7.6	1.4
	その他	8	1	5	6	0	1	2	3	0	0	1
		100.0	12.5	62.5	75.0	0.0	12.5	25.0	37.5	0.0	0.0	12.5
	無回答	10	3	5	3	2	3	4	5	0	0	0
		100.0	30.0	50.0	30.0	20.0	30.0	40.0	50.0	0.0	0.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	94	35	35	42	13	20	29	46	2	4	3
		100.0	37.2	37.2	44.7	13.8	21.3	30.9	48.9	2.1	4.3	3.2
	一世代世帯	249	70	115	144	36	44	58	102	2	9	1
		100.0	28.1	46.2	57.8	14.5	17.7	23.3	41.0	0.8	3.6	0.4
	二世代世帯	440	109	204	252	38	86	115	155	8	26	3
		100.0	24.8	46.4	57.3	8.6	19.5	26.1	35.2	1.8	5.9	0.7
	三世代世帯	99	35	38	48	10	20	28	37	4	7	3
		100.0	35.4	38.4	48.5	10.1	20.2	28.3	37.4	4.0	7.1	3.0
	その他	33	13	13	20	6	6	7	14	0	0	0
		100.0	39.4	39.4	60.6	18.2	18.2	21.2	42.4	0.0	0.0	0.0
	無回答	13	3	8	3	3	4	4	4	0	1	0
		100.0	23.1	61.5	23.1	23.1	30.8	30.8	30.8	0.0	7.7	0.0

問 19　国では、平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。
あなたは、この法律を知っていますか。（○は１つだけ）

図表２－29　障害者差別解消法について

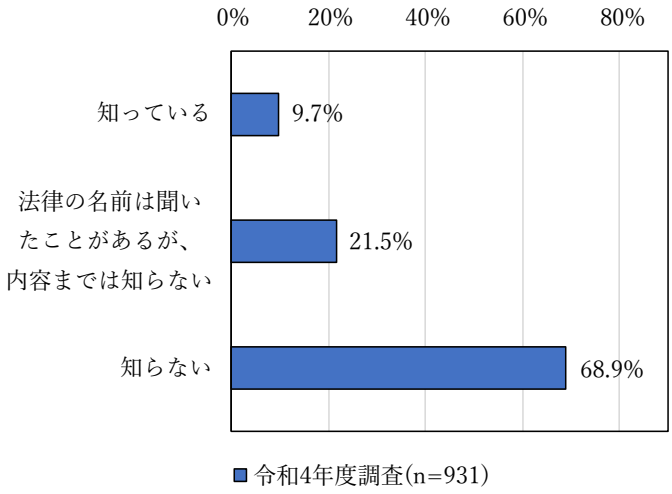

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の認知度は、「知らない」が68.9%で最も高く、次いで「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が21.5%、「知っている」が9.7%の順となっています。

「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると、31.2%となっています。

性別にみると、男性では、「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると32.8%となっており、女性では、30.0%となっています。

図表２－30　障害者差別解消法について
（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）
（上段：人　下段：%）

		n	知っている	法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない	知らない
全体		931	90	200	641
		100.0	9.7	21.5	68.9
性別	男性	432	46	96	290
		100.0	10.6	22.2	67.1
	女性	484	44	101	339
		100.0	9.1	20.9	70.0
	答えたくない	4	0	0	4
		100.0	0.0	0.0	100.0
	無回答	11	0	3	8
		100.0	0.0	27.3	72.7
年齢	10歳代	12	2	1	9
		100.0	16.7	8.3	75.0
	20歳代	78	10	19	49
		100.0	12.8	24.4	62.8
	30歳代	92	9	17	66
		100.0	9.8	18.5	71.7
	40歳代	160	17	20	123
		100.0	10.6	12.5	76.9
	50歳代	154	14	23	117
		100.0	9.1	14.9	76.0
	60歳代	158	17	36	105
		100.0	10.8	22.8	66.5
	70歳以上	269	21	82	166
		100.0	7.8	30.5	61.7
	無回答	8	0	2	6
		100.0	0.0	25.0	75.0
就業・就学状況	自営業・経営者	95	8	20	67
		100.0	8.4	21.1	70.5
	正規の職員・従業員	283	36	46	201
		100.0	12.7	16.3	71.0
	パート、アルバイト等	187	13	35	139
		100.0	7.0	18.7	74.3
	専業（主婦・主夫）	99	7	18	74
		100.0	7.1	18.2	74.7
	学生	38	8	9	21
		100.0	21.1	23.7	55.3
	無職	212	17	67	128
		100.0	8.0	31.6	60.4
	その他	8	1	3	4
		100.0	12.5	37.5	50.0
	無回答	9	0	2	7
		100.0	0.0	22.2	77.8
家族構成	ひとり暮らし	94	11	26	57
		100.0	11.7	27.7	60.6
	一世代世帯	251	26	52	173
		100.0	10.4	20.7	68.9
	二世代世帯	442	40	92	310
		100.0	9.0	20.8	70.1
	三世代世帯	98	9	22	67
		100.0	9.2	22.4	68.4
	その他	33	4	4	25
		100.0	12.1	12.1	75.8
	無回答	13	0	4	9
		100.0	0.0	30.8	69.2

６　部落差別（同和問題）による人権について

問 20　部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか知っていますか。
（○は１つだけ）

図表２－31　部落差別又は同和問題について

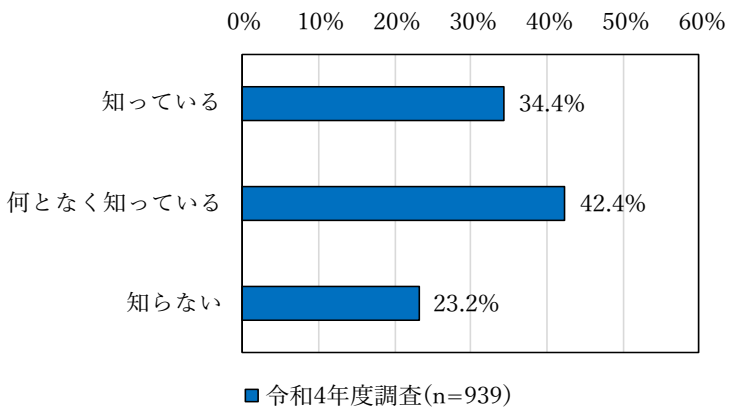

部落差別（同和問題）の理解度は、「何となく知っている」が42.4％と最も高く、次いで「知っている」が34.4％、「知らない」が23.2％の順となっています。「知っている」と「何となく知っている」を合わせると、76.8％となっています。

性別にみても、男性・女性とも、「知っている」と「何となく知っている」を合わせると、70%を超えています。

年齢別にみると、10歳代から30歳代は、「知らない」が、30%を超えています。

図表２－32　部落差別又は同和問題について
（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）
（上段：人　下段：%）

		n	知っている	何となく知っている	知らない
全体		939	323	398	218
		100.0	34.4	42.4	23.2
性別	男性	435	164	176	95
		100.0	37.7	40.5	21.8
	女性	487	153	214	120
		100.0	31.4	43.9	24.6
	答えたくない	6	1	3	2
		100.0	16.7	50.0	33.3
	無回答	11	5	5	1
		100.0	45.5	45.5	9.1
年齢	10歳代	12	2	5	5
		100.0	16.7	41.7	41.7
	20歳代	78	21	24	33
		100.0	26.9	30.8	42.3
	30歳代	92	24	37	31
		100.0	26.1	40.2	33.7
	40歳代	162	49	74	39
		100.0	30.2	45.7	24.1
	50歳代	154	47	79	28
		100.0	30.5	51.3	18.2
	60歳代	159	73	57	29
		100.0	45.9	35.8	18.2
	70歳以上	274	103	119	52
		100.0	37.6	43.4	19.0
	無回答	8	4	3	1
		100.0	50.0	37.5	12.5
就業・就学状況	自営業・経営者	96	42	39	15
		100.0	43.8	40.6	15.6
	正規の職員・従業員	285	105	111	69
		100.0	36.8	38.9	24.2
	パート、アルバイト等	187	46	92	49
		100.0	24.6	49.2	26.2
	専業（主婦・主夫）	99	38	38	23
		100.0	38.4	38.4	23.2
	学生	38	9	16	13
		100.0	23.7	42.1	34.2
	無職	216	78	94	44
		100.0	36.1	43.5	20.4
	その他	8	1	5	2
		100.0	12.5	62.5	25.0
	無回答	10	4	3	3
		100.0	40.0	30.0	30.0
家族構成	ひとり暮らし	96	36	36	24
		100.0	37.5	37.5	25.0
	一世代世帯	253	97	110	46
		100.0	38.3	43.5	18.2
	二世代世帯	445	146	192	107
		100.0	32.8	43.1	24.0
	三世代世帯	99	29	46	24
		100.0	29.3	46.5	24.2
	その他	33	10	9	14
		100.0	30.3	27.3	42.4
	無回答	13	5	5	3
		100.0	38.5	38.5	23.1

問 21　部落差別が不当な差別であることを知っていますか。（○は１つだけ）

図表２－33　部落差別の不当性について

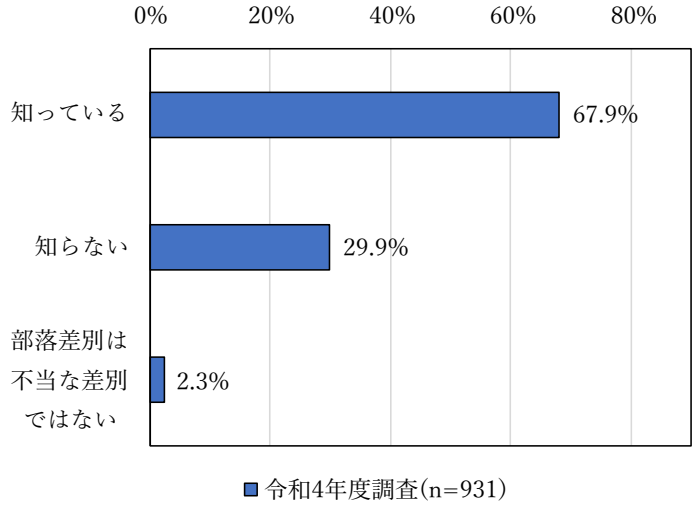

部落差別（同和問題）の捉え方は、不当な差別であることを「知っている」が67.9%と最も高く、次いで「知らない」が29.9%、「部落差別は不当な差別ではない」が2.3%の順となっています。

性別にみても、男性・女性とも、「知っている」が、60%を超えています。

年齢別にみると、年齢が高くなるほど、「知っている」の率が高い傾向にあり、「不当な差別ではない」も、同様の傾向となっています。

図表２－34　部落差別の不当性について
（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）
（上段：人　下段：%）

		n	知っている	知らない	部落差別は不当な差別ではない
全体		931	632	278	21
		100.0	67.9	29.9	2.3
性別	男性	434	290	133	11
		100.0	66.8	30.6	2.5
	女性	480	333	138	9
		100.0	69.4	28.8	1.9
	答えたくない	6	3	3	0
		100.0	50.0	50.0	0.0
	無回答	11	6	4	1
		100.0	54.5	36.4	9.1
年齢	10 歳代	12	8	4	0
		100.0	66.7	33.3	0.0
	20 歳代	78	47	30	1
		100.0	60.3	38.5	1.3
	30 歳代	92	59	32	1
		100.0	64.1	34.8	1.1
	40 歳代	161	100	57	4
		100.0	62.1	35.4	2.5
	50 歳代	154	118	36	0
		100.0	76.6	23.4	0.0
	60 歳代	158	115	39	4
		100.0	72.8	24.7	2.5
	70 歳以上	268	181	77	10
		100.0	67.5	28.7	3.7
	無回答	8	4	3	1
		100.0	50.0	37.5	12.5
就業・就学状況	自営業・経営者	95	66	24	5
		100.0	69.5	25.3	5.3
	正規の職員・従業員	285	199	82	4
		100.0	69.8	28.8	1.4
	パート、アルバイト等	186	116	68	2
		100.0	62.4	36.6	1.1
	専業（主婦・主夫）	98	71	25	2
		100.0	72.4	25.5	2.0
	学生	38	27	11	0
		100.0	71.1	28.9	0.0
	無職	211	142	62	7
		100.0	67.3	29.4	3.3
	その他	8	7	1	0
		100.0	87.5	12.5	0.0
	無回答	10	4	5	1
		100.0	40.0	50.0	10.0
家族構成	ひとり暮らし	94	64	28	2
		100.0	68.1	29.8	2.1
	一世代世帯	251	185	63	3
		100.0	73.7	25.1	1.2
	二世代世帯	444	294	138	12
		100.0	66.2	31.1	2.7
	三世代世帯	98	65	30	3
		100.0	66.3	30.6	3.1
	その他	31	18	13	0
		100.0	58.1	41.9	0.0
	無回答	13	6	6	1
		100.0	46.2	46.2	7.7

問 22　あなたが部落差別（同和問題）や同和地区についてはじめて知ったきっかけは何ですか。（○は１つだけ）

図表２－35　部落差別等を知ったきっかけについて

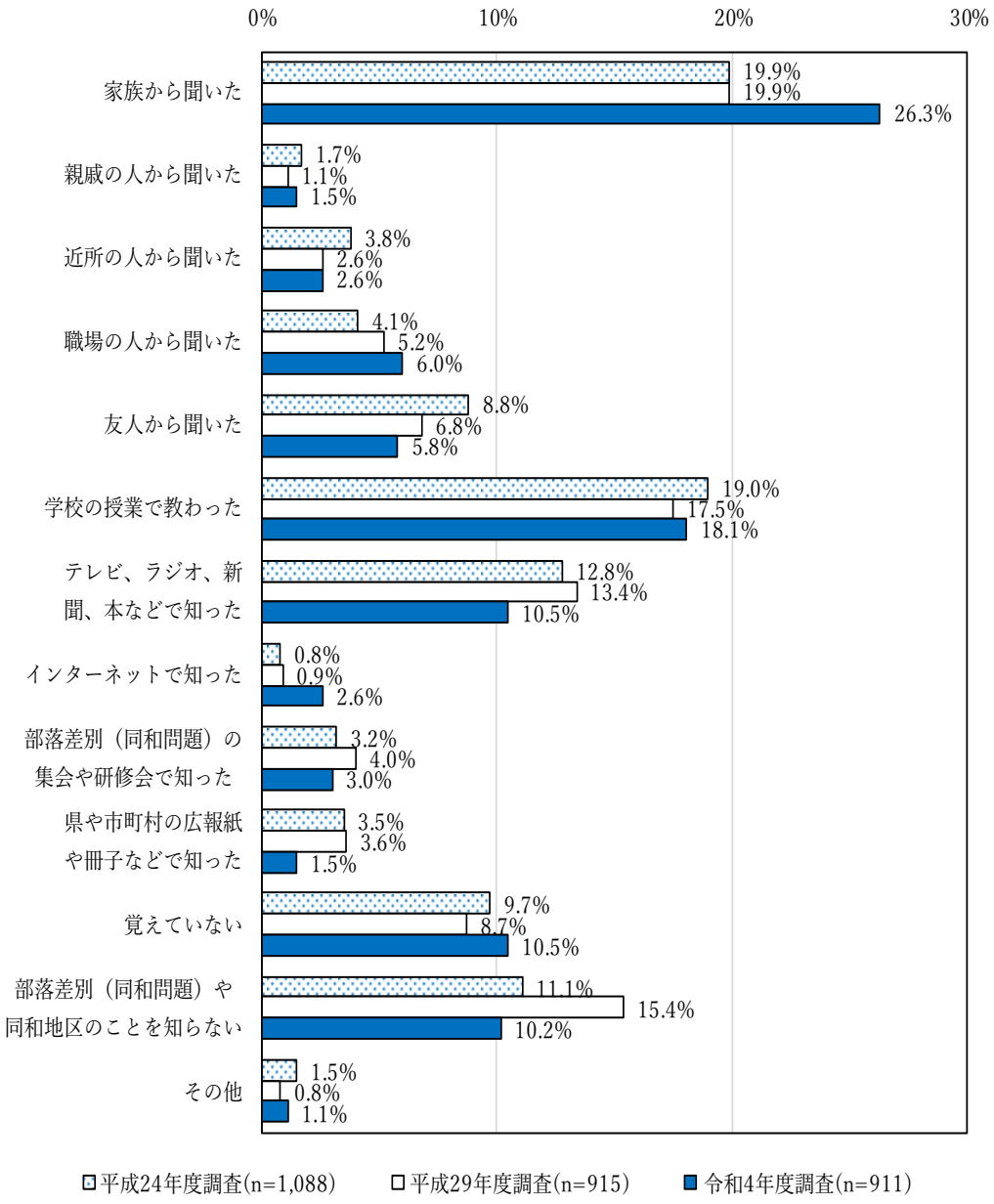

部落差別（同和問題）や同和地区を初めて知ったきっかけは、「家族から聞いた」が26.3%と最も高く、次いで「学校の授業で教わった」が18.1%、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」、「覚えていない」が10.5%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「家族から聞いた」が前回の19.9%より6.4ポイント増加し、「部落差別（同和問題）や同和地区のことを知らない」が前回の15.4%より5.2ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「家族から聞いた」が最も高くなっており、家族構成別にみても、その他を除き同様の結果となっています。

年齢別にみると、10歳代・20歳代・40歳代・50歳代では、「学校の授業で教わった」が最も高くなっており、30歳代・60歳代以上では、「家族から聞いた」が最も高くなっています。

図表２－36　部落差別等を知ったきっかけについて（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	家族から聞いた	親戚の人から聞いた	近所の人から聞いた	職場の人から聞いた	友人から聞いた	学校の授業で教わった	テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った	インターネットで知った	部落差別（同和問題）の集会や研修会で知った	県や市町村の広報紙や冊子などで知った	覚えていない	部落差別（同和問題）や同和地区のことを知らない	その他
全体		911	240	14	24	55	53	165	96	24	27	14	96	93	10
		100.0	26.3	1.5	2.6	6.0	5.8	18.1	10.5	2.6	3.0	1.5	10.5	10.2	1.1
性別	男性	429	94	5	12	31	34	67	51	15	13	7	44	53	3
		100.0	21.9	1.2	2.8	7.2	7.9	15.6	11.9	3.5	3.0	1.6	10.3	12.4	0.7
	女性	464	144	8	12	23	19	96	42	8	13	7	49	38	5
		100.0	31.0	1.7	2.6	5.0	4.1	20.7	9.1	1.7	2.8	1.5	10.6	8.2	1.1
	答えたくない	4	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	無回答	14	2	1	0	0	0	2	3	0	0	0	2	2	2
		100.0	14.3	7.1	0.0	0.0	0.0	14.3	21.4	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	14.3
年齢	10 歳代	10	1	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	4	0
		100.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
	20 歳代	76	17	0	0	3	1	18	7	6	1	1	8	14	0
		100.0	22.4	0.0	0.0	3.9	1.3	23.7	9.2	7.9	1.3	1.3	10.5	18.4	0.0
	30 歳代	90	19	2	1	5	5	17	2	9	1	0	14	14	1
		100.0	21.1	2.2	1.1	5.6	5.6	18.9	2.2	10.0	1.1	0.0	15.6	15.6	1.1
	40 歳代	156	36	4	1	7	8	54	7	3	4	1	15	16	0
		100.0	23.1	2.6	0.6	4.5	5.1	34.6	4.5	1.9	2.6	0.6	9.6	10.3	0.0
	50 歳代	148	35	0	1	13	8	42	14	5	5	2	15	8	0
		100.0	23.6	0.0	0.7	8.8	5.4	28.4	9.5	3.4	3.4	1.4	10.1	5.4	0.0
	60 歳代	155	57	0	4	9	12	19	18	0	8	3	14	9	2
		100.0	36.8	0.0	2.6	5.8	7.7	12.3	11.6	0.0	5.2	1.9	9.0	5.8	1.3
	70 歳以上	265	74	7	17	18	19	9	47	0	8	7	28	26	5
		100.0	27.9	2.6	6.4	6.8	7.2	3.4	17.7	0.0	3.0	2.6	10.6	9.8	1.9
	無回答	11	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	2	2	2
		100.0	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0	18.2	18.2	18.2
就業・就学状況	自営業・経営者	95	35	1	4	2	6	15	10	1	4	0	9	7	1
		100.0	36.8	1.1	4.2	2.1	6.3	15.8	10.5	1.1	4.2	0.0	9.5	7.4	1.1
	正規の職員・従業員	277	47	3	1	24	20	85	19	13	8	1	26	29	1
		100.0	17.0	1.1	0.4	8.7	7.2	30.7	6.9	4.7	2.9	0.4	9.4	10.5	0.4
	パート、アルバイト等	179	57	3	3	10	12	30	16	5	1	2	25	14	1
		100.0	31.8	1.7	1.7	5.6	6.7	16.8	8.9	2.8	0.6	1.1	14.0	7.8	0.6
	専業（主婦・主夫）	94	32	2	4	6	4	11	11	0	3	4	6	11	0
		100.0	34.0	2.1	4.3	6.4	4.3	11.7	11.7	0.0	3.2	4.3	6.4	11.7	0.0
	学生	36	10	0	0	0	1	10	1	4	0	0	4	6	0
		100.0	27.8	0.0	0.0	0.0	2.8	27.8	2.8	11.1	0.0	0.0	11.1	16.7	0.0
	無職	210	56	4	12	13	10	10	36	1	10	7	22	24	5
		100.0	26.7	1.9	5.7	6.2	4.8	4.8	17.1	0.5	4.8	3.3	10.5	11.4	2.4
	その他	8	2	0	0	0	0	2	1	0	1	0	2	0	0
		100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	12.5	0.0	12.5	0.0	25.0	0.0	0.0
	無回答	12	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	2
		100.0	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7
家族構成	ひとり暮らし	92	22	4	1	5	5	16	15	2	3	4	5	8	2
		100.0	23.9	4.3	1.1	5.4	5.4	17.4	16.3	2.2	3.3	4.3	5.4	8.7	2.2
	一世代世帯	245	80	6	10	16	12	26	32	3	6	5	23	24	2
		100.0	32.7	2.4	4.1	6.5	4.9	10.6	13.1	1.2	2.4	2.0	9.4	9.8	0.8
	二世代世帯	429	108	3	11	25	20	96	37	14	14	3	54	42	2
		100.0	25.2	0.7	2.6	5.8	4.7	22.4	8.6	3.3	3.3	0.7	12.6	9.8	0.5
	三世代世帯	97	23	0	1	7	12	18	7	5	3	2	5	12	2
		100.0	23.7	0.0	1.0	7.2	12.4	18.6	7.2	5.2	3.1	2.1	5.2	12.4	2.1
	その他	33	5	0	1	2	3	7	3	0	1	0	6	5	0
		100.0	15.2	0.0	3.0	6.1	9.1	21.2	9.1	0.0	3.0	0.0	18.2	15.2	0.0
	無回答	15	2	1	0	0	1	2	2	0	0	0	3	2	2
		100.0	13.3	6.7	0.0	0.0	6.7	13.3	13.3	0.0	0.0	0.0	20.0	13.3	13.3

問 23　現在でも部落差別があると思いますか。（○は１つだけ）

図表２－37　部落差別の存在について

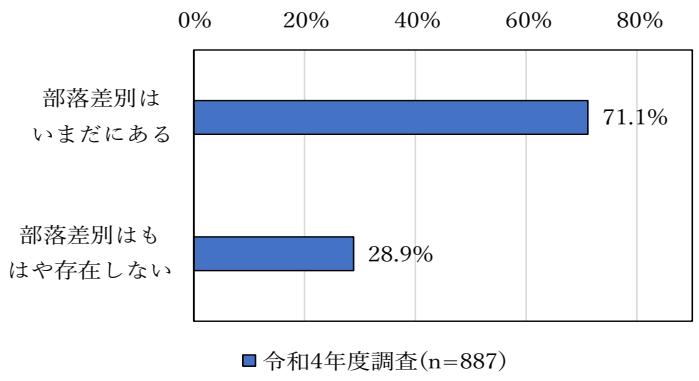

部落差別の現状として、「部落差別はいまだにある」が71.1％と「部落差別はもはや存在しない」の28.9％よりも高くなっています。

性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別にみても、「部落差別はいまだにある」が、60％から80％台となっています。

図表２－38　部落差別の存在について
（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）
（上段：人　下段：％）

		n	部落差別はいまだにある	部落差別はもはや存在しない
全体		887	631	256
		100.0	71.1	28.9
性別	男性	417	291	126
		100.0	69.8	30.2
	女性	453	329	124
		100.0	72.6	27.4
	答えたくない	4	3	1
		100.0	75.0	25.0
	無回答	13	8	5
		100.0	61.5	38.5
年齢	10 歳代	11	7	4
		100.0	63.6	36.4
	20 歳代	75	54	21
		100.0	72.0	28.0
	30 歳代	88	62	26
		100.0	70.5	29.5
	40 歳代	158	114	44
		100.0	72.2	27.8
	50 歳代	144	118	26
		100.0	81.9	18.1
	60 歳代	154	106	48
		100.0	68.8	31.2
	70 歳以上	247	164	83
		100.0	66.4	33.6
	無回答	10	6	4
		100.0	60.0	40.0
就業・就学状況	自営業・経営者	95	71	24
		100.0	74.7	25.3
	正規の職員・従業員	274	199	75
		100.0	72.6	27.4
	パート、アルバイト等	179	139	40
		100.0	77.7	22.3
	専業（主婦・主夫）	89	56	33
		100.0	62.9	37.1
	学生	36	26	10
		100.0	72.2	27.8
	無職	196	128	68
		100.0	65.3	34.7
	その他	7	5	2
		100.0	71.4	28.6
	無回答	11	7	4
		100.0	63.6	36.4
家族構成	ひとり暮らし	90	62	28
		100.0	68.9	31.1
	一世代世帯	232	166	66
		100.0	71.6	28.4
	二世代世帯	421	299	122
		100.0	71.0	29.0
	三世代世帯	97	74	23
		100.0	76.3	23.7
	その他	33	22	11
		100.0	66.7	33.3
	無回答	14	8	6
		100.0	57.1	42.9

問 24　問 23 で「１.部落差別はいまだにある」を選択された方にお聞きします。どのような場面、事例で部落差別はあると思いますか。（○はいくつでも）

図表２－39　部落差別の事例について（複数回答）

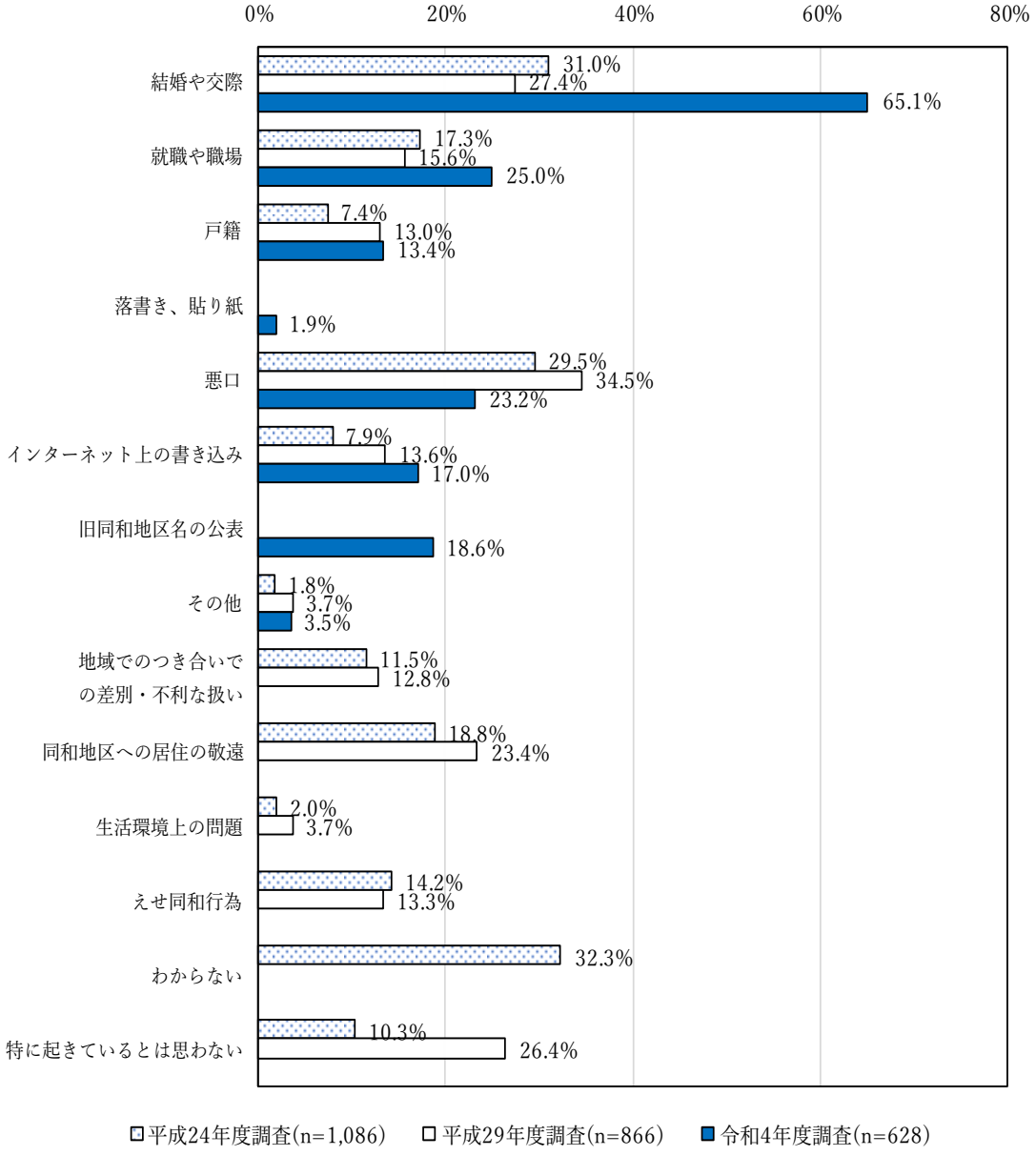

本問の選択肢については、「令和3年度人権に関する県民意識調査」の選択肢を参考にし、次のとおり変更しました。

令和4年度調査	平成29年度調査	平成24年度調査
結婚や交際	結婚問題での周囲の反対	
就職や職場	就職・職場での差別、不利な扱い	
	就労・産業面などでの問題（不安定就労など）	
戸籍	身元調査をされること	身元調査を実施すること
落書き、貼り紙	―	
悪口	差別的な発言・行動やうわさ話	
インターネット上の書き込み	インターネットを悪用した差別書き込みや差別文章の掲載	
旧同和地区名の公表	―	
その他	その他	
―	地域のつき合いでの差別・不利な扱い	
―	同和地区への居住の敬遠	
―	生活環境上の問題（住環境の未整備）	
―	えせ同和行為	
―	―	わからない
―	特に起きているとは思わない	

図表２－40　部落差別の事例について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	結婚や交際	就職や職場	戸籍	落書き、貼り紙	悪口	インターネット上の書き込み	旧同和地区名の公表	その他
全体		628	409	157	84	12	146	107	117	22
		100.0	65.1	25.0	13.4	1.9	23.2	17.0	18.6	3.5
性別	男性	291	179	77	39	9	71	60	61	9
		100.0	61.5	26.5	13.4	3.1	24.4	20.6	21.0	3.1
	女性	326	225	78	42	3	74	47	52	12
		100.0	69.0	23.9	12.9	0.9	22.7	14.4	16.0	3.7
	答えたくない	3	2	1	2	0	0	0	1	0
		100.0	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	無回答	8	3	1	1	0	1	0	3	1
		100.0	37.5	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0	37.5	12.5
年齢	10歳代	7	2	0	0	0	2	3	0	0
		100.0	28.6	0.0	0.0	0.0	28.6	42.9	0.0	0.0
	20歳代	54	29	14	7	1	15	14	5	2
		100.0	53.7	25.9	13.0	1.9	27.8	25.9	9.3	3.7
	30歳代	62	37	19	9	3	16	19	12	4
		100.0	59.7	30.6	14.5	4.8	25.8	30.6	19.4	6.5
	40歳代	113	66	24	14	1	35	20	18	4
		100.0	58.4	21.2	12.4	0.9	31.0	17.7	15.9	3.5
	50歳代	118	84	36	11	2	25	23	21	5
		100.0	71.2	30.5	9.3	1.7	21.2	19.5	17.8	4.2
	60歳代	105	76	27	16	1	21	17	19	4
		100.0	72.4	25.7	15.2	1.0	20.0	16.2	18.1	3.8
	70歳以上	163	113	36	27	4	31	11	41	2
		100.0	69.3	22.1	16.6	2.5	19.0	6.7	25.2	1.2
	無回答	6	2	1	0	0	1	0	1	1
		100.0	33.3	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7
就業・就学状況	自営業・経営者	70	45	22	7	0	14	9	13	4
		100.0	64.3	31.4	10.0	0.0	20.0	12.9	18.6	5.7
	正規の職員・従業員	198	120	51	25	5	49	44	31	5
		100.0	60.6	25.8	12.6	2.5	24.7	22.2	15.7	2.5
	パート、アルバイト等	138	94	32	20	2	37	24	24	6
		100.0	68.1	23.2	14.5	1.4	26.8	17.4	17.4	4.3
	専業（主婦・主夫）	56	43	8	7	1	12	3	13	1
		100.0	76.8	14.3	12.5	1.8	21.4	5.4	23.2	1.8
	学生	26	13	5	2	0	6	11	3	2
		100.0	50.0	19.2	7.7	0.0	23.1	42.3	11.5	7.7
	無職	128	87	36	23	4	25	16	31	2
		100.0	68.0	28.1	18.0	3.1	19.5	12.5	24.2	1.6
	その他	5	4	2	0	0	2	0	1	1
		100.0	80.0	40.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	20.0
	無回答	7	3	1	0	0	1	0	1	1
		100.0	42.9	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3	14.3
家族構成	ひとり暮らし	62	41	13	14	3	8	12	13	3
		100.0	66.1	21.0	22.6	4.8	12.9	19.4	21.0	4.8
	一世代世帯	167	118	48	25	3	32	24	30	4
		100.0	70.7	28.7	15.0	1.8	19.2	14.4	18.0	2.4
	二世代世帯	298	186	66	33	4	78	48	53	11
		100.0	62.4	22.1	11.1	1.3	26.2	16.1	17.8	3.7
	三世代世帯	71	46	21	8	2	22	18	13	2
		100.0	64.8	29.6	11.3	2.8	31.0	25.4	18.3	2.8
	その他	22	16	8	3	0	5	5	6	1
		100.0	72.7	36.4	13.6	0.0	22.7	22.7	27.3	4.5
	無回答	8	2	1	1	0	1	0	2	1
		100.0	25.0	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0	25.0	12.5

部落差別（同和問題）に関して、どのような場面、事例で部落差別があると思うかは、「結婚や交際」が65.1％と最も高く、次いで「就職や職場」が25.0％、「悪口」が23.2％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「結婚や交際」が前回の27.4%より37.7ポイントと大幅に増加し、「悪口」が前回の34.5%より11.3ポイント減少しています。この大幅な増加は、国・県調査に合わせた選択肢変更（「地域のつき合いでの差別・不利な扱い」の削除など　P41図表２－39下の表参照）によるものと考えられ、国・県調査との比較では、本市調査と似た傾向になっています（P159図表３－16参照）。

特に、順位4番目の「インターネット上の書き込み」は、３回の調査を通して連続して増加しています。

性別にみると、男性・女性とも、「結婚や交際」が、最も高く、次いで「就職や職場」の順となっています。

年齢別にみると、「インターネット上の書き込み」が、10歳代では42.9%と最も高く、30歳代でも30.6％で２番目に高くなっています。

就業・就学状況別にみると、学生では、「インターネット上の書き込み」が42.3%と高くなっています。

問 25　仮に、あなたが、結婚しようとする相手が同和地区出身者の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。（○はあなたの気持ちにいちばん近いものに１つだけ）

図表２－41　自身の結婚について

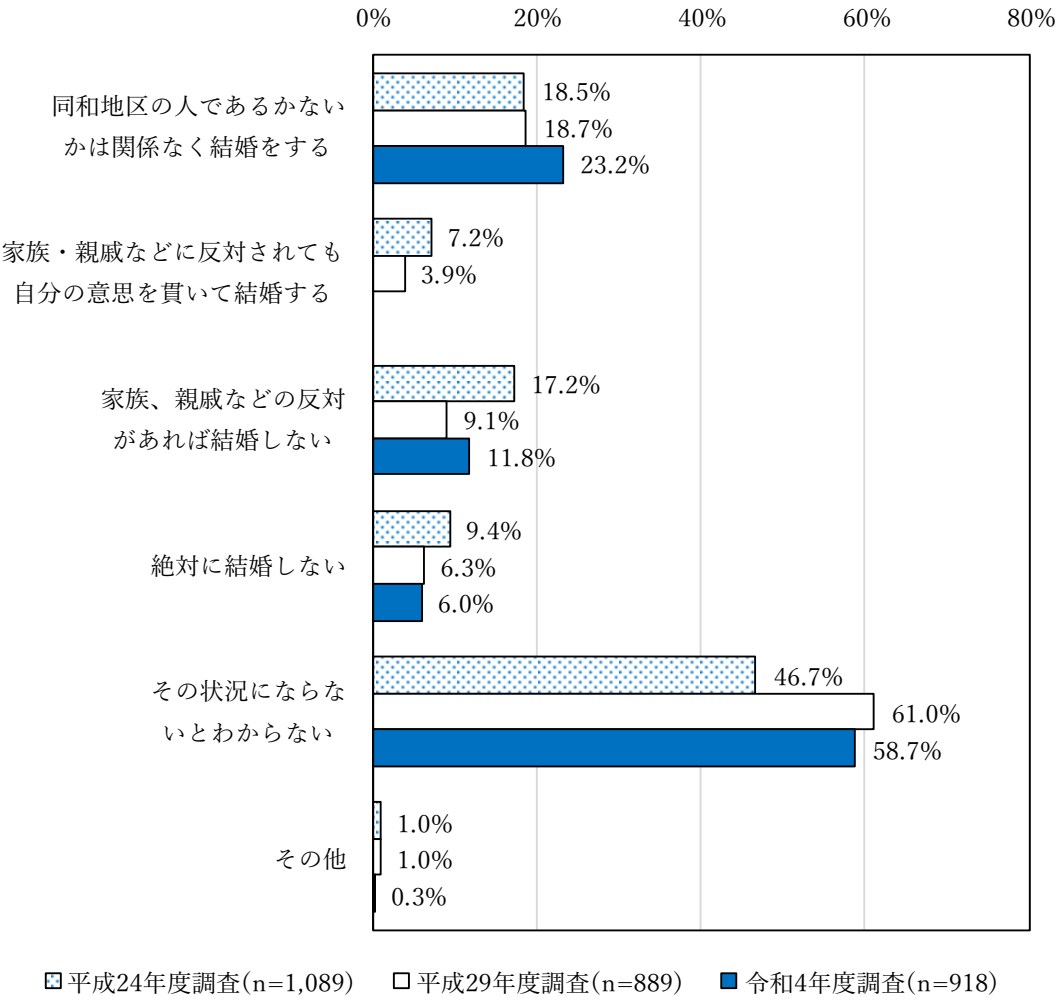

あなたが、結婚しようとする相手が同和地区出身者の人であるとわかった場合の対応については、「その状況にならないとわからない」が58.7％と最も高く、次いで「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚をする」が23.2％、「家族、親戚などの反対があれば結婚しない」が11.8％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚をする」が前回の18.7%より4.5ポイント増加し、「その状況にならないとわからない」が前回の61.0%より2.3ポイントと減少しています。

特に、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚をする」と「その状況にならないとわからない」は、３回の調査を通して、上位２つを占めています。また、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚をする」は、３回の調査を通して連続増加しています。

性別にみると、男性・女性とも、「その状況にならないとわからない」が、50%を超えています。

年齢別にみると、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚をする」が、10歳代から40歳代では、約30%ですが、50歳代・60歳代では、約20%となっています。

図表２－42　自身の結婚について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	同和地区の人であるかないかは関係なく結婚をする	家族、親戚などの反対があれば結婚しない	絶対に結婚しない	その状況にならないとわからない	その他
全体		918	213	108	55	539	3
		100.0	23.2	11.8	6.0	58.7	0.3
性別	男性	429	133	44	19	232	1
		100.0	31.0	10.3	4.4	54.1	0.2
	女性	471	77	61	34	298	1
		100.0	16.3	13.0	7.2	63.3	0.2
	答えたくない	4	2	1	0	1	0
		100.0	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0
	無回答	14	1	2	2	8	1
		100.0	7.1	14.3	14.3	57.1	7.1
年齢	10歳代	11	7	0	0	4	0
		100.0	63.6	0.0	0.0	36.4	0.0
	20歳代	77	29	8	5	35	0
		100.0	37.7	10.4	6.5	45.5	0.0
	30歳代	91	27	5	3	56	0
		100.0	29.7	5.5	3.3	61.5	0.0
	40歳代	160	48	23	3	86	0
		100.0	30.0	14.4	1.9	53.8	0.0
	50歳代	148	30	11	7	100	0
		100.0	20.3	7.4	4.7	67.6	0.0
	60歳代	157	32	19	14	91	1
		100.0	20.4	12.1	8.9	58.0	0.6
	70歳以上	263	39	40	22	161	1
		100.0	14.8	15.2	8.4	61.2	0.4
	無回答	11	1	2	1	6	1
		100.0	9.1	18.2	9.1	54.5	9.1
就業・就学状況	自営業・経営者	95	23	11	9	52	0
		100.0	24.2	11.6	9.5	54.7	0.0
	正規の職員・従業員	278	98	29	11	140	0
		100.0	35.3	10.4	4.0	50.4	0.0
	パート、アルバイト等	185	34	21	8	122	0
		100.0	18.4	11.4	4.3	65.9	0.0
	専業（主婦・主夫）	93	5	20	4	63	1
		100.0	5.4	21.5	4.3	67.7	1.1
	学生	37	16	2	2	17	0
		100.0	43.2	5.4	5.4	45.9	0.0
	無職	209	35	22	20	131	1
		100.0	16.7	10.5	9.6	62.7	0.5
	その他	9	1	1	0	7	0
		100.0	11.1	11.1	0.0	77.8	0.0
	無回答	12	1	2	1	7	1
		100.0	8.3	16.7	8.3	58.3	8.3
家族構成	ひとり暮らし	93	26	11	10	46	0
		100.0	28.0	11.8	10.8	49.5	0.0
	一世代世帯	241	45	35	14	145	2
		100.0	18.7	14.5	5.8	60.2	0.8
	二世代世帯	436	111	50	18	257	0
		100.0	25.5	11.5	4.1	58.9	0.0
	三世代世帯	101	18	9	11	63	0
		100.0	17.8	8.9	10.9	62.4	0.0
	その他	32	12	1	1	18	0
		100.0	37.5	3.1	3.1	56.3	0.0
	無回答	15	1	2	1	10	1
		100.0	6.7	13.3	6.7	66.7	6.7

問 26　仮に、あなたのお子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください。）、同和地区出身者の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。（○はあなたの気持ちにいちばん近いものに１つだけ）

図表２－43　お子さんの結婚について

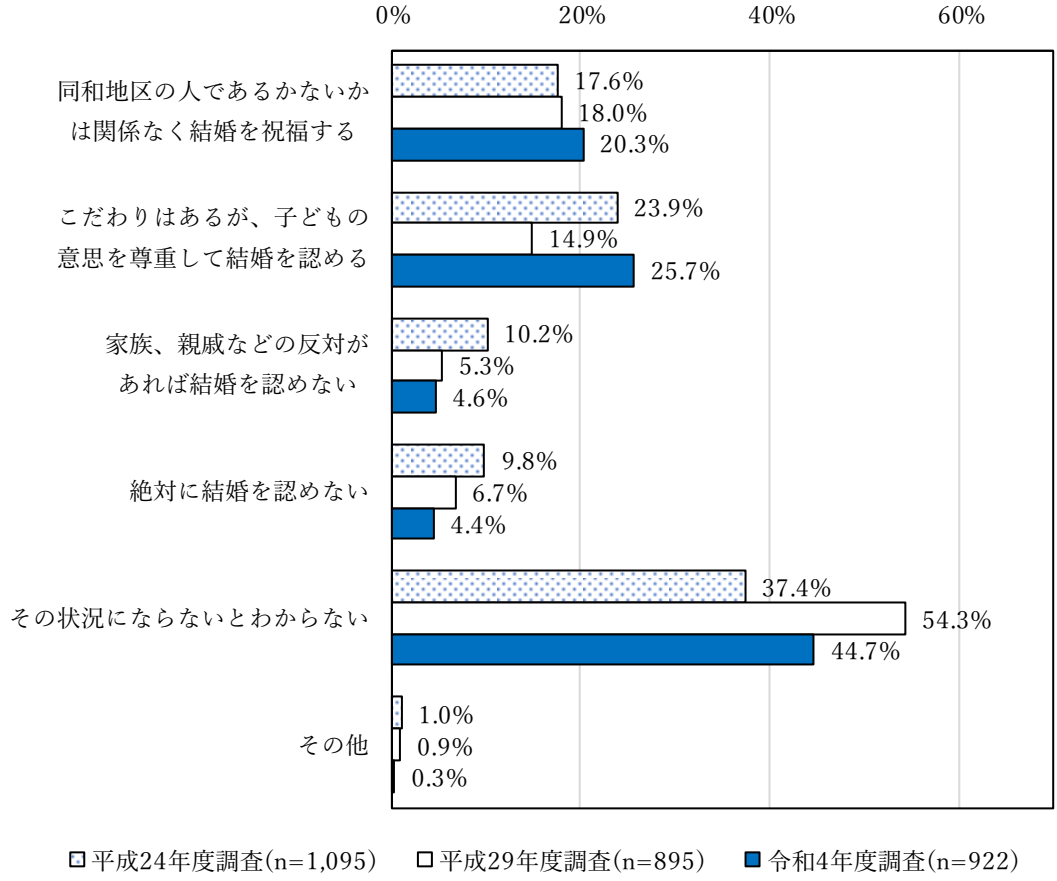

あなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区出身者とわかった場合の対応については、「その状況にならないとわからない」が44.7％と最も高く、次いで「こだわりはあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める」が25.7％、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する」が20.3％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「こだわりはあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める」が前回の14.9%より10.8ポイント増加し、「その状況にならないとわからない」が前回の54.3%より9.6ポイント減少しています。

特に、「絶対に結婚を認めない」は、３回の調査を通して連続して減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する」と「こだわりはあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める」を合わせると、40%を超えています。

年齢別にみても、どの世代でも、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する」と「こだわりはあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める」を合わせると、40%を超えていますが、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する」は、若い世代ほど割合が高くなっています。一方で、「絶対に結婚を認めない」は、高齢になるほど割合が高くなっており、70歳以上では、7.9％となっています。

図表２－44　お子さんの結婚について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する	こだわりはあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める	家族、親戚などの反対があれば結婚を認めない	絶対に結婚を認めない	その状況にならないとわからない	その他
全体		922	187	237	42	41	412	3
		100.0	20.3	25.7	4.6	4.4	44.7	0.3
性別	男性	431	111	109	19	12	179	1
		100.0	25.8	25.3	4.4	2.8	41.5	0.2
	女性	473	74	125	21	28	223	2
		100.0	15.6	26.4	4.4	5.9	47.1	0.4
	答えたくない	4	1	0	1	0	2	0
		100.0	25.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0
	無回答	14	1	3	1	1	8	0
		100.0	7.1	21.4	7.1	7.1	57.1	0.0
年齢	10 歳代	11	7	0	0	0	4	0
		100.0	63.6	0.0	0.0	0.0	36.4	0.0
	20 歳代	77	27	16	2	1	31	0
		100.0	35.1	20.8	2.6	1.3	40.3	0.0
	30 歳代	91	22	19	2	1	46	1
		100.0	24.2	20.9	2.2	1.1	50.5	1.1
	40 歳代	160	45	36	6	2	71	0
		100.0	28.1	22.5	3.8	1.3	44.4	0.0
	50 歳代	148	25	35	5	7	75	1
		100.0	16.9	23.6	3.4	4.7	50.7	0.7
	60 歳代	158	27	47	6	9	68	1
		100.0	17.1	29.7	3.8	5.7	43.0	0.6
	70 歳以上	266	33	81	20	21	111	0
		100.0	12.4	30.5	7.5	7.9	41.7	0.0
	無回答	11	1	3	1	0	6	0
		100.0	9.1	27.3	9.1	0.0	54.5	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	98	20	22	5	8	43	0
		100.0	20.4	22.4	5.1	8.2	43.9	0.0
	正規の職員・従業員	279	83	61	11	4	119	1
		100.0	29.7	21.9	3.9	1.4	42.7	0.4
	パート、アルバイト等	186	30	52	5	8	90	1
		100.0	16.1	28.0	2.7	4.3	48.4	0.5
	専業（主婦・主夫）	92	7	26	6	4	49	0
		100.0	7.6	28.3	6.5	4.3	53.3	0.0
	学生	37	13	7	1	0	16	0
		100.0	35.1	18.9	2.7	0.0	43.2	0.0
	無職	210	32	63	13	17	84	1
		100.0	15.2	30.0	6.2	8.1	40.0	0.5
	その他	9	1	3	0	0	5	0
		100.0	11.1	33.3	0.0	0.0	55.6	0.0
	無回答	11	1	3	1	0	6	0
		100.0	9.1	27.3	9.1	0.0	54.5	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	25	22	4	7	34	0
		100.0	27.2	23.9	4.3	7.6	37.0	0.0
	一世代世帯	242	40	75	15	9	102	1
		100.0	16.5	31.0	6.2	3.7	42.1	0.4
	二世代世帯	439	97	105	17	16	202	2
		100.0	22.1	23.9	3.9	3.6	46.0	0.5
	三世代世帯	101	16	22	4	7	52	0
		100.0	15.8	21.8	4.0	6.9	51.5	0.0
	その他	33	8	10	1	2	12	0
		100.0	24.2	30.3	3.0	6.1	36.4	0.0
	無回答	15	1	3	1	0	10	0
		100.0	6.7	20.0	6.7	0.0	66.7	0.0

問 27　部落差別（同和問題）について、あなたはどう考えますか。（○はあなたの考え方にいちばん近いものに１つだけ）

図表２－45　部落差別（同和問題）に対する考え方について

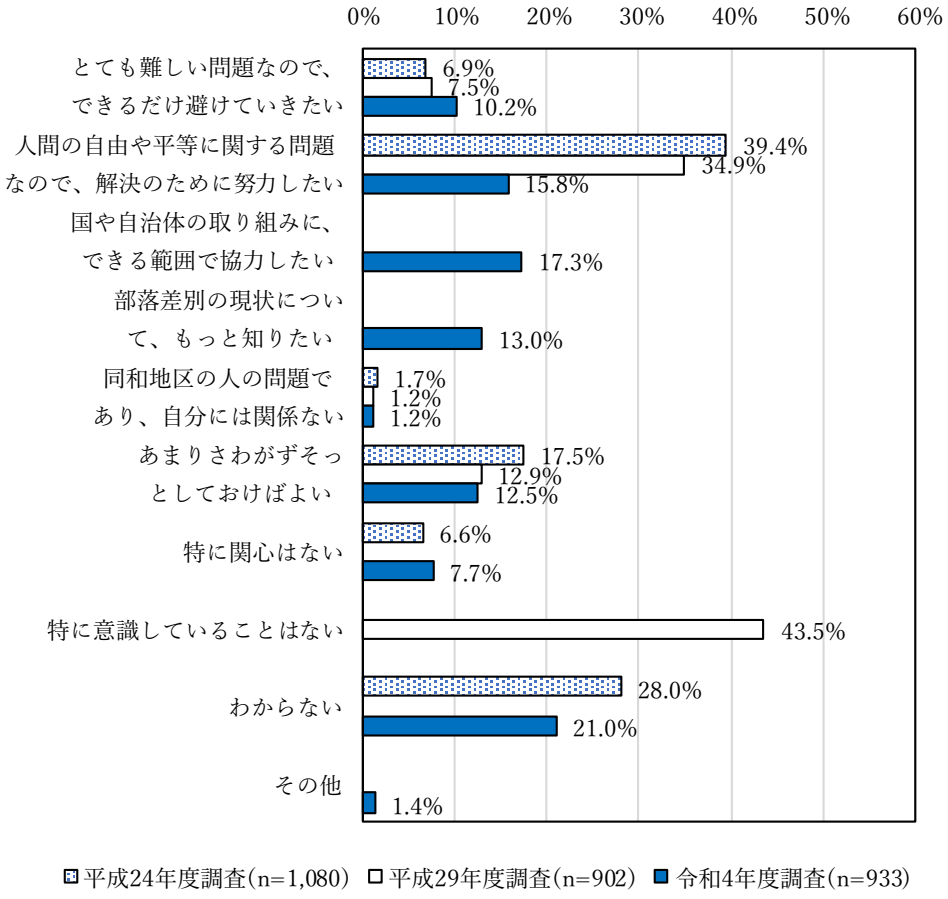

部落差別（同和問題）についての考えは、「わからない」が21.0％と最も高く、次いで「国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい」が17.3％、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」が15.8％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」が前回の7.5%より2.7ポイント増加し、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」が前回の34.9%より19.1ポイント減少しています。この減少については、県調査に合わせて今回調査から、「国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい」と「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」を選択肢に加えた影響もあるものと考えられます。また、「国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい」と「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」を合わせると、33.1％となります。

「とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」は、３回の調査を通して連続して増加していますが、「あまりさわがずそっとしておけばよい」は、連続して減少しています。

性別にみても、男性・女性とも、「わからない」が最も高くなっており、「国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい」と「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」を合わせると、30%を超えています。

図表２－46　部落差別（同和問題）に対する考え方について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい	人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい	国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい	部落差別の現状について、もっと知りたい	同和地区の人の問題であり、自分には関係ない	あまりさわがずそっとしておけばよい	特に関心はない	わからない	その他
全体		933	95	147	161	121	11	117	72	196	13
		100.0	10.2	15.8	17.3	13.0	1.2	12.5	7.7	21.0	1.4
性別	男性	432	34	66	84	46	2	65	44	86	5
		100.0	7.9	15.3	19.4	10.6	0.5	15.0	10.2	19.9	1.2
	女性	482	60	77	75	72	9	50	25	106	8
		100.0	12.4	16.0	15.6	14.9	1.9	10.4	5.2	22.0	1.7
	答えたくない	5	0	1	0	1	0	0	1	2	0
		100.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0
	無回答	14	1	3	2	2	0	2	2	2	0
		100.0	7.1	21.4	14.3	14.3	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0
年齢	10歳代	11	1	1	0	2	0	0	3	4	0
		100.0	9.1	9.1	0.0	18.2	0.0	0.0	27.3	36.4	0.0
	20歳代	77	8	14	6	17	0	4	11	16	1
		100.0	10.4	18.2	7.8	22.1	0.0	5.2	14.3	20.8	1.3
	30歳代	92	8	9	6	21	3	10	17	17	1
		100.0	8.7	9.8	6.5	22.8	3.3	10.9	18.5	18.5	1.1
	40歳代	161	16	24	21	24	3	17	13	40	3
		100.0	9.9	14.9	13.0	14.9	1.9	10.6	8.1	24.8	1.9
	50歳代	150	16	29	28	22	2	18	6	27	2
		100.0	10.7	19.3	18.7	14.7	1.3	12.0	4.0	18.0	1.3
	60歳代	160	21	26	42	14	3	19	6	27	2
		100.0	13.1	16.3	26.3	8.8	1.9	11.9	3.8	16.9	1.3
	70歳以上	271	24	41	57	19	0	48	14	64	4
		100.0	8.9	15.1	21.0	7.0	0.0	17.7	5.2	23.6	1.5
	無回答	11	1	3	1	2	0	1	2	1	0
		100.0	9.1	27.3	9.1	18.2	0.0	9.1	18.2	9.1	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	99	12	19	14	10	1	10	10	21	2
		100.0	12.1	19.2	14.1	10.1	1.0	10.1	10.1	21.2	2.0
	正規の職員・従業員	281	21	50	46	45	3	32	31	49	4
		100.0	7.5	17.8	16.4	16.0	1.1	11.4	11.0	17.4	1.4
	パート、アルバイト等	188	28	28	25	32	5	14	9	45	2
		100.0	14.9	14.9	13.3	17.0	2.7	7.4	4.8	23.9	1.1
	専業（主婦・主夫）	94	9	10	22	9	2	20	4	16	2
		100.0	9.6	10.6	23.4	9.6	2.1	21.3	4.3	17.0	2.1
	学生	37	3	6	4	7	0	1	7	9	0
		100.0	8.1	16.2	10.8	18.9	0.0	2.7	18.9	24.3	0.0
	無職	214	19	31	47	15	0	37	9	53	3
		100.0	8.9	14.5	22.0	7.0	0.0	17.3	4.2	24.8	1.4
	その他	9	2	0	2	1	0	2	0	2	0
		100.0	22.2	0.0	22.2	11.1	0.0	22.2	0.0	22.2	0.0
	無回答	11	1	3	1	2	0	1	2	1	0
		100.0	9.1	27.3	9.1	18.2	0.0	9.1	18.2	9.1	0.0
家族構成	ひとり暮らし	94	9	15	18	12	0	16	7	16	1
		100.0	9.6	16.0	19.1	12.8	0.0	17.0	7.4	17.0	1.1
	一世代世帯	246	24	40	57	26	4	39	10	42	4
		100.0	9.8	16.3	23.2	10.6	1.6	15.9	4.1	17.1	1.6
	二世代世帯	442	46	62	68	62	7	46	39	106	6
		100.0	10.4	14.0	15.4	14.0	1.6	10.4	8.8	24.0	1.4
	三世代世帯	102	12	19	12	13	0	12	9	23	2
		100.0	11.8	18.6	11.8	12.7	0.0	11.8	8.8	22.5	2.0
	その他	34	3	7	5	5	0	2	5	7	0
		100.0	8.8	20.6	14.7	14.7	0.0	5.9	14.7	20.6	0.0
	無回答	15	1	4	1	3	0	2	2	2	0
		100.0	6.7	26.7	6.7	20.0	0.0	13.3	13.3	13.3	0.0

問 28　あなたは、今後の部落差別（同和問題）について、どのような取り組みが重要だと思いますか。（○は３つまで）

図表２－47　部落差別解消の取り組みについて（複数回答）

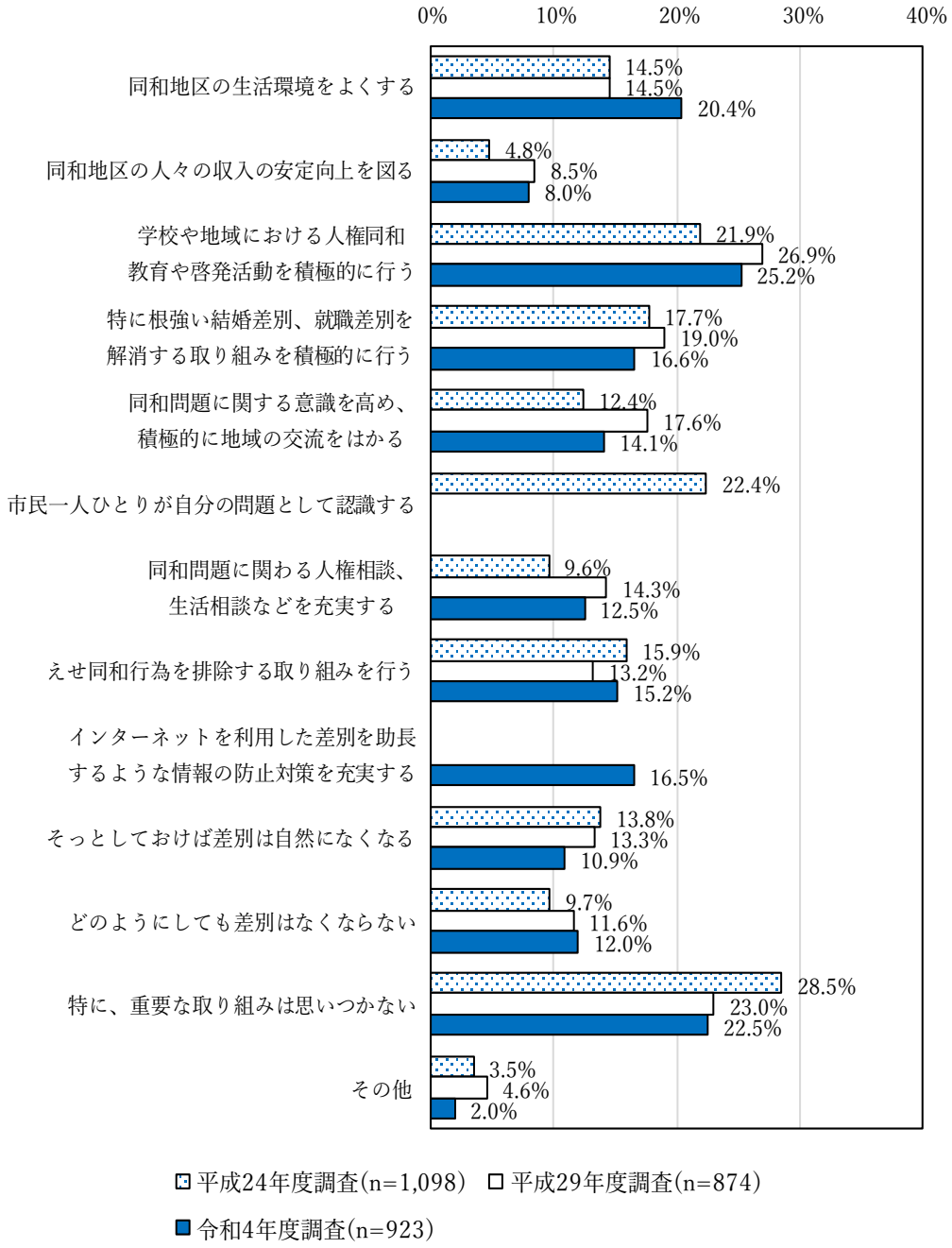

部落差別（同和問題）について重要な取り組みは、「学校や地域における人権同和教育や啓発活動を積極的に行う」が25.2%と最も高く、次いで「特に、重要な取り組みは思いつかない」が22.5%、「同和地区の生活環境をよくする」が20.4%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「同和地区の生活環境をよくする」が前回の14.5%より5.9ポイント増加し、「同和問題に関する意識を高め、積極的に地域の交流をはかる」が前回の17.6%より3.5ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「学校や地域における人権同和教育や啓発活動を積極的に行う」が、最も高くなっています。

年齢別にみると、30歳代・70歳以上では、「特に、重要な取り組みは思いつかない」が最も高く、40歳代では、「同和地区の生活環境をよくする」が最も高くなっています。10歳代・20歳代・50歳代・60歳代では、「学校や地域における人権同和教育や啓発活動を積極的に行う」が最も高くなっています。

図表２－48　部落差別解消の取り組みについて（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	同和地区の生活環境をよくする	同和地区の人々の収入の安定向上を図る	学校や地域における人権同和教育や啓発活動を積極的に行う	特に根強い結婚差別、就職差別を解消する取り組みを積極的に行う	同和問題に関する意識を高め、積極的に地域の交流をはかる	同和問題に関わる人権相談、生活相談などを充実する	同和地区を排除する取り組みを行う	インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する	そっとしておけば差別は自然になくなる	どのようにしても差別はなくならない	特に、重要な取り組みは思いつかない	その他
全体		923	188	74	233	153	130	115	140	152	101	111	208	18
		100.0	20.4	8.0	25.2	16.6	14.1	12.5	15.2	16.5	10.9	12.0	22.5	2.0
性別	男性	429	76	37	102	67	63	49	78	73	50	52	92	8
		100.0	17.7	8.6	23.8	15.6	14.7	11.4	18.2	17.0	11.7	12.1	21.4	1.9
	女性	476	107	34	128	84	66	63	60	77	49	54	111	9
		100.0	22.5	7.1	26.9	17.6	13.9	13.2	12.6	16.2	10.3	11.3	23.3	1.9
	答えたくない	4	0	1	1	0	0	2	1	1	0	1	1	0
		100.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0
	無回答	14	5	2	2	2	1	1	1	1	2	4	4	1
		100.0	35.7	14.3	14.3	14.3	7.1	7.1	7.1	7.1	14.3	28.6	28.6	7.1
年齢	10 歳代	12	3	1	4	2	1	0	0	1	2	2	2	0
		100.0	25.0	8.3	33.3	16.7	8.3	0.0	0.0	8.3	16.7	16.7	16.7	0.0
	20 歳代	75	15	11	20	18	11	4	10	20	7	4	9	2
		100.0	20.0	14.7	26.7	24.0	14.7	5.3	13.3	26.7	9.3	5.3	12.0	2.7
	30 歳代	92	15	9	18	14	14	6	14	18	8	13	25	2
		100.0	16.3	9.8	19.6	15.2	15.2	6.5	15.2	19.6	8.7	14.1	27.2	2.2
	40 歳代	161	42	14	28	24	21	16	34	21	15	25	30	6
		100.0	26.1	8.7	17.4	14.9	13.0	9.9	21.1	13.0	9.3	15.5	18.6	3.7
	50 歳代	150	33	14	40	28	18	21	28	29	11	15	31	2
		100.0	22.0	9.3	26.7	18.7	12.0	14.0	18.7	19.3	7.3	10.0	20.7	1.3
	60 歳代	158	24	11	49	30	22	25	27	35	8	20	31	3
		100.0	15.2	7.0	31.0	19.0	13.9	15.8	17.1	22.2	5.1	12.7	19.6	1.9
	70 歳以上	264	53	12	72	35	42	43	26	28	49	28	78	2
		100.0	20.1	4.5	27.3	13.3	15.9	16.3	9.8	10.6	18.6	10.6	29.5	0.8
	無回答	11	3	2	2	2	1	0	1	0	1	4	2	1
		100.0	27.3	18.2	18.2	18.2	9.1	0.0	9.1	0.0	9.1	36.4	18.2	9.1
就業・就学状況	自営業・経営者	97	17	9	19	13	9	15	19	16	11	10	26	3
		100.0	17.5	9.3	19.6	13.4	9.3	15.5	19.6	16.5	11.3	10.3	26.8	3.1
	正規の職員・従業員	282	55	28	67	49	42	21	55	60	23	40	53	7
		100.0	19.5	9.9	23.8	17.4	14.9	7.4	19.5	21.3	8.2	14.2	18.8	2.5
	パート、アルバイト等	185	38	14	50	30	25	29	20	33	15	25	40	3
		100.0	20.5	7.6	27.0	16.2	13.5	15.7	10.8	17.8	8.1	13.5	21.6	1.6
	専業（主婦・主夫）	95	27	6	23	16	13	18	10	6	13	4	23	0
		100.0	28.4	6.3	24.2	16.8	13.7	18.9	10.5	6.3	13.7	4.2	24.2	0.0
	学生	38	7	5	11	5	5	1	4	7	5	3	4	1
		100.0	18.4	13.2	28.9	13.2	13.2	2.6	10.5	18.4	13.2	7.9	10.5	2.6
	無職	206	39	9	58	35	34	30	30	28	32	25	58	2
		100.0	18.9	4.4	28.2	17.0	16.5	14.6	14.6	13.6	15.5	12.1	28.2	1.0
	その他	9	2	1	3	3	1	1	1	2	1	0	2	1
		100.0	22.2	11.1	33.3	33.3	11.1	11.1	11.1	22.2	11.1	0.0	22.2	11.1
	無回答	11	3	2	2	2	1	0	1	0	1	4	2	1
		100.0	27.3	18.2	18.2	18.2	9.1	0.0	9.1	0.0	9.1	36.4	18.2	9.1
家族構成	ひとり暮らし	87	23	6	23	18	13	14	15	21	18	8	17	3
		100.0	26.4	6.9	26.4	20.7	14.9	16.1	17.2	24.1	20.7	9.2	19.5	3.4
	一世代世帯	246	43	19	72	41	35	44	29	33	29	27	47	3
		100.0	17.5	7.7	29.3	16.7	14.2	17.9	11.8	13.4	11.8	11.0	19.1	1.2
	二世代世帯	445	95	37	104	69	62	50	67	75	39	51	107	10
		100.0	21.3	8.3	23.4	15.5	13.9	11.2	15.1	16.9	8.8	11.5	24.0	2.2
	三世代世帯	96	16	4	24	15	10	5	21	18	13	16	26	1
		100.0	16.7	4.2	25.0	15.6	10.4	5.2	21.9	18.8	13.5	16.7	27.1	1.0
	その他	34	8	6	8	8	8	2	7	5	0	5	7	0
		100.0	23.5	17.6	23.5	23.5	23.5	5.9	20.6	14.7	0.0	14.7	20.6	0.0
	無回答	15	3	2	2	2	2	0	1	0	2	4	4	1
		100.0	20.0	13.3	13.3	13.3	13.3	0.0	6.7	0.0	13.3	26.7	26.7	6.7

問 29　あなたは、部落差別（同和問題）を解消するために、教育・啓発活動を今後どのようにしたらよいと思いますか。（○は１つだけ）

図表２－49　部落差別解消のための教育・啓発活動について

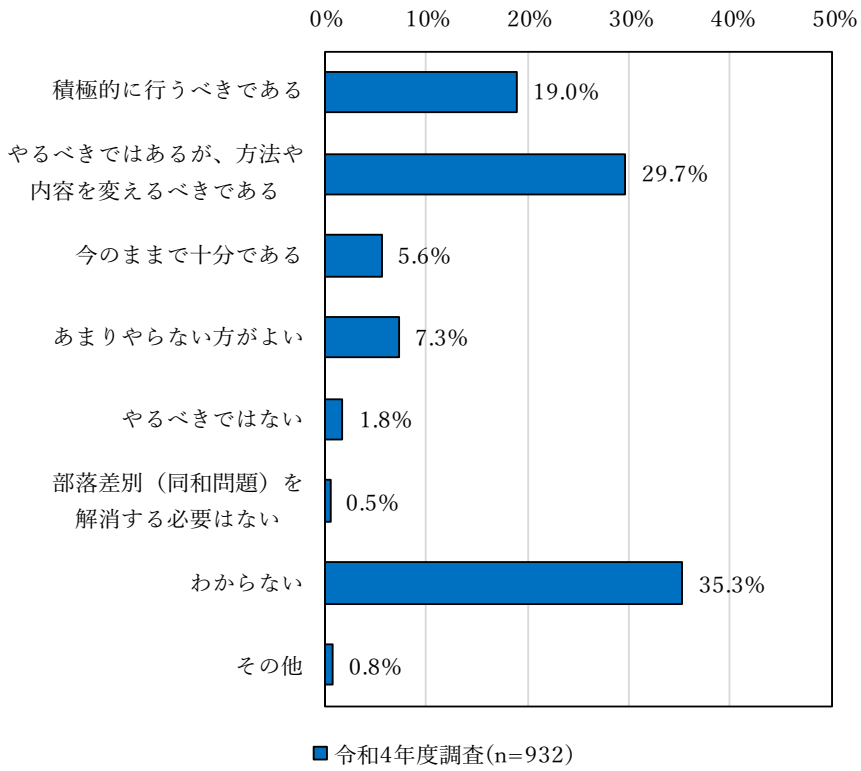

部落差別（同和問題）を解消するため、今後の教育・啓発活動の取り組みについては、「わからない」が35.3％と最も高く、次いで「やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである」が29.7％、「積極的に行うべきである」が19.0％の順となっています。

「やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである」と「積極的に行うべきである」を合わせると48.7%、「あまりやらない方がよい」と「やるべきではない」を合わせると9.1%となっています。

性別にみると、男性では、「やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである」が、31.7％で最も高くなっています。女性では、「わからない」が40.4％で最も高くなっています。

年齢別にみると、10歳代・20歳代では、「積極的に行うべきである」が最も高く、50歳代では、「やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである」が最も高くなっています。

図表２－50　部落差別解消のための教育・啓発活動について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	積極的に行うべきである	やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである	今のままで十分である	あまりやらない方がよい	やるべきではない	部落差別（同和問題）を解消する必要はない	わからない	その他
全体		932	177	277	52	68	17	5	329	7
		100.0	19.0	29.7	5.6	7.3	1.8	0.5	35.3	0.8
性別	男性	436	88	138	27	32	15	4	128	4
		100.0	20.2	31.7	6.2	7.3	3.4	0.9	29.4	0.9
	女性	478	89	131	25	34	2	1	193	3
		100.0	18.6	27.4	5.2	7.1	0.4	0.2	40.4	0.6
	答えたくない	4	0	2	0	1	0	0	1	0
		100.0	0.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
	無回答	14	0	6	0	1	0	0	7	0
		100.0	0.0	42.9	0.0	7.1	0.0	0.0	50.0	0.0
年齢	10 歳代	12	4	3	1	0	1	0	3	0
		100.0	33.3	25.0	8.3	0.0	8.3	0.0	25.0	0.0
	20 歳代	77	22	21	7	4	1	2	20	0
		100.0	28.6	27.3	9.1	5.2	1.3	2.6	26.0	0.0
	30 歳代	92	15	26	4	7	1	0	38	1
		100.0	16.3	28.3	4.3	7.6	1.1	0.0	41.3	1.1
	40 歳代	162	29	46	7	10	6	2	60	2
		100.0	17.9	28.4	4.3	6.2	3.7	1.2	37.0	1.2
	50 歳代	149	23	53	10	8	1	0	52	2
		100.0	15.4	35.6	6.7	5.4	0.7	0.0	34.9	1.3
	60 歳代	160	30	55	7	8	2	0	57	1
		100.0	18.8	34.4	4.4	5.0	1.3	0.0	35.6	0.6
	70 歳以上	269	54	68	16	30	5	1	94	1
		100.0	20.1	25.3	5.9	11.2	1.9	0.4	34.9	0.4
	無回答	11	0	5	0	1	0	0	5	0
		100.0	0.0	45.5	0.0	9.1	0.0	0.0	45.5	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	98	9	33	6	7	3	1	38	1
		100.0	9.2	33.7	6.1	7.1	3.1	1.0	38.8	1.0
	正規の職員・従業員	285	64	88	15	19	6	2	89	2
		100.0	22.5	30.9	5.3	6.7	2.1	0.7	31.2	0.7
	パート、アルバイト等	184	25	61	9	9	2	0	76	2
		100.0	13.6	33.2	4.9	4.9	1.1	0.0	41.3	1.1
	専業（主婦・主夫）	95	24	25	2	8	0	0	36	0
		100.0	25.3	26.3	2.1	8.4	0.0	0.0	37.9	0.0
	学生	38	11	12	5	2	1	0	7	0
		100.0	28.9	31.6	13.2	5.3	2.6	0.0	18.4	0.0
	無職	212	41	52	15	21	5	2	75	1
		100.0	19.3	24.5	7.1	9.9	2.4	0.9	35.4	0.5
	その他	9	3	1	0	1	0	0	3	1
		100.0	33.3	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	33.3	11.1
	無回答	11	0	5	0	1	0	0	5	0
		100.0	0.0	45.5	0.0	9.1	0.0	0.0	45.5	0.0
家族構成	ひとり暮らし	89	19	20	8	9	1	1	29	2
		100.0	21.3	22.5	9.0	10.1	1.1	1.1	32.6	2.2
	一世代世帯	249	50	69	11	23	6	0	88	2
		100.0	20.1	27.7	4.4	9.2	2.4	0.0	35.3	0.8
	二世代世帯	447	83	142	24	26	6	2	161	3
		100.0	18.6	31.8	5.4	5.8	1.3	0.4	36.0	0.7
	三世代世帯	99	15	31	7	8	3	2	33	0
		100.0	15.2	31.3	7.1	8.1	3.0	2.0	33.3	0.0
	その他	34	9	10	1	1	1	0	12	0
		100.0	26.5	29.4	2.9	2.9	2.9	0.0	35.3	0.0
	無回答	14	1	5	1	1	0	0	6	0
		100.0	7.1	35.7	7.1	7.1	0.0	0.0	42.9	0.0

問 30　国では、平成 28 年 12 月に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。
あなたはこの法律を知っていますか。（○は１つだけ）

図表２－51　部落差別解消推進法について

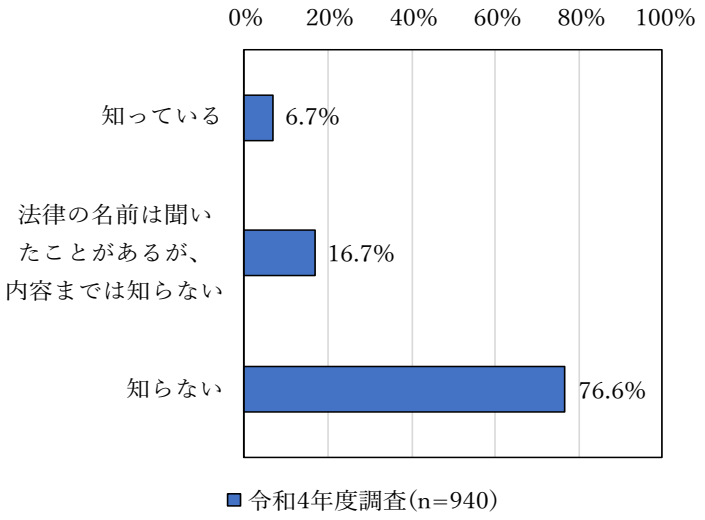

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の認知度は、「知らない」が76.6％と最も高く、次いで「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が16.7％、「知っている」が6.7％の順となっています。

「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると、23.4％となっています。

性別にみると、男性では、「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると27.4％となっており、女性では、19.8％となっています。

図表２－52　部落差別解消推進法について
（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）
（上段：人　下段：%）

		n	知っている	法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない	知らない
全体		940	63	157	720
		100.0	6.7	16.7	76.6
性別	男性	437	36	84	317
		100.0	8.2	19.2	72.5
	女性	485	26	70	389
		100.0	5.4	14.4	80.2
	答えたくない	4	0	1	3
		100.0	0.0	25.0	75.0
	無回答	14	1	2	11
		100.0	7.1	14.3	78.6
年齢	10 歳代	12	1	1	10
		100.0	8.3	8.3	83.3
	20 歳代	78	5	11	62
		100.0	6.4	14.1	79.5
	30 歳代	92	6	5	81
		100.0	6.5	5.4	88.0
	40 歳代	160	8	20	132
		100.0	5.0	12.5	82.5
	50 歳代	153	11	19	123
		100.0	7.2	12.4	80.4
	60 歳代	160	11	32	117
		100.0	6.9	20.0	73.1
	70 歳以上	274	21	67	186
		100.0	7.7	24.5	67.9
	無回答	11	0	2	9
		100.0	0.0	18.2	81.8
就業・就学状況	自営業・経営者	97	7	19	71
		100.0	7.2	19.6	73.2
	正規の職員・従業員	283	25	38	220
		100.0	8.8	13.4	77.7
	パート、アルバイト等	188	7	25	156
		100.0	3.7	13.3	83.0
	専業（主婦・主夫）	99	4	13	82
		100.0	4.0	13.1	82.8
	学生	38	3	5	30
		100.0	7.9	13.2	78.9
	無職	215	17	54	144
		100.0	7.9	25.1	67.0
	その他	9	0	1	8
		100.0	0.0	11.1	88.9
	無回答	11	0	2	9
		100.0	0.0	18.2	81.8
家族構成	ひとり暮らし	89	9	22	58
		100.0	10.1	24.7	65.2
	一世代世帯	253	19	55	179
		100.0	7.5	21.7	70.8
	二世代世帯	448	22	62	364
		100.0	4.9	13.8	81.3
	三世代世帯	101	7	12	82
		100.0	6.9	11.9	81.2
	その他	34	6	3	25
		100.0	17.6	8.8	73.5
	無回答	15	0	3	12
		100.0	0.0	20.0	80.0

7　外国人の人権について

問 31　次のうち、外国人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－53　外国人の人権について問題があると思うこと（複数回答）

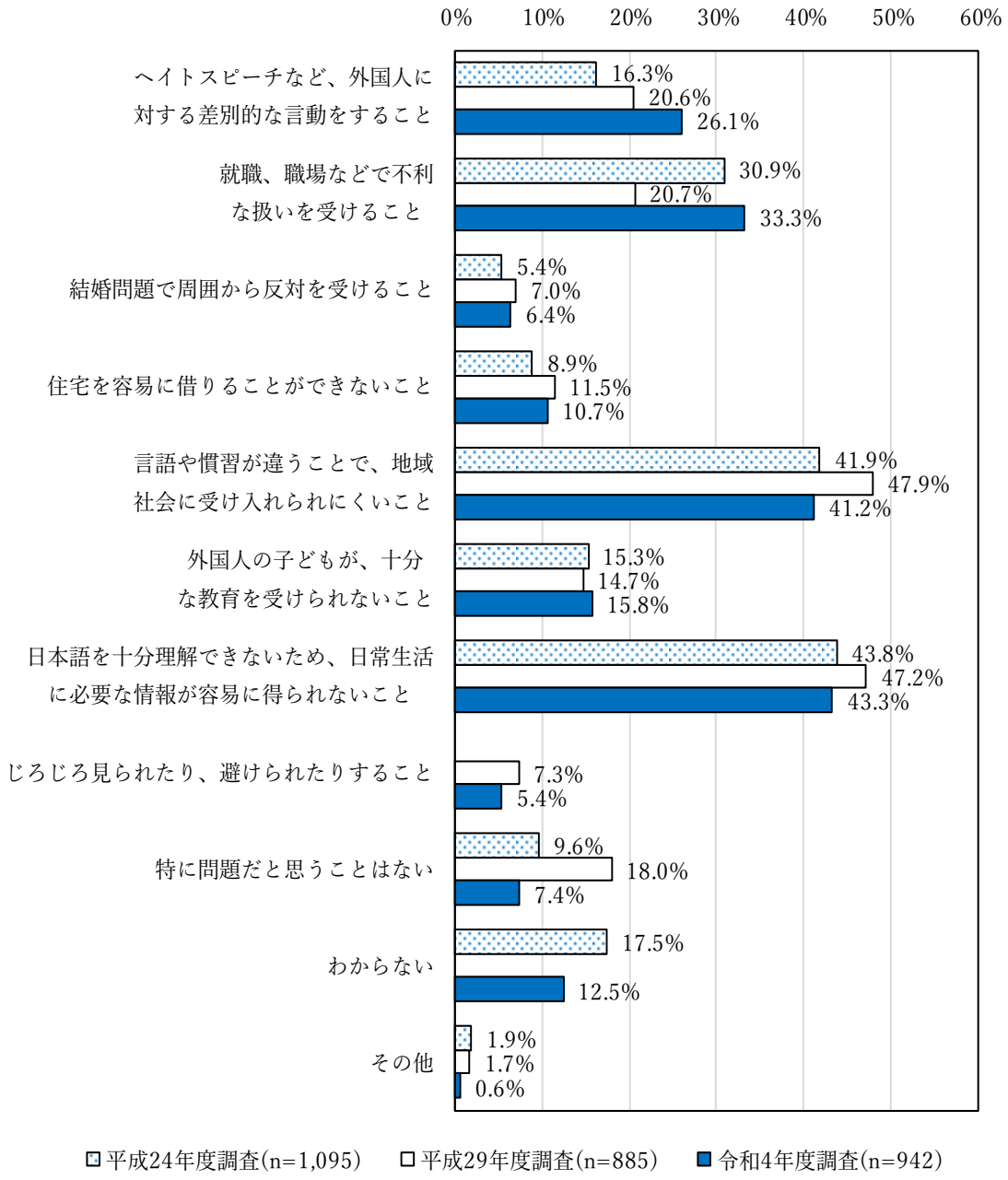

図表２－54　外国人の人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	ヘイトスピーチなど、外国人に対する差別的な言動をすること	就職、職場などで不利な扱いを受けること	結婚問題で周囲から反対を受けること	住宅を容易に借りることができないこと	言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと	外国人の子どもが、十分な教育を受けられないこと	日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が容易に得られないこと	じろじろ見られたり、避けられたりすること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		942	246	314	60	101	388	149	408	51	70	118	6
		100.0	26.1	33.3	6.4	10.7	41.2	15.8	43.3	5.4	7.4	12.5	0.6
性別	男性	439	126	136	31	42	192	68	185	28	37	53	1
		100.0	28.7	31.0	7.1	9.6	43.7	15.5	42.1	6.4	8.4	12.1	0.2
	女性	484	118	173	28	55	188	76	216	23	30	61	4
		100.0	24.4	35.7	5.8	11.4	38.8	15.7	44.6	4.8	6.2	12.6	0.8
	答えたくない	5	0	0	1	1	2	0	2	0	1	0	1
		100.0	0.0	0.0	20.0	20.0	40.0	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0	20.0
	無回答	14	2	5	0	3	6	5	5	0	2	4	0
		100.0	14.3	35.7	0.0	21.4	42.9	35.7	35.7	0.0	14.3	28.6	0.0
年齢	10 歳代	12	2	5	2	1	6	2	4	1	2	0	0
		100.0	16.7	41.7	16.7	8.3	50.0	16.7	33.3	8.3	16.7	0.0	0.0
	20 歳代	78	21	36	6	9	32	11	31	3	5	4	1
		100.0	26.9	46.2	7.7	11.5	41.0	14.1	39.7	3.8	6.4	5.1	1.3
	30 歳代	91	21	33	8	8	37	19	40	4	7	11	0
		100.0	23.1	36.3	8.8	8.8	40.7	20.9	44.0	4.4	7.7	12.1	0.0
	40 歳代	162	45	46	11	16	54	29	61	10	17	18	0
		100.0	27.8	28.4	6.8	9.9	33.3	17.9	37.7	6.2	10.5	11.1	0.0
	50 歳代	154	49	52	8	16	65	27	68	11	13	11	2
		100.0	31.8	33.8	5.2	10.4	42.2	17.5	44.2	7.1	8.4	7.1	1.3
	60 歳代	161	54	64	6	18	81	21	73	4	7	13	1
		100.0	33.5	39.8	3.7	11.2	50.3	13.0	45.3	2.5	4.3	8.1	0.6
	70 歳以上	273	52	74	19	30	109	36	127	18	17	59	2
		100.0	19.0	27.1	7.0	11.0	39.9	13.2	46.5	6.6	6.2	21.6	0.7
	無回答	11	2	4	0	3	4	4	4	0	2	2	0
		100.0	18.2	36.4	0.0	27.3	36.4	36.4	36.4	0.0	18.2	18.2	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	97	25	35	10	10	43	13	36	4	7	13	2
		100.0	25.8	36.1	10.3	10.3	44.3	13.4	37.1	4.1	7.2	13.4	2.1
	正規の職員・従業員	285	84	96	23	28	120	45	119	16	27	25	1
		100.0	29.5	33.7	8.1	9.8	42.1	15.8	41.8	5.6	9.5	8.8	0.4
	パート、アルバイト等	188	51	62	10	24	70	33	90	12	11	18	2
		100.0	27.1	33.0	5.3	12.8	37.2	17.6	47.9	6.4	5.9	9.6	1.1
	専業（主婦・主夫）	96	21	33	2	8	46	11	47	3	4	11	0
		100.0	21.9	34.4	2.1	8.3	47.9	11.5	49.0	3.1	4.2	11.5	0.0
	学生	38	12	18	3	4	13	6	14	2	3	0	1
		100.0	31.6	47.4	7.9	10.5	34.2	15.8	36.8	5.3	7.9	0.0	2.6
	無職	217	46	64	12	23	88	36	96	13	16	45	0
		100.0	21.2	29.5	5.5	10.6	40.6	16.6	44.2	6.0	7.4	20.7	0.0
	その他	9	5	2	0	1	4	1	2	1	0	3	0
		100.0	55.6	22.2	0.0	11.1	44.4	11.1	22.2	11.1	0.0	33.3	0.0
	無回答	12	2	4	0	3	4	4	4	0	2	3	0
		100.0	16.7	33.3	0.0	25.0	33.3	33.3	33.3	0.0	16.7	25.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	89	24	25	6	16	40	14	46	8	9	13	1
		100.0	27.0	28.1	6.7	18.0	44.9	15.7	51.7	9.0	10.1	14.6	1.1
	一世代世帯	251	63	86	16	21	124	28	120	13	13	28	1
		100.0	25.1	34.3	6.4	8.4	49.4	11.2	47.8	5.2	5.2	11.2	0.4
	二世代世帯	450	118	154	27	42	170	82	182	20	36	60	3
		100.0	26.2	34.2	6.0	9.3	37.8	18.2	40.4	4.4	8.0	13.3	0.7
	三世代世帯	102	32	30	7	11	32	11	44	6	7	13	1
		100.0	31.4	29.4	6.9	10.8	31.4	10.8	43.1	5.9	6.9	12.7	1.0
	その他	34	6	14	3	8	16	9	10	3	3	1	0
		100.0	17.6	41.2	8.8	23.5	47.1	26.5	29.4	8.8	8.8	2.9	0.0
	無回答	16	3	5	1	3	6	5	6	1	2	3	0
		100.0	18.8	31.3	6.3	18.8	37.5	31.3	37.5	6.3	12.5	18.8	0.0

外国人の人権について問題があると思うことは、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が容易に得られないこと」が43.3%で最も高く、次いで「言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」が41.2%、「就職、職場などで不利な扱いを受けること」が33.3%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「就職、職場などで不利な扱いを受けること」が前回の20.7%より12.6ポイント増加し、「特に問題だと思うことはない」が前回の18.0%より10.6ポイント減少しています。

性別にみると、男性では、「言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」、女性では、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が容易に得られないこと」が最も高くなっています。

年齢別にみると、10歳代・60歳代では、「言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」が最も高く、30歳代から50歳代と70歳以上では、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が容易に得られないこと」が最も高くなっています。20歳代では、「就職、職場などで不利な扱いを受けること」が最も高くなっています。

家族構成別にみると、ひとり暮らし・二世代世帯・三世代世帯では、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が容易に得られないこと」が最も高く、一世代世帯・その他では、「言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」が最も高くなっています。

問 32　あなたは、外国人の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

外国人の人権を尊重するために必要なことは、「外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する」が38.0%で最も高く、次いで「外国人のための日本語学習の機会を設けたり、生活に必要な情報を自国言語により提供する」が36.7%、「外国人のための相談体制を充実する」が32.3%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する」が前回の27.4%より10.6ポイント増加し、「外国人のための日本語学習の機会を設けたり、生活に必要な情報を自国言語により提供する」が前回の48.2%より11.5ポイント減少しています。

性別にみると、男性では、「外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する」と「外国人のための日本語学習の機会を設けたり、生活に必要な情報を自国言語により提供する」が36.1%で最も高く、女性では、「外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する」が40.0%で最も高くなっています。

年齢別にみると、10歳代・70歳以上では、「外国人のための日本語学習の機会を設けたり、生活に必要な情報を自国言語により提供する」が最も高く、20歳代・40歳代から60歳代では、「外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する」が最も高くなっています。30歳代では、「外国人の子どもに日本語教室を設けるなど教育環境を充実する」が最も高くなっています。

図表２－55　外国人の人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

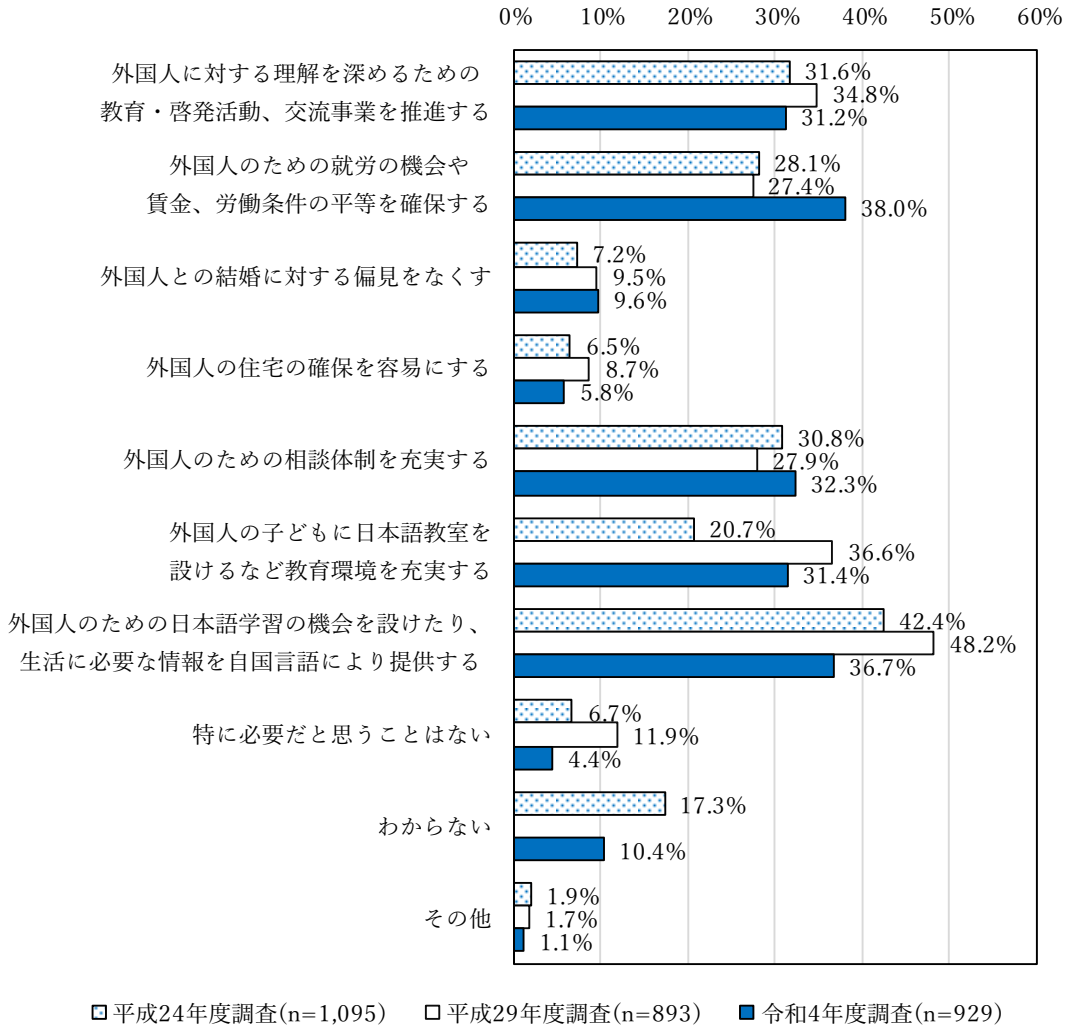

図表２－56　外国人の人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	外国人に対する理解を深めるための教育・啓発活動、交流事業を推進する	外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する	外国人との結婚に対する偏見をなくす	外国人の住宅の確保を容易にする	外国人のための相談体制を充実する	外国人の子どもに日本語教室を設けるなど教育環境を充実する	外国人のための日本語学習の機会を設けたり、生活に必要な情報を自国言語により提供する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		929	290	353	89	54	300	292	341	41	97	10
		100.0	31.2	38.0	9.6	5.8	32.3	31.4	36.7	4.4	10.4	1.1
性別	男性	435	146	157	46	28	134	133	157	28	37	6
		100.0	33.6	36.1	10.6	6.4	30.8	30.6	36.1	6.4	8.5	1.4
	女性	477	138	191	41	26	158	154	178	12	56	4
		100.0	28.9	40.0	8.6	5.5	33.1	32.3	37.3	2.5	11.7	0.8
	答えたくない	3	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0
		100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	無回答	14	6	5	1	0	8	5	5	1	2	0
		100.0	42.9	35.7	7.1	0.0	57.1	35.7	35.7	7.1	14.3	0.0
年齢	10 歳代	12	2	5	1	2	3	1	6	2	0	0
		100.0	16.7	41.7	8.3	16.7	25.0	8.3	50.0	16.7	0.0	0.0
	20 歳代	75	20	35	12	9	24	20	21	2	5	1
		100.0	26.7	46.7	16.0	12.0	32.0	26.7	28.0	2.7	6.7	1.3
	30 歳代	88	23	32	11	3	25	36	30	4	8	1
		100.0	26.1	36.4	12.5	3.4	28.4	40.9	34.1	4.5	9.1	1.1
	40 歳代	162	41	56	15	9	44	44	32	12	21	4
		100.0	25.3	34.6	9.3	5.6	27.2	27.2	19.8	7.4	13.0	2.5
	50 歳代	151	43	63	14	6	52	55	60	7	13	2
		100.0	28.5	41.7	9.3	4.0	34.4	36.4	39.7	4.6	8.6	1.3
	60 歳代	156	56	68	13	11	59	43	56	4	14	2
		100.0	35.9	43.6	8.3	7.1	37.8	27.6	35.9	2.6	9.0	1.3
	70 歳以上	274	101	90	22	14	86	89	131	9	36	0
		100.0	36.9	32.8	8.0	5.1	31.4	32.5	47.8	3.3	13.1	0.0
	無回答	11	4	4	1	0	7	4	5	1	0	0
		100.0	36.4	36.4	9.1	0.0	63.6	36.4	45.5	9.1	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	97	30	37	14	6	31	32	33	3	13	1
		100.0	30.9	38.1	14.4	6.2	32.0	33.0	34.0	3.1	13.4	1.0
	正規の職員・従業員	279	84	101	28	18	82	81	85	14	25	6
		100.0	30.1	36.2	10.0	6.5	29.4	29.0	30.5	5.0	9.0	2.2
	パート、アルバイト等	186	50	86	17	11	64	65	60	9	19	1
		100.0	26.9	46.2	9.1	5.9	34.4	34.9	32.3	4.8	10.2	0.5
	専業（主婦・主夫）	96	27	38	7	2	30	36	39	1	9	0
		100.0	28.1	39.6	7.3	2.1	31.3	37.5	40.6	1.0	9.4	0.0
	学生	38	10	18	5	3	14	5	15	3	0	0
		100.0	26.3	47.4	13.2	7.9	36.8	13.2	39.5	7.9	0.0	0.0
	無職	212	81	64	16	11	69	67	99	10	30	1
		100.0	38.2	30.2	7.5	5.2	32.5	31.6	46.7	4.7	14.2	0.5
	その他	9	3	4	1	3	3	2	4	0	1	1
		100.0	33.3	44.4	11.1	33.3	33.3	22.2	44.4	0.0	11.1	11.1
	無回答	12	5	5	1	0	7	4	6	1	0	0
		100.0	41.7	41.7	8.3	0.0	58.3	33.3	50.0	8.3	0.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	30	39	7	9	33	25	39	4	11	2
		100.0	32.6	42.4	7.6	9.8	35.9	27.2	42.4	4.3	12.0	2.2
	一世代世帯	247	94	97	26	14	79	72	102	8	23	1
		100.0	38.1	39.3	10.5	5.7	32.0	29.1	41.3	3.2	9.3	0.4
	二世代世帯	439	118	167	44	21	135	148	141	21	49	4
		100.0	26.9	38.0	10.0	4.8	30.8	33.7	32.1	4.8	11.2	0.9
	三世代世帯	102	28	33	6	4	36	30	40	6	13	2
		100.0	27.5	32.4	5.9	3.9	35.3	29.4	39.2	5.9	12.7	2.0
	その他	34	13	13	5	6	9	12	11	1	1	1
		100.0	38.2	38.2	14.7	17.6	26.5	35.3	32.4	2.9	2.9	2.9
	無回答	15	7	4	1	0	8	5	8	1	0	0
		100.0	46.7	26.7	6.7	0.0	53.3	33.3	53.3	6.7	0.0	0.0

問 33　国では、平成 28 年 6 月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。あなたはこの法律を知っていますか。（○は１つだけ）

図表２－57　ヘイトスピーチ解消法について

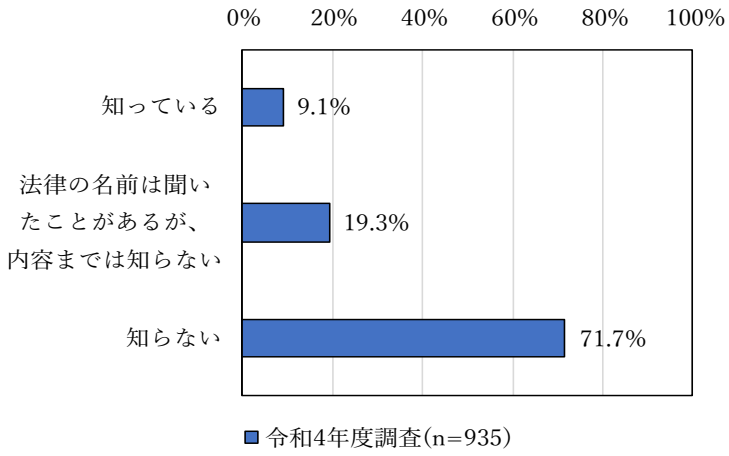

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」の認知度は、「知らない」が71.7%で最も高く、次いで「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が19.3%、「知っている」が9.1%の順となっています。

「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると、28.4％となっています。

性別にみると、男性では、「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると32.0％となっており、女性では、24.7％となっています。

図表２－58　ヘイトスピーチ解消法について
（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）
（上段：人　下段：%）

		n	知っている	法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない	知らない
全体		935	85	180	670
		100.0	9.1	19.3	71.7
性別	男性	441	52	89	300
		100.0	11.8	20.2	68.0
	女性	478	32	86	360
		100.0	6.7	18.0	75.3
	答えたくない	2	0	2	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	無回答	14	1	3	10
		100.0	7.1	21.4	71.4
年齢	10 歳代	12	1	3	8
		100.0	8.3	25.0	66.7
	20 歳代	78	3	12	63
		100.0	3.8	15.4	80.8
	30 歳代	91	9	16	66
		100.0	9.9	17.6	72.5
	40 歳代	162	16	28	118
		100.0	9.9	17.3	72.8
	50 歳代	153	11	28	114
		100.0	7.2	18.3	74.5
	60 歳代	156	15	30	111
		100.0	9.6	19.2	71.2
	70 歳以上	272	29	61	182
		100.0	10.7	22.4	66.9
	無回答	11	1	2	8
		100.0	9.1	18.2	72.7
就業・就学状況	自営業・経営者	97	8	18	71
		100.0	8.2	18.6	73.2
	正規の職員・従業員	284	29	60	195
		100.0	10.2	21.1	68.7
	パート、アルバイト等	187	11	29	147
		100.0	5.9	15.5	78.6
	専業（主婦・主夫）	95	5	17	73
		100.0	5.3	17.9	76.8
	学生	38	4	7	27
		100.0	10.5	18.4	71.1
	無職	213	27	45	141
		100.0	12.7	21.1	66.2
	その他	9	0	2	7
		100.0	0.0	22.2	77.8
	無回答	12	1	2	9
		100.0	8.3	16.7	75.0
家族構成	ひとり暮らし	93	13	19	61
		100.0	14.0	20.4	65.6
	一世代世帯	251	25	53	173
		100.0	10.0	21.1	68.9
	二世代世帯	441	33	83	325
		100.0	7.5	18.8	73.7
	三世代世帯	102	9	19	74
		100.0	8.8	18.6	72.5
	その他	34	4	4	26
		100.0	11.8	11.8	76.5
	無回答	14	1	2	11
		100.0	7.1	14.3	78.6

８　感染症（エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染者等）に関連した人権について

問 34　次のうち､感染症患者等の人権について特に問題があると思われることは何ですか｡(○は３つまで)

図表２－59　感染症患者等の人権について問題があると思うこと（複数回答）

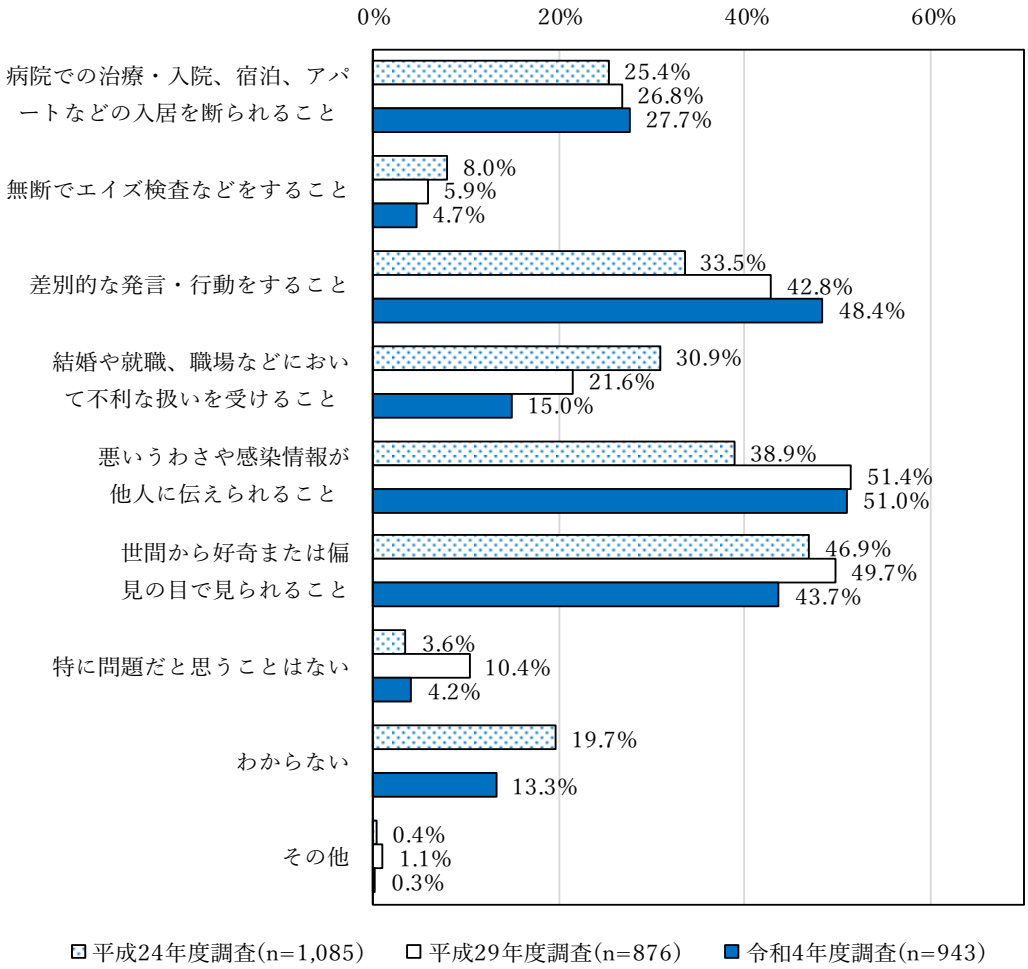

感染症に関連した人権について問題があると思うことは、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」が51.0%で最も高く、次いで「差別的な発言・行動をすること」が48.4%、「世間から好奇または偏見の目で見られること」が43.7%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「差別的な発言・行動をすること」が前回の42.8%より5.6ポイント増加し、「結婚や就職、職場などにおいて不利な扱いを受けること」が前回の21.6%より6.6ポイント減少しています。

特に、「差別的な発言・行動をすること」は、３回の調査を通して、大きく増加しています。

性別にみると、男性・女性とも、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」が50%を超えて最も高く、次いで「差別的な発言・行動をすること」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代・30歳代から50歳代・70歳以上では、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」が最も高くなっており、20歳代・60歳代では、「差別的な発言・行動をすること」が最も高くなっています。

図表２－60　感染症患者等の人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	病院での治療・入院、宿泊、アパートなどの入居を断られること	無断でエイズ検査などをすること	差別的な発言・行動をすること	結婚や就職、職場などにおいて不利な扱いを受けること	悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること	世間から好奇または偏見の目で見られること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		943	261	44	456	141	481	412	40	125	3
		100.0	27.7	4.7	48.4	15.0	51.0	43.7	4.2	13.3	0.3
性別	男性	443	117	21	207	65	226	184	25	58	2
		100.0	26.4	4.7	46.7	14.7	51.0	41.5	5.6	13.1	0.5
	女性	482	140	20	238	75	245	220	15	64	1
		100.0	29.0	4.1	49.4	15.6	50.8	45.6	3.1	13.3	0.2
	答えたくない	4	1	1	3	0	2	1	0	1	0
		100.0	25.0	25.0	75.0	0.0	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0
	無回答	14	3	2	8	1	8	7	0	2	0
		100.0	21.4	14.3	57.1	7.1	57.1	50.0	0.0	14.3	0.0
年齢	10 歳代	12	5	0	5	1	9	5	0	0	0
		100.0	41.7	0.0	41.7	8.3	75.0	41.7	0.0	0.0	0.0
	20 歳代	78	21	4	50	16	38	31	2	7	0
		100.0	26.9	5.1	64.1	20.5	48.7	39.7	2.6	9.0	0.0
	30 歳代	91	16	4	45	21	53	31	5	13	1
		100.0	17.6	4.4	49.5	23.1	58.2	34.1	5.5	14.3	1.1
	40 歳代	163	43	6	67	23	78	65	6	22	1
		100.0	26.4	3.7	41.1	14.1	47.9	39.9	3.7	13.5	0.6
	50 歳代	154	42	10	77	27	89	81	3	15	0
		100.0	27.3	6.5	50.0	17.5	57.8	52.6	1.9	9.7	0.0
	60 歳代	159	57	6	87	19	77	74	6	17	0
		100.0	35.8	3.8	54.7	11.9	48.4	46.5	3.8	10.7	0.0
	70 歳以上	275	75	13	118	33	131	119	18	50	1
		100.0	27.3	4.7	42.9	12.0	47.6	43.3	6.5	18.2	0.4
	無回答	11	2	1	7	1	6	6	0	1	0
		100.0	18.2	9.1	63.6	9.1	54.5	54.5	0.0	9.1	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	99	27	5	46	12	44	36	8	17	0
		100.0	27.3	5.1	46.5	12.1	44.4	36.4	8.1	17.2	0.0
	正規の職員・従業員	285	75	17	138	54	145	112	13	35	2
		100.0	26.3	6.0	48.4	18.9	50.9	39.3	4.6	12.3	0.7
	パート、アルバイト等	188	58	11	85	34	102	91	5	19	0
		100.0	30.9	5.9	45.2	18.1	54.3	48.4	2.7	10.1	0.0
	専業（主婦・主夫）	97	28	3	56	5	56	53	1	5	1
		100.0	28.9	3.1	57.7	5.2	57.7	54.6	1.0	5.2	1.0
	学生	38	12	0	23	4	22	12	0	4	0
		100.0	31.6	0.0	60.5	10.5	57.9	31.6	0.0	10.5	0.0
	無職	215	53	7	96	31	100	96	12	43	0
		100.0	24.7	3.3	44.7	14.4	46.5	44.7	5.6	20.0	0.0
	その他	9	6	0	4	0	6	5	1	1	0
		100.0	66.7	0.0	44.4	0.0	66.7	55.6	11.1	11.1	0.0
	無回答	12	2	1	8	1	6	7	0	1	0
		100.0	16.7	8.3	66.7	8.3	50.0	58.3	0.0	8.3	0.0
家族構成	ひとり暮らし	93	35	6	49	13	46	39	4	15	0
		100.0	37.6	6.5	52.7	14.0	49.5	41.9	4.3	16.1	0.0
	一世代世帯	252	68	11	125	36	134	118	12	30	2
		100.0	27.0	4.4	49.6	14.3	53.2	46.8	4.8	11.9	0.8
	二世代世帯	446	122	22	204	67	231	187	18	56	1
		100.0	27.4	4.9	45.7	15.0	51.8	41.9	4.0	12.6	0.2
	三世代世帯	102	28	2	52	14	46	41	5	17	0
		100.0	27.5	2.0	51.0	13.7	45.1	40.2	4.9	16.7	0.0
	その他	35	6	2	16	10	14	18	1	6	0
		100.0	17.1	5.7	45.7	28.6	40.0	51.4	2.9	17.1	0.0
	無回答	15	2	1	10	1	10	9	0	1	0
		100.0	13.3	6.7	66.7	6.7	66.7	60.0	0.0	6.7	0.0

問 35　あなたは感染症患者等の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－61　感染症患者等の人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

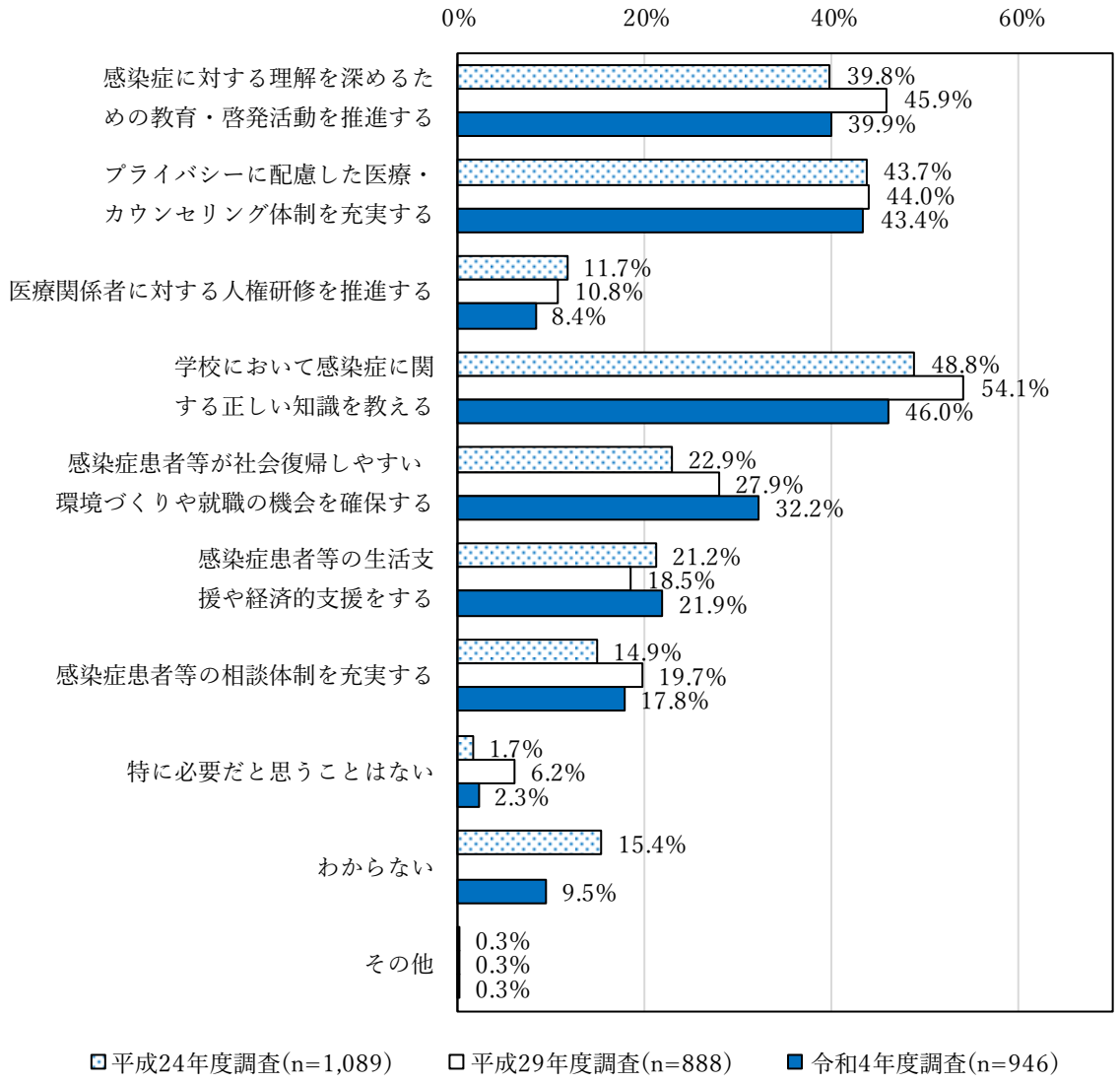

感染症患者等の人権を尊重するために必要なことは、「学校において感染症に関する正しい知識を教える」が46.0%で最も高く、次いで「プライバシーに配慮した医療・カウンセリング体制を充実する」が43.4%、「感染症に対する理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」が39.9%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「感染症患者等が社会復帰しやすい環境づくりや就職の機会を確保する」が前回の27.9%より4.3ポイント増加し、「学校において感染症に関する正しい知識を教える」が前回の54.1%より8.1ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「学校において感染症に関する正しい知識を教える」が最も高く、次いで、「プライバシーに配慮した医療・カウンセリング体制を充実する」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代・30歳代・40歳代・60歳代では、「学校において感染症に関する正しい知識を教える」が最も高く、20歳代・50歳代・70歳以上では、「プライバシーに配慮した医療・カウンセリング体制を充実する」が最も高くなっています。

図表２－62　感染症患者等の人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	感染症に対する理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	プライバシーに配慮した医療・カウンセリング体制を充実する	医療関係者に対する人権研修を推進する	学校において感染症に関する正しい知識を教える	感染症患者等が社会復帰しやすい環境づくりや就職の機会を確保する	感染症患者等の生活支援や経済的支援をする	感染症患者等の相談体制を充実する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		946	377	411	79	435	305	207	168	22	90	3
		100.0	39.9	43.4	8.4	46.0	32.2	21.9	17.8	2.3	9.5	0.3
性別	男性	443	171	183	43	201	137	91	75	16	43	2
		100.0	38.6	41.3	9.7	45.4	30.9	20.5	16.9	3.6	9.7	0.5
	女性	485	200	221	35	224	163	110	89	6	44	1
		100.0	41.2	45.6	7.2	46.2	33.6	22.7	18.4	1.2	9.1	0.2
	答えたくない	4	1	3	0	1	0	2	1	0	1	0
		100.0	25.0	75.0	0.0	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0
	無回答	14	5	4	1	9	5	4	3	0	2	0
		100.0	35.7	28.6	7.1	64.3	35.7	28.6	21.4	0.0	14.3	0.0
年齢	10 歳代	12	4	4	2	9	5	3	0	0	0	0
		100.0	33.3	33.3	16.7	75.0	41.7	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20 歳代	78	25	40	7	38	27	22	8	1	8	0
		100.0	32.1	51.3	9.0	48.7	34.6	28.2	10.3	1.3	10.3	0.0
	30 歳代	92	35	33	4	54	31	19	8	2	7	1
		100.0	38.0	35.9	4.3	58.7	33.7	20.7	8.7	2.2	7.6	1.1
	40 歳代	163	62	62	14	74	47	36	18	7	16	2
		100.0	38.0	38.0	8.6	45.4	28.8	22.1	11.0	4.3	9.8	1.2
	50 歳代	154	63	83	12	63	57	33	32	4	8	0
		100.0	40.9	53.9	7.8	40.9	37.0	21.4	20.8	2.6	5.2	0.0
	60 歳代	158	73	63	16	76	55	39	30	3	11	0
		100.0	46.2	39.9	10.1	48.1	34.8	24.7	19.0	1.9	7.0	0.0
	70 歳以上	278	112	123	23	114	78	51	71	5	39	0
		100.0	40.3	44.2	8.3	41.0	28.1	18.3	25.5	1.8	14.0	0.0
	無回答	11	3	3	1	7	5	4	1	0	1	0
		100.0	27.3	27.3	9.1	63.6	45.5	36.4	9.1	0.0	9.1	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	99	40	43	9	46	30	19	19	4	11	0
		100.0	40.4	43.4	9.1	46.5	30.3	19.2	19.2	4.0	11.1	0.0
	正規の職員・従業員	285	123	117	24	125	94	67	35	10	23	2
		100.0	43.2	41.1	8.4	43.9	33.0	23.5	12.3	3.5	8.1	0.7
	パート、アルバイト等	189	74	90	13	92	67	36	36	3	12	0
		100.0	39.2	47.6	6.9	48.7	35.4	19.0	19.0	1.6	6.3	0.0
	専業（主婦・主夫）	97	39	48	6	44	26	21	24	0	5	0
		100.0	40.2	49.5	6.2	45.4	26.8	21.6	24.7	0.0	5.2	0.0
	学生	38	11	18	5	20	15	11	1	0	4	0
		100.0	28.9	47.4	13.2	52.6	39.5	28.9	2.6	0.0	10.5	0.0
	無職	216	82	89	20	96	62	45	50	5	32	0
		100.0	38.0	41.2	9.3	44.4	28.7	20.8	23.1	2.3	14.8	0.0
	その他	9	4	3	1	5	5	4	1	0	1	1
		100.0	44.4	33.3	11.1	55.6	55.6	44.4	11.1	0.0	11.1	11.1
	無回答	13	4	3	1	7	6	4	2	0	2	0
		100.0	30.8	23.1	7.7	53.8	46.2	30.8	15.4	0.0	15.4	0.0
家族構成	ひとり暮らし	94	40	43	9	39	30	22	20	4	11	2
		100.0	42.6	45.7	9.6	41.5	31.9	23.4	21.3	4.3	11.7	2.1
	一世代世帯	252	97	117	18	106	88	66	64	3	19	1
		100.0	38.5	46.4	7.1	42.1	34.9	26.2	25.4	1.2	7.5	0.4
	二世代世帯	447	174	186	40	208	135	89	60	11	44	0
		100.0	38.9	41.6	8.9	46.5	30.2	19.9	13.4	2.5	9.8	0.0
	三世代世帯	102	46	47	5	51	36	15	19	4	12	0
		100.0	45.1	46.1	4.9	50.0	35.3	14.7	18.6	3.9	11.8	0.0
	その他	35	15	13	5	22	10	10	4	0	2	0
		100.0	42.9	37.1	14.3	62.9	28.6	28.6	11.4	0.0	5.7	0.0
	無回答	16	5	5	2	9	6	5	1	0	2	0
		100.0	31.3	31.3	12.5	56.3	37.5	31.3	6.3	0.0	12.5	0.0

問 36　ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－63　ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復について（複数回答）

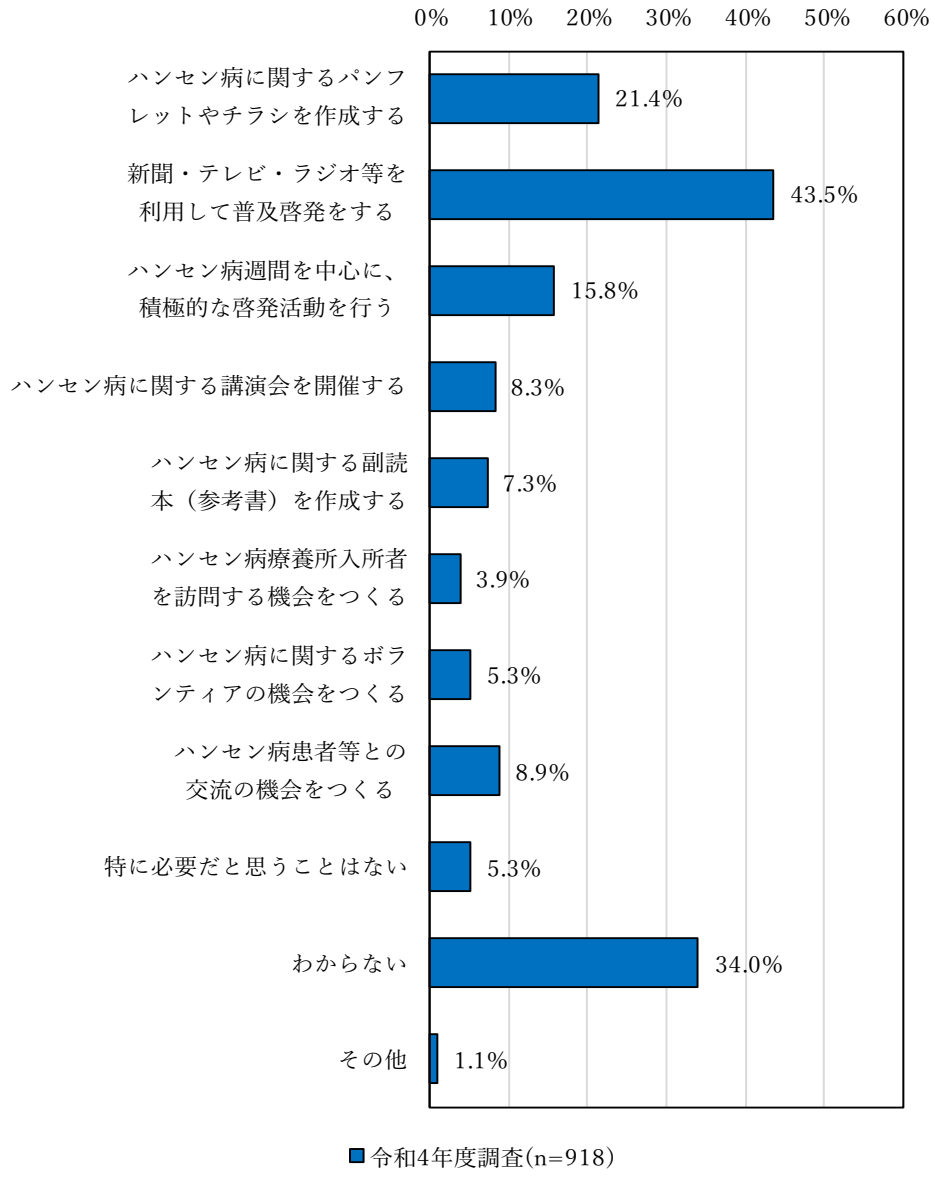

ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なことは、「新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする」が43.5%で最も高く、次いで「わからない」が34.0%、「ハンセン病に関するパンフレットやチラシを作成する」が21.4%の順となっています。

性別にみると、男性・女性とも、「新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする」が最も高くなっており、次いで「わからない」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代・20歳代・50歳代以上では、「新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする」が最も高く、30歳代・40歳代では、「わからない」が最も高くなっています。

図表２－64　ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	ハンセン病に関するパンフレットやチラシを作成する	新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする	ハンセン病週間を中心に、積極的な啓発活動を行う	ハンセン病に関する講演会を開催する	ハンセン病に関する副読本（参考書）を作成する	ハンセン病療養所入所者を訪問する機会をつくる	ハンセン病に関するボランティアの機会をつくる	ハンセン病患者等との交流の機会をつくる	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		918	196	399	145	76	67	36	49	82	49	312	10
		100.0	21.4	43.5	15.8	8.3	7.3	3.9	5.3	8.9	5.3	34.0	1.1
性別	男性	429	96	186	74	29	32	20	23	35	31	151	4
		100.0	22.4	43.4	17.2	6.8	7.5	4.7	5.4	8.2	7.2	35.2	0.9
	女性	471	98	208	69	44	34	15	26	45	18	150	5
		100.0	20.8	44.2	14.6	9.3	7.2	3.2	5.5	9.6	3.8	31.8	1.1
	答えたくない	6	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4	1
		100.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	66.7	16.7
	無回答	12	2	4	2	3	1	0	0	2	0	7	0
		100.0	16.7	33.3	16.7	25.0	8.3	0.0	0.0	16.7	0.0	58.3	0.0
年齢	10歳代	12	1	6	0	0	0	1	0	1	0	5	0
		100.0	8.3	50.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	41.7	0.0
	20歳代	78	15	35	11	12	4	1	7	8	5	17	2
		100.0	19.2	44.9	14.1	15.4	5.1	1.3	9.0	10.3	6.4	21.8	2.6
	30歳代	92	14	31	14	7	7	6	7	13	3	40	1
		100.0	15.2	33.7	15.2	7.6	7.6	6.5	7.6	14.1	3.3	43.5	1.1
	40歳代	161	22	55	18	17	11	3	8	12	7	66	5
		100.0	13.7	34.2	11.2	10.6	6.8	1.9	5.0	7.5	4.3	41.0	3.1
	50歳代	149	32	72	21	8	8	6	6	18	4	44	2
		100.0	21.5	48.3	14.1	5.4	5.4	4.0	4.0	12.1	2.7	29.5	1.3
	60歳代	156	50	78	39	10	13	3	7	11	6	44	0
		100.0	32.1	50.0	25.0	6.4	8.3	1.9	4.5	7.1	3.8	28.2	0.0
	70歳以上	261	62	119	40	20	23	16	14	17	24	91	0
		100.0	23.8	45.6	15.3	7.7	8.8	6.1	5.4	6.5	9.2	34.9	0.0
	無回答	9	0	3	2	2	1	0	0	2	0	5	0
		100.0	0.0	33.3	22.2	22.2	11.1	0.0	0.0	22.2	0.0	55.6	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	95	25	39	18	7	5	3	6	6	6	34	0
		100.0	26.3	41.1	18.9	7.4	5.3	3.2	6.3	6.3	6.3	35.8	0.0
	正規の職員・従業員	282	52	124	40	22	23	12	18	26	11	98	4
		100.0	18.4	44.0	14.2	7.8	8.2	4.3	6.4	9.2	3.9	34.8	1.4
	パート、アルバイト等	185	39	79	32	16	8	6	6	17	5	59	4
		100.0	21.1	42.7	17.3	8.6	4.3	3.2	3.2	9.2	2.7	31.9	2.2
	専業（主婦・主夫）	93	22	41	14	9	8	2	2	6	3	28	0
		100.0	23.7	44.1	15.1	9.7	8.6	2.2	2.2	6.5	3.2	30.1	0.0
	学生	38	6	16	2	3	0	1	1	5	1	11	2
		100.0	15.8	42.1	5.3	7.9	0.0	2.6	2.6	13.2	2.6	28.9	5.3
	無職	207	48	91	33	16	19	10	15	20	23	75	0
		100.0	23.2	44.0	15.9	7.7	9.2	4.8	7.2	9.7	11.1	36.2	0.0
	その他	8	4	6	3	1	3	1	0	0	0	2	0
		100.0	50.0	75.0	37.5	12.5	37.5	12.5	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
	無回答	10	0	3	3	2	1	1	1	2	0	5	0
		100.0	0.0	30.0	30.0	20.0	10.0	10.0	10.0	20.0	0.0	50.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	91	22	45	20	9	9	8	8	7	7	28	1
		100.0	24.2	49.5	22.0	9.9	9.9	8.8	8.8	7.7	7.7	30.8	1.1
	一世代世帯	243	62	112	47	21	21	4	16	17	12	78	0
		100.0	25.5	46.1	19.3	8.6	8.6	1.6	6.6	7.0	4.9	32.1	0.0
	二世代世帯	438	88	182	59	28	32	17	18	42	24	152	7
		100.0	20.1	41.6	13.5	6.4	7.3	3.9	4.1	9.6	5.5	34.7	1.6
	三世代世帯	99	15	42	13	11	4	4	5	10	4	35	0
		100.0	15.2	42.4	13.1	11.1	4.0	4.0	5.1	10.1	4.0	35.4	0.0
	その他	34	8	14	3	5	0	2	1	4	2	12	2
		100.0	23.5	41.2	8.8	14.7	0.0	5.9	2.9	11.8	5.9	35.3	5.9
	無回答	13	1	4	3	2	1	1	1	2	0	7	0
		100.0	7.7	30.8	23.1	15.4	7.7	7.7	7.7	15.4	0.0	53.8	0.0

問 37　次のうち、新型コロナウイルス感染症に関する人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－65　新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について（複数回答）

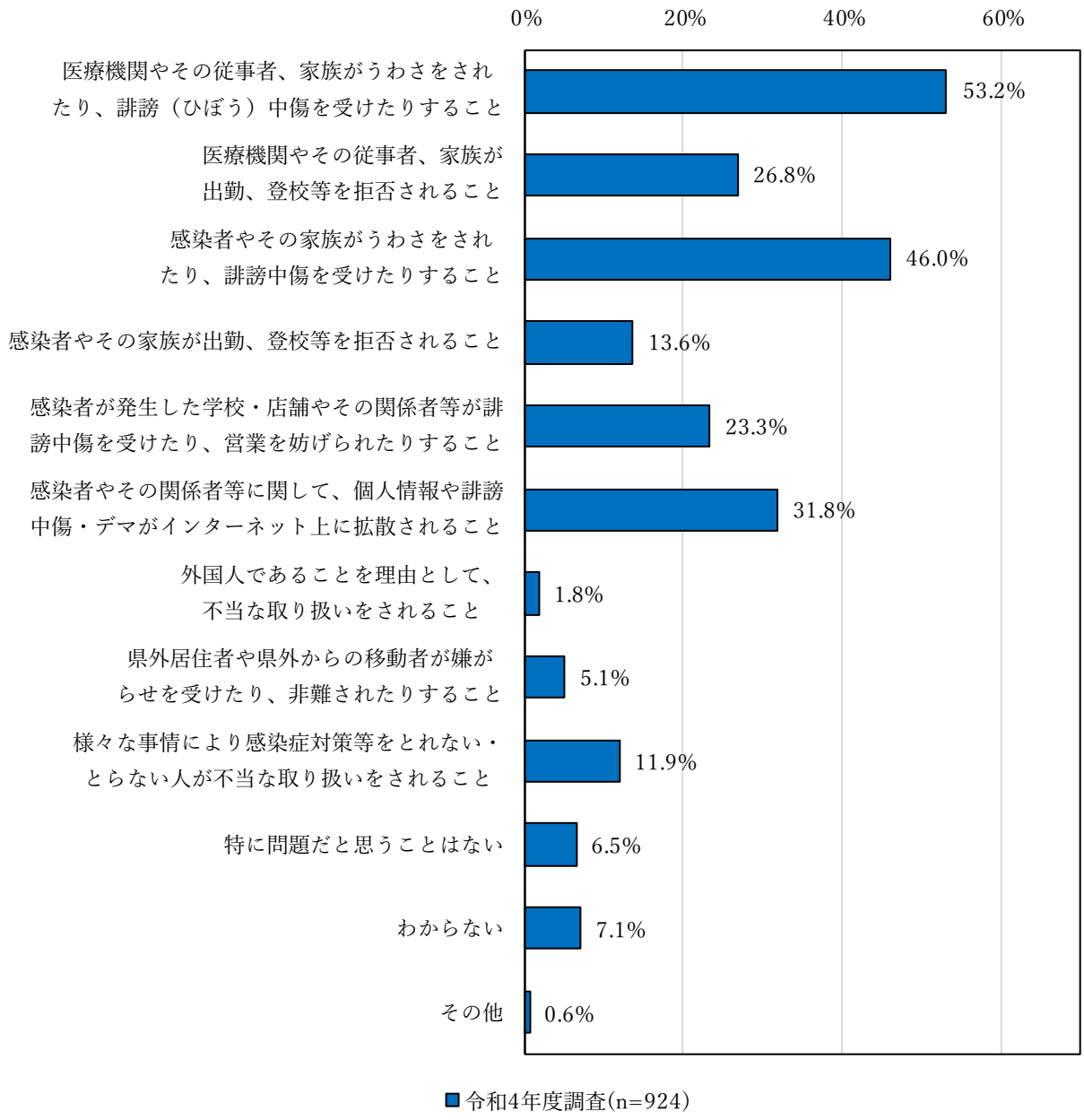

新型コロナウイルス感染症に関連した人権について問題があると思うことは、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗（ひぼう）中傷を受けたりすること」が53.2%で最も高く、次いで「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が46.0%、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット上に拡散されること」が31.8%の順となっています。

性別にみると、男性・女性とも、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗（ひぼう）中傷を受けたりすること」が最も高く50%を超えています。次いで、「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」の順となっています。

年齢別にみると、20歳代・40歳代以上では、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗（ひぼう）中傷を受けたりすること」が最も高く、10歳代・30歳代では、「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が最も高くなっています。

図表２－66　新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗（ひぼう）中傷を受けたりすること	医療機関やその従事者、家族が出勤、登校等を拒否されること	感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること	感染者やその家族が出勤、登校等を拒否されること	感染者が発生した学校・店舗やその関係者等が誹謗中傷を受けたり、営業を妨げられたりすること	感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット上に拡散されること	外国人であることを理由として、不当な取り扱いをされること	県外居住者や県外からの移動者が嫌がらせを受けたり、非難されたりすること	様々な事情により感染症対策等をとれない・とらない人が不当な取り扱いをされること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		924	492	248	425	126	215	294	17	47	110	60	66	6
		100.0	53.2	26.8	46.0	13.6	23.3	31.8	1.8	5.1	11.9	6.5	7.1	0.6
性別	男性	431	219	109	188	64	90	126	12	25	51	37	30	4
		100.0	50.8	25.3	43.6	14.8	20.9	29.2	2.8	5.8	11.8	8.6	7.0	0.9
	女性	475	264	132	229	59	121	162	3	22	56	21	35	2
		100.0	55.6	27.8	48.2	12.4	25.5	34.1	0.6	4.6	11.8	4.4	7.4	0.4
	答えたくない	6	3	2	2	1	2	0	0	0	2	1	0	0
		100.0	50.0	33.3	33.3	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0
	無回答	12	6	5	6	2	2	6	2	0	1	1	1	0
		100.0	50.0	41.7	50.0	16.7	16.7	50.0	16.7	0.0	8.3	8.3	8.3	0.0
年齢	10 歳代	12	4	3	5	0	3	2	2	1	2	1	1	1
		100.0	33.3	25.0	41.7	0.0	25.0	16.7	16.7	8.3	16.7	8.3	8.3	8.3
	20 歳代	78	48	19	43	8	19	36	0	3	7	5	4	0
		100.0	61.5	24.4	55.1	10.3	24.4	46.2	0.0	3.8	9.0	6.4	5.1	0.0
	30 歳代	92	37	21	43	14	24	30	2	10	15	7	8	1
		100.0	40.2	22.8	46.7	15.2	26.1	32.6	2.2	10.9	16.3	7.6	8.7	1.1
	40 歳代	161	85	34	73	18	38	43	1	12	23	10	6	3
		100.0	52.8	21.1	45.3	11.2	23.6	26.7	0.6	7.5	14.3	6.2	3.7	1.9
	50 歳代	150	84	46	81	16	35	61	3	8	23	5	9	0
		100.0	56.0	30.7	54.0	10.7	23.3	40.7	2.0	5.3	15.3	3.3	6.0	0.0
	60 歳代	156	86	50	73	27	39	47	2	4	11	11	9	0
		100.0	55.1	32.1	46.8	17.3	25.0	30.1	1.3	2.6	7.1	7.1	5.8	0.0
	70 歳以上	266	144	70	103	41	55	71	5	9	28	20	29	1
		100.0	54.1	26.3	38.7	15.4	20.7	26.7	1.9	3.4	10.5	7.5	10.9	0.4
	無回答	9	4	5	4	2	2	4	2	0	1	1	0	0
		100.0	44.4	55.6	44.4	22.2	22.2	44.4	22.2	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	98	53	27	36	20	23	28	4	6	16	6	10	0
		100.0	54.1	27.6	36.7	20.4	23.5	28.6	4.1	6.1	16.3	6.1	10.2	0.0
	正規の職員・従業員	283	156	63	139	33	67	96	4	21	42	20	17	2
		100.0	55.1	22.3	49.1	11.7	23.7	33.9	1.4	7.4	14.8	7.1	6.0	0.7
	パート、アルバイト等	185	98	56	93	26	49	61	2	6	22	4	8	1
		100.0	53.0	30.3	50.3	14.1	26.5	33.0	1.1	3.2	11.9	2.2	4.3	0.5
	専業（主婦・主夫）	94	57	27	46	10	27	25	0	2	5	3	8	0
		100.0	60.6	28.7	48.9	10.6	28.7	26.6	0.0	2.1	5.3	3.2	8.5	0.0
	学生	38	18	13	18	1	7	12	2	1	3	4	2	1
		100.0	47.4	34.2	47.4	2.6	18.4	31.6	5.3	2.6	7.9	10.5	5.3	2.6
	無職	207	101	55	85	33	37	64	3	11	21	21	18	0
		100.0	48.8	26.6	41.1	15.9	17.9	30.9	1.4	5.3	10.1	10.1	8.7	0.0
	その他	8	5	2	4	0	3	3	0	0	0	1	1	2
		100.0	62.5	25.0	50.0	0.0	37.5	37.5	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	25.0
	無回答	11	4	5	4	3	2	5	2	0	1	1	2	0
		100.0	36.4	45.5	36.4	27.3	18.2	45.5	18.2	0.0	9.1	9.1	18.2	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	54	24	40	10	20	37	1	6	8	10	6	2
		100.0	58.7	26.1	43.5	10.9	21.7	40.2	1.1	6.5	8.7	10.9	6.5	2.2
	一世代世帯	245	128	61	119	34	61	75	5	9	27	16	18	1
		100.0	52.2	24.9	48.6	13.9	24.9	30.6	2.0	3.7	11.0	6.5	7.3	0.4
	二世代世帯	440	236	124	202	60	100	131	8	23	57	23	29	1
		100.0	53.6	28.2	45.9	13.6	22.7	29.8	1.8	5.2	13.0	5.2	6.6	0.2
	三世代世帯	99	47	25	44	9	24	36	1	7	9	9	10	1
		100.0	47.5	25.3	44.4	9.1	24.2	36.4	1.0	7.1	9.1	9.1	10.1	1.0
	その他	34	19	9	14	11	6	9	0	2	7	1	2	1
		100.0	55.9	26.5	41.2	32.4	17.6	26.5	0.0	5.9	20.6	2.9	5.9	2.9
	無回答	14	8	5	6	2	4	6	2	0	2	1	1	0
		100.0	57.1	35.7	42.9	14.3	28.6	42.9	14.3	0.0	14.3	7.1	7.1	0.0

９　刑を終えて出所した人の人権について

問 38　罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますか。（○は３つまで）

図表２－67　刑を終えて出所した人の人権について問題があると思うこと（複数回答）

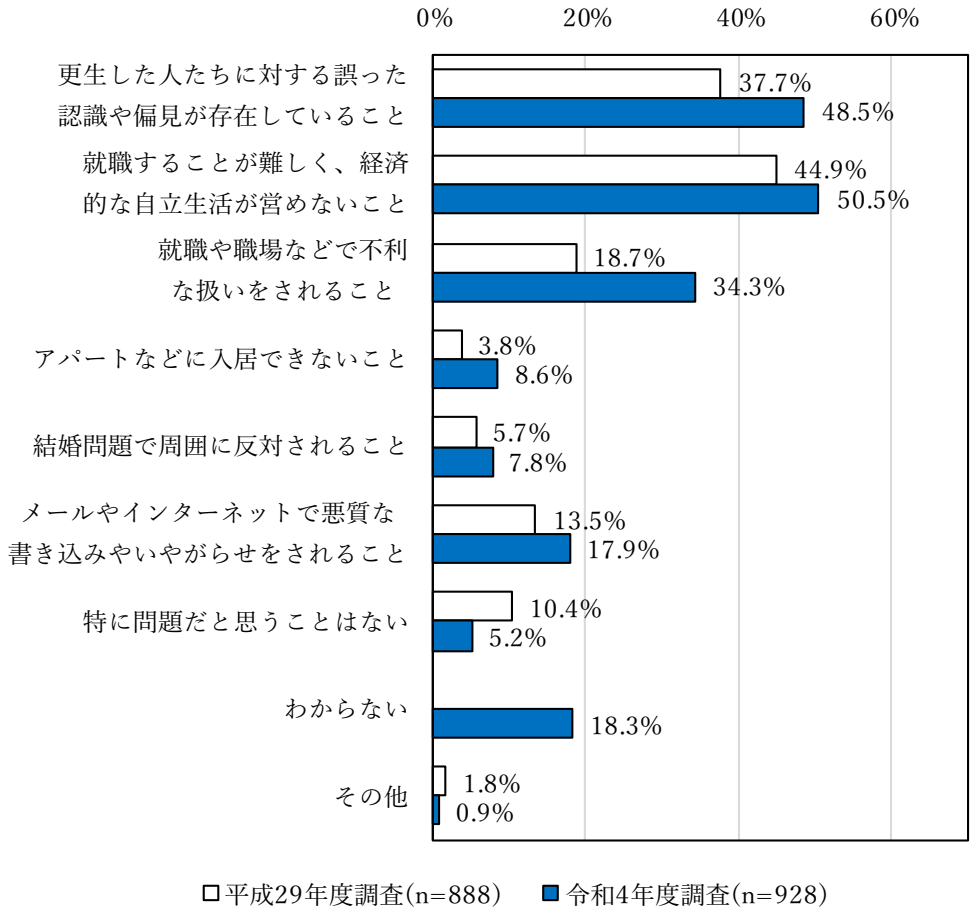

罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合に問題があると思うことは、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が50.5%で最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が48.5%、「就職や職場などで不利な扱いをされること」が34.3%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「就職や職場などで不利な扱いをされること」が前回の18.7%より15.6ポイント増加し、「特に問題だと思うことはない」が前回の10.4%より5.2ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が最も高く50%を超えています。次いで、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代・30歳代から60歳代では、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が最も高く、20歳代・70歳以上では、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が最も高くなっています。

図表２－68　刑を終えて出所した人の人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること	就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと	就職や職場などで不利な扱いをされること	アパートなどに入居できないこと	結婚問題で周囲に反対されること	メールやインターネットで悪質な書き込みやいやがらせをされること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		928	450	469	318	80	72	166	48	170	8
		100.0	48.5	50.5	34.3	8.6	7.8	17.9	5.2	18.3	0.9
性別	男性	435	202	218	158	34	31	65	35	68	4
		100.0	46.4	50.1	36.3	7.8	7.1	14.9	8.0	15.6	0.9
	女性	475	241	244	155	45	41	95	12	96	4
		100.0	50.7	51.4	32.6	9.5	8.6	20.0	2.5	20.2	0.8
	答えたくない	6	2	1	1	1	0	0	1	3	0
		100.0	33.3	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	16.7	50.0	0.0
	無回答	12	5	6	4	0	0	6	0	3	0
		100.0	41.7	50.0	33.3	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	0.0
年齢	10歳代	12	6	7	3	1	0	1	1	3	0
		100.0	50.0	58.3	25.0	8.3	0.0	8.3	8.3	25.0	0.0
	20歳代	78	39	33	28	7	10	14	9	7	0
		100.0	50.0	42.3	35.9	9.0	12.8	17.9	11.5	9.0	0.0
	30歳代	91	36	39	26	11	9	23	9	17	0
		100.0	39.6	42.9	28.6	12.1	9.9	25.3	9.9	18.7	0.0
	40歳代	162	69	80	49	11	16	20	11	27	3
		100.0	42.6	49.4	30.2	6.8	9.9	12.3	6.8	16.7	1.9
	50歳代	150	70	77	52	16	10	25	5	31	3
		100.0	46.7	51.3	34.7	10.7	6.7	16.7	3.3	20.7	2.0
	60歳代	156	90	95	54	9	2	34	6	23	2
		100.0	57.7	60.9	34.6	5.8	1.3	21.8	3.8	14.7	1.3
	70歳以上	270	137	135	102	25	25	44	7	60	0
		100.0	50.7	50.0	37.8	9.3	9.3	16.3	2.6	22.2	0.0
	無回答	9	3	3	4	0	0	5	0	2	0
		100.0	33.3	33.3	44.4	0.0	0.0	55.6	0.0	22.2	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	98	48	53	33	7	7	23	6	15	0
		100.0	49.0	54.1	33.7	7.1	7.1	23.5	6.1	15.3	0.0
	正規の職員・従業員	285	133	128	94	24	20	47	27	44	4
		100.0	46.7	44.9	33.0	8.4	7.0	16.5	9.5	15.4	1.4
	パート、アルバイト等	184	83	99	63	17	16	29	4	36	2
		100.0	45.1	53.8	34.2	9.2	8.7	15.8	2.2	19.6	1.1
	専業（主婦・主夫）	94	55	52	33	7	7	17	1	17	1
		100.0	58.5	55.3	35.1	7.4	7.4	18.1	1.1	18.1	1.1
	学生	38	18	23	13	3	2	8	2	6	0
		100.0	47.4	60.5	34.2	7.9	5.3	21.1	5.3	15.8	0.0
	無職	210	104	105	71	21	17	36	8	50	1
		100.0	49.5	50.0	33.8	10.0	8.1	17.1	3.8	23.8	0.5
	その他	8	5	6	6	1	2	0	0	0	0
		100.0	62.5	75.0	75.0	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	11	4	3	5	0	1	6	0	2	0
		100.0	36.4	27.3	45.5	0.0	9.1	54.5	0.0	18.2	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	46	51	39	10	9	22	4	17	2
		100.0	50.0	55.4	42.4	10.9	9.8	23.9	4.3	18.5	2.2
	一世代世帯	247	123	126	85	14	15	43	16	49	1
		100.0	49.8	51.0	34.4	5.7	6.1	17.4	6.5	19.8	0.4
	二世代世帯	442	224	219	142	42	35	75	21	74	5
		100.0	50.7	49.5	32.1	9.5	7.9	17.0	4.8	16.7	1.1
	三世代世帯	99	34	51	37	13	11	14	5	19	0
		100.0	34.3	51.5	37.4	13.1	11.1	14.1	5.1	19.2	0.0
	その他	34	17	19	11	1	1	7	1	9	0
		100.0	50.0	55.9	32.4	2.9	2.9	20.6	2.9	26.5	0.0
	無回答	14	6	3	4	0	1	5	1	2	0
		100.0	42.9	21.4	28.6	0.0	7.1	35.7	7.1	14.3	0.0

問 39　日頃から親しくつきあっていた人が、刑を終えて出所した人であるとわかったときあなたはどうしますか。（○は１つだけ）

図表２－69　刑を終えて出所した人とのつきあい方について

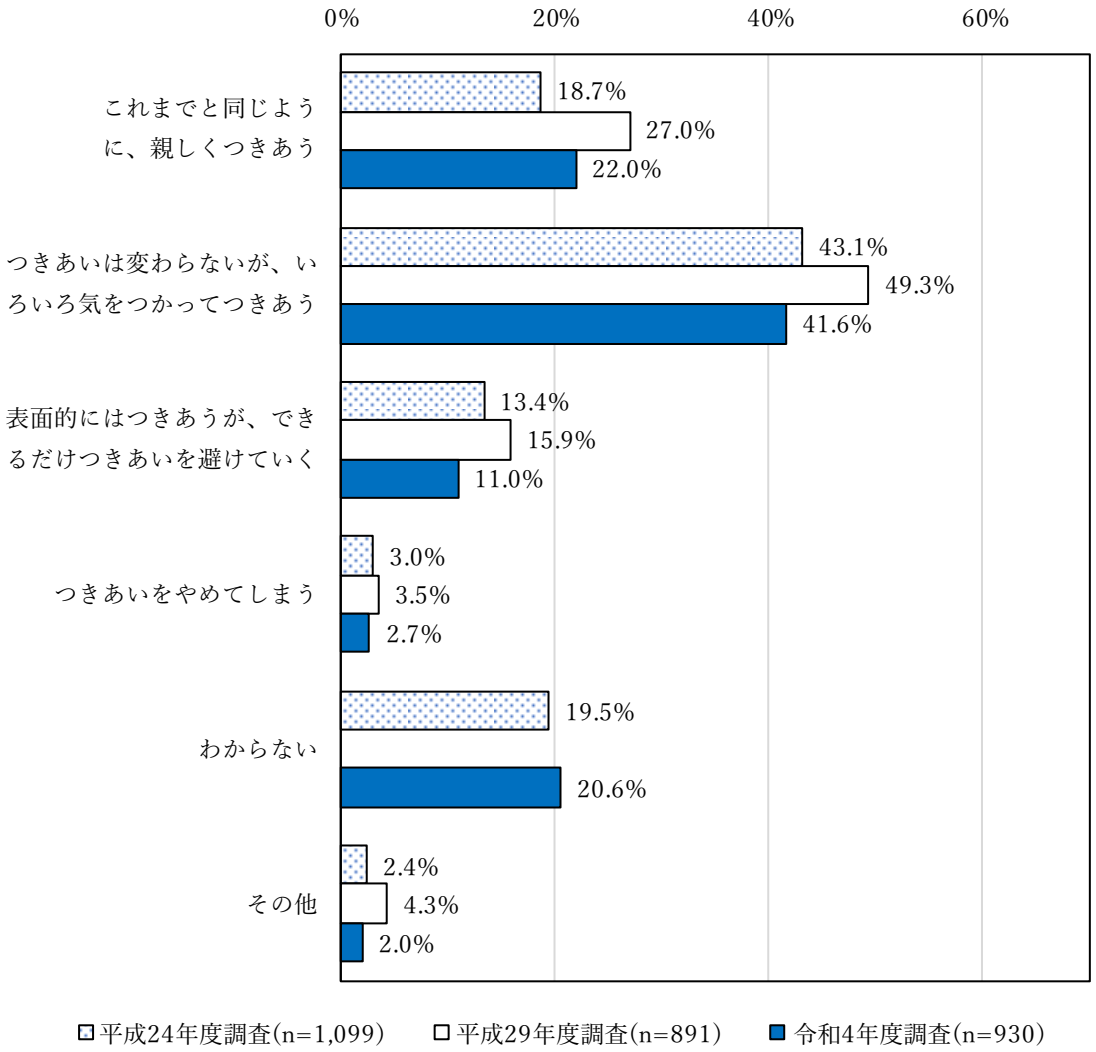

刑を終えて出所した人であることが分かった場合の接し方について、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつかってつきあう」が41.6%で最も高く、次いで「これまでと同じように、親しくつきあう」が22.0%、「わからない」が20.6%の順となっています。

「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつかってつきあう」と「これまでと同じように、親しくつきあう」を合わせた「つきあい方が変わらない」は63.6%となっています。

「表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく」と「つきあいをやめてしまう」を合わせた「つきあい方が変わる」は、13.7%となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「つきあい方が変わらない」が前回の76.3%より12.7ポイント、「つきあい方が変わる」が前回の19.4%より5.7ポイント減少しています。一方で、「わからない」は20.6%となっています。

性別にみると、男性では、「つきあい方が変わらない」が66.2%、女性では、61.4%となっています。

図表２－70　刑を終えて出所した人とのつきあい方について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	これまでと同じように、親しくつきあう	つきあいは変わらないが、いろいろ気をつかってつきあう	表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく	つきあいをやめてしまう	わからない	その他
全体		930	205	387	102	25	192	19
		100.0	22.0	41.6	11.0	2.7	20.6	2.0
性別	男性	436	114	175	45	11	86	5
		100.0	26.1	40.1	10.3	2.5	19.7	1.1
	女性	476	85	207	56	13	101	14
		100.0	17.9	43.5	11.8	2.7	21.2	2.9
	答えたくない	6	1	3	1	0	1	0
		100.0	16.7	50.0	16.7	0.0	16.7	0.0
	無回答	12	5	2	0	1	4	0
		100.0	41.7	16.7	0.0	8.3	33.3	0.0
年齢	10 歳代	12	5	2	1	1	3	0
		100.0	41.7	16.7	8.3	8.3	25.0	0.0
	20 歳代	78	13	34	14	3	13	1
		100.0	16.7	43.6	17.9	3.8	16.7	1.3
	30 歳代	91	12	41	12	3	21	2
		100.0	13.2	45.1	13.2	3.3	23.1	2.2
	40 歳代	162	39	65	17	3	31	7
		100.0	24.1	40.1	10.5	1.9	19.1	4.3
	50 歳代	152	38	61	16	4	29	4
		100.0	25.0	40.1	10.5	2.6	19.1	2.6
	60 歳代	156	37	72	11	4	29	3
		100.0	23.7	46.2	7.1	2.6	18.6	1.9
	70 歳以上	270	56	111	31	6	64	2
		100.0	20.7	41.1	11.5	2.2	23.7	0.7
	無回答	9	5	1	0	1	2	0
		100.0	55.6	11.1	0.0	11.1	22.2	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	97	25	35	10	2	23	2
		100.0	25.8	36.1	10.3	2.1	23.7	2.1
	正規の職員・従業員	285	69	119	34	9	47	7
		100.0	24.2	41.8	11.9	3.2	16.5	2.5
	パート、アルバイト等	185	34	83	24	7	34	3
		100.0	18.4	44.9	13.0	3.8	18.4	1.6
	専業（主婦・主夫）	95	14	44	11	1	23	2
		100.0	14.7	46.3	11.6	1.1	24.2	2.1
	学生	38	8	16	5	2	7	0
		100.0	21.1	42.1	13.2	5.3	18.4	0.0
	無職	211	48	85	17	2	55	4
		100.0	22.7	40.3	8.1	0.9	26.1	1.9
	その他	8	2	3	0	1	1	1
		100.0	25.0	37.5	0.0	12.5	12.5	12.5
	無回答	11	5	2	1	1	2	0
		100.0	45.5	18.2	9.1	9.1	18.2	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	16	47	6	3	18	2
		100.0	17.4	51.1	6.5	3.3	19.6	2.2
	一世代世帯	249	55	100	24	6	58	6
		100.0	22.1	40.2	9.6	2.4	23.3	2.4
	二世代世帯	442	103	185	59	9	77	9
		100.0	23.3	41.9	13.3	2.0	17.4	2.0
	三世代世帯	99	16	39	11	5	28	0
		100.0	16.2	39.4	11.1	5.1	28.3	0.0
	その他	34	10	13	1	1	7	2
		100.0	29.4	38.2	2.9	2.9	20.6	5.9
	無回答	14	5	3	1	1	4	0
		100.0	35.7	21.4	7.1	7.1	28.6	0.0

１０　犯罪被害者とその家族の人権について

問 40　次のうち、犯罪被害者やその家族の人権侵害について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－71　犯罪被害者等の人権について問題があると思うこと（複数回答）

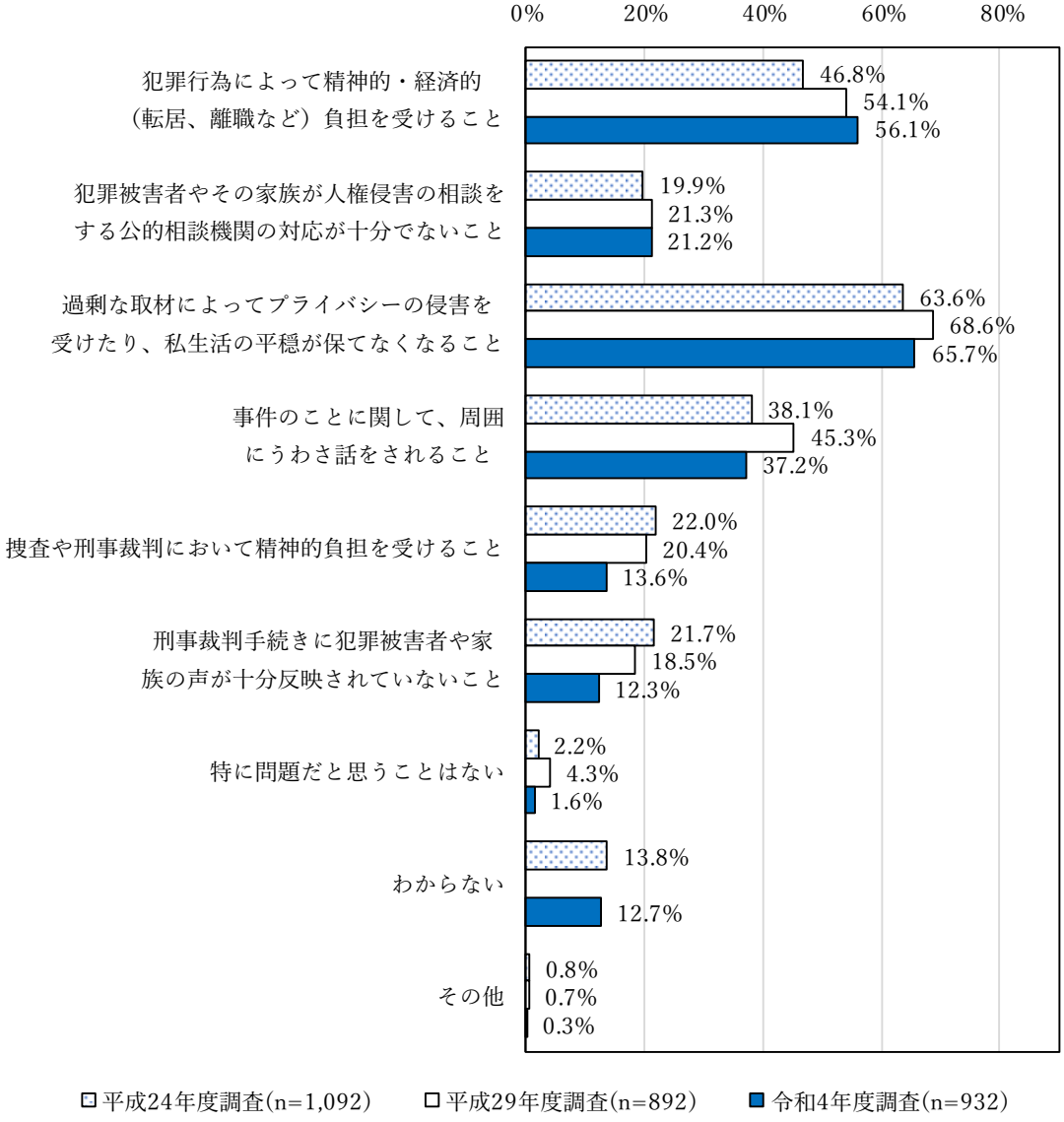

犯罪被害者やその家族の人権について問題があると思うことは、「過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること」が65.7%で最も高く、次いで「犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること」が56.1%、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」が37.2%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること」が前回の54.1%より2.0ポイント増加し、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」が前回の45.3%より8.1ポイント減少しています。

特に、「犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること」と「過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること」は、３回の調査を通して、上位２つを占めています。

性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別にみても、「過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること」が最も高くなっています。

図表２－72　犯罪被害者等の人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること	犯罪被害者やその家族が人権侵害の相談をする公的相談機関の対応が十分でないこと	過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること	事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること	捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること	刑事裁判手続きに犯罪被害者や家族の声が十分反映されていないこと	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		932	523	198	612	347	127	115	15	118	3
		100.0	56.1	21.2	65.7	37.2	13.6	12.3	1.6	12.7	0.3
性別	男性	433	241	95	271	154	56	58	13	50	1
		100.0	55.7	21.9	62.6	35.6	12.9	13.4	3.0	11.5	0.2
	女性	481	272	98	330	188	70	57	1	64	2
		100.0	56.5	20.4	68.6	39.1	14.6	11.9	0.2	13.3	0.4
	答えたくない	5	3	0	2	3	1	0	0	1	0
		100.0	60.0	0.0	40.0	60.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	無回答	13	7	5	9	2	0	0	1	3	0
		100.0	53.8	38.5	69.2	15.4	0.0	0.0	7.7	23.1	0.0
年齢	10歳代	12	7	3	8	4	2	3	0	0	0
		100.0	58.3	25.0	66.7	33.3	16.7	25.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	78	43	14	52	36	13	7	2	6	1
		100.0	55.1	17.9	66.7	46.2	16.7	9.0	2.6	7.7	1.3
	30歳代	91	56	12	63	40	8	15	5	9	1
		100.0	61.5	13.2	69.2	44.0	8.8	16.5	5.5	9.9	1.1
	40歳代	156	94	24	106	62	21	20	1	17	1
		100.0	60.3	15.4	67.9	39.7	13.5	12.8	0.6	10.9	0.6
	50歳代	155	100	32	106	58	29	22	1	11	0
		100.0	64.5	20.6	68.4	37.4	18.7	14.2	0.6	7.1	0.0
	60歳代	159	93	44	117	55	15	22	1	15	0
		100.0	58.5	27.7	73.6	34.6	9.4	13.8	0.6	9.4	0.0
	70歳以上	271	124	66	152	90	39	26	4	59	0
		100.0	45.8	24.4	56.1	33.2	14.4	9.6	1.5	21.8	0.0
	無回答	10	6	3	8	2	0	0	1	1	0
		100.0	60.0	30.0	80.0	20.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	96	47	20	57	32	11	14	3	19	0
		100.0	49.0	20.8	59.4	33.3	11.5	14.6	3.1	19.8	0.0
	正規の職員・従業員	282	183	50	195	107	45	44	6	18	2
		100.0	64.9	17.7	69.1	37.9	16.0	15.6	2.1	6.4	0.7
	パート、アルバイト等	186	122	32	133	85	26	16	0	17	0
		100.0	65.6	17.2	71.5	45.7	14.0	8.6	0.0	9.1	0.0
	専業（主婦・主夫）	97	46	25	65	30	13	8	1	13	0
		100.0	47.4	25.8	67.0	30.9	13.4	8.2	1.0	13.4	0.0
	学生	38	21	8	22	17	4	6	0	3	1
		100.0	55.3	21.1	57.9	44.7	10.5	15.8	0.0	7.9	2.6
	無職	212	91	55	123	71	27	27	4	45	0
		100.0	42.9	25.9	58.0	33.5	12.7	12.7	1.9	21.2	0.0
	その他	9	6	5	8	2	1	0	0	1	0
		100.0	66.7	55.6	88.9	22.2	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0
	無回答	12	7	3	9	3	0	0	1	2	0
		100.0	58.3	25.0	75.0	25.0	0.0	0.0	8.3	16.7	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	50	33	64	31	11	14	2	12	0
		100.0	54.3	35.9	69.6	33.7	12.0	15.2	2.2	13.0	0.0
	一世代世帯	251	133	55	168	94	35	28	2	32	0
		100.0	53.0	21.9	66.9	37.5	13.9	11.2	0.8	12.7	0.0
	二世代世帯	440	264	84	287	168	58	55	6	50	3
		100.0	60.0	19.1	65.2	38.2	13.2	12.5	1.4	11.4	0.7
	三世代世帯	102	54	19	64	39	17	12	3	16	0
		100.0	52.9	18.6	62.7	38.2	16.7	11.8	2.9	15.7	0.0
	その他	32	16	4	20	11	6	6	0	5	0
		100.0	50.0	12.5	62.5	34.4	18.8	18.8	0.0	15.6	0.0
	無回答	15	6	3	9	4	0	0	2	3	0
		100.0	40.0	20.0	60.0	26.7	0.0	0.0	13.3	20.0	0.0

問41　あなたは、犯罪被害者やその家族の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－73　犯罪被害者等の人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

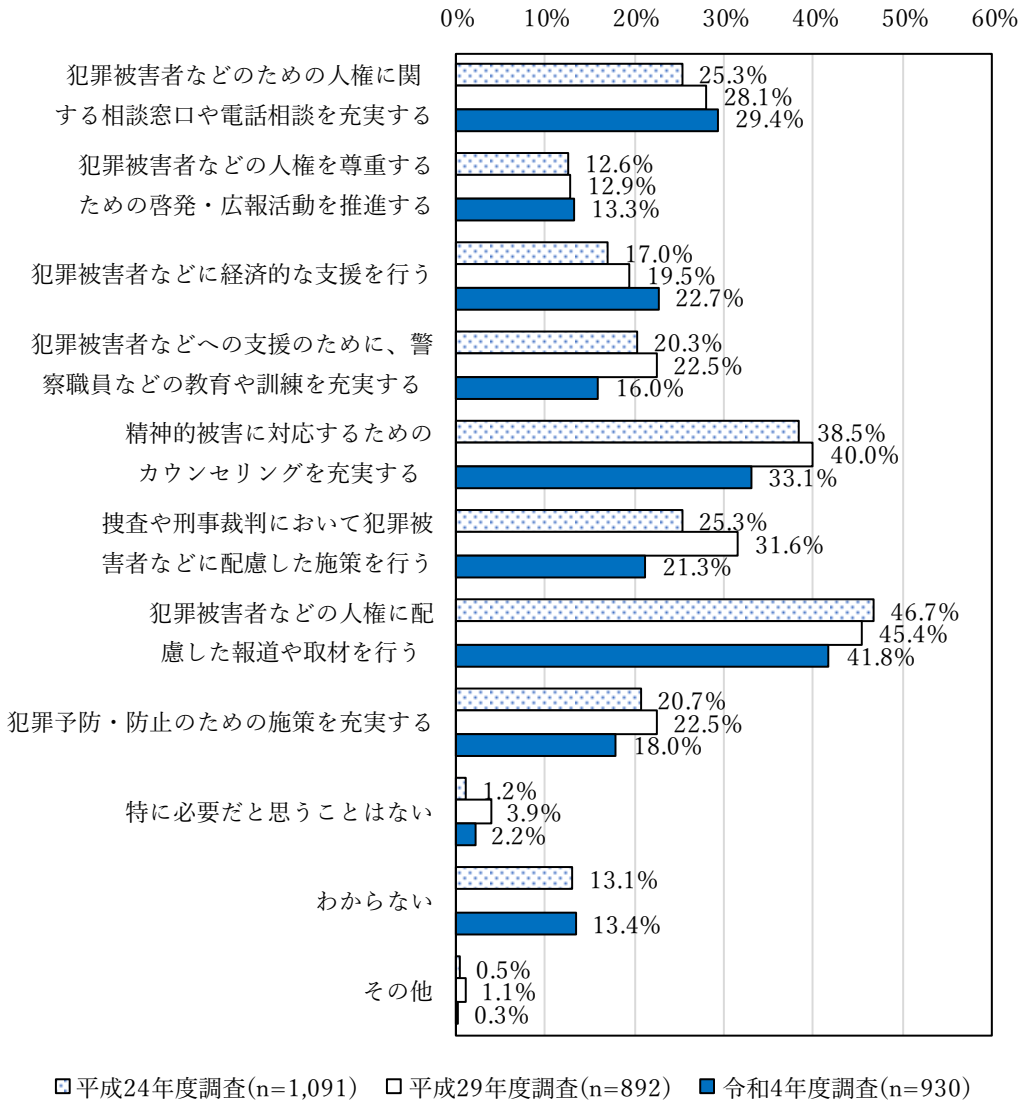

犯罪被害者やその家族の人権を尊重するために必要なことは、「犯罪被害者などの人権に配慮した報道や取材を行う」が41.8%で最も高く、次いで「精神的被害に対応するためのカウンセリングを充実する」が33.1%、「犯罪被害者などのための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する」が29.4%の順となっており、いずれも約30%以上となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「犯罪被害者などに経済的な支援を行う」が前回の19.5%より3.2ポイント増加し、「捜査や刑事裁判において犯罪被害者などに配慮した施策を行う」が前回の31.6%より10.3ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「犯罪被害者などの人権に配慮した報道や取材を行う」が最も高くなっています。

年齢別にみると、10歳代から60歳代まででは、「犯罪被害者などの人権に配慮した報道や取材を行う」が最も高く、40%を超えています。70歳以上では、「犯罪被害者などのための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する」が最も高くなっています。

図表２－74　犯罪被害者等の人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	犯罪被害者などのための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	犯罪被害者などの人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する	犯罪被害者などに経済的な支援を行う	犯罪被害者などへの支援のために、警察職員などの教育や訓練を充実する	精神的被害に対応するためのカウンセリングを充実する	捜査や刑事裁判において犯罪被害者などに配慮した施策を行う	犯罪被害者などの人権に配慮した報道や取材を行う	犯罪予防・防止のための施策を充実する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		930	273	124	211	149	308	198	389	167	20	125	3
		100.0	29.4	13.3	22.7	16.0	33.1	21.3	41.8	18.0	2.2	13.4	0.3
性別	男性	431	126	67	108	71	126	89	169	76	14	56	2
		100.0	29.2	15.5	25.1	16.5	29.2	20.6	39.2	17.6	3.2	13.0	0.5
	女性	481	145	55	102	74	178	102	213	85	6	65	1
		100.0	30.1	11.4	21.2	15.4	37.0	21.2	44.3	17.7	1.2	13.5	0.2
	答えたくない	5	0	0	0	1	2	2	1	0	0	2	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0
	無回答	13	2	2	1	3	2	5	6	6	0	2	0
		100.0	15.4	15.4	7.7	23.1	15.4	38.5	46.2	46.2	0.0	15.4	0.0
年齢	10 歳代	12	2	2	2	0	1	6	8	2	0	0	1
		100.0	16.7	16.7	16.7	0.0	8.3	50.0	66.7	16.7	0.0	0.0	8.3
	20 歳代	78	17	7	26	14	24	14	35	20	3	6	0
		100.0	21.8	9.0	33.3	17.9	30.8	17.9	44.9	25.6	3.8	7.7	0.0
	30 歳代	91	13	9	21	9	33	20	41	21	4	14	0
		100.0	14.3	9.9	23.1	9.9	36.3	22.0	45.1	23.1	4.4	15.4	0.0
	40 歳代	157	35	16	43	18	55	37	72	22	5	20	0
		100.0	22.3	10.2	27.4	11.5	35.0	23.6	45.9	14.0	3.2	12.7	0.0
	50 歳代	155	45	15	41	31	48	43	72	23	1	18	1
		100.0	29.0	9.7	26.5	20.0	31.0	27.7	46.5	14.8	0.6	11.6	0.6
	60 歳代	159	60	32	30	26	55	35	67	30	2	13	0
		100.0	37.7	20.1	18.9	16.4	34.6	22.0	42.1	18.9	1.3	8.2	0.0
	70 歳以上	268	100	41	47	48	91	38	88	45	5	54	1
		100.0	37.3	15.3	17.5	17.9	34.0	14.2	32.8	16.8	1.9	20.1	0.4
	無回答	10	1	2	1	3	1	5	6	4	0	0	0
		100.0	10.0	20.0	10.0	30.0	10.0	50.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	96	25	13	14	14	30	15	40	20	5	20	0
		100.0	26.0	13.5	14.6	14.6	31.3	15.6	41.7	20.8	5.2	20.8	0.0
	正規の職員・従業員	283	65	35	85	34	93	72	133	58	6	28	0
		100.0	23.0	12.4	30.0	12.0	32.9	25.4	47.0	20.5	2.1	9.9	0.0
	パート、アルバイト等	186	61	23	35	29	72	41	79	26	2	22	1
		100.0	32.8	12.4	18.8	15.6	38.7	22.0	42.5	14.0	1.1	11.8	0.5
	専業（主婦・主夫）	96	31	10	21	21	29	25	37	17	1	13	0
		100.0	32.3	10.4	21.9	21.9	30.2	26.0	38.5	17.7	1.0	13.5	0.0
	学生	38	11	3	11	6	9	11	16	5	0	2	1
		100.0	28.9	7.9	28.9	15.8	23.7	28.9	42.1	13.2	0.0	5.3	2.6
	無職	210	76	38	39	39	69	28	71	35	6	38	1
		100.0	36.2	18.1	18.6	18.6	32.9	13.3	33.8	16.7	2.9	18.1	0.5
	その他	9	2	0	5	3	4	1	6	2	0	1	0
		100.0	22.2	0.0	55.6	33.3	44.4	11.1	66.7	22.2	0.0	11.1	0.0
	無回答	12	2	2	1	3	2	5	7	4	0	1	0
		100.0	16.7	16.7	8.3	25.0	16.7	41.7	58.3	33.3	0.0	8.3	0.0
家族構成	ひとり暮らし	91	33	9	26	22	44	11	36	19	3	11	1
		100.0	36.3	9.9	28.6	24.2	48.4	12.1	39.6	20.9	3.3	12.1	1.1
	一世代世帯	250	90	43	54	37	85	48	103	41	2	31	0
		100.0	36.0	17.2	21.6	14.8	34.0	19.2	41.2	16.4	0.8	12.4	0.0
	二世代世帯	440	111	57	99	73	139	97	186	74	13	59	0
		100.0	25.2	13.0	22.5	16.6	31.6	22.0	42.3	16.8	3.0	13.4	0.0
	三世代世帯	102	30	8	20	11	32	31	45	20	2	15	2
		100.0	29.4	7.8	19.6	10.8	31.4	30.4	44.1	19.6	2.0	14.7	2.0
	その他	32	8	4	11	3	7	5	12	9	0	6	0
		100.0	25.0	12.5	34.4	9.4	21.9	15.6	37.5	28.1	0.0	18.8	0.0
	無回答	15	1	3	1	3	1	6	7	4	0	3	0
		100.0	6.7	20.0	6.7	20.0	6.7	40.0	46.7	26.7	0.0	20.0	0.0

１１　インターネットによる人権問題について

問 42　次のうち、インターネットを利用した人権侵害について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－75　インターネットによる人権侵害について問題があると思うこと（複数回答）

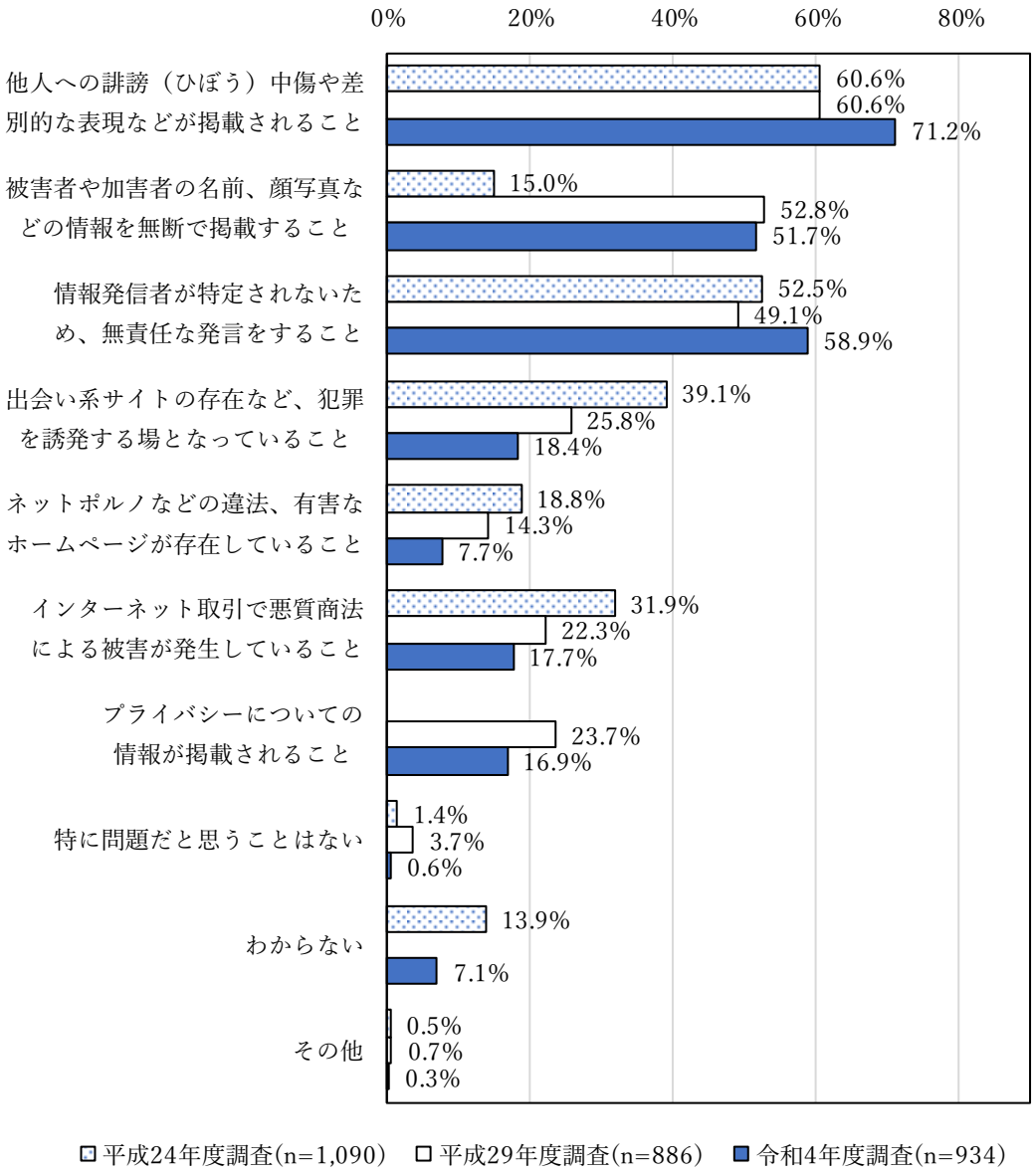

インターネットを利用した人権侵害について問題があると思うことは、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること」が71.2%で最も高く、次いで「情報発信者が特定されないため、無責任な発言をすること」が58.9%、「被害者や加害者の名前、顔写真などの情報を無断で掲載すること」が51.7%の順となっており、この3つは50%を超えています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること」が前回の60.6%より10.6ポイント増加し、「出会い系サイトの存在など、犯罪を誘発する場となっていること」が前回の25.8%より7.4ポイント減少しています。

性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別でみても、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること」が最も高くなっています。

図表２－76　インターネットによる人権侵害について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること	被害者や加害者の名前、顔写真などの情報を無断で掲載すること	情報発信者が特定されないため、無責任な発言をすること	出会い系サイトの存在など、犯罪を誘発する場となっていること	ネットポルノなどの違法、有害なホームページが存在していること	インターネット取引で悪質商法による被害が発生していること	プライバシーについての情報が掲載されること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		934	665	483	550	172	72	165	158	6	66	3
		100.0	71.2	51.7	58.9	18.4	7.7	17.7	16.9	0.6	7.1	0.3
性別	男性	433	319	210	270	71	19	78	55	6	31	1
		100.0	73.7	48.5	62.4	16.4	4.4	18.0	12.7	1.4	7.2	0.2
	女性	483	335	267	272	96	49	84	101	0	32	1
		100.0	69.4	55.3	56.3	19.9	10.1	17.4	20.9	0.0	6.6	0.2
	答えたくない	5	3	1	2	1	1	1	0	0	1	1
		100.0	60.0	20.0	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0
	無回答	13	8	5	6	4	3	2	2	0	2	0
		100.0	61.5	38.5	46.2	30.8	23.1	15.4	15.4	0.0	15.4	0.0
年齢	10 歳代	12	8	7	8	2	1	3	1	0	1	0
		100.0	66.7	58.3	66.7	16.7	8.3	25.0	8.3	0.0	8.3	0.0
	20 歳代	78	66	44	42	11	9	11	20	2	2	0
		100.0	84.6	56.4	53.8	14.1	11.5	14.1	25.6	2.6	2.6	0.0
	30 歳代	91	66	50	55	9	8	22	15	1	3	0
		100.0	72.5	54.9	60.4	9.9	8.8	24.2	16.5	1.1	3.3	0.0
	40 歳代	157	128	80	85	26	11	20	29	2	3	2
		100.0	81.5	51.0	54.1	16.6	7.0	12.7	18.5	1.3	1.9	1.3
	50 歳代	156	119	89	114	24	8	28	34	0	2	1
		100.0	76.3	57.1	73.1	15.4	5.1	17.9	21.8	0.0	1.3	0.6
	60 歳代	159	120	90	104	35	12	26	22	1	5	0
		100.0	75.5	56.6	65.4	22.0	7.5	16.4	13.8	0.6	3.1	0.0
	70 歳以上	271	152	119	136	62	20	54	36	0	49	0
		100.0	56.1	43.9	50.2	22.9	7.4	19.9	13.3	0.0	18.1	0.0
	無回答	10	6	4	6	3	3	1	1	0	1	0
		100.0	60.0	40.0	60.0	30.0	30.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	97	76	46	56	24	7	15	14	2	6	0
		100.0	78.4	47.4	57.7	24.7	7.2	15.5	14.4	2.1	6.2	0.0
	正規の職員・従業員	283	224	143	184	31	16	48	56	3	9	1
		100.0	79.2	50.5	65.0	11.0	5.7	17.0	19.8	1.1	3.2	0.4
	パート、アルバイト等	187	142	106	106	46	18	35	34	0	4	1
		100.0	75.9	56.7	56.7	24.6	9.6	18.7	18.2	0.0	2.1	0.5
	専業（主婦・主夫）	97	62	50	55	13	9	15	26	0	9	0
		100.0	63.9	51.5	56.7	13.4	9.3	15.5	26.8	0.0	9.3	0.0
	学生	38	30	25	22	6	3	5	4	0	1	0
		100.0	78.9	65.8	57.9	15.8	7.9	13.2	10.5	0.0	2.6	0.0
	無職	212	117	104	114	46	16	42	21	1	36	0
		100.0	55.2	49.1	53.8	21.7	7.5	19.8	9.9	0.5	17.0	0.0
	その他	9	8	4	7	2	0	3	2	0	0	1
		100.0	88.9	44.4	77.8	22.2	0.0	33.3	22.2	0.0	0.0	11.1
	無回答	11	6	5	6	4	3	2	1	0	1	0
		100.0	54.5	45.5	54.5	36.4	27.3	18.2	9.1	0.0	9.1	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	64	46	53	18	9	24	12	1	10	1
		100.0	69.6	50.0	57.6	19.6	9.8	26.1	13.0	1.1	10.9	1.1
	一世代世帯	252	177	123	157	49	14	31	41	0	21	0
		100.0	70.2	48.8	62.3	19.4	5.6	12.3	16.3	0.0	8.3	0.0
	二世代世帯	442	330	231	259	75	32	82	74	3	24	2
		100.0	74.7	52.3	58.6	17.0	7.2	18.6	16.7	0.7	5.4	0.5
	三世代世帯	102	64	55	55	22	9	23	19	2	9	0
		100.0	62.7	53.9	53.9	21.6	8.8	22.5	18.6	2.0	8.8	0.0
	その他	32	22	22	18	5	4	2	11	0	1	0
		100.0	68.8	68.8	56.3	15.6	12.5	6.3	34.4	0.0	3.1	0.0
	無回答	14	8	6	8	3	4	3	1	0	1	0
		100.0	57.1	42.9	57.1	21.4	28.6	21.4	7.1	0.0	7.1	0.0

問 43　あなたは、インターネットによる人権侵害を防止又は解決するために必要なことはどのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－77　インターネットによる人権侵害を防止するために必要なこと（複数回答）

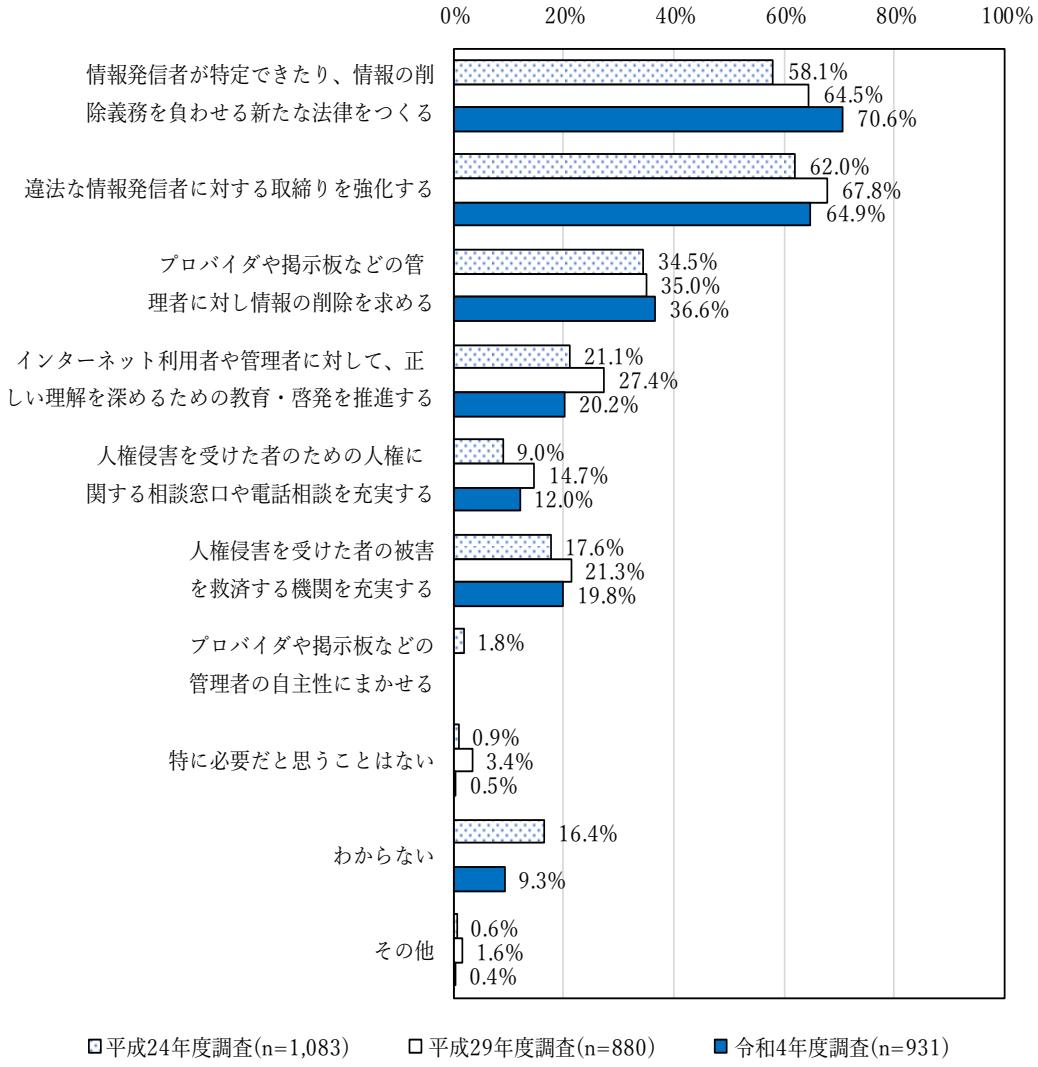

インターネットを利用した人権侵害を防止する又は解決するために必要なことは、「情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる」が70.6%で最も高く、次いで「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」が64.9%、「プロバイダや掲示板などの管理者に対し情報の削除を求める」が36.6%の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる」が前回の64.5%より6.1ポイント増加し、「インターネット利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する」が前回の27.4%より7.2ポイント減少しています。

特に、「情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる」と「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」は、３回の調査を通して、上位２つを占めています。

性別にみると、男性・女性とも、「情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる」が最も高く、次いで「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」の順となっています。

年齢別にみると、30歳代以外の年代では、「情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる」が最も高く、次いで「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」の順となっていますが、30歳代では、逆の結果となっています。

図表２－78　インターネットによる人権侵害を防止するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる	違法な情報発信者に対する取締りを強化する	プロバイダや掲示板などの管理者に対し情報の削除を求める	インターネット利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する	人権侵害を受けた者のための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	人権侵害を受けた者の被害を救済する機関を充実する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		931	657	604	341	188	112	184	5	87	4
		100.0	70.6	64.9	36.6	20.2	12.0	19.8	0.5	9.3	0.4
性別	男性	432	295	278	163	81	48	81	5	42	2
		100.0	68.3	64.4	37.7	18.8	11.1	18.8	1.2	9.7	0.5
	女性	481	349	320	172	104	64	98	0	41	1
		100.0	72.6	66.5	35.8	21.6	13.3	20.4	0.0	8.5	0.2
	答えたくない	5	3	1	2	0	0	1	0	1	1
		100.0	60.0	20.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0
	無回答	13	10	5	4	3	0	4	0	3	0
		100.0	76.9	38.5	30.8	23.1	0.0	30.8	0.0	23.1	0.0
年齢	10歳代	12	9	9	2	4	1	2	0	0	1
		100.0	75.0	75.0	16.7	33.3	8.3	16.7	0.0	0.0	8.3
	20歳代	78	52	48	28	22	10	18	2	2	0
		100.0	66.7	61.5	35.9	28.2	12.8	23.1	2.6	2.6	0.0
	30歳代	91	58	61	42	26	7	20	1	7	0
		100.0	63.7	67.0	46.2	28.6	7.7	22.0	1.1	7.7	0.0
	40歳代	157	117	107	62	20	13	31	2	9	2
		100.0	74.5	68.2	39.5	12.7	8.3	19.7	1.3	5.7	1.3
	50歳代	155	123	112	76	31	13	29	0	6	1
		100.0	79.4	72.3	49.0	20.0	8.4	18.7	0.0	3.9	0.6
	60歳代	159	122	111	62	31	13	26	0	10	0
		100.0	76.7	69.8	39.0	19.5	8.2	16.4	0.0	6.3	0.0
	70歳以上	269	168	152	67	51	55	55	0	51	0
		100.0	62.5	56.5	24.9	19.0	20.4	20.4	0.0	19.0	0.0
	無回答	10	8	4	2	3	0	3	0	2	0
		100.0	80.0	40.0	20.0	30.0	0.0	30.0	0.0	20.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	95	66	65	37	14	8	16	2	9	1
		100.0	69.5	68.4	38.9	14.7	8.4	16.8	2.1	9.5	1.1
	正規の職員・従業員	283	202	195	127	49	26	58	2	19	1
		100.0	71.4	68.9	44.9	17.3	9.2	20.5	0.7	6.7	0.4
	パート、アルバイト等	186	143	126	80	44	17	32	0	7	1
		100.0	76.9	67.7	43.0	23.7	9.1	17.2	0.0	3.8	0.5
	専業（主婦・主夫）	97	72	63	25	19	20	22	0	8	0
		100.0	74.2	64.9	25.8	19.6	20.6	22.7	0.0	8.2	0.0
	学生	38	28	21	11	14	4	9	0	0	1
		100.0	73.7	55.3	28.9	36.8	10.5	23.7	0.0	0.0	2.6
	無職	212	130	123	55	42	34	40	1	42	0
		100.0	61.3	58.0	25.9	19.8	16.0	18.9	0.5	19.8	0.0
	その他	9	7	7	4	3	2	3	0	0	0
		100.0	77.8	77.8	44.4	33.3	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0
	無回答	11	9	4	2	3	1	4	0	2	0
		100.0	81.8	36.4	18.2	27.3	9.1	36.4	0.0	18.2	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	57	56	27	26	18	21	1	11	0
		100.0	62.0	60.9	29.3	28.3	19.6	22.8	1.1	12.0	0.0
	一世代世帯	251	186	171	81	43	32	47	0	26	1
		100.0	74.1	68.1	32.3	17.1	12.7	18.7	0.0	10.4	0.4
	二世代世帯	440	310	282	177	95	43	82	2	36	2
		100.0	70.5	64.1	40.2	21.6	9.8	18.6	0.5	8.2	0.5
	三世代世帯	102	68	66	42	16	16	21	2	9	1
		100.0	66.7	64.7	41.2	15.7	15.7	20.6	2.0	8.8	1.0
	その他	32	26	22	11	4	3	9	0	3	0
		100.0	81.3	68.8	34.4	12.5	9.4	28.1	0.0	9.4	0.0
	無回答	14	10	7	3	4	0	4	0	2	0
		100.0	71.4	50.0	21.4	28.6	0.0	28.6	0.0	14.3	0.0

１２　ホームレスの人権について

問 44　次のうち、ホームレスの人権について、特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－79　ホームレスの人権について問題があると思うこと（複数回答）

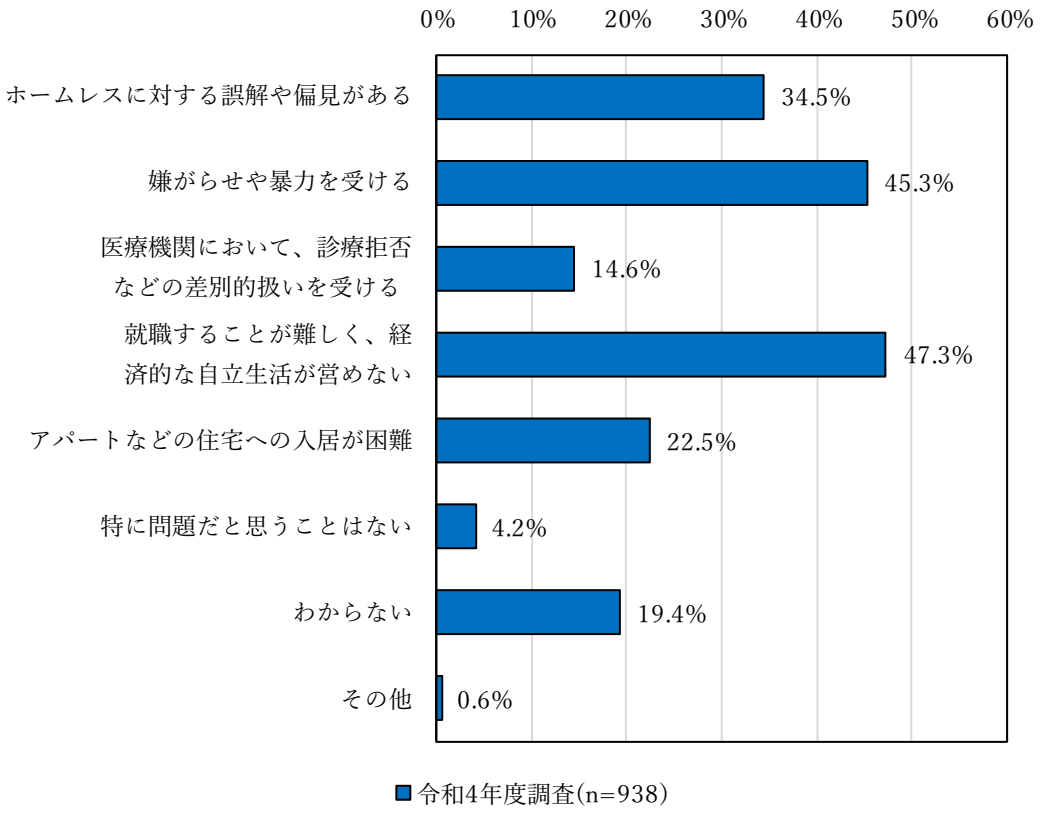

ホームレスの人権について問題があると思うことは、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」が47.3%で最も高く、次いで「嫌がらせや暴力を受ける」が45.3%、「ホームレスに対する誤解や偏見がある」が34.5%の順となっています。

性別にみると、男性では「嫌がらせや暴力を受ける」が44.6%と最も高く、女性では「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」が51.3%と最も高くなっています。

年齢別にみると、10歳代・20歳代・60歳代以上では、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」が最も高く、30歳代から50歳代では、「嫌がらせや暴力を受ける」が最も高くなっています。

図表２－80　ホームレスの人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	ホームレスに対する誤解や偏見がある	嫌がらせや暴力を受ける	医療機関において、診療拒否などの差別的扱いを受ける	就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない	アパートなどの住宅への入居が困難	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		938	324	425	137	444	211	39	182	6
		100.0	34.5	45.3	14.6	47.3	22.5	4.2	19.4	0.6
性別	男性	437	152	195	60	184	93	27	79	3
		100.0	34.8	44.6	13.7	42.1	21.3	6.2	18.1	0.7
	女性	483	166	220	76	248	113	11	99	3
		100.0	34.4	45.5	15.7	51.3	23.4	2.3	20.5	0.6
	答えたくない	4	1	1	0	1	1	0	3	0
		100.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	75.0	0.0
	無回答	14	5	9	1	11	4	1	1	0
		100.0	35.7	64.3	7.1	78.6	28.6	7.1	7.1	0.0
年齢	10歳代	12	4	4	1	5	3	0	3	1
		100.0	33.3	33.3	8.3	41.7	25.0	0.0	25.0	8.3
	20歳代	77	32	37	13	42	11	4	9	0
		100.0	41.6	48.1	16.9	54.5	14.3	5.2	11.7	0.0
	30歳代	91	28	46	9	44	16	7	17	0
		100.0	30.8	50.5	9.9	48.4	17.6	7.7	18.7	0.0
	40歳代	161	38	66	23	58	29	12	32	2
		100.0	23.6	41.0	14.3	36.0	18.0	7.5	19.9	1.2
	50歳代	154	50	78	24	69	38	6	25	1
		100.0	32.5	50.6	15.6	44.8	24.7	3.9	16.2	0.6
	60歳代	159	56	75	23	83	43	5	31	1
		100.0	35.2	47.2	14.5	52.2	27.0	3.1	19.5	0.6
	70歳以上	273	112	111	44	134	68	4	65	1
		100.0	41.0	40.7	16.1	49.1	24.9	1.5	23.8	0.4
	無回答	11	4	8	0	9	3	1	0	0
		100.0	36.4	72.7	0.0	81.8	27.3	9.1	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	99	35	44	21	42	28	5	20	0
		100.0	35.4	44.4	21.2	42.4	28.3	5.1	20.2	0.0
	正規の職員・従業員	282	90	137	31	122	41	19	49	2
		100.0	31.9	48.6	11.0	43.3	14.5	6.7	17.4	0.7
	パート、アルバイト等	188	61	94	30	102	49	7	26	1
		100.0	32.4	50.0	16.0	54.3	26.1	3.7	13.8	0.5
	専業（主婦・主夫）	98	35	41	11	40	26	0	27	1
		100.0	35.7	41.8	11.2	40.8	26.5	0.0	27.6	1.0
	学生	37	13	12	4	21	9	1	6	1
		100.0	35.1	32.4	10.8	56.8	24.3	2.7	16.2	2.7
	無職	213	84	85	39	104	50	6	50	0
		100.0	39.4	39.9	18.3	48.8	23.5	2.8	23.5	0.0
	その他	9	1	4	1	3	5	0	3	1
		100.0	11.1	44.4	11.1	33.3	55.6	0.0	33.3	11.1
	無回答	12	5	8	0	10	3	1	1	0
		100.0	41.7	66.7	0.0	83.3	25.0	8.3	8.3	0.0
家族構成	ひとり暮らし	93	37	39	17	49	29	2	22	2
		100.0	39.8	41.9	18.3	52.7	31.2	2.2	23.7	2.2
	一世代世帯	250	93	111	38	120	53	7	50	1
		100.0	37.2	44.4	15.2	48.0	21.2	2.8	20.0	0.4
	二世代世帯	448	145	203	62	208	95	21	83	3
		100.0	32.4	45.3	13.8	46.4	21.2	4.7	18.5	0.7
	三世代世帯	98	31	46	15	40	24	7	20	0
		100.0	31.6	46.9	15.3	40.8	24.5	7.1	20.4	0.0
	その他	34	12	17	4	18	7	1	5	0
		100.0	35.3	50.0	11.8	52.9	20.6	2.9	14.7	0.0
	無回答	15	6	9	1	9	3	1	2	0
		100.0	40.0	60.0	6.7	60.0	20.0	6.7	13.3	0.0

問 45　あなたは、ホームレスの人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－81　ホームレスの人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

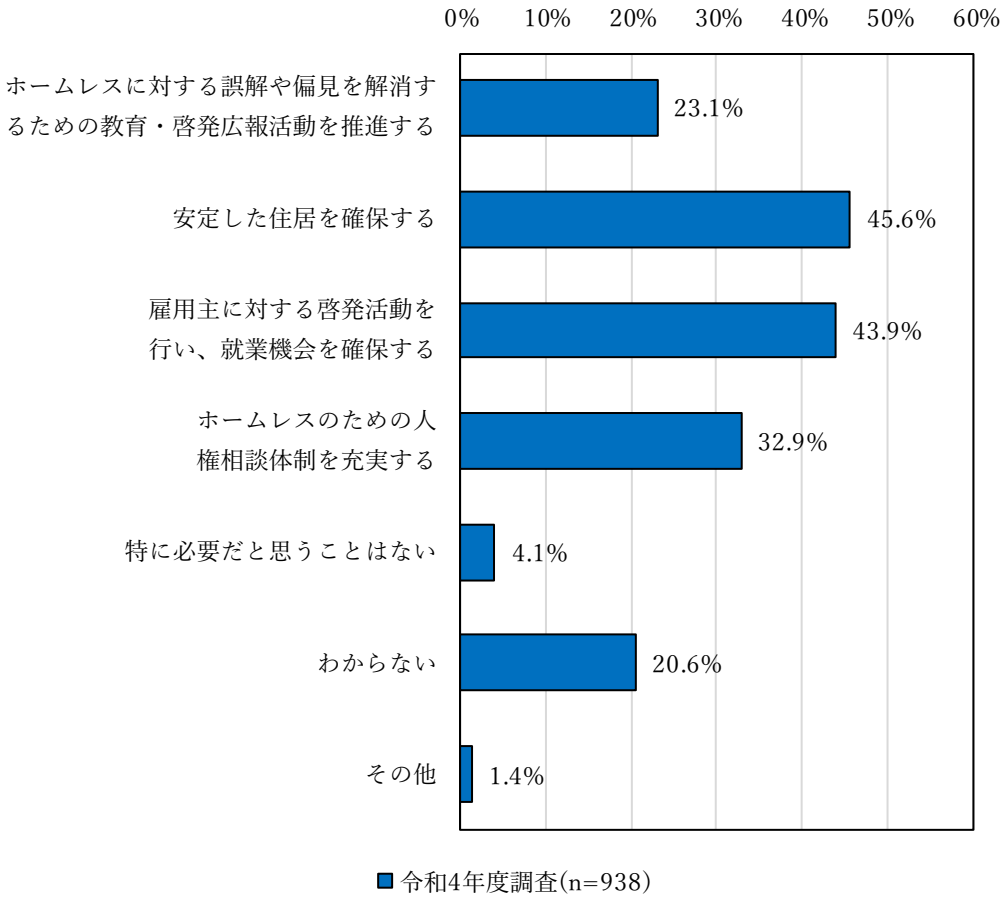

ホームレスの人権を尊重するために必要なことは、「安定した住居を確保する」が45.6%で最も高く、次いで「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」が43.9%、「ホームレスのための人権相談体制を充実する」が32.9%の順となっています。

性別にみると、男性では「安定した住居を確保する」が43.8％と最も高く、女性では「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」が47.9％と最も高くなっています。

年齢別にみると、10歳代・50歳代では、「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」が最も高く、20歳代から40歳代・60歳代以上では、「安定した住居を確保する」が最も高くなっています。

図表２－82　ホームレスの人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発広報活動を推進する	安定した住居を確保する	雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する	ホームレスのための人権相談体制を充実する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		938	217	428	412	309	38	193	13
		100.0	23.1	45.6	43.9	32.9	4.1	20.6	1.4
性別	男性	436	114	191	170	146	30	81	8
		100.0	26.1	43.8	39.0	33.5	6.9	18.6	1.8
	女性	484	101	224	232	159	8	109	5
		100.0	20.9	46.3	47.9	32.9	1.7	22.5	1.0
	答えたくない	4	0	3	1	0	0	2	0
		100.0	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	無回答	14	2	10	9	4	0	1	0
		100.0	14.3	71.4	64.3	28.6	0.0	7.1	0.0
年齢	10歳代	12	1	3	5	2	2	3	0
		100.0	8.3	25.0	41.7	16.7	16.7	25.0	0.0
	20歳代	77	17	38	36	22	2	15	2
		100.0	22.1	49.4	46.8	28.6	2.6	19.5	2.6
	30歳代	90	16	42	41	21	6	22	1
		100.0	17.8	46.7	45.6	23.3	6.7	24.4	1.1
	40歳代	161	26	60	54	37	14	44	6
		100.0	16.1	37.3	33.5	23.0	8.7	27.3	3.7
	50歳代	154	33	72	73	52	3	30	1
		100.0	21.4	46.8	47.4	33.8	1.9	19.5	0.6
	60歳代	159	42	84	81	53	5	24	1
		100.0	26.4	52.8	50.9	33.3	3.1	15.1	0.6
	70歳以上	274	81	121	115	118	6	55	2
		100.0	29.6	44.2	42.0	43.1	2.2	20.1	0.7
	無回答	11	1	8	7	4	0	0	0
		100.0	9.1	72.7	63.6	36.4	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	98	31	43	41	35	9	16	0
		100.0	31.6	43.9	41.8	35.7	9.2	16.3	0.0
	正規の職員・従業員	282	53	123	113	77	17	63	8
		100.0	18.8	43.6	40.1	27.3	6.0	22.3	2.8
	パート、アルバイト等	187	36	91	95	65	4	34	2
		100.0	19.3	48.7	50.8	34.8	2.1	18.2	1.1
	専業（主婦・主夫）	98	20	43	46	37	0	24	0
		100.0	20.4	43.9	46.9	37.8	0.0	24.5	0.0
	学生	37	4	18	17	7	2	8	1
		100.0	10.8	48.6	45.9	18.9	5.4	21.6	2.7
	無職	214	68	97	87	81	6	45	2
		100.0	31.8	45.3	40.7	37.9	2.8	21.0	0.9
	その他	9	4	4	5	2	0	2	0
		100.0	44.4	44.4	55.6	22.2	0.0	22.2	0.0
	無回答	13	1	9	8	5	0	1	0
		100.0	7.7	69.2	61.5	38.5	0.0	7.7	0.0
家族構成	ひとり暮らし	94	29	45	45	41	2	20	1
		100.0	30.9	47.9	47.9	43.6	2.1	21.3	1.1
	一世代世帯	250	68	109	118	78	6	56	4
		100.0	27.2	43.6	47.2	31.2	2.4	22.4	1.6
	二世代世帯	445	89	200	186	137	23	90	6
		100.0	20.0	44.9	41.8	30.8	5.2	20.2	1.3
	三世代世帯	99	19	48	39	39	6	19	1
		100.0	19.2	48.5	39.4	39.4	6.1	19.2	1.0
	その他	34	10	18	17	8	1	5	1
		100.0	29.4	52.9	50.0	23.5	2.9	14.7	2.9
	無回答	16	2	8	7	6	0	3	0
		100.0	12.5	50.0	43.8	37.5	0.0	18.8	0.0

１３　性的少数者（性的指向や性自認（性同一性）における少数者）の人権について

問 46　次のうち、性的少数者の人権について、特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表２－83　性的少数者の人権について問題があると思うこと（複数回答）

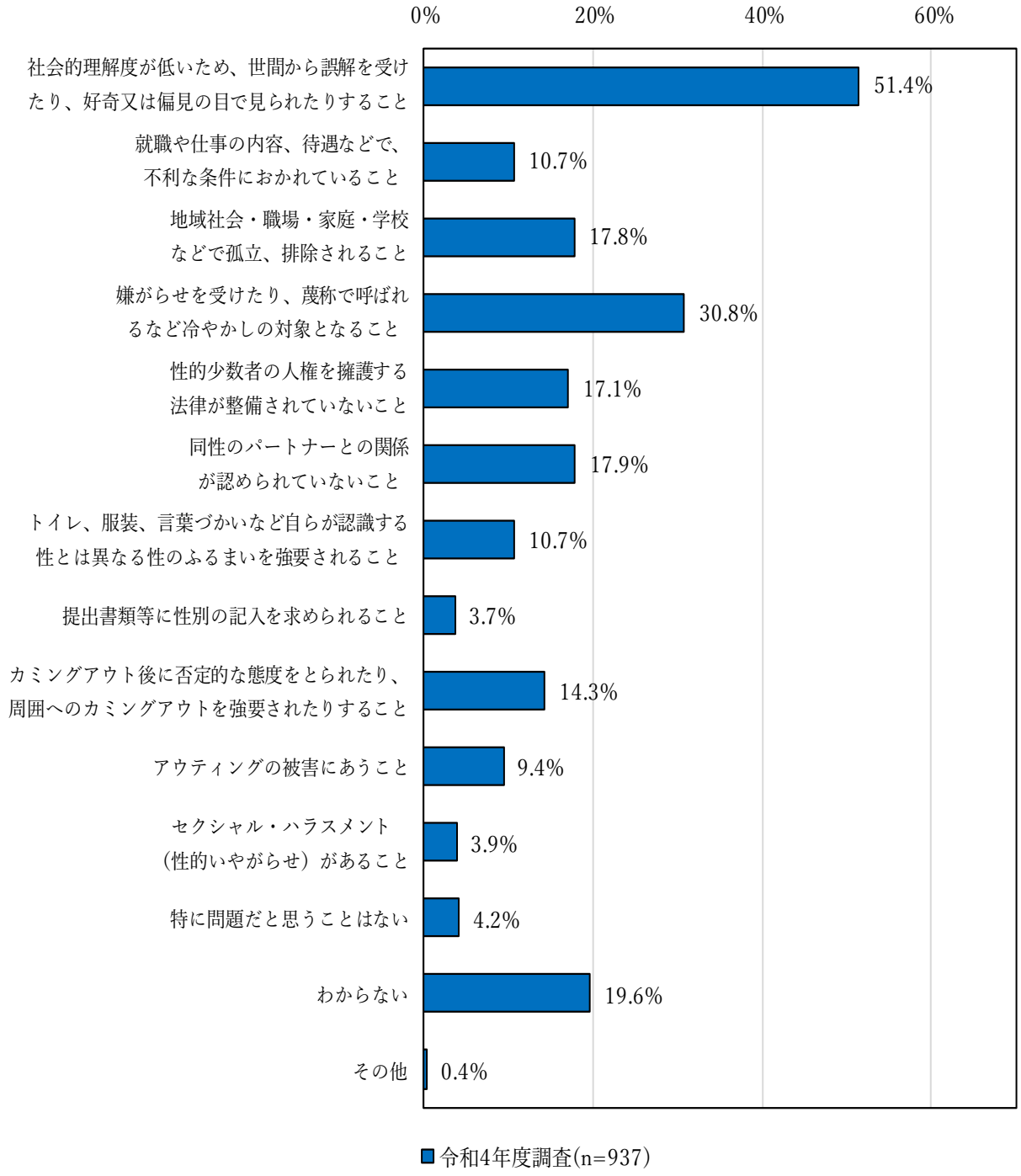

性的少数者の人権について、問題があると思うことは、「社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること」が51.4%で最も高く、次いで「嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」が30.8%、「わからない」が19.6%の順となっています。

性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別にみても、「社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること」が最も高くなっています。

図表２－84　性的少数者の人権について問題があると思うこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること	就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること	地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除されること	嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること	性的少数者の人権を擁護する法律が整備されていないこと	同性のパートナーとの関係が認められていないこと	トイレ、服装、言葉づかいなど自らが認識する性とは異なる性のふるまいを強要されること	提出書類等に性別の記入を求められること	カミングアウト後に否定的な態度をとられたり、周囲へのカミングアウトを強要されたりすること	アウティングの被害にあうこと	セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）があること	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		937	482	100	167	289	160	168	100	35	134	88	37	39	184	4
		100.0	51.4	10.7	17.8	30.8	17.1	17.9	10.7	3.7	14.3	9.4	3.9	4.2	19.6	0.4
性別	男性	435	211	49	84	131	60	66	38	10	52	39	23	27	95	2
		100.0	48.5	11.3	19.3	30.1	13.8	15.2	8.7	2.3	12.0	9.0	5.3	6.2	21.8	0.5
	女性	484	264	51	81	151	97	95	60	25	78	47	14	10	85	2
		100.0	54.5	10.5	16.7	31.2	20.0	19.6	12.4	5.2	16.1	9.7	2.9	2.1	17.6	0.4
	答えたくない	4	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
		100.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0
	無回答	14	6	0	1	6	3	7	2	0	4	2	0	0	3	0
		100.0	42.9	0.0	7.1	42.9	21.4	50.0	14.3	0.0	28.6	14.3	0.0	0.0	21.4	0.0
年齢	10歳代	12	7	0	1	3	3	2	1	0	4	2	0	0	3	0
		100.0	58.3	0.0	8.3	25.0	25.0	16.7	8.3	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0	25.0	0.0
	20歳代	77	46	7	23	28	11	25	12	3	15	7	2	3	6	0
		100.0	59.7	9.1	29.9	36.4	14.3	32.5	15.6	3.9	19.5	9.1	2.6	3.9	7.8	0.0
	30歳代	91	48	5	15	31	14	27	16	3	22	14	2	4	10	1
		100.0	52.7	5.5	16.5	34.1	15.4	29.7	17.6	3.3	24.2	15.4	2.2	4.4	11.0	1.1
	40歳代	162	81	15	28	49	22	36	20	10	26	16	4	11	16	1
		100.0	50.0	9.3	17.3	30.2	13.6	22.2	12.3	6.2	16.0	9.9	2.5	6.8	9.9	0.6
	50歳代	154	83	20	25	56	27	23	20	8	30	17	7	5	18	1
		100.0	53.9	13.0	16.2	36.4	17.5	14.9	13.0	5.2	19.5	11.0	4.5	3.2	11.7	0.6
	60歳代	159	91	25	31	55	28	21	13	5	17	15	14	6	26	0
		100.0	57.2	15.7	19.5	34.6	17.6	13.2	8.2	3.1	10.7	9.4	8.8	3.8	16.4	0.0
	70歳以上	271	121	28	44	61	54	27	16	6	17	15	8	10	104	1
		100.0	44.6	10.3	16.2	22.5	19.9	10.0	5.9	2.2	6.3	5.5	3.0	3.7	38.4	0.4
	無回答	11	5	0	0	6	1	7	2	0	3	2	0	0	1	0
		100.0	45.5	0.0	0.0	54.5	9.1	63.6	18.2	0.0	27.3	18.2	0.0	0.0	9.1	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	98	46	8	19	24	23	16	8	3	14	7	4	5	26	1
		100.0	46.9	8.2	19.4	24.5	23.5	16.3	8.2	3.1	14.3	7.1	4.1	5.1	26.5	1.0
	正規の職員・従業員	284	146	27	49	100	39	56	39	13	51	37	9	16	33	2
		100.0	51.4	9.5	17.3	35.2	13.7	19.7	13.7	4.6	18.0	13.0	3.2	5.6	11.6	0.7
	パート、アルバイト等	188	110	27	34	62	34	42	22	12	33	19	9	5	21	1
		100.0	58.5	14.4	18.1	33.0	18.1	22.3	11.7	6.4	17.6	10.1	4.8	2.7	11.2	0.5
	専業（主婦・主夫）	97	53	14	16	28	16	10	7	2	13	6	5	1	20	0
		100.0	54.6	14.4	16.5	28.9	16.5	10.3	7.2	2.1	13.4	6.2	5.2	1.0	20.6	0.0
	学生	37	21	4	8	8	9	13	6	1	4	4	0	1	5	0
		100.0	56.8	10.8	21.6	21.6	24.3	35.1	16.2	2.7	10.8	10.8	0.0	2.7	13.5	0.0
	無職	211	93	19	38	59	36	21	16	4	14	12	9	11	75	0
		100.0	44.1	9.0	18.0	28.0	17.1	10.0	7.6	1.9	6.6	5.7	4.3	5.2	35.5	0.0
	その他	9	7	0	3	2	1	3	0	0	2	1	1	0	2	0
		100.0	77.8	0.0	33.3	22.2	11.1	33.3	0.0	0.0	22.2	11.1	11.1	0.0	22.2	0.0
	無回答	13	6	1	0	6	2	7	2	0	3	2	0	0	2	0
		100.0	46.2	7.7	0.0	46.2	15.4	53.8	15.4	0.0	23.1	15.4	0.0	0.0	15.4	0.0
家族構成	ひとり暮らし	94	48	8	20	28	18	12	5	3	12	9	6	6	25	1
		100.0	51.1	8.5	21.3	29.8	19.1	12.8	5.3	3.2	12.8	9.6	6.4	6.4	26.6	1.1
	一世代世帯	249	143	30	54	73	42	38	23	6	32	18	10	6	52	0
		100.0	57.4	12.0	21.7	29.3	16.9	15.3	9.2	2.4	12.9	7.2	4.0	2.4	20.9	0.0
	二世代世帯	444	221	48	74	144	70	90	48	19	64	40	16	19	78	3
		100.0	49.8	10.8	16.7	32.4	15.8	20.3	10.8	4.3	14.4	9.0	3.6	4.3	17.6	0.7
	三世代世帯	99	44	11	15	24	21	14	15	3	18	14	4	6	21	0
		100.0	44.4	11.1	15.2	24.2	21.2	14.1	15.2	3.0	18.2	14.1	4.0	6.1	21.2	0.0
	その他	35	19	3	4	13	6	7	7	4	4	5	0	2	5	0
		100.0	54.3	8.6	11.4	37.1	17.1	20.0	20.0	11.4	11.4	14.3	0.0	5.7	14.3	0.0
	無回答	16	7	0	0	7	3	7	2	0	4	2	1	0	3	0
		100.0	43.8	0.0	0.0	43.8	18.8	43.8	12.5	0.0	25.0	12.5	6.3	0.0	18.8	0.0

問 47　あなたは、性的少数者の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－85　性的少数者の人権を尊重するために必要なこと（複数回答）

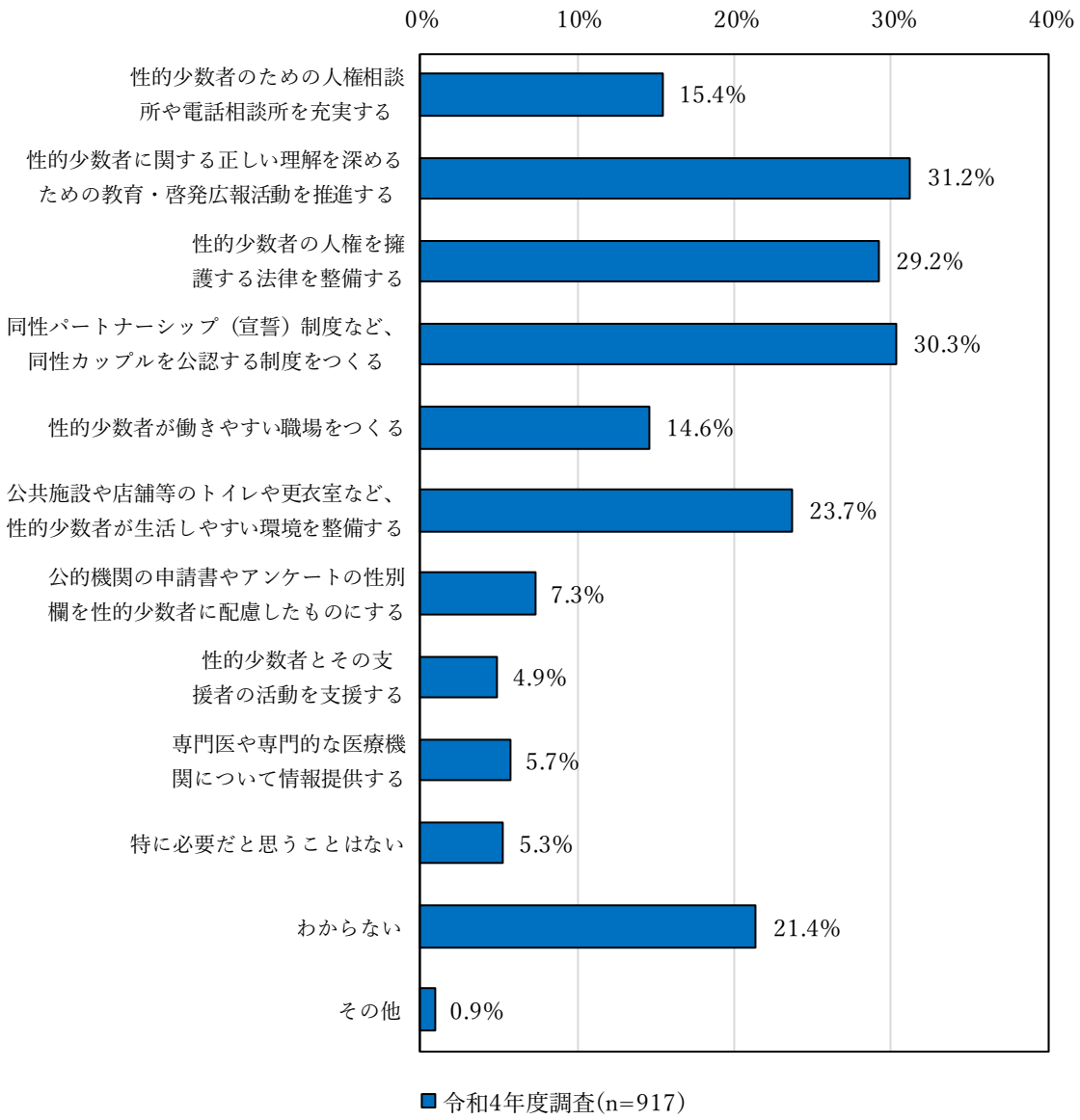

性的少数者の人権を尊重するために必要なことは、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」が31.2%で最も高く、次いで「同性パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」が30.3%、「性的少数者の人権を擁護する法律を整備する」が29.2%の順となっていますが、「わからない」も21.4%と高い率になっています。

性別にみると、男性では、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」が31.0%と最も高く、女性では、「同性パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」が33.9%と最も高くなっています。

年齢別にみると、10歳代・50歳代・60歳代では、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」が最も高く、20歳代から40歳代では、「同性パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」が最も高くなっています。70歳以上では、「わからない」が最も高くなっています。

図表２－86　性的少数者の人権を尊重するために必要なこと（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	性的少数者のための人権相談所や電話相談所を充実する	性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する	性的少数者の人権を擁護する法律を整備する	同性パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる	性的少数者が働きやすい職場をつくる	公共施設や店舗等のトイレや更衣室など、性的少数者が生活しやすい環境を整備する	公的機関の申請書やアンケートの性別欄を性的少数者に配慮したものにする	性的少数者とその支援者の活動を支援する	専門医や専門的な医療機関について情報提供する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他
全体		917	141	286	268	278	134	217	67	45	52	49	196	8
		100.0	15.4	31.2	29.2	30.3	14.6	23.7	7.3	4.9	5.7	5.3	21.4	0.9
性別	男性	426	74	132	129	114	59	81	26	13	20	35	92	4
		100.0	17.4	31.0	30.3	26.8	13.8	19.0	6.1	3.1	4.7	8.2	21.6	0.9
	女性	472	66	150	135	160	71	133	38	29	31	13	97	4
		100.0	14.0	31.8	28.6	33.9	15.0	28.2	8.1	6.1	6.6	2.8	20.6	0.8
	答えたくない	5	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1	3	0
		100.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	20.0	60.0	0.0
	無回答	14	1	4	3	3	4	2	2	2	1	0	4	0
		100.0	7.1	28.6	21.4	21.4	28.6	14.3	14.3	14.3	7.1	0.0	28.6	0.0
年齢	10 歳代	12	1	6	5	4	3	1	0	0	0	1	1	0
		100.0	8.3	50.0	41.7	33.3	25.0	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0
	20 歳代	78	7	25	28	44	10	22	10	3	3	3	6	1
		100.0	9.0	32.1	35.9	56.4	12.8	28.2	12.8	3.8	3.8	3.8	7.7	1.3
	30 歳代	91	9	27	20	46	20	31	7	9	5	5	9	1
		100.0	9.9	29.7	22.0	50.5	22.0	34.1	7.7	9.9	5.5	5.5	9.9	1.1
	40 歳代	158	14	40	51	66	24	36	8	9	9	12	22	4
		100.0	8.9	25.3	32.3	41.8	15.2	22.8	5.1	5.7	5.7	7.6	13.9	2.5
	50 歳代	154	23	54	51	43	22	42	9	6	8	6	28	2
		100.0	14.9	35.1	33.1	27.9	14.3	27.3	5.8	3.9	5.2	3.9	18.2	1.3
	60 歳代	154	35	54	53	38	24	40	12	6	9	6	28	0
		100.0	22.7	35.1	34.4	24.7	15.6	26.0	7.8	3.9	5.8	3.9	18.2	0.0
	70 歳以上	259	52	77	58	34	27	44	19	11	17	16	99	0
		100.0	20.1	29.7	22.4	13.1	10.4	17.0	7.3	4.2	6.6	6.2	38.2	0.0
	無回答	11	0	3	2	3	4	1	2	1	1	0	3	0
		100.0	0.0	27.3	18.2	27.3	36.4	9.1	18.2	9.1	9.1	0.0	27.3	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	97	14	24	29	25	17	16	11	7	7	6	23	2
		100.0	14.4	24.7	29.9	25.8	17.5	16.5	11.3	7.2	7.2	6.2	23.7	2.1
	正規の職員・従業員	282	41	85	88	106	42	75	20	13	11	20	40	5
		100.0	14.5	30.1	31.2	37.6	14.9	26.6	7.1	4.6	3.9	7.1	14.2	1.8
	パート、アルバイト等	183	29	63	59	70	30	54	13	9	11	7	25	0
		100.0	15.8	34.4	32.2	38.3	16.4	29.5	7.1	4.9	6.0	3.8	13.7	0.0
	専業（主婦・主夫）	93	14	31	21	20	15	21	5	8	5	1	25	0
		100.0	15.1	33.3	22.6	21.5	16.1	22.6	5.4	8.6	5.4	1.1	26.9	0.0
	学生	38	2	13	18	16	7	8	3	1	1	2	4	0
		100.0	5.3	34.2	47.4	42.1	18.4	21.1	7.9	2.6	2.6	5.3	10.5	0.0
	無職	202	40	59	49	35	17	38	13	5	11	13	74	1
		100.0	19.8	29.2	24.3	17.3	8.4	18.8	6.4	2.5	5.4	6.4	36.6	0.5
	その他	9	0	8	2	3	2	4	0	0	4	0	1	0
		100.0	0.0	88.9	22.2	33.3	22.2	44.4	0.0	0.0	44.4	0.0	11.1	0.0
	無回答	13	1	3	2	3	4	1	2	2	2	0	4	0
		100.0	7.7	23.1	15.4	23.1	30.8	7.7	15.4	15.4	15.4	0.0	30.8	0.0
家族構成	ひとり暮らし	91	21	32	26	28	13	21	7	5	12	7	21	0
		100.0	23.1	35.2	28.6	30.8	14.3	23.1	7.7	5.5	13.2	7.7	23.1	0.0
	一世代世帯	242	50	81	73	57	37	56	16	13	9	9	51	0
		100.0	20.7	33.5	30.2	23.6	15.3	23.1	6.6	5.4	3.7	3.7	21.1	0.0
	二世代世帯	436	54	134	130	147	64	107	30	20	26	21	85	7
		100.0	12.4	30.7	29.8	33.7	14.7	24.5	6.9	4.6	6.0	4.8	19.5	1.6
	三世代世帯	100	13	24	27	28	11	24	11	4	2	10	27	1
		100.0	13.0	24.0	27.0	28.0	11.0	24.0	11.0	4.0	2.0	10.0	27.0	1.0
	その他	32	3	11	9	15	4	7	0	2	1	2	6	0
		100.0	9.4	34.4	28.1	46.9	12.5	21.9	0.0	6.3	3.1	6.3	18.8	0.0
	無回答	16	0	4	3	3	5	2	3	1	2	0	6	0
		100.0	0.0	25.0	18.8	18.8	31.3	12.5	18.8	6.3	12.5	0.0	37.5	0.0

１４　震災等の災害に起因する人権問題について

問 48　東日本大震災、熊本地震のような大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか。（○は３つまで）

図表２－87　大規模災害時の人権問題について（複数回答）

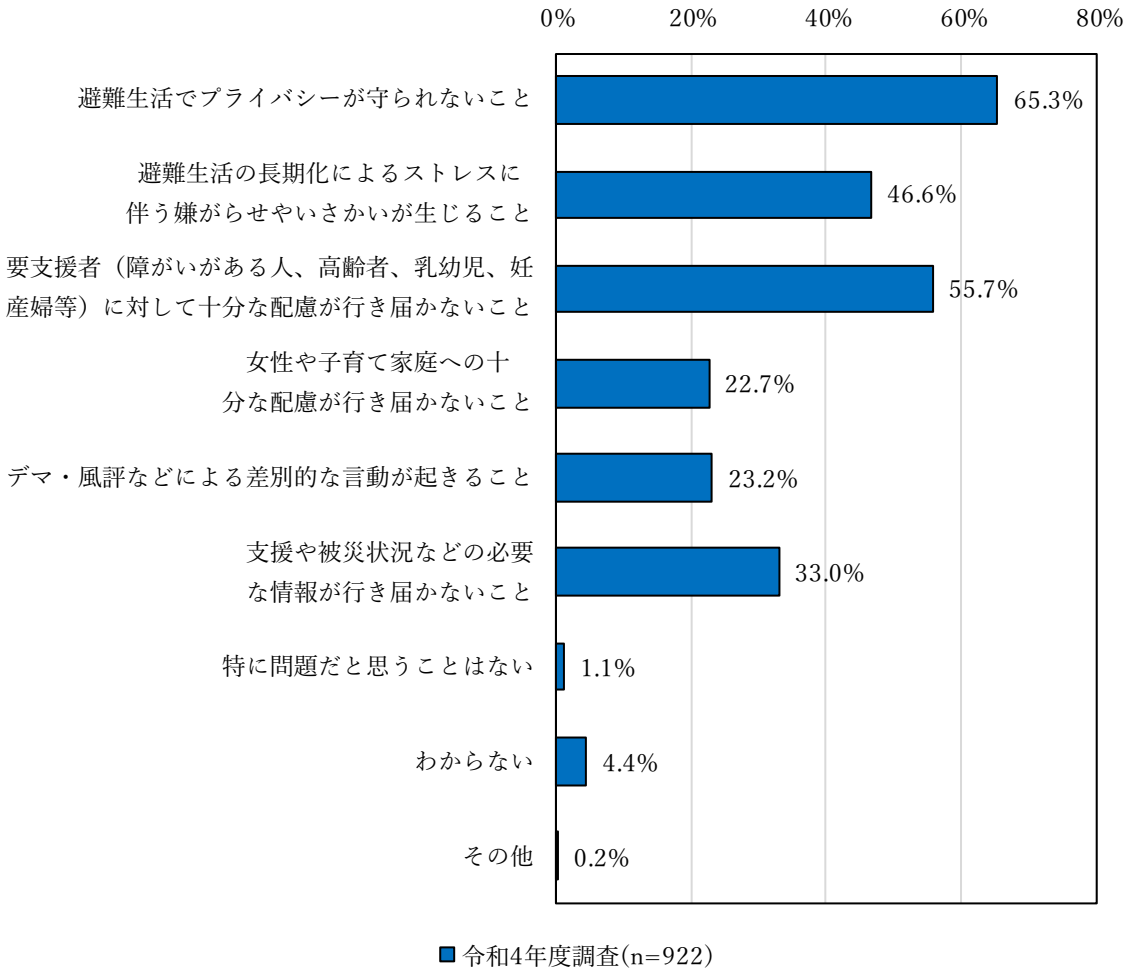

大規模な災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思うかは、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が65.3%で最も高く、次いで「要支援者（障がいがある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」が55.7%、「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」が46.6%の順となっています。

性別にみると、男性・女性とも、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が最も高く、次いで「要支援者（障がいがある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」の順となっています。

年齢別、就業・就学状況別（その他を除く）、家族構成別にみても、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が最も高く、50%を超えています。

図表２－88　大規模災害時の人権問題について（性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	避難生活でプライバシーが守られないこと	避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること	要支援者（障がいがある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと	女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと	デマ・風評などによる差別的な言動が起きること	支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと	特に問題だと思うことはない	わからない	その他
全体		922	602	430	514	209	214	304	10	41	2
		100.0	65.3	46.6	55.7	22.7	23.2	33.0	1.1	4.4	0.2
性別	男性	426	262	208	220	91	130	119	5	19	1
		100.0	61.5	48.8	51.6	21.4	30.5	27.9	1.2	4.5	0.2
	女性	476	327	212	282	114	81	176	5	21	1
		100.0	68.7	44.5	59.2	23.9	17.0	37.0	1.1	4.4	0.2
	答えたくない	6	4	3	3	1	1	2	0	1	0
		100.0	66.7	50.0	50.0	16.7	16.7	33.3	0.0	16.7	0.0
	無回答	14	9	7	9	3	2	7	0	0	0
		100.0	64.3	50.0	64.3	21.4	14.3	50.0	0.0	0.0	0.0
年齢	10歳代	12	8	5	6	3	1	5	0	0	0
		100.0	66.7	41.7	50.0	25.0	8.3	41.7	0.0	0.0	0.0
	20歳代	78	46	33	40	14	25	21	3	2	0
		100.0	59.0	42.3	51.3	17.9	32.1	26.9	3.8	2.6	0.0
	30歳代	92	52	34	47	35	29	29	0	6	0
		100.0	56.5	37.0	51.1	38.0	31.5	31.5	0.0	6.5	0.0
	40歳代	157	102	76	66	41	36	41	4	8	2
		100.0	65.0	48.4	42.0	26.1	22.9	26.1	2.5	5.1	1.3
	50歳代	154	106	83	90	35	36	57	0	4	0
		100.0	68.8	53.9	58.4	22.7	23.4	37.0	0.0	2.6	0.0
	60歳代	156	109	88	96	31	34	40	1	3	0
		100.0	69.9	56.4	61.5	19.9	21.8	25.6	0.6	1.9	0.0
	70歳以上	262	172	105	163	47	51	105	2	18	0
		100.0	65.6	40.1	62.2	17.9	19.5	40.1	0.8	6.9	0.0
	無回答	11	7	6	6	3	2	6	0	0	0
		100.0	63.6	54.5	54.5	27.3	18.2	54.5	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	95	59	51	51	23	21	31	3	2	1
		100.0	62.1	53.7	53.7	24.2	22.1	32.6	3.2	2.1	1.1
	正規の職員・従業員	284	174	141	138	68	92	82	1	14	1
		100.0	61.3	49.6	48.6	23.9	32.4	28.9	0.4	4.9	0.4
	パート、アルバイト等	185	138	95	113	46	37	57	2	2	0
		100.0	74.6	51.4	61.1	24.9	20.0	30.8	1.1	1.1	0.0
	専業（主婦・主夫）	94	67	40	52	21	12	42	1	3	0
		100.0	71.3	42.6	55.3	22.3	12.8	44.7	1.1	3.2	0.0
	学生	38	24	15	19	9	6	9	1	0	0
		100.0	63.2	39.5	50.0	23.7	15.8	23.7	2.6	0.0	0.0
	無職	205	129	76	128	37	42	72	2	18	0
		100.0	62.9	37.1	62.4	18.0	20.5	35.1	1.0	8.8	0.0
	その他	9	4	5	6	2	2	4	0	2	0
		100.0	44.4	55.6	66.7	22.2	22.2	44.4	0.0	22.2	0.0
	無回答	12	7	7	7	3	2	7	0	0	0
		100.0	58.3	58.3	58.3	25.0	16.7	58.3	0.0	0.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	92	62	42	56	15	30	40	0	5	0
		100.0	67.4	45.7	60.9	16.3	32.6	43.5	0.0	5.4	0.0
	一世代世帯	244	174	120	148	49	51	78	2	6	0
		100.0	71.3	49.2	60.7	20.1	20.9	32.0	0.8	2.5	0.0
	二世代世帯	439	266	202	220	114	107	142	4	24	2
		100.0	60.6	46.0	50.1	26.0	24.4	32.3	0.9	5.5	0.5
	三世代世帯	100	72	44	63	21	13	28	4	4	0
		100.0	72.0	44.0	63.0	21.0	13.0	28.0	4.0	4.0	0.0
	その他	33	20	15	19	7	9	8	0	2	0
		100.0	60.6	45.5	57.6	21.2	27.3	24.2	0.0	6.1	0.0
	無回答	14	8	7	8	3	4	8	0	0	0
		100.0	57.1	50.0	57.1	21.4	28.6	57.1	0.0	0.0	0.0

１５　今後の人権教育啓発について

問 49　人権問題についての理解を深めるにあたって、どのような啓発・広報活動が効果的と思われますか。（○は３つまで）

図表２－89　効果的と思われる啓発・広報活動（複数回答）

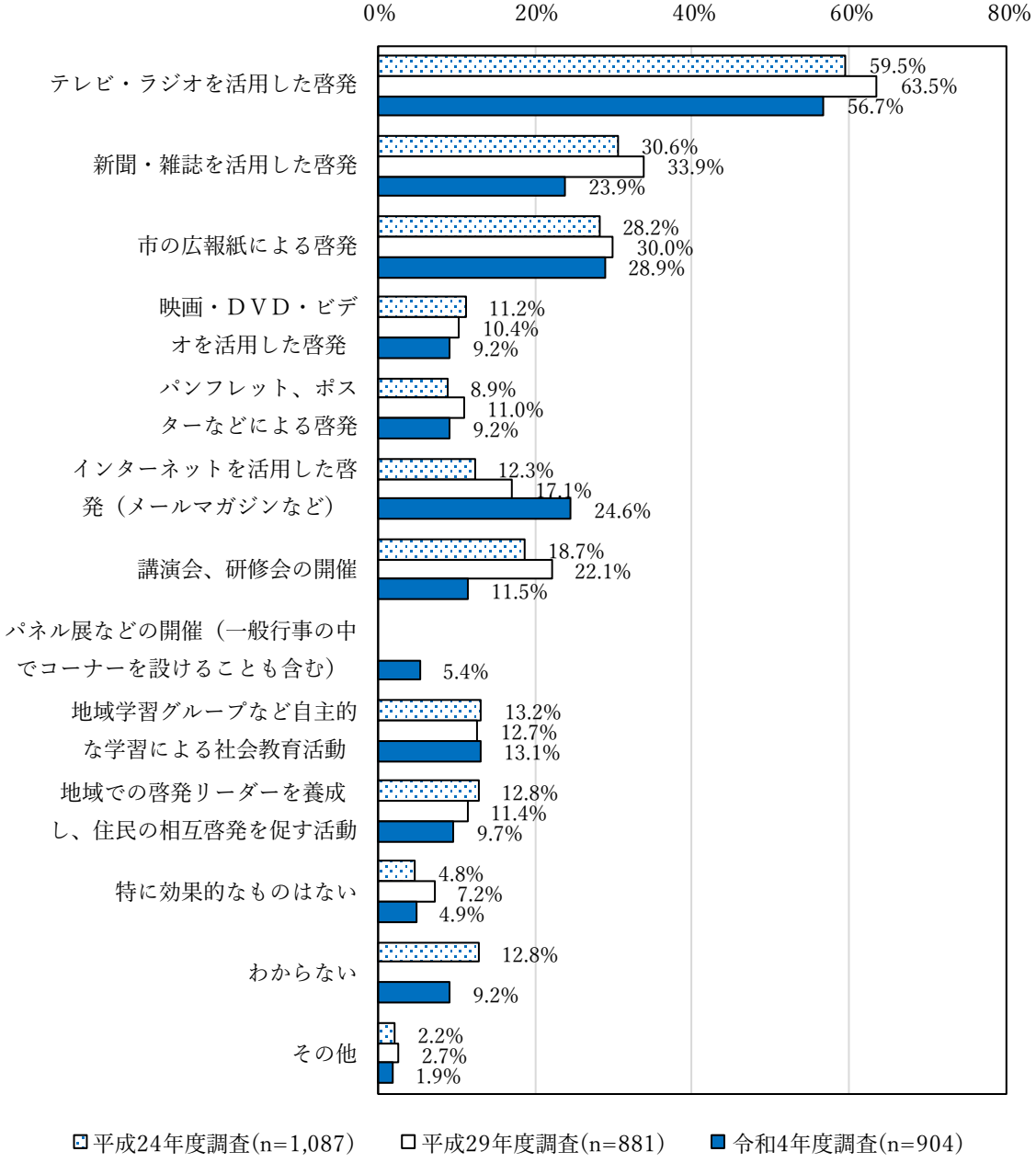

人権問題について理解を深めるにあたって、効果的と思われる啓発・広報活動は、「テレビ・ラジオを活用した啓発」が56.7％と最も高く、次いで「市の広報紙による啓発」が28.9％、「インターネットを活用した啓発（メールマガジンなど）」が24.6％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「インターネットを活用した啓発（メールマガジンなど）」が前回の17.1％より7.5ポイント増加し、「講演会、研修会の開催」が前回の22.1％より10.6ポイント減少しています。特に、「インターネットを活用した啓発（メールマガジンなど）」は、３回の調査を通して、連続して増加しています。

性別、年齢別、就業・就学状況別、家族構成別にみても、「テレビ・ラジオを活用した啓発」が最も高くなっています。

図表２－90　効果的と思われる啓発・広報活動（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	テレビ・ラジオを活用した啓発	新聞・雑誌を活用した啓発	市の広報紙による啓発	映画・ＤＶＤ・ビデオを活用した啓発	パンフレット、ポスターなどによる啓発	インターネットを活用した啓発（メールマガジンなど）	講演会、研修会の開催	パネル展などの開催（一般行事の中でコーナーを設けることも含む）	地域学習グループなど自主的な学習による社会教育活動	地域での啓発リーダーを養成し、住民の相互啓発を促す活動	特に効果的なものはない	わからない	その他
全体		904	513	216	261	83	83	222	104	49	118	88	44	83	17
		100.0	56.7	23.9	28.9	9.2	9.2	24.6	11.5	5.4	13.1	9.7	4.9	9.2	1.9
性別	男性	417	223	113	118	33	37	97	56	23	54	41	26	44	9
		100.0	53.5	27.1	28.3	7.9	8.9	23.3	13.4	5.5	12.9	9.8	6.2	10.6	2.2
	女性	471	282	103	139	49	44	121	47	26	61	44	17	36	8
		100.0	59.9	21.9	29.5	10.4	9.3	25.7	10.0	5.5	13.0	9.3	3.6	7.6	1.7
	答えたくない	3	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
		100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0
	無回答	13	6	0	4	1	2	3	1	0	2	3	1	2	0
		100.0	46.2	0.0	30.8	7.7	15.4	23.1	7.7	0.0	15.4	23.1	7.7	15.4	0.0
年齢	10歳代	12	6	3	0	1	0	4	1	1	0	1	1	2	1
		100.0	50.0	25.0	0.0	8.3	0.0	33.3	8.3	8.3	0.0	8.3	8.3	16.7	8.3
	20歳代	76	50	15	8	10	7	28	7	4	9	3	4	6	2
		100.0	65.8	19.7	10.5	13.2	9.2	36.8	9.2	5.3	11.8	3.9	5.3	7.9	2.6
	30歳代	89	45	12	16	18	8	30	10	8	15	13	6	3	4
		100.0	50.6	13.5	18.0	20.2	9.0	33.7	11.2	9.0	16.9	14.6	6.7	3.4	4.5
	40歳代	154	89	24	37	15	8	51	14	9	19	5	8	13	7
		100.0	57.8	15.6	24.0	9.7	5.2	33.1	9.1	5.8	12.3	3.2	5.2	8.4	4.5
	50歳代	152	91	46	37	11	21	55	17	5	16	17	8	7	1
		100.0	59.9	30.3	24.3	7.2	13.8	36.2	11.2	3.3	10.5	11.2	5.3	4.6	0.7
	60歳代	152	97	40	45	15	20	32	22	9	14	15	7	12	2
		100.0	63.8	26.3	29.6	9.9	13.2	21.1	14.5	5.9	9.2	9.9	4.6	7.9	1.3
	70歳以上	259	130	76	116	12	18	19	32	13	43	33	9	39	0
		100.0	50.2	29.3	44.8	4.6	6.9	7.3	12.4	5.0	16.6	12.7	3.5	15.1	0.0
	無回答	10	5	0	2	1	1	3	1	0	2	1	1	1	0
		100.0	50.0	0.0	20.0	10.0	10.0	30.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	97	51	21	23	8	11	24	13	5	18	7	6	12	1
		100.0	52.6	21.6	23.7	8.2	11.3	24.7	13.4	5.2	18.6	7.2	6.2	12.4	1.0
	正規の職員・従業員	275	158	61	58	32	22	95	37	14	32	23	17	16	11
		100.0	57.5	22.2	21.1	11.6	8.0	34.5	13.5	5.1	11.6	8.4	6.2	5.8	4.0
	パート、アルバイト等	182	122	43	50	21	21	54	12	11	22	14	9	8	1
		100.0	67.0	23.6	27.5	11.5	11.5	29.7	6.6	6.0	12.1	7.7	4.9	4.4	0.5
	専業（主婦・主夫）	93	46	17	42	5	8	12	9	4	10	14	1	9	2
		100.0	49.5	18.3	45.2	5.4	8.6	12.9	9.7	4.3	10.8	15.1	1.1	9.7	2.2
	学生	37	21	10	1	5	2	14	1	3	3	2	1	4	1
		100.0	56.8	27.0	2.7	13.5	5.4	37.8	2.7	8.1	8.1	5.4	2.7	10.8	2.7
	無職	199	104	59	79	10	18	18	29	12	29	23	9	32	1
		100.0	52.3	29.6	39.7	5.0	9.0	9.0	14.6	6.0	14.6	11.6	4.5	16.1	0.5
	その他	9	6	5	5	1	0	2	2	0	1	3	0	0	0
		100.0	66.7	55.6	55.6	11.1	0.0	22.2	22.2	0.0	11.1	33.3	0.0	0.0	0.0
	無回答	12	5	0	3	1	1	3	1	0	3	2	1	2	0
		100.0	41.7	0.0	25.0	8.3	8.3	25.0	8.3	0.0	25.0	16.7	8.3	16.7	0.0
家族構成	ひとり暮らし	87	52	24	31	5	7	16	14	4	18	9	6	8	1
		100.0	59.8	27.6	35.6	5.7	8.0	18.4	16.1	4.6	20.7	10.3	6.9	9.2	1.1
	一世代世帯	239	150	68	94	12	16	51	28	7	29	19	8	19	2
		100.0	62.8	28.5	39.3	5.0	6.7	21.3	11.7	2.9	12.1	7.9	3.3	7.9	0.8
	二世代世帯	432	237	92	98	57	49	121	42	28	52	41	19	40	10
		100.0	54.9	21.3	22.7	13.2	11.3	28.0	9.7	6.5	12.0	9.5	4.4	9.3	2.3
	三世代世帯	99	53	22	24	5	6	25	11	5	14	15	7	9	4
		100.0	53.5	22.2	24.2	5.1	6.1	25.3	11.1	5.1	14.1	15.2	7.1	9.1	4.0
	その他	32	14	9	11	3	3	5	6	5	2	3	3	5	0
		100.0	43.8	28.1	34.4	9.4	9.4	15.6	18.8	15.6	6.3	9.4	9.4	15.6	0.0
	無回答	15	7	1	3	1	2	4	3	0	3	1	1	2	0
		100.0	46.7	6.7	20.0	6.7	13.3	26.7	20.0	0.0	20.0	6.7	6.7	13.3	0.0

問 50　人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるためには、今後どのような取り組みを行えばよいと思いますか。（○は３つまで）

図表２－91　人権意識を高めるための取り組み（複数回答）

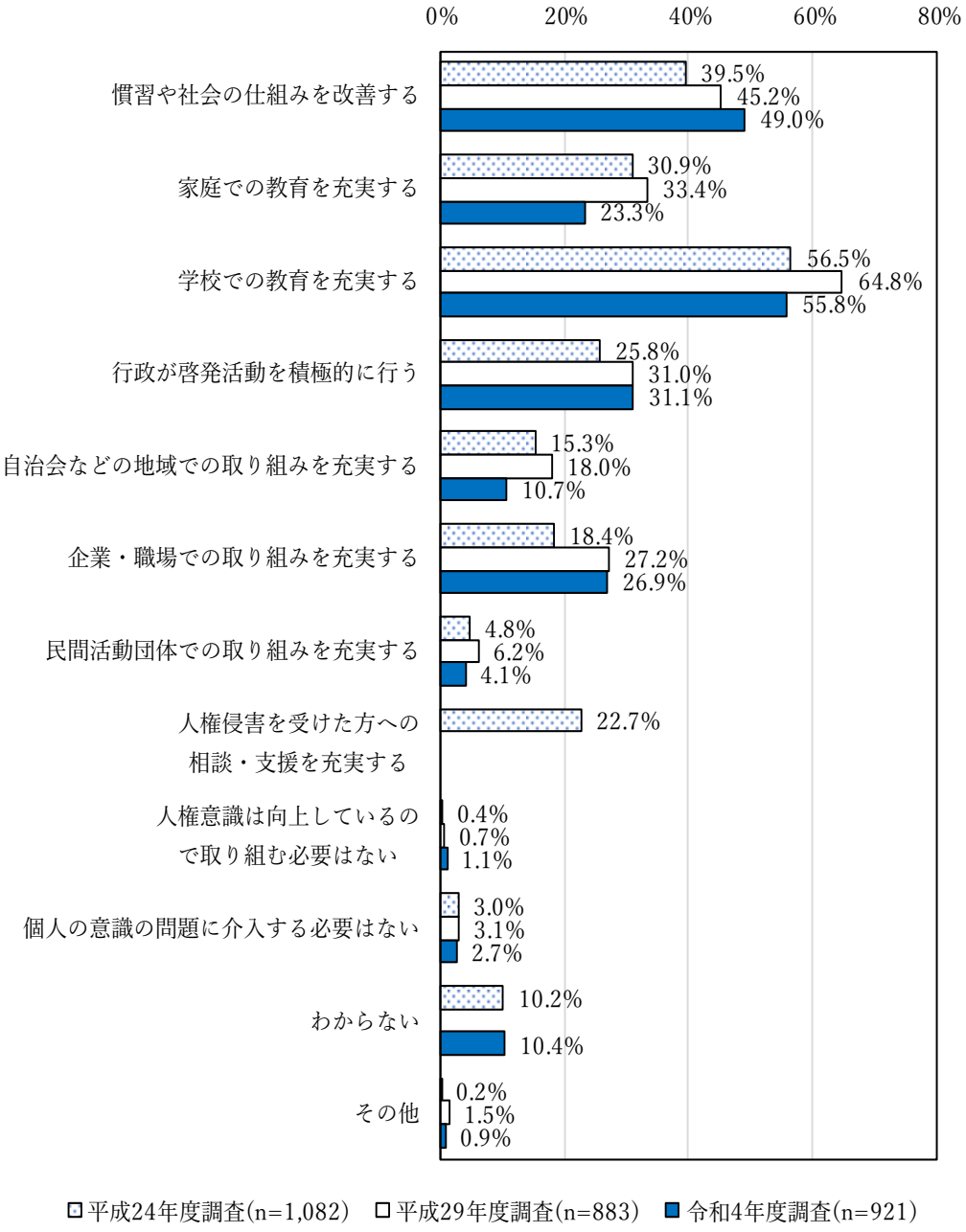

人権問題への理解を深め、人権意識を高めるための取り組みについては、「学校での教育を充実する」が55.8％と最も高く、次いで「慣習や社会の仕組みを改善する」が49.0％、「行政が啓発活動を積極的に行う」が31.1％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「慣習や社会の仕組みを改善する」が前回の45.2%より3.8ポイント増加し、「家庭での教育を充実する」が前回の33.4%より10.1ポイント減少しています。特に、「慣習や社会の仕組みを改善する」と「学校での教育を充実する」が、３回の調査を通して、上位２つを占めています。

性別、年齢別にみると、「学校での教育を充実する」が最も高くなっています。就業・就学状況別にみると、自営業・経営者、正規の職員・従業員、パート・アルバイト、学生、無職、その他では、「学校での教育を充実する」が最も高く、専業（主婦・主夫）では、「慣習や社会の仕組みを改善する」が最も高くなっています。

図表２－92　人権意識を高めるための取り組み（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	慣習や社会の仕組みを改善する	家庭での教育を充実する	学校での教育を充実する	行政が啓発活動を積極的に行う	自治会などの地域での取り組みを充実する	企業・職場での取り組みを充実する	民間活動団体での取り組みを充実する	人権意識は向上しているので取り組む必要はない	個人の意識の問題に介入する必要はない	わからない	その他
全体		921	451	215	514	286	99	248	38	10	25	96	8
		100.0	49.0	23.3	55.8	31.1	10.7	26.9	4.1	1.1	2.7	10.4	0.9
性別	男性	426	200	97	234	133	52	115	15	5	12	48	3
		100.0	46.9	22.8	54.9	31.2	12.2	27.0	3.5	1.2	2.8	11.3	0.7
	女性	477	244	110	271	148	47	129	23	4	11	46	5
		100.0	51.2	23.1	56.8	31.0	9.9	27.0	4.8	0.8	2.3	9.6	1.0
	答えたくない	4	1	2	1	1	0	0	0	1	1	0	0
		100.0	25.0	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0
	無回答	14	6	6	8	4	0	4	0	0	1	2	0
		100.0	42.9	42.9	57.1	28.6	0.0	28.6	0.0	0.0	7.1	14.3	0.0
年齢	10歳代	12	4	2	12	1	2	5	0	0	0	0	0
		100.0	33.3	16.7	100.0	8.3	16.7	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	78	49	20	50	15	3	18	2	1	2	5	1
		100.0	62.8	25.6	64.1	19.2	3.8	23.1	2.6	1.3	2.6	6.4	1.3
	30歳代	92	48	25	62	19	8	30	3	0	3	6	2
		100.0	52.2	27.2	67.4	20.7	8.7	32.6	3.3	0.0	3.3	6.5	2.2
	40歳代	159	75	35	83	37	13	49	10	4	3	16	2
		100.0	47.2	22.0	52.2	23.3	8.2	30.8	6.3	2.5	1.9	10.1	1.3
	50歳代	155	82	38	92	45	8	54	2	1	4	14	2
		100.0	52.9	24.5	59.4	29.0	5.2	34.8	1.3	0.6	2.6	9.0	1.3
	60歳代	155	80	39	86	65	16	41	6	2	3	13	1
		100.0	51.6	25.2	55.5	41.9	10.3	26.5	3.9	1.3	1.9	8.4	0.6
	70歳以上	259	108	52	122	101	49	48	15	2	9	41	0
		100.0	41.7	20.1	47.1	39.0	18.9	18.5	5.8	0.8	3.5	15.8	0.0
	無回答	11	5	4	7	3	0	3	0	0	1	1	0
		100.0	45.5	36.4	63.6	27.3	0.0	27.3	0.0	0.0	9.1	9.1	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	97	44	20	49	32	14	20	9	1	3	14	0
		100.0	45.4	20.6	50.5	33.0	14.4	20.6	9.3	1.0	3.1	14.4	0.0
	正規の職員・従業員	284	148	75	171	69	22	92	7	4	7	23	5
		100.0	52.1	26.4	60.2	24.3	7.7	32.4	2.5	1.4	2.5	8.1	1.8
	パート、アルバイト等	186	98	44	102	63	17	52	7	2	4	13	1
		100.0	52.7	23.7	54.8	33.9	9.1	28.0	3.8	1.1	2.2	7.0	0.5
	専業（主婦・主夫）	94	46	19	45	39	13	18	5	0	1	8	1
		100.0	48.9	20.2	47.9	41.5	13.8	19.1	5.3	0.0	1.1	8.5	1.1
	学生	38	21	8	28	5	3	10	1	0	0	3	0
		100.0	55.3	21.1	73.7	13.2	7.9	26.3	2.6	0.0	0.0	7.9	0.0
	無職	200	85	43	103	71	28	48	9	3	9	33	0
		100.0	42.5	21.5	51.5	35.5	14.0	24.0	4.5	1.5	4.5	16.5	0.0
	その他	9	4	1	8	4	1	5	0	0	0	0	1
		100.0	44.4	11.1	88.9	44.4	11.1	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
	無回答	13	5	5	8	3	1	3	0	0	1	2	0
		100.0	38.5	38.5	61.5	23.1	7.7	23.1	0.0	0.0	7.7	15.4	0.0
家族構成	ひとり暮らし	90	40	17	46	35	12	25	6	1	4	12	1
		100.0	44.4	18.9	51.1	38.9	13.3	27.8	6.7	1.1	4.4	13.3	1.1
	一世代世帯	241	127	58	133	92	33	59	7	0	6	20	2
		100.0	52.7	24.1	55.2	38.2	13.7	24.5	2.9	0.0	2.5	8.3	0.8
	二世代世帯	441	213	110	250	123	37	119	21	4	8	46	4
		100.0	48.3	24.9	56.7	27.9	8.4	27.0	4.8	0.9	1.8	10.4	0.9
	三世代世帯	100	47	19	58	25	10	28	1	3	6	14	1
		100.0	47.0	19.0	58.0	25.0	10.0	28.0	1.0	3.0	6.0	14.0	1.0
	その他	33	17	6	18	7	6	13	2	2	0	2	0
		100.0	51.5	18.2	54.5	21.2	18.2	39.4	6.1	6.1	0.0	6.1	0.0
	無回答	16	7	5	9	4	1	4	1	0	1	2	0
		100.0	43.8	31.3	56.3	25.0	6.3	25.0	6.3	0.0	6.3	12.5	0.0

問51　市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことはどのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表２－93　人権尊重のために心がけること（複数回答）

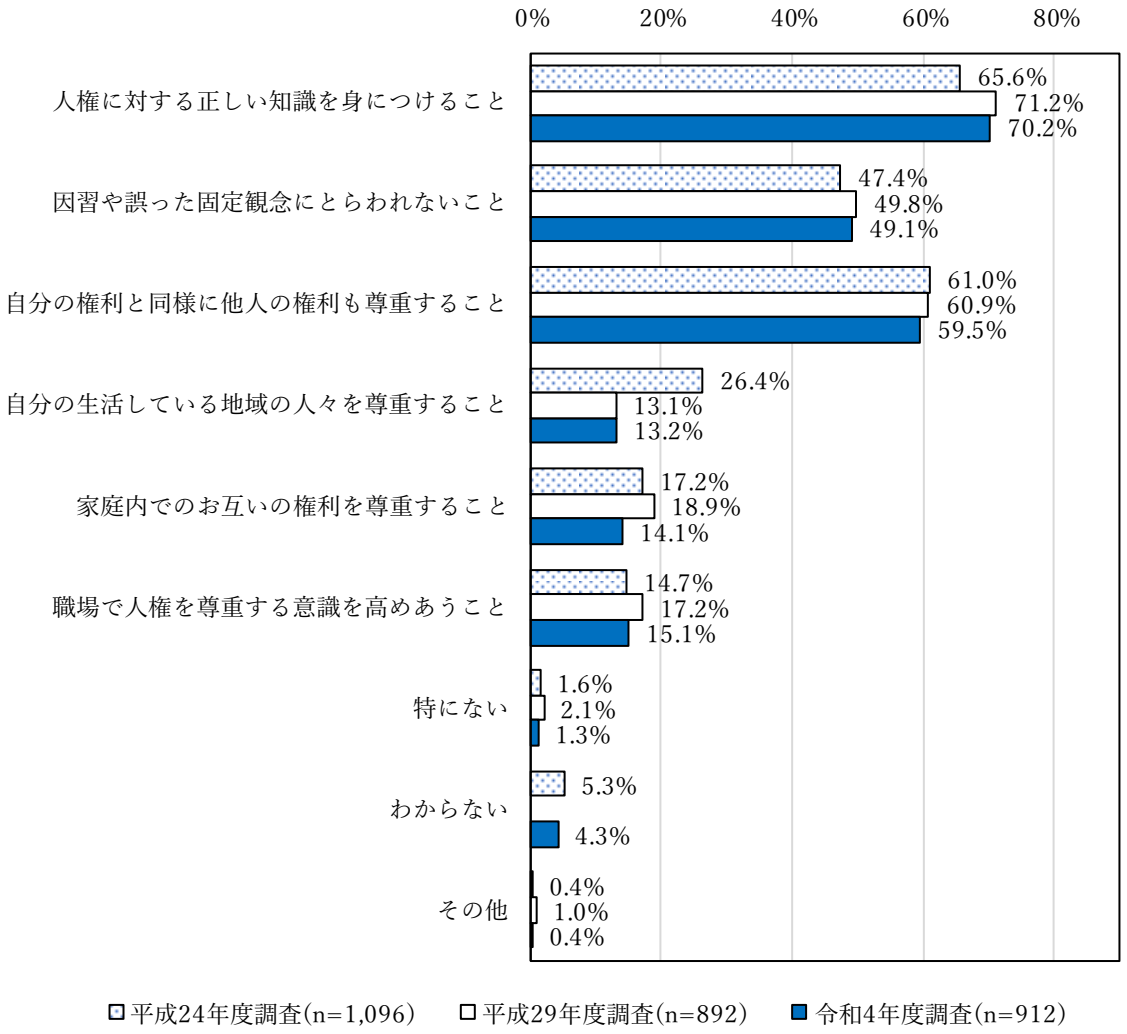

市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについては、「人権に対する正しい知識を身につけること」が70.2％と最も高く、次いで「自分の権利と同様に他人の権利も尊重すること」が59.5％、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」が49.1％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「自分の権利と同様に他人の権利も尊重すること」が前回の60.9%より1.4ポイント、「人権に対する正しい知識を身につけること」が前回の71.2%より1.0ポイント、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」が前回の49.8%より0.7ポイント減少していますが、前回同様の結果となっています。

特に、「人権に対する正しい知識を身につけること」、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」、「自分の権利と同様に他人の権利も尊重すること」が、３回の調査を通して、上位３つを占めています。

性別、年齢別、家族構成別にみても、「人権に対する正しい知識を身につけること」が60%を超えて最も高く、次いで「自分の権利と同様に他人の権利も尊重すること」の順となっており、就業・就学状況別にみても、その他を除き、同様の結果となっています。

図表２－94　人権尊重のために心がけること（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	人権に対する正しい知識を身につけること	因習や誤った固定観念にとらわれないこと	自分の権利と同様に他人の権利も尊重すること	自分の生活している地域の人々を尊重すること	家庭内でのお互いの権利を尊重すること	職場で人権を尊重する意識を高めあうこと	特にない	わからない	その他
全体		912	640	448	543	120	129	138	12	39	4
		100.0	70.2	49.1	59.5	13.2	14.1	15.1	1.3	4.3	0.4
性別	男性	422	290	193	252	60	55	69	8	17	3
		100.0	68.7	45.7	59.7	14.2	13.0	16.4	1.9	4.0	0.7
	女性	474	340	249	284	57	71	66	3	21	1
		100.0	71.7	52.5	59.9	12.0	15.0	13.9	0.6	4.4	0.2
	答えたくない	5	2	2	1	0	1	1	1	1	0
		100.0	40.0	40.0	20.0	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0
	無回答	11	8	4	6	3	2	2	0	0	0
		100.0	72.7	36.4	54.5	27.3	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0
年齢	10歳代	12	8	6	7	1	2	2	0	0	1
		100.0	66.7	50.0	58.3	8.3	16.7	16.7	0.0	0.0	8.3
	20歳代	78	55	41	47	12	10	7	2	3	0
		100.0	70.5	52.6	60.3	15.4	12.8	9.0	2.6	3.8	0.0
	30歳代	92	62	47	54	12	12	9	1	7	1
		100.0	67.4	51.1	58.7	13.0	13.0	9.8	1.1	7.6	1.1
	40歳代	159	111	64	87	17	24	31	0	8	2
		100.0	69.8	40.3	54.7	10.7	15.1	19.5	0.0	5.0	1.3
	50歳代	153	117	85	86	11	12	27	0	5	0
		100.0	76.5	55.6	56.2	7.2	7.8	17.6	0.0	3.3	0.0
	60歳代	153	110	84	97	15	22	25	3	3	0
		100.0	71.9	54.9	63.4	9.8	14.4	16.3	2.0	2.0	0.0
	70歳以上	257	172	117	160	51	45	36	6	13	0
		100.0	66.9	45.5	62.3	19.8	17.5	14.0	2.3	5.1	0.0
	無回答	8	5	4	5	1	2	1	0	0	0
		100.0	62.5	50.0	62.5	12.5	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	97	67	42	61	15	19	11	1	5	0
		100.0	69.1	43.3	62.9	15.5	19.6	11.3	1.0	5.2	0.0
	正規の職員・従業員	282	205	143	164	29	32	45	2	13	2
		100.0	72.7	50.7	58.2	10.3	11.3	16.0	0.7	4.6	0.7
	パート、アルバイト等	187	130	98	111	15	21	35	1	6	0
		100.0	69.5	52.4	59.4	8.0	11.2	18.7	0.5	3.2	0.0
	専業（主婦・主夫）	88	70	42	50	14	15	7	1	3	0
		100.0	79.5	47.7	56.8	15.9	17.0	8.0	1.1	3.4	0.0
	学生	38	25	16	19	6	7	5	0	1	1
		100.0	65.8	42.1	50.0	15.8	18.4	13.2	0.0	2.6	2.6
	無職	202	131	99	125	37	31	30	7	11	0
		100.0	64.9	49.0	61.9	18.3	15.3	14.9	3.5	5.4	0.0
	その他	8	5	4	8	2	1	3	0	0	1
		100.0	62.5	50.0	100.0	25.0	12.5	37.5	0.0	0.0	12.5
	無回答	10	7	4	5	2	3	2	0	0	0
		100.0	70.0	40.0	50.0	20.0	30.0	20.0	0.0	0.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	87	65	47	57	13	7	19	2	5	1
		100.0	74.7	54.0	65.5	14.9	8.0	21.8	2.3	5.7	1.1
	一世代世帯	236	170	116	161	33	34	35	2	5	0
		100.0	72.0	49.2	68.2	14.0	14.4	14.8	0.8	2.1	0.0
	二世代世帯	446	307	216	236	58	62	61	5	23	1
		100.0	68.8	48.4	52.9	13.0	13.9	13.7	1.1	5.2	0.2
	三世代世帯	96	64	46	57	11	19	15	3	3	1
		100.0	66.7	47.9	59.4	11.5	19.8	15.6	3.1	3.1	1.0
	その他	34	25	17	23	2	4	6	0	3	1
		100.0	73.5	50.0	67.6	5.9	11.8	17.6	0.0	8.8	2.9
	無回答	13	9	6	9	3	3	2	0	0	0
		100.0	69.2	46.2	69.2	23.1	23.1	15.4	0.0	0.0	0.0

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

１．人権 Letter（人権啓発広報紙）の発行・配付

図表２－95　人権Letter（人権啓発広報紙）の発行・配付

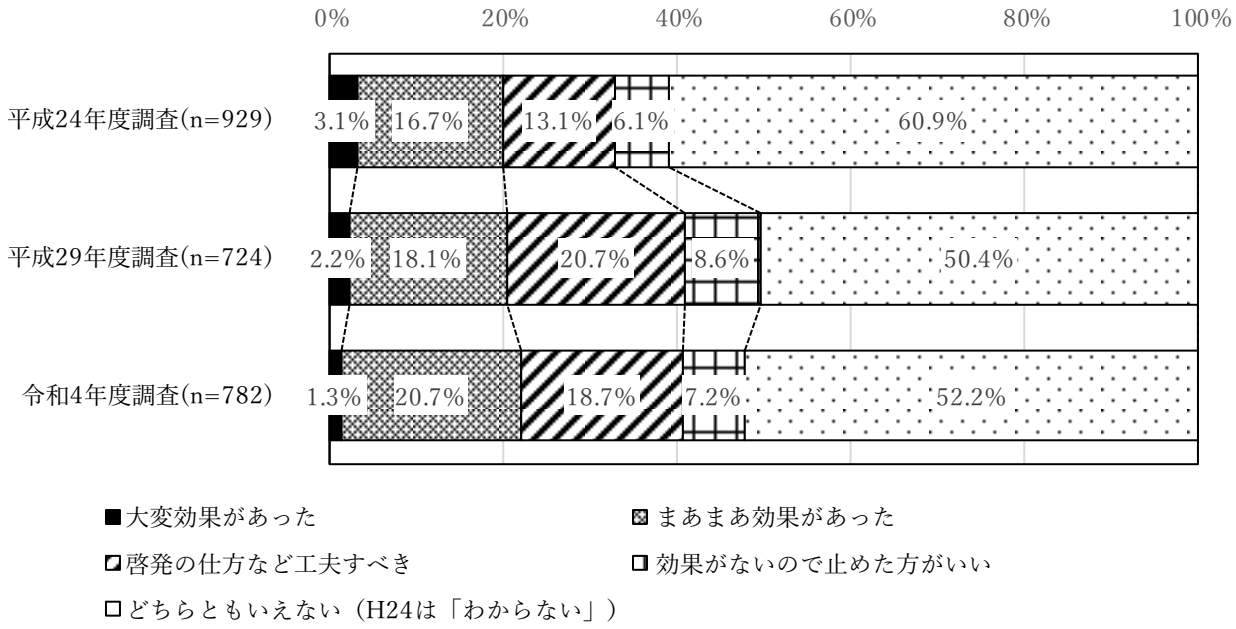

人権Letter（人権啓発広報紙）の発行・配布の効果については、「どちらともいえない」が52.2％と最も高く、次いで「まあまあ効果があった」が20.7％、「啓発の仕方など工夫すべき」が18.7％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、22.0％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「まあまあ効果があった」が前回の18.1%より2.6ポイント増加し、「啓発の仕方など工夫すべき」が前回の20.7%より2.0ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで、同率で「まあまあ効果があった」と「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、20歳代・30歳代・50歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、40歳代・60歳代以上では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

図表２－96　人権Letter（人権啓発広報紙）の発行・配付（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		782	10	162	146	56	408
		100.0	1.3	20.7	18.7	7.2	52.2
性別	男性	361	8	70	68	30	185
		100.0	2.2	19.4	18.8	8.3	51.2
	女性	411	2	90	77	24	218
		100.0	0.5	21.9	18.7	5.8	53.0
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	0	2	1	1	4
		100.0	0.0	25.0	12.5	12.5	50.0
年齢	10 歳代	12	0	2	2	0	8
		100.0	0.0	16.7	16.7	0.0	66.7
	20 歳代	75	1	8	11	7	48
		100.0	1.3	10.7	14.7	9.3	64.0
	30 歳代	89	1	7	19	13	49
		100.0	1.1	7.9	21.3	14.6	55.1
	40 歳代	151	2	29	22	20	78
		100.0	1.3	19.2	14.6	13.2	51.7
	50 歳代	134	0	17	32	4	81
		100.0	0.0	12.7	23.9	3.0	60.4
	60 歳代	133	2	34	27	3	67
		100.0	1.5	25.6	20.3	2.3	50.4
	70 歳以上	182	4	63	32	8	75
		100.0	2.2	34.6	17.6	4.4	41.2
	無回答	6	0	2	1	1	2
		100.0	0.0	33.3	16.7	16.7	33.3
就業・就学状況	自営業・経営者	77	0	12	8	17	40
		100.0	0.0	15.6	10.4	22.1	51.9
	正規の職員・従業員	265	2	41	56	21	145
		100.0	0.8	15.5	21.1	7.9	54.7
	パート、アルバイト等	170	1	39	24	6	100
		100.0	0.6	22.9	14.1	3.5	58.8
	専業（主婦・主夫）	67	1	21	19	3	23
		100.0	1.5	31.3	28.4	4.5	34.3
	学生	36	1	4	6	0	25
		100.0	2.8	11.1	16.7	0.0	69.4
	無職	154	5	43	29	8	69
		100.0	3.2	27.9	18.8	5.2	44.8
	その他	6	0	0	3	0	3
		100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
	無回答	7	0	2	1	1	3
		100.0	0.0	28.6	14.3	14.3	42.9
家族構成	ひとり暮らし	72	3	20	10	4	35
		100.0	4.2	27.8	13.9	5.6	48.6
	一世代世帯	194	2	46	43	9	94
		100.0	1.0	23.7	22.2	4.6	48.5
	二世代世帯	396	4	73	78	32	209
		100.0	1.0	18.4	19.7	8.1	52.8
	三世代世帯	84	0	16	11	9	48
		100.0	0.0	19.0	13.1	10.7	57.1
	その他	28	1	5	3	1	18
		100.0	3.6	17.9	10.7	3.6	64.3
	無回答	8	0	2	1	1	4
		100.0	0.0	25.0	12.5	12.5	50.0

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

２.「広報おおがき」における人権啓発記事（人権について考える）の掲載

図表２－97　「広報おおがき」における人権啓発記事（人権について考える）の掲載

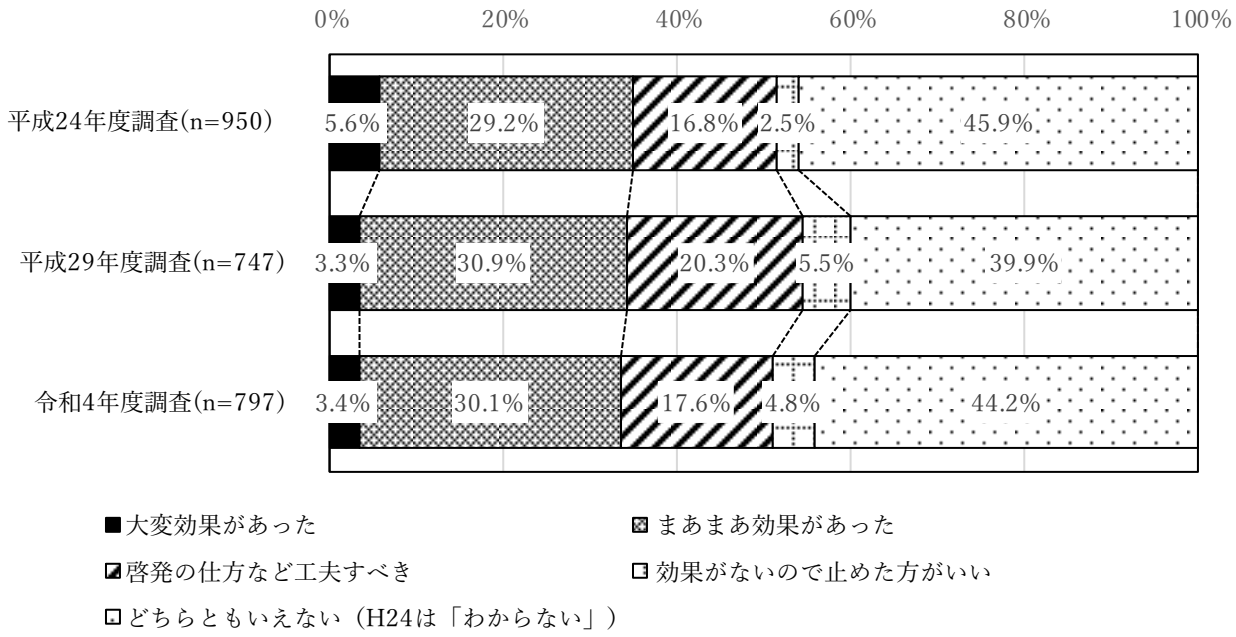

「広報おおがき」における人権啓発記事（人権について考える）の掲載の効果については、「どちらともいえない」が44.2％と最も高く、次いで「まあまあ効果があった」が30.1％、「啓発の仕方など工夫すべき」が17.6％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、33.5％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「どちらともいえない」が前回の39.9%より4.3ポイント増加し、「啓発の仕方など工夫すべき」が前回の20.3%より2.7ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで、同率で「まあまあ効果があった」と「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、20歳代・40歳代から60歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっており、30歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっています。一方、70歳以上では、「まあまあ効果があった」が最も高く、次いで「どちらともいえない」の順となっています。

図表２－98　「広報おおがき」における人権啓発記事（人権について考える）の掲載（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		797	27	240	140	38	352
		100.0	3.4	30.1	17.6	4.8	44.2
性別	男性	368	17	97	70	25	159
		100.0	4.6	26.4	19.0	6.8	43.2
	女性	419	10	139	70	11	189
		100.0	2.4	33.2	16.7	2.6	45.1
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	0	4	0	1	3
		100.0	0.0	50.0	0.0	12.5	37.5
年齢	10歳代	12	0	2	2	0	8
		100.0	0.0	16.7	16.7	0.0	66.7
	20歳代	75	4	17	10	4	40
		100.0	5.3	22.7	13.3	5.3	53.3
	30歳代	89	1	15	24	6	43
		100.0	1.1	16.9	27.0	6.7	48.3
	40歳代	152	3	45	26	10	68
		100.0	2.0	29.6	17.1	6.6	44.7
	50歳代	139	3	32	23	4	77
		100.0	2.2	23.0	16.5	2.9	55.4
	60歳代	137	4	48	23	5	57
		100.0	2.9	35.0	16.8	3.6	41.6
	70歳以上	187	12	77	32	8	58
		100.0	6.4	41.2	17.1	4.3	31.0
	無回答	6	0	4	0	1	1
		100.0	0.0	66.7	0.0	16.7	16.7
就業・就学状況	自営業・経営者	80	1	18	14	10	37
		100.0	1.3	22.5	17.5	12.5	46.3
	正規の職員・従業員	270	7	71	54	13	125
		100.0	2.6	26.3	20.0	4.8	46.3
	パート、アルバイト等	174	6	56	17	4	91
		100.0	3.4	32.2	9.8	2.3	52.3
	専業（主婦・主夫）	69	2	32	13	2	20
		100.0	2.9	46.4	18.8	2.9	29.0
	学生	36	2	7	5	0	22
		100.0	5.6	19.4	13.9	0.0	61.1
	無職	154	9	51	32	8	54
		100.0	5.8	33.1	20.8	5.2	35.1
	その他	7	0	1	4	0	2
		100.0	0.0	14.3	57.1	0.0	28.6
	無回答	7	0	4	1	1	1
		100.0	0.0	57.1	14.3	14.3	14.3
家族構成	ひとり暮らし	72	7	19	11	1	34
		100.0	9.7	26.4	15.3	1.4	47.2
	一世代世帯	198	8	69	31	6	84
		100.0	4.0	34.8	15.7	3.0	42.4
	二世代世帯	405	9	122	82	21	171
		100.0	2.2	30.1	20.2	5.2	42.2
	三世代世帯	85	1	19	11	7	47
		100.0	1.2	22.4	12.9	8.2	55.3
	その他	29	2	7	5	2	13
		100.0	6.9	24.1	17.2	6.9	44.8
	無回答	8	0	4	0	1	3
		100.0	0.0	50.0	0.0	12.5	37.5

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

３．人権啓発広告塔（市内 17 か所）の設置

図表２－99　人権啓発広告塔（市内 17 か所）の設置

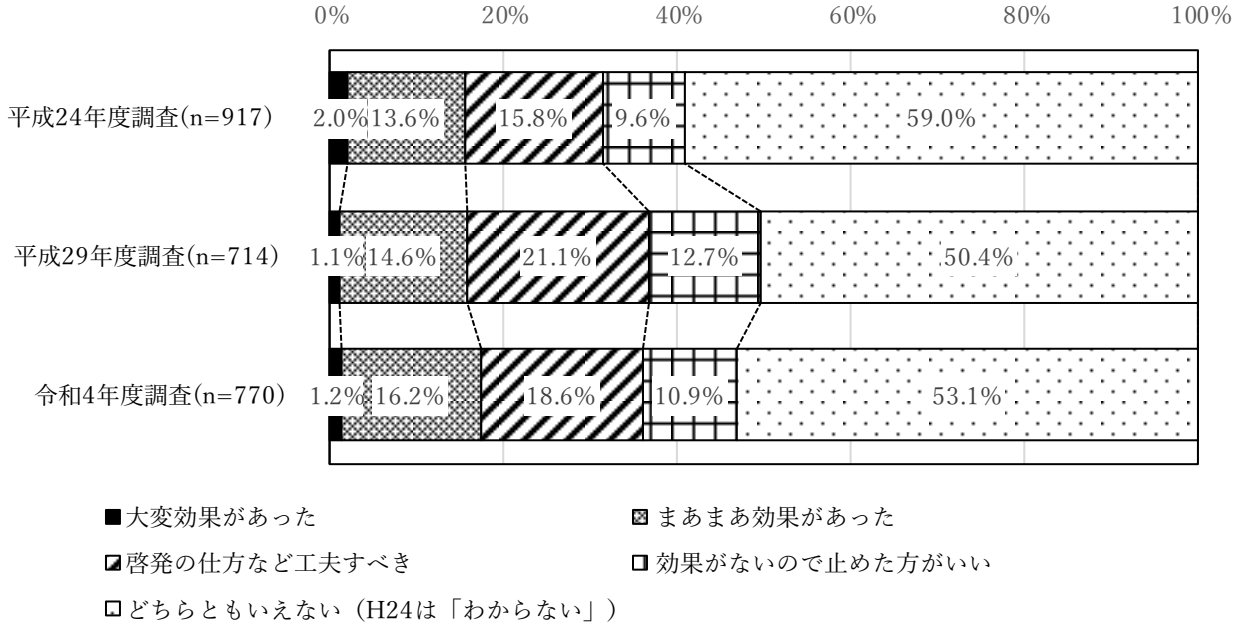

人権啓発広告塔（市内17か所）の設置の効果については、「どちらともいえない」が53.1％と最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」が18.6％、「まあまあ効果があった」が16.2％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、17.4％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「どちらともいえない」が前回の50.4%より2.7ポイント増加し、「啓発の仕方など工夫すべき」が前回の21.1%より2.5ポイント減少しています。

性別にみると、男性では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、女性では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代・70歳以上では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっており、20歳代から60歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっています。

図表２－100　人権啓発広告塔（市内17か所）の設置（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		770	9	125	143	84	409
		100.0	1.2	16.2	18.6	10.9	53.1
性別	男性	357	6	53	79	42	177
		100.0	1.7	14.8	22.1	11.8	49.6
	女性	403	3	69	63	40	228
		100.0	0.7	17.1	15.6	9.9	56.6
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	0	3	1	1	3
		100.0	0.0	37.5	12.5	12.5	37.5
年齢	10歳代	12	0	3	2	1	6
		100.0	0.0	25.0	16.7	8.3	50.0
	20歳代	75	1	10	16	7	41
		100.0	1.3	13.3	21.3	9.3	54.7
	30歳代	87	1	7	18	10	51
		100.0	1.1	8.0	20.7	11.5	58.6
	40歳代	149	2	20	24	22	81
		100.0	1.3	13.4	16.1	14.8	54.4
	50歳代	138	1	15	21	14	87
		100.0	0.7	10.9	15.2	10.1	63.0
	60歳代	132	1	26	28	11	66
		100.0	0.8	19.7	21.2	8.3	50.0
	70歳以上	171	3	41	33	18	76
		100.0	1.8	24.0	19.3	10.5	44.4
	無回答	6	0	3	1	1	1
		100.0	0.0	50.0	16.7	16.7	16.7
就業・就学状況	自営業・経営者	73	0	11	9	13	40
		100.0	0.0	15.1	12.3	17.8	54.8
	正規の職員・従業員	264	3	32	56	34	139
		100.0	1.1	12.1	21.2	12.9	52.7
	パート、アルバイト等	172	1	29	26	9	107
		100.0	0.6	16.9	15.1	5.2	62.2
	専業（主婦・主夫）	65	0	19	9	6	31
		100.0	0.0	29.2	13.8	9.2	47.7
	学生	36	1	5	9	1	20
		100.0	2.8	13.9	25.0	2.8	55.6
	無職	147	4	26	30	20	67
		100.0	2.7	17.7	20.4	13.6	45.6
	その他	7	0	0	3	0	4
		100.0	0.0	0.0	42.9	0.0	57.1
	無回答	6	0	3	1	1	1
		100.0	0.0	50.0	16.7	16.7	16.7
家族構成	ひとり暮らし	69	2	15	10	7	35
		100.0	2.9	21.7	14.5	10.1	50.7
	一世代世帯	187	2	31	39	17	98
		100.0	1.1	16.6	20.9	9.1	52.4
	二世代世帯	392	5	62	77	48	200
		100.0	1.3	15.8	19.6	12.2	51.0
	三世代世帯	85	0	7	13	9	56
		100.0	0.0	8.2	15.3	10.6	65.9
	その他	29	0	7	3	2	17
		100.0	0.0	24.1	10.3	6.9	58.6
	無回答	8	0	3	1	1	3
		100.0	0.0	37.5	12.5	12.5	37.5

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

４．市内小中学校の人権教育・学習発表展の開催

図表２－101　市内小中学校の人権教育・学習発表展の開催

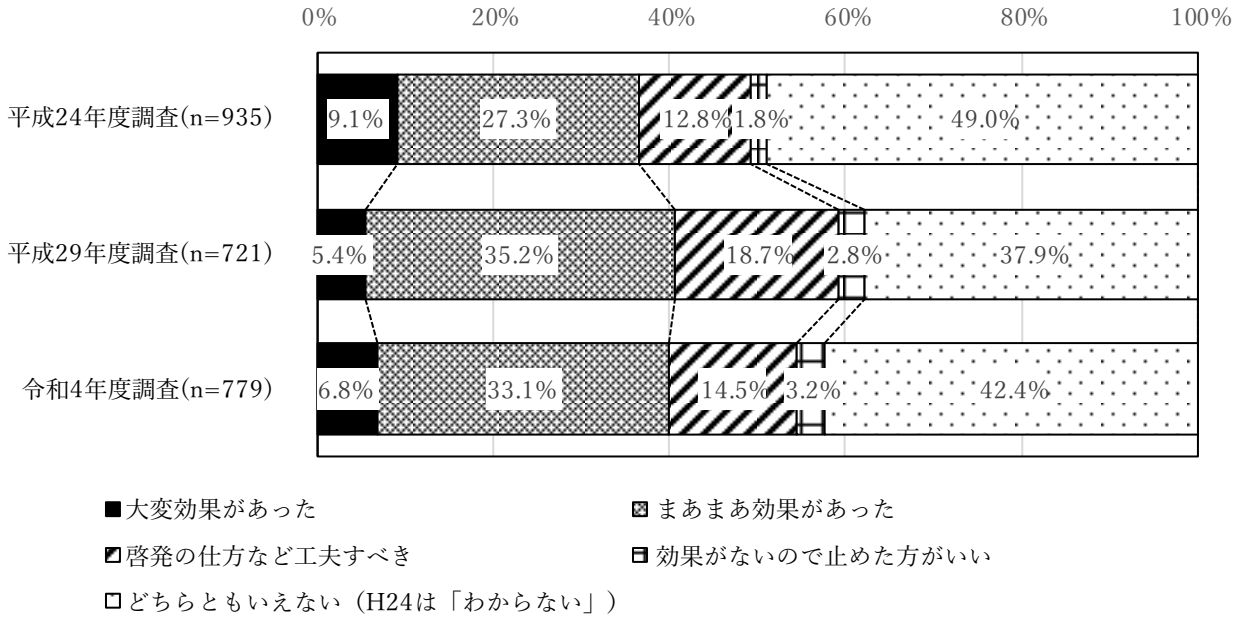

市内小中学校の人権教育・学習発表展の開催の効果については、「どちらともいえない」が42.4％と最も高く、次いで「まあまあ効果があった」が33.1％、「啓発の仕方など工夫すべき」が14.5％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、39.9％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「どちらともいえない」が前回の37.9%より4.5ポイント増加し、「啓発の仕方など工夫すべき」が前回の18.7%より4.2ポイント減少しています。

性別、年齢別にみると、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

就業・就学状況別にみると、自営業・経営者、正規の職員・従業員、パート・アルバイト、学生、無職、その他では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっており、専業（主婦・主夫）では、「まあまあ効果があった」が最も高く、次いで「どちらともいえない」の順となっています。

図表２－102　市内小中学校の人権教育・学習発表展の開催（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		779	53	258	113	25	330
		100.0	6.8	33.1	14.5	3.2	42.4
性別	男性	362	31	101	62	16	152
		100.0	8.6	27.9	17.1	4.4	42.0
	女性	407	22	155	49	7	174
		100.0	5.4	38.1	12.0	1.7	42.8
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	0	2	2	1	3
		100.0	0.0	25.0	25.0	12.5	37.5
年齢	10歳代	12	1	3	2	0	6
		100.0	8.3	25.0	16.7	0.0	50.0
	20歳代	75	7	20	8	2	38
		100.0	9.3	26.7	10.7	2.7	50.7
	30歳代	89	5	21	15	5	43
		100.0	5.6	23.6	16.9	5.6	48.3
	40歳代	150	13	51	23	5	58
		100.0	8.7	34.0	15.3	3.3	38.7
	50歳代	138	7	43	19	3	66
		100.0	5.1	31.2	13.8	2.2	47.8
	60歳代	136	8	49	22	5	52
		100.0	5.9	36.0	16.2	3.7	38.2
	70歳以上	173	12	69	22	4	66
		100.0	6.9	39.9	12.7	2.3	38.2
	無回答	6	0	2	2	1	1
		100.0	0.0	33.3	33.3	16.7	16.7
就業・就学状況	自営業・経営者	75	4	19	14	6	32
		100.0	5.3	25.3	18.7	8.0	42.7
	正規の職員・従業員	265	18	76	44	10	117
		100.0	6.8	28.7	16.6	3.8	44.2
	パート、アルバイト等	174	10	72	14	1	77
		100.0	5.7	41.4	8.0	0.6	44.3
	専業（主婦・主夫）	68	4	30	12	1	21
		100.0	5.9	44.1	17.6	1.5	30.9
	学生	36	5	11	4	0	16
		100.0	13.9	30.6	11.1	0.0	44.4
	無職	149	12	46	23	6	62
		100.0	8.1	30.9	15.4	4.0	41.6
	その他	5	0	1	0	0	4
		100.0	0.0	20.0	0.0	0.0	80.0
	無回答	7	0	3	2	1	1
		100.0	0.0	42.9	28.6	14.3	14.3
家族構成	ひとり暮らし	70	5	18	12	3	32
		100.0	7.1	25.7	17.1	4.3	45.7
	一世代世帯	191	14	72	25	5	75
		100.0	7.3	37.7	13.1	2.6	39.3
	二世代世帯	396	28	136	60	9	163
		100.0	7.1	34.3	15.2	2.3	41.2
	三世代世帯	85	5	20	10	5	45
		100.0	5.9	23.5	11.8	5.9	52.9
	その他	29	1	10	4	2	12
		100.0	3.4	34.5	13.8	6.9	41.4
	無回答	8	0	2	2	1	3
		100.0	0.0	25.0	25.0	12.5	37.5

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

５．ラジオ番組「大垣市の時間」での啓発

図表２－103　ラジオ番組「大垣市の時間」での啓発

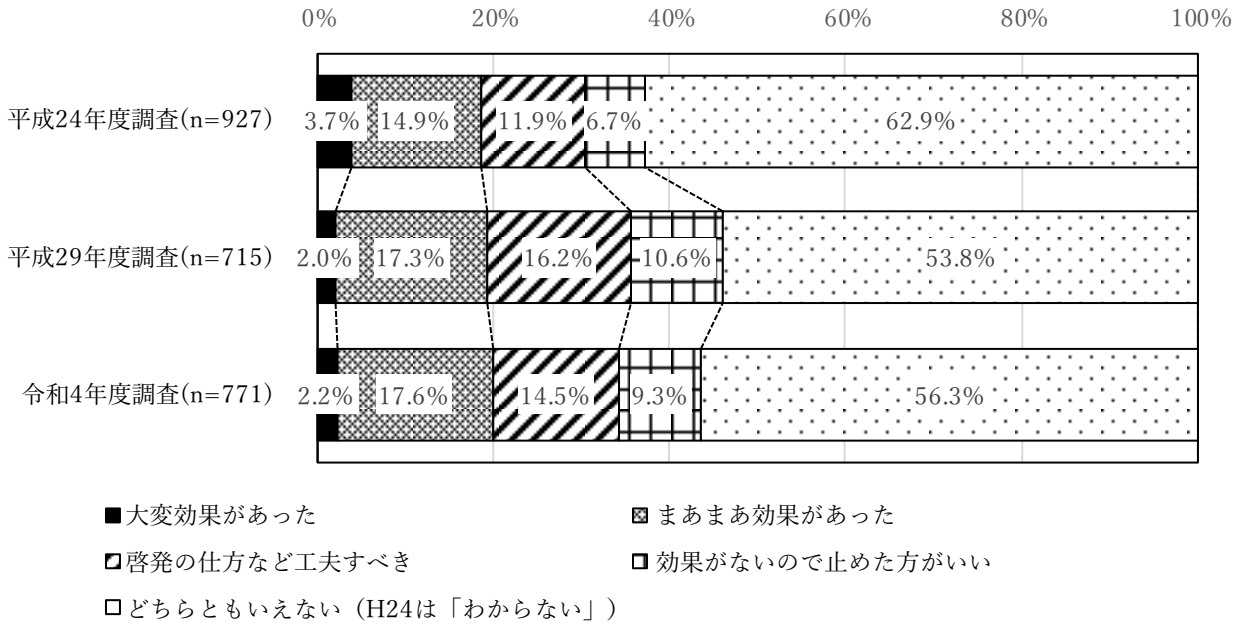

ラジオ番組「大垣市の時間」での啓発の効果については、「どちらともいえない」が56.3％と最も高く、次いで「まあまあ効果があった」が17.6％、「啓発の仕方など工夫すべき」が14.5％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、19.8％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「どちらともいえない」が前回の53.8%より2.5ポイント増加し、「啓発の仕方など工夫すべき」が前回の16.2%より1.7ポイント減少しています。

性別にみると、男性では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、女性では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで、同率で「まあまあ効果があった」と「啓発の仕方など工夫すべき」と「効果がないのでやめた方がいい」の順となっており、20歳代・40歳代・70歳以上では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっており、30歳代・50歳代・60歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっています。

図表２－104　ラジオ番組「大垣市の時間」での啓発（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		771	17	136	112	72	434
		100.0	2.2	17.6	14.5	9.3	56.3
性別	男性	359	14	56	61	40	188
		100.0	3.9	15.6	17.0	11.1	52.4
	女性	402	3	79	51	30	239
		100.0	0.7	19.7	12.7	7.5	59.5
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	0	1	0	1	6
		100.0	0.0	12.5	0.0	12.5	75.0
年齢	10歳代	12	0	2	2	2	6
		100.0	0.0	16.7	16.7	16.7	50.0
	20歳代	74	3	10	7	4	50
		100.0	4.1	13.5	9.5	5.4	67.6
	30歳代	89	1	10	13	7	58
		100.0	1.1	11.2	14.6	7.9	65.2
	40歳代	147	4	26	21	16	80
		100.0	2.7	17.7	14.3	10.9	54.4
	50歳代	137	1	13	18	14	91
		100.0	0.7	9.5	13.1	10.2	66.4
	60歳代	133	3	25	33	10	62
		100.0	2.3	18.8	24.8	7.5	46.6
	70歳以上	173	5	49	18	18	83
		100.0	2.9	28.3	10.4	10.4	48.0
	無回答	6	0	1	0	1	4
		100.0	0.0	16.7	0.0	16.7	66.7
就業・就学状況	自営業・経営者	75	1	10	10	12	42
		100.0	1.3	13.3	13.3	16.0	56.0
	正規の職員・従業員	264	6	38	44	24	152
		100.0	2.3	14.4	16.7	9.1	57.6
	パート、アルバイト等	171	3	32	20	9	107
		100.0	1.8	18.7	11.7	5.3	62.6
	専業（主婦・主夫）	66	2	17	12	5	30
		100.0	3.0	25.8	18.2	7.6	45.5
	学生	35	1	3	7	2	22
		100.0	2.9	8.6	20.0	5.7	62.9
	無職	148	4	35	18	19	72
		100.0	2.7	23.6	12.2	12.8	48.6
	その他	6	0	0	1	0	5
		100.0	0.0	0.0	16.7	0.0	83.3
	無回答	6	0	1	0	1	4
		100.0	0.0	16.7	0.0	16.7	66.7
家族構成	ひとり暮らし	68	2	14	8	3	41
		100.0	2.9	20.6	11.8	4.4	60.3
	一世代世帯	189	5	42	32	18	92
		100.0	2.6	22.2	16.9	9.5	48.7
	二世代世帯	393	9	58	60	38	228
		100.0	2.3	14.8	15.3	9.7	58.0
	三世代世帯	84	1	13	10	9	51
		100.0	1.2	15.5	11.9	10.7	60.7
	その他	29	0	8	2	3	16
		100.0	0.0	27.6	6.9	10.3	55.2
	無回答	8	0	1	0	1	6
		100.0	0.0	12.5	0.0	12.5	75.0

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

６．市役所正面や大垣駅南北自由通路での横断幕の掲出

図表２－105　市役所正面や大垣駅南北自由通路での横断幕の掲出

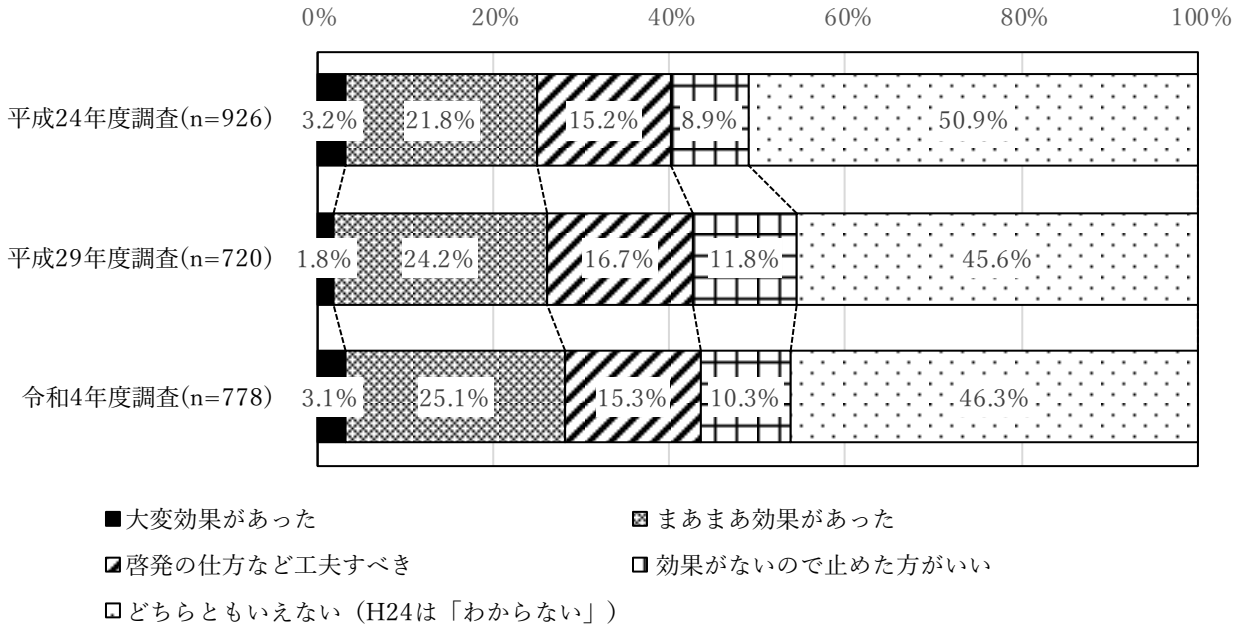

市役所正面や大垣駅南北自由通路での横断幕の掲出の効果については、「どちらともいえない」が46.3％と最も高く、次いで「まあまあ効果があった」が25.1％、「啓発の仕方など工夫すべき」が15.3％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、28.2％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「大変効果があった」が前回の1.8%より1.3ポイント増加し、「効果がないのでやめた方がいい」が前回の11.8%より1.5ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで、同率で「まあまあ効果があった」と「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、20歳代以上では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

図表２－106　市役所正面や大垣駅南北自由通路での横断幕の掲出（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		778	24	195	119	80	360
		100.0	3.1	25.1	15.3	10.3	46.3
性別	男性	361	12	90	62	46	151
		100.0	3.3	24.9	17.2	12.7	41.8
	女性	407	11	103	56	32	205
		100.0	2.7	25.3	13.8	7.9	50.4
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	1	2	1	1	3
		100.0	12.5	25.0	12.5	12.5	37.5
年齢	10歳代	12	0	3	3	0	6
		100.0	0.0	25.0	25.0	0.0	50.0
	20歳代	75	2	20	13	3	37
		100.0	2.7	26.7	17.3	4.0	49.3
	30歳代	89	2	18	13	8	48
		100.0	2.2	20.2	14.6	9.0	53.9
	40歳代	149	3	32	23	23	68
		100.0	2.0	21.5	15.4	15.4	45.6
	50歳代	139	3	27	22	12	75
		100.0	2.2	19.4	15.8	8.6	54.0
	60歳代	134	2	43	17	17	55
		100.0	1.5	32.1	12.7	12.7	41.0
	70歳以上	174	11	51	27	16	69
		100.0	6.3	29.3	15.5	9.2	39.7
	無回答	6	1	1	1	1	2
		100.0	16.7	16.7	16.7	16.7	33.3
就業・就学状況	自営業・経営者	76	0	15	11	9	41
		100.0	0.0	19.7	14.5	11.8	53.9
	正規の職員・従業員	266	7	63	46	31	119
		100.0	2.6	23.7	17.3	11.7	44.7
	パート、アルバイト等	174	5	45	20	10	94
		100.0	2.9	25.9	11.5	5.7	54.0
	専業（主婦・主夫）	66	3	22	11	6	24
		100.0	4.5	33.3	16.7	9.1	36.4
	学生	36	1	10	7	0	18
		100.0	2.8	27.8	19.4	0.0	50.0
	無職	147	7	37	23	22	58
		100.0	4.8	25.2	15.6	15.0	39.5
	その他	6	0	1	0	1	4
		100.0	0.0	16.7	0.0	16.7	66.7
	無回答	7	1	2	1	1	2
		100.0	14.3	28.6	14.3	14.3	28.6
家族構成	ひとり暮らし	70	2	20	12	5	31
		100.0	2.9	28.6	17.1	7.1	44.3
	一世代世帯	191	7	51	34	17	82
		100.0	3.7	26.7	17.8	8.9	42.9
	二世代世帯	395	11	96	59	44	185
		100.0	2.8	24.3	14.9	11.1	46.8
	三世代世帯	85	3	17	9	10	46
		100.0	3.5	20.0	10.6	11.8	54.1
	その他	29	0	10	4	3	12
		100.0	0.0	34.5	13.8	10.3	41.4
	無回答	8	1	1	1	1	4
		100.0	12.5	12.5	12.5	12.5	50.0

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

７．市主催行事のチラシなどへの人権啓発標語の掲載

図表２－107　市主催行事のチラシなどへの人権啓発標語の掲載

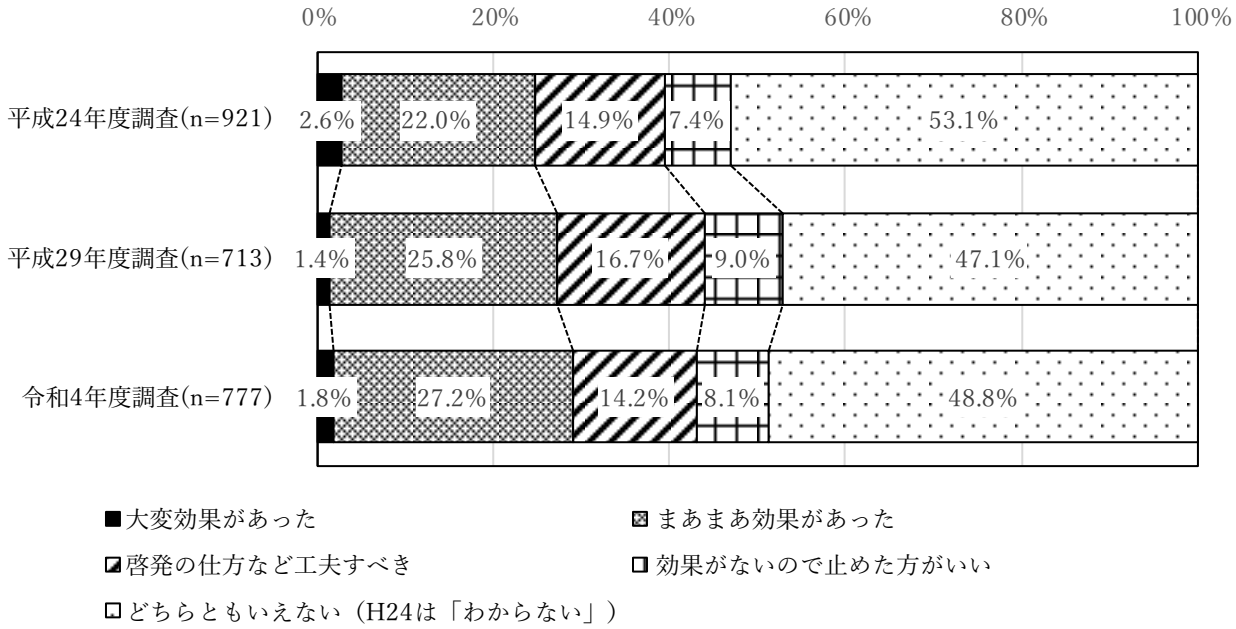

市主催行事のチラシなどへの人権啓発標語の掲載の効果については、「どちらともいえない」が48.8％と最も高く、次いで「まあまあ効果があった」が27.2％、「啓発の仕方など工夫すべき」が14.2％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、29.0％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「どちらともいえない」が前回の47.1%より1.7ポイント増加し、「啓発の仕方など工夫すべき」が前回の16.7%より2.5ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、20歳代以上では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

図表２－108　市主催行事のチラシなどへの人権啓発標語の掲載（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		777	14	211	110	63	379
		100.0	1.8	27.2	14.2	8.1	48.8
性別	男性	359	9	91	58	38	163
		100.0	2.5	25.3	16.2	10.6	45.4
	女性	408	5	119	51	22	211
		100.0	1.2	29.2	12.5	5.4	51.7
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	0	1	1	2	4
		100.0	0.0	12.5	12.5	25.0	50.0
年齢	10歳代	12	0	3	4	0	5
		100.0	0.0	25.0	33.3	0.0	41.7
	20歳代	75	2	17	10	2	44
		100.0	2.7	22.7	13.3	2.7	58.7
	30歳代	89	1	15	11	8	54
		100.0	1.1	16.9	12.4	9.0	60.7
	40歳代	151	2	38	23	16	72
		100.0	1.3	25.2	15.2	10.6	47.7
	50歳代	139	2	36	18	5	78
		100.0	1.4	25.9	12.9	3.6	56.1
	60歳代	133	2	47	18	10	56
		100.0	1.5	35.3	13.5	7.5	42.1
	70歳以上	172	5	54	25	20	68
		100.0	2.9	31.4	14.5	11.6	39.5
	無回答	6	0	1	1	2	2
		100.0	0.0	16.7	16.7	33.3	33.3
就業・就学状況	自営業・経営者	77	0	22	8	8	39
		100.0	0.0	28.6	10.4	10.4	50.6
	正規の職員・従業員	267	5	67	41	21	133
		100.0	1.9	25.1	15.4	7.9	49.8
	パート、アルバイト等	174	3	54	18	7	92
		100.0	1.7	31.0	10.3	4.0	52.9
	専業（主婦・主夫）	65	0	21	13	2	29
		100.0	0.0	32.3	20.0	3.1	44.6
	学生	36	1	7	7	0	21
		100.0	2.8	19.4	19.4	0.0	58.3
	無職	146	5	38	22	23	58
		100.0	3.4	26.0	15.1	15.8	39.7
	その他	6	0	1	0	0	5
		100.0	0.0	16.7	0.0	0.0	83.3
	無回答	6	0	1	1	2	2
		100.0	0.0	16.7	16.7	33.3	33.3
家族構成	ひとり暮らし	69	2	18	8	6	35
		100.0	2.9	26.1	11.6	8.7	50.7
	一世代世帯	192	4	59	28	15	86
		100.0	2.1	30.7	14.6	7.8	44.8
	二世代世帯	395	7	104	59	32	193
		100.0	1.8	26.3	14.9	8.1	48.9
	三世代世帯	84	0	21	10	6	47
		100.0	0.0	25.0	11.9	7.1	56.0
	その他	29	1	8	4	2	14
		100.0	3.4	27.6	13.8	6.9	48.3
	無回答	8	0	1	1	2	4
		100.0	0.0	12.5	12.5	25.0	50.0

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

８．人権啓発標語を掲載したバッグなどの啓発物品の配布

図表２－109　人権啓発標語を掲載したバッグなどの啓発物品の配付

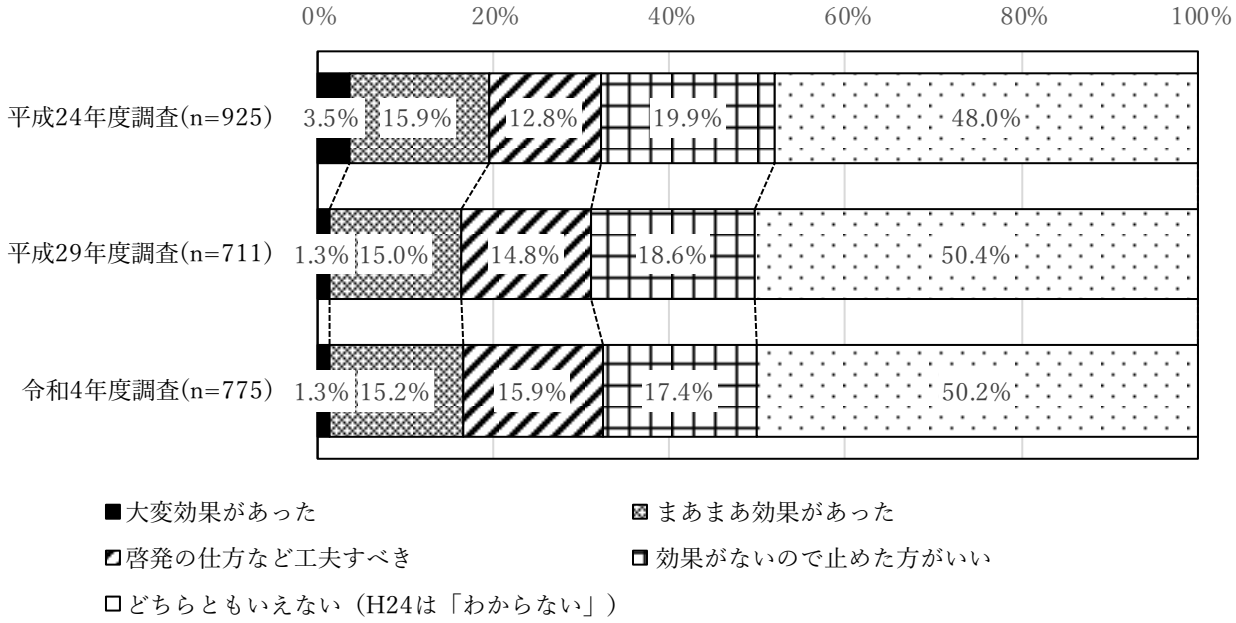

人権啓発標語を掲載したバッグなどの啓発物品の配布の効果については、「どちらともいえない」が50.2％と最も高く、次いで「効果がないので止めた方がいい」が17.4％、「啓発の仕方など工夫すべき」が15.9％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、16.5％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「啓発の仕方など工夫すべき」が前回の14.8%より1.1ポイント増加し、「効果がないので止めた方がいい」が前回の18.6%より1.2ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「効果がないので止めた方がいい」の順となっています。

年齢別にみると、60歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっており、10歳代から30歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、40歳代・50歳代・70歳以上では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「効果がないので止めた方がいい」の順となっています。

図表２－110　人権啓発標語を掲載したバッグなどの啓発物品の配付（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		775	10	118	123	135	389
		100.0	1.3	15.2	15.9	17.4	50.2
性別	男性	361	6	58	63	66	168
		100.0	1.7	16.1	17.5	18.3	46.5
	女性	404	4	59	59	66	216
		100.0	1.0	14.6	14.6	16.3	53.5
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	0	1	1	2	4
		100.0	0.0	12.5	12.5	25.0	50.0
年齢	10歳代	12	0	2	3	1	6
		100.0	0.0	16.7	25.0	8.3	50.0
	20歳代	75	4	10	14	8	39
		100.0	5.3	13.3	18.7	10.7	52.0
	30歳代	89	1	9	15	13	51
		100.0	1.1	10.1	16.9	14.6	57.3
	40歳代	149	3	21	21	32	72
		100.0	2.0	14.1	14.1	21.5	48.3
	50歳代	138	0	19	16	24	79
		100.0	0.0	13.8	11.6	17.4	57.2
	60歳代	133	0	27	24	21	61
		100.0	0.0	20.3	18.0	15.8	45.9
	70歳以上	173	2	29	29	34	79
		100.0	1.2	16.8	16.8	19.7	45.7
	無回答	6	0	1	1	2	2
		100.0	0.0	16.7	16.7	33.3	33.3
就業・就学状況	自営業・経営者	76	0	9	8	20	39
		100.0	0.0	11.8	10.5	26.3	51.3
	正規の職員・従業員	266	5	42	47	46	126
		100.0	1.9	15.8	17.7	17.3	47.4
	パート、アルバイト等	172	1	28	18	22	103
		100.0	0.6	16.3	10.5	12.8	59.9
	専業（主婦・主夫）	65	0	13	13	9	30
		100.0	0.0	20.0	20.0	13.8	46.2
	学生	36	1	5	9	1	20
		100.0	2.8	13.9	25.0	2.8	55.6
	無職	148	3	19	25	35	66
		100.0	2.0	12.8	16.9	23.6	44.6
	その他	6	0	1	2	0	3
		100.0	0.0	16.7	33.3	0.0	50.0
	無回答	6	0	1	1	2	2
		100.0	0.0	16.7	16.7	33.3	33.3
家族構成	ひとり暮らし	69	1	14	10	10	34
		100.0	1.4	20.3	14.5	14.5	49.3
	一世代世帯	191	3	30	32	27	99
		100.0	1.6	15.7	16.8	14.1	51.8
	二世代世帯	393	4	62	66	77	184
		100.0	1.0	15.8	16.8	19.6	46.8
	三世代世帯	85	2	6	10	14	53
		100.0	2.4	7.1	11.8	16.5	62.4
	その他	29	0	5	4	5	15
		100.0	0.0	17.2	13.8	17.2	51.7
	無回答	8	0	1	1	2	4
		100.0	0.0	12.5	12.5	25.0	50.0

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

９．人権作文集の発行・配布

図表２－111　人権作文集の発行・配布

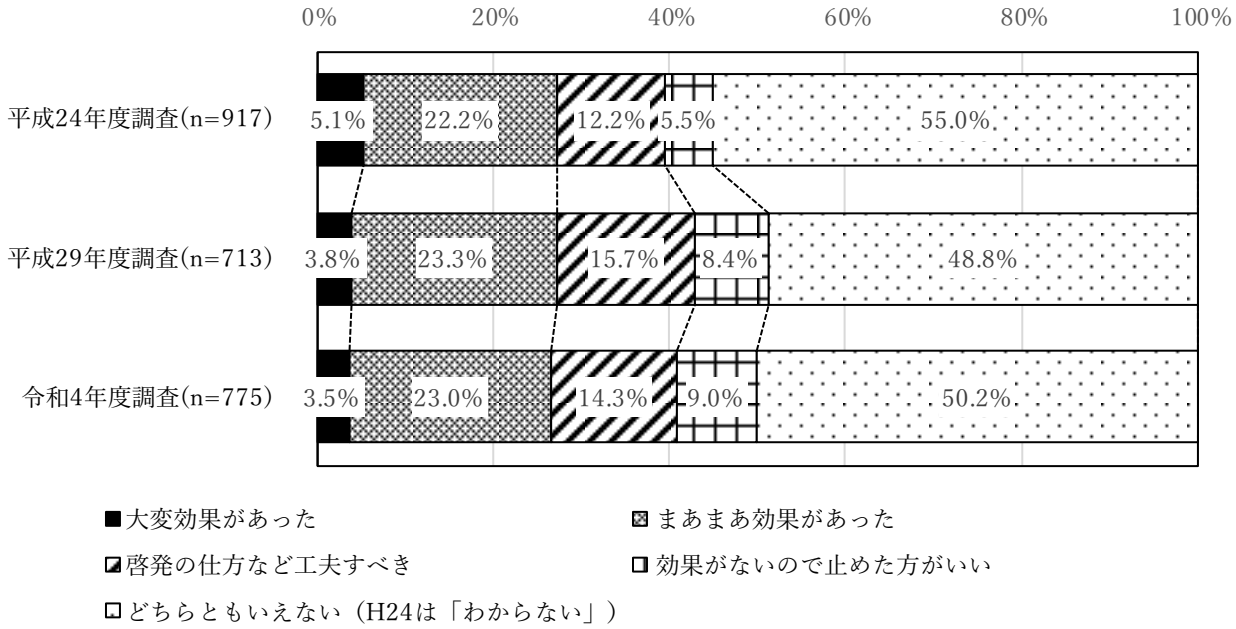

人権作文集の発行・配布の掲載の効果については、「どちらともいえない」が50.2％と最も高く、次いで「まあまあ効果があった」が23.0％、「啓発の仕方など工夫すべき」が14.3％の順となっています。また、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、26.5％となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「どちらともいえない」が前回の48.8%より1.4ポイント増加し、「啓発の仕方など工夫すべき」が前回の15.7%より1.4ポイント減少しています。

性別にみると、男性・女性とも、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代・20歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで、同率で「まあまあ効果があった」と「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっており、40歳代以上では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「まあまあ効果があった」の順となっており、30歳代では、「どちらともいえない」が最も高く、次いで「啓発の仕方など工夫すべき」の順となっています。

図表２－112　人権作文集の発行・配布（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
全体		775	27	178	111	70	389
		100.0	3.5	23.0	14.3	9.0	50.2
性別	男性	358	12	84	59	39	164
		100.0	3.4	23.5	16.5	10.9	45.8
	女性	407	15	93	51	29	219
		100.0	3.7	22.9	12.5	7.1	53.8
	答えたくない	2	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	無回答	8	0	1	1	1	5
		100.0	0.0	12.5	12.5	12.5	62.5
年齢	10歳代	12	0	3	3	0	6
		100.0	0.0	25.0	25.0	0.0	50.0
	20歳代	75	6	11	11	6	41
		100.0	8.0	14.7	14.7	8.0	54.7
	30歳代	89	1	14	17	8	49
		100.0	1.1	15.7	19.1	9.0	55.1
	40歳代	149	4	29	14	25	77
		100.0	2.7	19.5	9.4	16.8	51.7
	50歳代	138	4	26	18	10	80
		100.0	2.9	18.8	13.0	7.2	58.0
	60歳代	134	5	43	23	8	55
		100.0	3.7	32.1	17.2	6.0	41.0
	70歳以上	172	7	51	24	12	78
		100.0	4.1	29.7	14.0	7.0	45.3
	無回答	6	0	1	1	1	3
		100.0	0.0	16.7	16.7	16.7	50.0
就業・就学状況	自営業・経営者	76	0	16	7	17	36
		100.0	0.0	21.1	9.2	22.4	47.4
	正規の職員・従業員	267	11	56	43	28	129
		100.0	4.1	21.0	16.1	10.5	48.3
	パート、アルバイト等	172	7	41	18	7	99
		100.0	4.1	23.8	10.5	4.1	57.6
	専業（主婦・主夫）	66	3	20	13	3	27
		100.0	4.5	30.3	19.7	4.5	40.9
	学生	36	2	5	6	0	23
		100.0	5.6	13.9	16.7	0.0	63.9
	無職	146	4	38	22	14	68
		100.0	2.7	26.0	15.1	9.6	46.6
	その他	6	0	1	1	0	4
		100.0	0.0	16.7	16.7	0.0	66.7
	無回答	6	0	1	1	1	3
		100.0	0.0	16.7	16.7	16.7	50.0
家族構成	ひとり暮らし	70	4	15	8	5	38
		100.0	5.7	21.4	11.4	7.1	54.3
	一世代世帯	190	5	55	21	15	94
		100.0	2.6	28.9	11.1	7.9	49.5
	二世代世帯	394	15	94	65	35	185
		100.0	3.8	23.9	16.5	8.9	47.0
	三世代世帯	84	2	9	11	11	51
		100.0	2.4	10.7	13.1	13.1	60.7
	その他	29	1	4	5	3	16
		100.0	3.4	13.8	17.2	10.3	55.2
	無回答	8	0	1	1	1	5
		100.0	0.0	12.5	12.5	12.5	62.5

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

図表２－113　人権啓発の効果

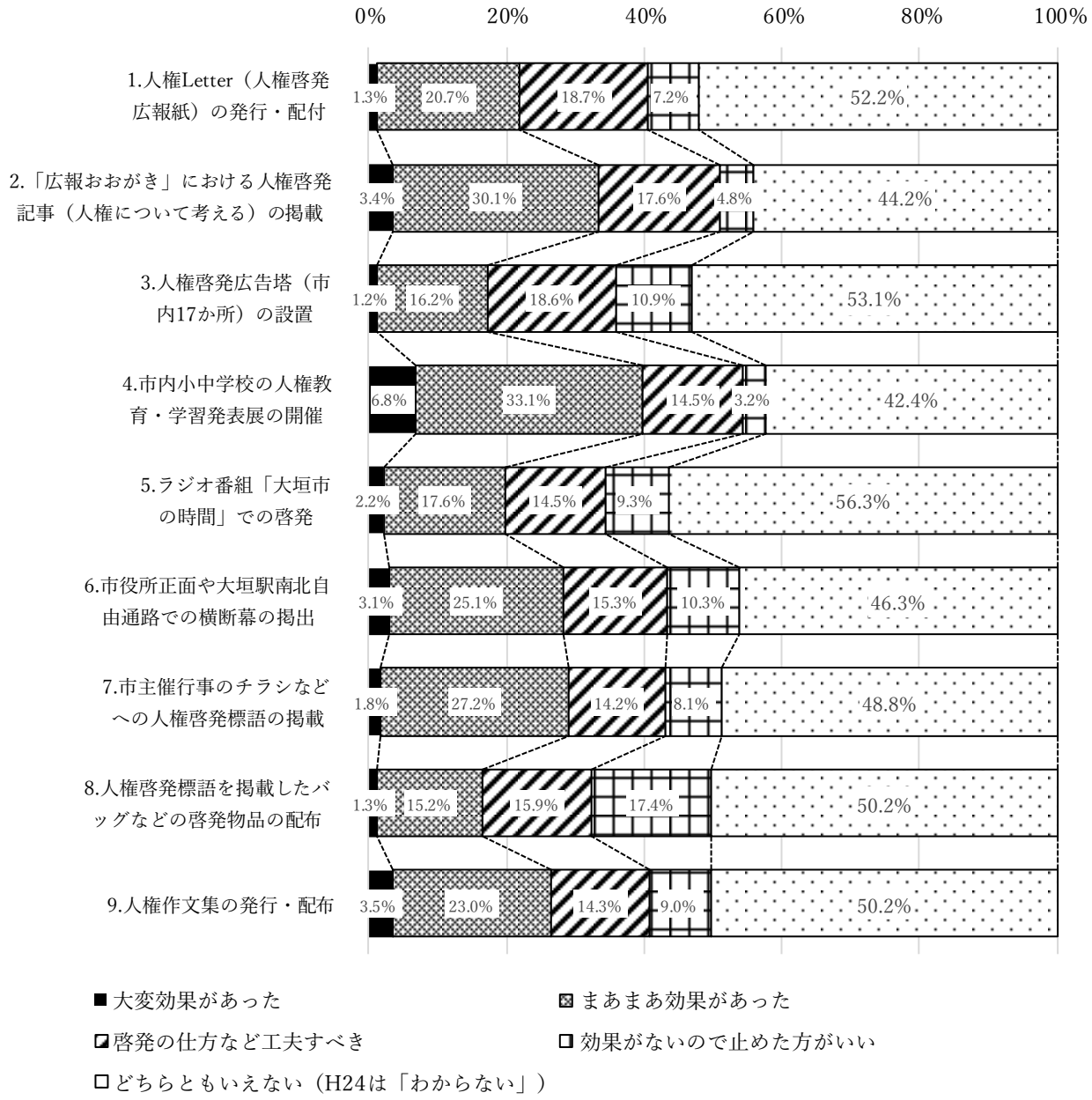

人権啓発の効果では、「4.市内小中学校の人権教育・学習発表展の開催」が最も高く、「大変効果があった」と「まあまあ効果があった」を合わせると、39.9％となっています。これに次いで、「2.「広報おおがき」における人権啓発記事（人権について考える）の掲載」が33.5％、「7.市主催行事のチラシなどへの人権啓発標語の掲載」が29.0％の順になっています。

その一方で、「8.人権啓発標語を掲載したバッグなどの啓発物品の配布」が16.5%と最も低く、次いで「3.人権啓発広告塔（市内17か所）の設置」が17.4%、「5.ラジオ番組「大垣市の時間」での啓発」が19.8%の順になっています。

問 53　現在、国は、解決すべき 17 の人権問題を設定しています。このうち、あなたが特に重要と考え、今後、市が取り組む必要があると思う人権問題は何ですか。（○は５つまで）

図表２－114　市が取り組む必要がある人権問題（複数回答）

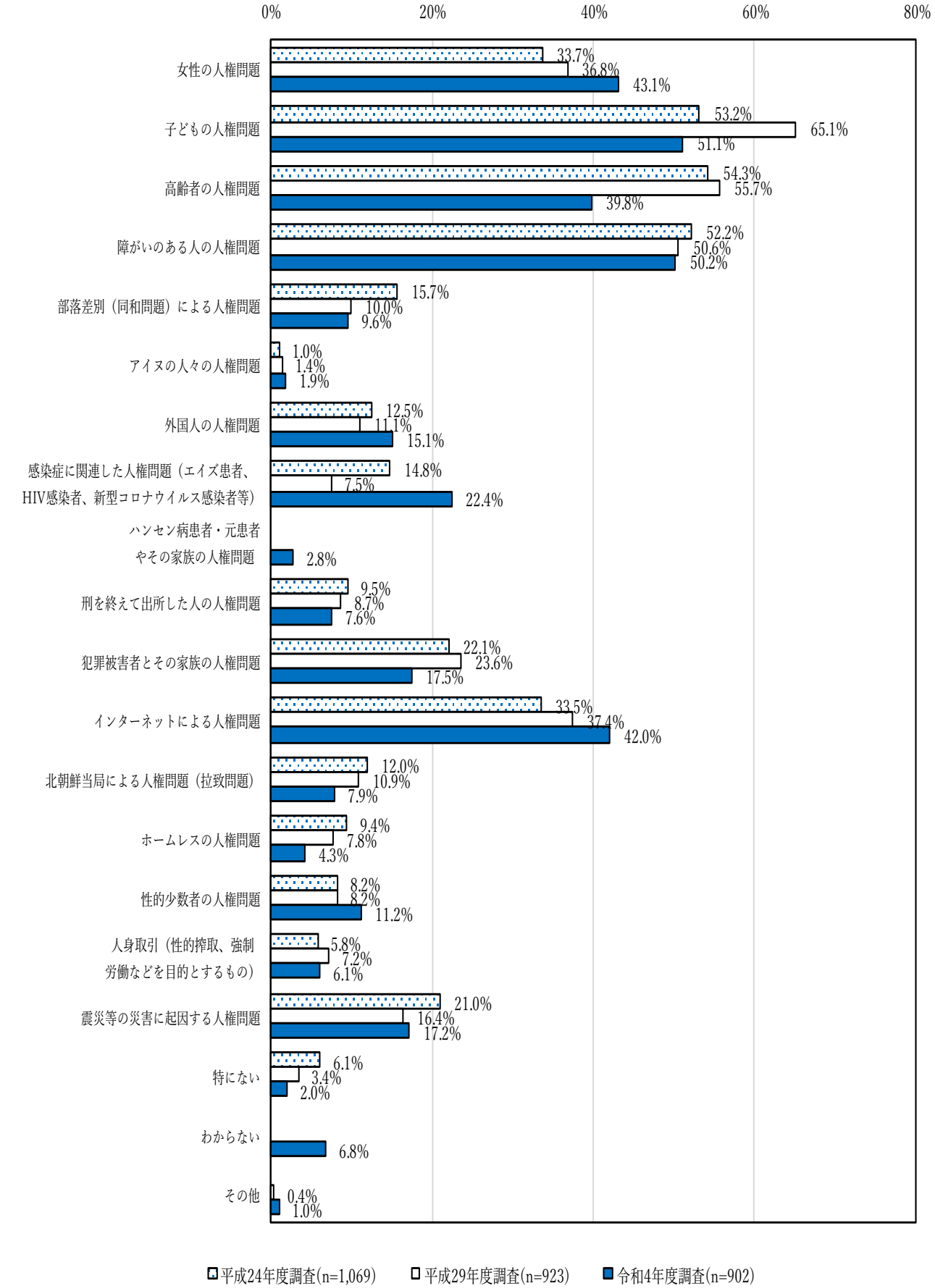

図表２－115　市が取り組む必要がある人権問題（性別、年齢別、職業・就学状況別、家族構成別）

（上段：人　下段：%）

		n	女性の人権問題	子どもの人権問題	高齢者の人権問題	障がいのある人の人権問題	部落差別（同和問題）による人権問題	アイヌの人々の人権問題	外国人の人権問題	感染症に関連した人権問題（エイズ患者、HIV感染者、新型コロナウイルス感染者等）	ハンセン病患者・元患者やその家族の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	犯罪被害者とその家族の人権問題	インターネットによる人権問題	北朝鮮当局による人権問題（拉致問題）	ホームレスの人権問題	性的少数者の人権問題	人身取引（性的搾取、強制労働などを目的とするもの）	震災等の災害に起因する人権問題	特にない	わからない	その他
全体		902	389	461	359	453	87	17	136	202	25	69	158	379	71	39	101	55	155	18	61	9
		100.0	43.1	51.1	39.8	50.2	9.6	1.9	15.1	22.4	2.8	7.6	17.5	42.0	7.9	4.3	11.2	6.1	17.2	2.0	6.8	1.0
性別	男性	413	145	191	139	202	42	12	75	79	12	35	87	178	31	14	35	27	62	12	29	4
		100.0	35.1	46.2	33.7	48.9	10.2	2.9	18.2	19.1	2.9	8.5	21.1	43.1	7.5	3.4	8.5	6.5	15.0	2.9	7.0	1.0
	女性	473	239	266	217	245	45	5	58	116	13	33	71	196	38	22	64	26	89	5	28	3
		100.0	50.5	56.2	45.9	51.8	9.5	1.1	12.3	24.5	2.7	7.0	15.0	41.4	8.0	4.7	13.5	5.5	18.8	1.1	5.9	0.6
	答えたくない	5	1	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	2	2
		100.0	20.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	40.0
	無回答	11	4	4	1	6	0	0	3	5	0	1	0	4	1	3	2	2	4	0	2	0
		100.0	36.4	36.4	9.1	54.5	0.0	0.0	27.3	45.5	0.0	9.1	0.0	36.4	9.1	27.3	18.2	18.2	36.4	0.0	18.2	0.0
年齢	10 歳代	12	8	7	2	5	0	0	3	2	0	0	2	5	1	0	2	0	3	0	0	0
		100.0	66.7	58.3	16.7	41.7	0.0	0.0	25.0	16.7	0.0	0.0	16.7	41.7	8.3	0.0	16.7	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	20 歳代	77	40	38	16	35	7	2	14	17	0	8	6	39	4	5	26	6	6	1	4	0
		100.0	51.9	49.4	20.8	45.5	9.1	2.6	18.2	22.1	0.0	10.4	7.8	50.6	5.2	6.5	33.8	7.8	7.8	1.3	5.2	0.0
	30 歳代	91	50	54	23	42	8	2	20	16	4	4	14	44	1	1	13	3	10	1	4	3
		100.0	54.9	59.3	25.3	46.2	8.8	2.2	22.0	17.6	4.4	4.4	15.4	48.4	1.1	1.1	14.3	3.3	11.0	1.1	4.4	3.3
	40 歳代	159	68	82	51	80	19	4	21	35	3	6	30	73	9	6	16	11	19	3	6	3
		100.0	42.8	51.6	32.1	50.3	11.9	2.5	13.2	22.0	1.9	3.8	18.9	45.9	5.7	3.8	10.1	6.9	11.9	1.9	3.8	1.9
	50 歳代	152	71	86	64	74	13	2	23	36	1	7	35	77	12	3	20	12	32	2	6	2
		100.0	46.7	56.6	42.1	48.7	8.6	1.3	15.1	23.7	0.7	4.6	23.0	50.7	7.9	2.0	13.2	7.9	21.1	1.3	3.9	1.3
	60 歳代	151	68	81	66	90	20	5	21	38	11	18	34	68	18	12	13	8	20	3	8	0
		100.0	45.0	53.6	43.7	59.6	13.2	3.3	13.9	25.2	7.3	11.9	22.5	45.0	11.9	7.9	8.6	5.3	13.2	2.0	5.3	0.0
	70 歳以上	252	81	109	137	123	20	2	31	55	6	25	37	70	26	10	9	13	62	8	32	1
		100.0	32.1	43.3	54.4	48.8	7.9	0.8	12.3	21.8	2.4	9.9	14.7	27.8	10.3	4.0	3.6	5.2	24.6	3.2	12.7	0.4
	無回答	8	3	4	0	4	0	0	3	3	0	1	0	3	0	2	2	2	3	0	1	0
		100.0	37.5	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	37.5	37.5	0.0	12.5	0.0	37.5	0.0	25.0	25.0	25.0	37.5	0.0	12.5	0.0
就業・就学状況	自営業・経営者	95	31	43	29	49	8	3	14	18	6	10	14	40	6	1	11	12	14	4	8	0
		100.0	32.6	45.3	30.5	51.6	8.4	3.2	14.7	18.9	6.3	10.5	14.7	42.1	6.3	1.1	11.6	12.6	14.7	4.2	8.4	0.0
	正規の職員・従業員	277	129	148	78	126	31	6	48	52	5	11	63	139	18	13	38	21	40	2	12	6
		100.0	46.6	53.4	28.2	45.5	11.2	2.2	17.3	18.8	1.8	4.0	22.7	50.2	6.5	4.7	13.7	7.6	14.4	0.7	4.3	2.2
	パート、アルバイト等	186	94	99	85	104	21	3	27	48	8	13	36	83	11	10	28	7	29	3	9	2
		100.0	50.5	53.2	45.7	55.9	11.3	1.6	14.5	25.8	4.3	7.0	19.4	44.6	5.9	5.4	15.1	3.8	15.6	1.6	4.8	1.1
	専業（主婦・主夫）	89	41	52	50	47	7	0	6	22	1	3	6	30	11	4	4	3	20	1	6	0
		100.0	46.1	58.4	56.2	52.8	7.9	0.0	6.7	24.7	1.1	3.4	6.7	33.7	12.4	4.5	4.5	3.4	22.5	1.1	6.7	0.0
	学生	38	22	22	9	16	0	0	11	5	0	5	3	19	1	1	10	0	4	0	1	0
		100.0	57.9	57.9	23.7	42.1	0.0	0.0	28.9	13.2	0.0	13.2	7.9	50.0	2.6	2.6	26.3	0.0	10.5	0.0	2.6	0.0
	無職	199	65	88	101	101	18	4	27	52	5	26	32	61	24	7	7	10	42	8	24	1
		100.0	32.7	44.2	50.8	50.8	9.0	2.0	13.6	26.1	2.5	13.1	16.1	30.7	12.1	3.5	3.5	5.0	21.1	4.0	12.1	0.5
	その他	8	3	4	5	6	2	1	0	2	0	0	3	4	0	1	1	0	2	0	0	0
		100.0	37.5	50.0	62.5	75.0	25.0	12.5	0.0	25.0	0.0	0.0	37.5	50.0	0.0	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	10	4	5	2	4	0	0	3	3	0	1	1	3	0	2	2	2	4	0	1	0
		100.0	40.0	50.0	20.0	40.0	0.0	0.0	30.0	30.0	0.0	10.0	10.0	30.0	0.0	20.0	20.0	20.0	40.0	0.0	10.0	0.0
家族構成	ひとり暮らし	87	35	39	41	41	12	0	13	23	3	8	20	30	11	5	10	9	17	2	6	2
		100.0	40.2	44.8	47.1	47.1	13.8	0.0	14.9	26.4	3.4	9.2	23.0	34.5	12.6	5.7	11.5	10.3	19.5	2.3	6.9	2.3
	一世代世帯	233	96	115	110	123	23	6	41	51	6	21	39	94	25	11	18	6	40	9	15	2
		100.0	41.2	49.4	47.2	52.8	9.9	2.6	17.6	21.9	2.6	9.0	16.7	40.3	10.7	4.7	7.7	2.6	17.2	3.9	6.4	0.9
	二世代世帯	441	200	238	159	219	43	9	65	101	13	29	76	191	26	14	49	28	72	5	27	3
		100.0	45.4	54.0	36.1	49.7	9.8	2.0	14.7	22.9	2.9	6.6	17.2	43.3	5.9	3.2	11.1	6.3	16.3	1.1	6.1	0.7
	三世代世帯	94	37	48	34	43	2	1	10	18	2	6	17	44	7	2	17	7	14	2	11	1
		100.0	39.4	51.1	36.2	45.7	2.1	1.1	10.6	19.1	2.1	6.4	18.1	46.8	7.4	2.1	18.1	7.4	14.9	2.1	11.7	1.1
	その他	34	18	16	12	21	6	1	4	5	1	4	5	16	2	5	4	3	8	0	1	1
		100.0	52.9	47.1	35.3	61.8	17.6	2.9	11.8	14.7	2.9	11.8	14.7	47.1	5.9	14.7	11.8	8.8	23.5	0.0	2.9	2.9
	無回答	13	3	5	3	6	1	0	3	4	0	1	1	4	0	2	3	2	4	0	1	0
		100.0	23.1	38.5	23.1	46.2	7.7	0.0	23.1	30.8	0.0	7.7	7.7	30.8	0.0	15.4	23.1	15.4	30.8	0.0	7.7	0.0

市が取り組む必要があると思う人権問題は、「子どもの人権問題」が51.1％と最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」が50.2％、「女性の人権問題」が43.1％、「インターネットによる人権問題」が42.0％、「高齢者の人権問題」が39.8％の順となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「感染症に関連した人権問題（エイズ患者、ＨＩＶ感染者、新型コロナウイルス感染者等）」が前回の7.5%より14.9ポイント、「女性の人権問題」が前回の36.8%より6.3ポイント、「インターネットによる人権問題」が前回の37.4%より4.6ポイント増加しています。

性別にみると、男性では、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「子どもの人権問題」の順となっており、女性では、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」の順となっています。

年齢別にみると、10歳代では、「女性の人権問題」が最も高く、次いで「子どもの人権問題」、20歳代では、「女性の人権問題」が最も高く、次いで「インターネットによる人権問題」、30歳代では、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「女性の人権問題」、40歳代では、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」、50歳代では、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「インターネットによる人権問題」、60歳代では、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「子どもの人権問題」、70歳以上では、「高齢者の人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」の順となっています。

就業・就学状況別にみると、自営業・経営者とパート、アルバイトでは、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「子どもの人権問題」、正規の職員・従業員では、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「インターネットによる人権問題」、専業（主婦・主夫）では、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「高齢者の人権問題」、学生では、同率で「女性の人権」と「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「インターネットによる人権問題」、無職では、同率で「高齢者の人権」と「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「子どもの人権問題」、その他では、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「高齢者の人権問題」の順となっています。

家族構成別にみると、ひとり暮らしでは、同率で「高齢者の人権問題」と「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「子どもの人権問題」、一世代世帯では、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「子どもの人権問題」、二世代世代では、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」、三世代世帯では、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「インターネットによる人権問題」、その他では、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「女性の人権問題」の順となっています。

１６　自由意見　＊括弧内は、回答者の性別及び年齢。「―」は、無回答。

⑴　人権について

①人権全般について

○戦争地域での人権問題、貧困地域での人権問題に関心がある。（男性、70歳以上）

○学歴による人権問題に関心がある。（女性、70歳以上）

○職種や職業差別に関心がある。（女性、50歳代）

○パワハラなど職場の人権問題に関心がある。（男性、30歳代）

○仕事差別や能力差別に関心がある。（男性、50歳代）

○独身者の人権問題に関心がある。（女性、50歳代）

○取引先で人権侵害を受けたと感じた。（男性、40歳代）

○当時は、人権侵害だと気づけなかった。（―、―）

○人権侵害を受けても気にもしない。（男性、30歳代）

○ネットで人権侵害を受けた時の対応方法を調べて検討する。（男性、30歳代）

○人権侵害の内容によってどうするか判断する。（女性、50歳代）

○子どもが不登校にいじめでなったことを思い出し、少しでもそういうことをなくすために、地域の見守りをしています。何か役立つことがあったら、自分にできることをこれからもやっていきたいと思います。（女性、50歳代）

○コロナ等で生活が苦しい所の子どもたちに手を差し伸べるべき政策が足りないと思います。恵まれない子どもたちを何とか力になってあげられるようにしてほしいのと、外国人に対する差別は絶対なくしてほしいです。（―、―）

○人権問題を考えるより、経済をよくする方が重要。日本政府は、30年も構造改革ができなかった。これからもできない。差別があるのは仕方がない。差別を行動に移すのが問題。市民がすべて金持ちなら、差別に関心がない。経済が悪いから不満が出る。人権問題を解決するのはエネルギーがいる。経済をよくすることが先。人権問題は、大きすぎて解決は不可能、無理、国レベルでも無理。（男性、60歳代）

○人権問題にお金を使うべきではない。（男性、50歳代）

○ヘイトスピーチをやらせないのはおかしい。いつもやられているのに、日本だけが黙っているのはおかしい。その国にバカにされているのに、日本は静かになりすぎ。同和問題について、全員とは言わないが、権利ばかり主張するのではなく、義務をきちんと果たしてほしい。人権を主張する人はもっと自分のやるべきことをやるべき。（男性、70歳以上）

○市民活動部人権擁護推進室を知りませんでした。人権に関する広報活動を推進してほしいと思います。また、福祉サービスや施設の充実を図ってほしい。市民意識調査の実施は良

いことだと考えます。外国人が関係する事件の割合が多いように思われます。人権問題と平行して考えていく必要があると思います。（男性、70歳以上）

○もっと当事者のことを考えて、取り組んでほしい。一般論ばかりではなく、その人に寄り添った支援をしてほしい。何も変わらないし、期待もしていないが。（女性、40歳代）

○今まで平穏な暮らしをしてきました。人権侵害を問題としてとらえることができませんでした。これからは、周りの方に気を付けながら少しだけでも考えるようにしてみようと思いました。これまであまり目を通すことがなかった広報誌なども、しっかり読んで人権感覚を高めていけるようなきっかけとなりました。（女性、60歳代）

○人権侵害をする人が、おかげ様で近くにいない。知らないだけかもしれない。障がいのあるお子さんをお持ちの人もできるだけ隠しているみたいです。（女性、70歳以上）

○日常生活で他人を思いやる気持ち、人に迷惑をかけない言動をしていればうまくいくものです。（男性、70歳以上）

○人権問題で先進的な事例を示すことができる市政をお願いします。（女性、50歳代）

○弱い立場の人（子ども、障がい者、高齢者）は、何も言えないと思います。この人たちの人権がとても心配です。いじめや虐待など隠さずに公表してほしいです。（男性、60歳代）

○特にはないが、人権尊重の意識は皆高いです。むしろ最近は過剰なくらいです。（男性、40歳代）

○相談しやすい窓口を。（女性、70歳以上）

○今の世の中人権尊重は無いに等しい。家族であっても、もともと人間が一番厄介。人は、善にも悪にもなる。本人に理性があるかないか。家族でも職場でも近所でも人権なんてなくなっている。行政にも言えることです。天は人の上に人をつくらず、お金のあるなしに関わらず、皆平等だと思っています。市民目線の暮らしやすいまちづくりを期待します。法を犯した人、障がい者、性的少数者、すべて平等です。（女性、60歳代）

○人権問題に関しては、人ひとりでできることは限られている。人は人に支えられて生きているものだと考えます。時には支え、時には支えられ。市もそういう気持ちで市民と向き合えば、より良き大垣市になると思います。皆で、良い大垣市を、とずっと思いながら過ごしています。市民の皆が日々を感謝して生活すれば、より良い大垣市になると考えます。（女性、40歳代）

○まずは知ることが大事だと思う。みんなが意識すること。（女性、20歳代）

○これからも大垣市民のひとりとして、人権問題に関心を持っていきたいと思っています。（女性、70歳以上）

〇子どもへのいじめがなくなりますように、高齢者への言葉の暴力がなくなりますように、そんな大垣市を目指してほしいです。（女性、60歳代）

〇今の世の中で、人権問題に対して、誰が解決しようとするのか、取り組みだけで終わるような気がします。このような社会でどうやって人権問題に対応していくのでしょう。（女性、60歳代）

〇どんな人も、「生きてきてよかった」と思えるような社会になると良いと思います。（女性、60歳代）

〇普段は、人権を気にしていませんでしたが、ウクライナ侵攻を見て、強く意識するようになりました。非常に大事なことですので、我々個人も、行政もしっかりと意識をもってやってください。（男性、70歳以上）

〇人権に関する質問は、難しかったが、いろいろ考えるきっかけとなりました。（女性、70歳以上）

〇大垣市として人権問題に積極的に取り組んでほしい。（男性、70歳以上）

〇現在、80代以上の方は、十分な教育を受けていません。戦争により学徒動員に駆り出され、爆弾や戦闘機を作る作業を強制的にさせられました。その間は、学習する機会を取り上げられました。この人権問題について、皆さんはどう思われますか。（女性、70歳以上）

〇20代から40代の親（祖父母）の子どもや孫への問題が多いように感じます。親（祖父母）としての考えや自覚が幼く感じています。（男性、50歳代）

〇引き続き、人権問題に取り組んでいただきたい。（女性、70歳以上）

〇人権問題を解決していくには、長い時間がかかると思う。（男性、70歳以上）

〇高齢層の人たちの偏見意識が強いと感じています。子どもたちは外国人とも、障がいのある人とも、お年寄りとも仲良くしています。家庭で大人たちが差別的な発言をしたり、偏見を持つようなことを話題にしたりすることで、子どもたちに誤った人権感覚が植え付けられてしまうと思います。誰もが互いを思い合い、安心して生活できる未来を子どもたちに残していきたいと思っています。またパワハラは、大きな問題だと思っています。（女性、40歳代）

〇関わる社会、年代、その時の環境とともに人権問題は、人により変わっていくし、異なると思います。若い人たちが生きやすい社会になることを願います。（女性、60歳代）

〇正直、今まであまり考えたことがなかった。これを機にもっと人権について考えていこうと思いました。（女性、50歳代）

〇このアンケートで、少しだけ人権について考えてみたが、人権にかかわる問題に出会ったことがないので、考えがまとまらない。（男性、70歳以上）

○調査票を見ながら、自分はいかに無意識に生きてきたのかと改めて感じました。（女性、70歳以上）

○人権問題への国の対応が遅れていると思う。（男性、50歳代）

○人権問題を知ることで、差別をしてしまうこともあると思うので、難しいことである。（女性、40歳代）

○人権に関する問題は、「寝た子を起こすな」とも言われ、難しい扱いだと思います。しかし、苦悩しておられる方が存在している以上、無視してはいけないと思います。パラリンピックも放映され、私たちに感動を与えてくれ、素晴らしいと思いました。子どもから大人まで勇気を持たしてくれる体感こそ、既成概念を変えられる大事な感覚だと思いました。（女性、40歳代）

○性別や年齢に区分しないで考えたい。恵まれた高齢者もいれば、不幸な若者もいる。高齢者、障がい者、女性と区別していること自体が問題だと思う。（―、―）

○このアンケートを記入するにあたり、何度か読み直し、書き直し、時間を要しました。久しぶりに、子どもの頃から現在に至るまでを振り返り、感情を込めず、時には厳しく考え、甘くなったりとしましたが、第三者的な気持ちで冷静に記入したつもりです。これから来る世も平和で平等な社会でありますように。（女性、70歳以上）

○最近は、子どものかくれ貧困の問題に関心があります。こどもは宝ですのでこの問題を見逃さないようにしてほしい。また様々な人権に関する法律が施行されていることや、大垣市の人権施策を知りませんでした。もっと勉強しないといけないと思いました。広報等もしっかりと目を通します。（女性、50歳代）

○同和対策に使っている予算をインターネットによる人権問題の解決に使うべきだ。（男性、50歳代）

○昭和生まれの私にとっては、女性の地位向上など、いい時代になったと思います。子どもたちが幸せに暮らせる世界を願うばかりです。（女性、70歳以上）

○お金ありきのこの世の中では、こんな問題解決なんて出来ない。（男性、40歳代）

○差別をするのは、知らないから。（男性、40歳代）

○今回この調査依頼を受けるまで、人権問題について考えたことは正直ほとんどありませんでした。特に広告塔は目に入っているはずなのに、何の事かもわからず、画像を検索してやっとわかったので（私だけかもしれませんが…）あまり効果的でないように感じました。それより学校や職場で強制的に資料等を見てアンケートに答える方が（このアンケートに答えている私のように）自分の問題として考えるきっかけになるような気がします。（女性、50歳代）

②　女性の人権／男性の人権

○男女平等というが、男には男のできること、女には女のできることがある。（男性、60歳代）

○男性の人権問題はどうなるのか。（男性、30歳代）

○女性に対する犯罪の刑罰を重くするなどの法整備。（女性、50歳代）

○最近「女性の人権」とうるさく言いすぎ、言いすぎて大した成果を上げていない女性が実力もないのに昇進している。（男性、40歳代）

○形だけの女性管理者は、差別と考えるので、企業の考え方を正す。（男性、40歳代）

○頑張っている女性が頑張れる社会にすること。（男性、60歳代）

○「女性」とタイトルをつけていることが差別では。（男性、50歳代）

○昇進等は、実力が伴わなければ平等にする必要はない。身体的能力の差があるので、男女差を認識した上で平等を考えるべき。（女性、40歳代）

○女性だからという優遇措置。（男性、30歳代）

○女性の賃金格差をなくしてほしい。女性と男性の平等。男性の子育てへの協力。女性が子どもを産みやすい環境をつくる。（女性、60歳代）

○町内の行事等に女性を強制的に参加させないでほしい。（女性、50歳代）

○男女平等については、男性の特性、女性の特性、同じ人間とはいえ、備わっているものと備わっていないものがある。なにもかも平等というのはどうかと思う。男性女性それぞれの特性を伸ばし発揮することが、平和につながると思う。（女性、70歳以上）

○女性が、子どもを預けて、出て行くもんならネグレクトだとか騒がれるが、男性なら何をしてもいいのか？女性ばかり負担が多すぎる。（女性、30歳代）

③　子どもの人権

○子どもは未来の財産、守り抜く。（男性、60歳代）

○いじめに対応できる教員の育成と配置が不十分。（男性、60歳代）

○発達障がい等のグレーゾーンと呼ばれる児童の扱いが問題。（男性、30歳代）

○親や社会が子どもに対して必要以上に過保護であること。（女性、40歳代）

○家庭環境による不平等な待遇が問題。（男性、30歳代）

○一人一人能力が違い、得手不得手はそれぞれなのに、皆と同じレベルにできるよう指導され、できないと否定される、他の面で秀でているところがあっても認めてもらえないことがある、その社会的慣習をどうにかして、同じじゃなくても互いを認め合えるよう育てていく。（女性、40歳代）

○ヤングケアラーが顕在化しにくいこと。また、子どもの貧困率が高いことが問題。
（女性、40歳代）
○児童虐待を発見したら、自分で止める。（男性、60歳代）
○近所の人、友達に相談する。（女性、60歳代）
○親や家族に相談する。（女性、20歳代）
○その子に話しかけて、お父さんやお母さんが間違っていることを教える。（女性、40歳代）
○児童虐待は身近では起こっていない。（男性、70歳以上）
○児童虐待を発見した時に最善の方法を考える。（女性、50歳代）
○ネット検索して児童虐待の対応を調べる。（男性、30歳代）
○厚労省から出ている児童虐待やDVのラインを教育課程で教え、相談先も教える。
（女性、30歳代）
○各関係機関が密に情報を共有し、迅速に対処する。（女性、70歳以上）
○親を孤立させないような地域の仕組みを作る。（女性、50歳代）
○大人と子どものコミュニケーション。（男性、40歳代）
○強制力のある保護を可能にする制度の整備。（女性、50歳代）
○人権よりも、もっと子どもにお金をかけられる社会が必要です。（男性、40歳代）
○成長価値観の改革、道徳教育。（男性、40歳代）
○地域ぐるみで子どもの相談に乗ってあげる。（女性、40歳代）
○子どもによく考えさせる。あだ名がすべて悪いのではなく、悪口のようなあだ名が良くないことを理解させる。（男性、30歳代）
○今の時代の子どもに対して、生きる力を求めるのは、難しいのではないか。
（女性、70歳以上）
○お金の教育。（男性、30歳代）
○しかるべき時に必要なスキンシップを親や社会が子どもと取ることが必要。
（女性、40歳代）
○金銭的貧困で将来を断念させないこと。（男性、50歳代）
○義務教育をなくす。（男性、30歳代）
○ケアが必要な子に対する人員を適切に配置する。（女性、40歳代）
○自然に触れさせる時間を増やす。（男性、30歳代）
○憂さ晴らしに「いじめ」をせず他人を傷つけない別の手段を考える。（女性、40歳代）
○子ども支援に力を入れていると聞きますが、その割には児童館がないように思います。今、発達障がいなどの子どもが増えていてうちもその一人です。学校で子どものサポートをお

願いしたいとき、人手が足りないという理由で断られます。重い障がいの子どもには、放課後デイサービスや勉強の個別指導などとても充実していると思います。グレーゾーンの子に対しても幅広い子育て支援が受けれるよう配慮をお願いします。（女性、40歳代）

○今の子どもたちは勉強に追われ、自然や友達と触れ合う機会が少なくなっているように思います。学歴も重要だと思うが、自然や友達とふれあい人の心持った人に成長してほしい。（女性、70歳以上）

○子どもの何気ない言葉が、人を傷つけている様な気がします。名前の呼び捨て、仲間外れ、いじめにつながることも、家庭でよくないことをしっかり伝え、意識を持つようにすると良いと思う。（女性、60歳代）

④　高齢者の人権

○介護施設の不備が問題。（女性、70歳以上）

○ある年齢以上になると社会的に活躍できる場所が少なくなり、社会的に孤立しがちになる。（女性、50歳代）

○国等の福祉政策が不足していること。（男性、60歳代）

○高齢者といわれる方たちの人権意識が低いことが問題だと思う。（女性、40歳代）

○高齢者には忠告を聞かない人もいるので一概に問題が有るとは思わない。（男性、50歳代）

○高齢者への経済、金融、政治知識の教育。（男性、60歳代）

○高齢者の人権を尊重すると同時に家族の負担を減らす取り組みを始めてほしい。例えば、都市部に比べて田舎では、車での移動が不可欠ですが、バスの運行に限りがあり、病院への送迎をしなければならない。仕事もして、親の面倒も見てとなるとストレスがたまり、高齢者の人権を尊重できなくなるので、コミュニティバスを走らせるなどしてほしいです。（女性、50歳代）

○高齢者自身も主体性を持つ。（男性、40歳代）

○自身の体調や今までの経験をもとに可能な仕事を継続する。（女性、40歳代）

○施設スタッフの教育が必要。（女性、40歳代）

○高齢者と同居しない。（女性、50歳代）

○対症療法中心の現代の医学から予防医学を重視する方針に転換するべき。病気になるのを放置するのは人権問題だから。（男性、30歳代）

○高齢者の税金（消費税など）免除や生活給付金など経済支援。（女性、40歳代）

⑤　障がいのある人の人権

○私には障がいがないのでわからない。（女性、70歳以上）

○施設の職員の教育が必要。（女性、40歳代）

○感動のために利用されている。（男性、10歳代）

○日本人全体が、差別意識が強いので無くすことが先。（男性、60歳代）

○障がい者が経済的に自立できる賃金を保証。（女性、70歳以上）

○いくら学校で障がいのある人について何年もかけて学ぶ機会があったとしても、身近にそういう方がいなければ、他人事で終わってしまう。障がいがある人の人権について、一番的確に答えられるのは、家族だと思うので、そういう方たちを対象にアンケート調査する方が良いと思います。（女性、50歳代）

○障がいは不便ではあるが、不幸ではないという教育。（男性、40歳代）

○同じ人間なので、小さい頃から一緒に学ぶことが大事。（男性、40歳代）

○子どもが、小学生の時から障がいのある方への接し方などを教育する。（女性、50歳代）

○公的機関に相談してもたらい回しにされるなど、面と向かって相談を受けようと言う姿勢がある公的機関がない（労基、ハローワーク、岐阜市役所、岐阜労働局など）。公的機関や支援機関がまず勉強し知識を持ち、相談を受けたら一緒に考える、頼りになる機関になってほしい。（女性、40歳代）

○障がい者が本当に必要としていることを理解する。（男性、10歳代）

○障がいのある人が働ける場所、暮らせる場所を増やして、社会に参加できる環境を整えてほしい。（男性、30歳代）

○障がい者の人権に関心があります。息子が障がい児であるからです。嫌な気分になったことより、思った以上のサポートがあり、温かく受け入れていただき、園生活を送っています。息子が広い社会に出て行くこと、この問題は、身近な現実になると思います。多様性が認められつつある世の中で、低学年の頃より、いろいろな人がいることを認識し、正しい知識を学ぶことが必要だと思います。いろいろな人がいることを認めていける社会にしていけるような教えをしてくれたらと思います。（女性、40歳代）

⑥　部落差別（同和問題）

○職場の研修で部落差別を知った。（―、―）

○中学校で同和地区の人と一緒だった。（男性、60歳代）

○同和問題を書籍で知った。（女性、70歳以上）

○家庭教育学級で同和問題を取り上げた。（女性、70歳以上）

○住んでいる近くに同和地区があった。（女性、70歳以上）

○職場で人権教育担当になり、同和問題を自分で調べた。（女性、30歳代）

○部落差別はどんな場面でもある。（男性、60歳代）

○何となく部落差別はまだあると聞いたことがある。（女性、30歳代）

○同和問題はぼんやりとした認識。（―、―）

○地域行事への不参加。（男性、50歳代）

○部落差別について具体的にはわからない。（女性、20歳代）

○同和地区の土地が売却できない。（女性、40歳代）

○昔に比べ、部落差別は、希薄傾向と考えるが、高齢者や地域によっては依然として根強く存在していると考える。（男性、60歳代）

○同和問題はわからないけれど、知らないだけで今でもありそうだと感じる。（女性、30歳代）

○同和を理由に特権を振りかざし、理不尽なことをする人もいれば、大切な友人もいる。（女性、70歳以上）

○今回の調査に同和問題が取り上げられているうちは、この問題はなくならない。（女性、50歳代）

○同じ人間なので同和地区出身かどうかは関係なく結婚する。（―、―）

○個人の性格にもよるが、同和地区の人との結婚は基本的に避ける。（男性、70歳以上）

○同和地区の人が嫁に来るのは構わないが、嫁に行くのは抵抗がある。（女性、60歳代）

○子どもが同和地区の人と結婚するとしたら、相手の家族を見て判断する。（女性、30歳代）

○子どもが同和地区の人と結婚するとしたら、本人同士の意思を尊重したいが、相手方が特別に意識が強ければ反対するかもしれない。（女性、50歳代）

○様々な優遇措置を耳にする。それが差別につながっているのでは？（男性、40歳代）

○どんなことが問題なのか聞いたことがないです。当事者の方がどんなことに困っておられるのかわからないです。（女性、60歳代）

○関係ないとは思わないが、初めて部落差別の話を聞いた時の印象が強く残っているので、自分の考えを変えれるのなら、講演会等で話を聞いてみたい。（男性、30歳代）

○日常的に部落差別についての会話をすることはない。子どもの頃や若い頃には、部落出身とうわさされる人が近くにいました。働いていた会社で定期的に同和問題に関する研修を受けていました。地域的にはまだあると思います。（女性、70歳以上）

○今まで考えたことがなかった。（女性、20歳代）

○同和問題として扱っていることが問題なのではないか。（女性、50歳代）

○自分自身が地域による差別意識がないのでわからない。（女性、50歳代）

○同和地区の人は行政に優遇されているという噂があるが、その事実がないこととの広報と噂の払拭。（女性、40歳代）

○差別をする側もされる側にも問題がある。だからと言って解決は無理。人と人のつながりが大事だという社会になってほしい。このギスギスした世の中、人の順位や成績を気にする社会がある限り、こんな問題解決する訳がない。（男性、40歳代）

○部落差別は昔に比べたら、差別は少ないと思います。（―、―）

○住む人の移り変わりでなくなると思う。（女性、70歳以上）

○自分自身がそういう環境で育っていないので、軽はずみなことは言えない。（女性、50歳代）

○多くの人が部落差別の内容を知るべき。（女性、20歳代）

○現在、どういう状況かわからないので何とも言えない。（男性、60歳代）

○部落であることを示す資料を残さない。（男性、40歳代）

○人権は、互いを理解し、認め合っていくことで守られると思うので、同和地区の方々の意識も、そうでない人の意識も変えていくことが大切だと思う。（女性、40歳代）

○同和地区出身者であることを利用している人もいると聞いたことがある。（男性、60歳代）

○親の時代の方が、差別があったのではないか。今の時代は、個人的に差別する人がいる感覚はない。対等な立場を講じるためには、常に対立を生む意見につながらないように、必要以上に取り上げないほうがいいと思う。（女性、40歳代）

○とても難しい問題だと感じている。（男性、40歳代）

○昔そういった差別があった程度の認識で、現在の実態としてどうなのかが自分で調べない限り伝わってこない。（男性、30歳代）

○そもそも、同和問題を取り上げる、その問題点に対する解決策・取組等を考慮することが、差別と思う。（男性、60歳代）

○被差別部落の住人が差別されることで生きやすくなっていると聞いているので、部落差別で実際何が困っているかをまず知りたい。（女性、40歳代）

○講演会等の開催をしたほうがいい。（男性、30歳代）

○部落差別は、現在も続く社会問題である。根強く残る問題で今後も続くだろう。（男性、70歳以上）

○今どのような啓発活動をしているのか知らないので答えられない。（女性、40歳代）

○地域に応じ、地域に合った方法を行うのが良いと思う。（女性、50歳代）

○まず、どんな問題がありどう困っているかを知りたい。（女性、40歳代）

○今回のアンケートは、当事者が求めている問題点や解決案なのだろうかと、答えを悩みま

した。部落問題は、勉強会等が逆に互いに意識させているのではと感じています。当事者が同級生にいましたが、特に意識することもありませんでした。（女性、50歳代）

○同和問題に関しては、今の若い人は知らないと思います。時代も変わってゆき自然に風化していくと思うので、あまり取り上げない方がいいと考えます。当事者の方がどうしてほしいかを聞いてみるのもよいかと思います。（女性、70歳以上）

⑦　外国人の人権

○その国によって違う。（男性、70歳以上）

○犯罪に近い行為をする外国人に何かする必要があるのか。（女性、60歳代）

○入管での外国人死亡の原因が明らかにされないこと。（男性、50歳代）

○外国人の偏見を少なくするための、教育をあまりしていないこと。（女性、20歳代）

○外国人が努力しているのはよくわかる。育った国や言葉が違うのだから、多少のずれは仕方がない。日本人が外国に行った場合も同じだと思う。日本人が自信と覚悟をもって接すれば、外国人にも理解してもらえるはず。（女性、70歳以上）

○自分の母国の慣習を大切にするのは当たり前だが、日本で生活するのなら、日本人の生活様式への理解等も必要だと思う。（女性、50歳代）

○日本人より優遇されている。（答えたくない、50歳代）

○日本人よりスキルが高いケースがある。（男性、60歳代）

○異国間交流。（女性、20歳代）

○日本になじんでもらう。（女性、60歳代）

○最近、逆に日本人をないがしろにしすぎ。（男性、40歳代）

○犯罪はやめててほしい。（男性、50歳代）

○国がもっと必要とされることに対応すべき。（男性、50歳代）

○日本文化や日本人の考え方を理解してもらう教育が必要。（男性、30歳代）

○外国人と言っても十人十色、宗教による慣習の違いなど相手の人となりをまず知ることからだと思う。（女性、40歳代）

○受け入れる側の問題。（女性、40歳代）

○コロナ後の外国人増での教育と生活トラブルへの対処、外国人の孤立。（男性、50歳代）

⑧　感染症に関連した人権

○コロナ時、人との接触を減らすべき時、外国籍の一部の人が同じ国の人と大勢でパーティーを開き、クラスターを作ったりする。相手国（日本）の決まりを守ることが大切。

（女性、70歳以上）

○メディアや政府が正しい情報を伝えないことが問題。（男性、40歳代）

○マスコミの報道の仕方。（男性、30歳代）

○インターネットによる誤った情報の発信。（男性、40歳代）

○学校だけでなく職場でも、医療関係者から正しく感染症について教えてもらう。
（女性、40歳代）

○学校での教育課程に新型コロナウイルスに関連した人権問題を導入する。（男性、40歳代）

○新型コロナウイルス感染症に関して人権侵害があるとは思わなかった。（男性、70歳以上）

○新型コロナウイルス感染症への正しい知識の不足。（女性、40歳代）

○ワクチンに懐疑的である。ほぼワクチン推進の内容しか報道していない国、マスコミの姿勢はプロパガンダだと言える。（男性、30歳代）

○新型コロナウイルス感染症の後遺症を配慮してもらえていなさそうなこと。
（女性、40歳代）

⑨　ハンセン病患者・元患者やその家族の人権

○正しい情報を流すこと。合理的な対応をすること。（男性、40歳代）

○ハンセン病に関して学校の教育課程に導入する。（男性、40歳代）

○ハンセン病のことを知らないので、どんな問題があるかわからない。（女性、50歳代）

○小・中・高での教育。（女性、40歳代）

○正しい知識を教える。（答えたくない、50歳代）

○ハンセン病について正しい知識の習得。正しい教育が必要だと思います。
（女性、40歳代）

⑩　刑を終えて出所した人の人権

○再犯性が高い、経済支援が少ないことが問題。（男性、60歳代）

○犯罪に至った動機が不明。（男性、40歳代）

○再犯しない可能性があるのか。（男性、50歳代）

○本人次第、どれだけ更生したかによる。（女性、60歳代）

○何度も罪を犯す人が問題。（女性、40歳代）

○更生したとはいえ、また罪を犯すのではと思うと、自分や身内のまわりにはいてほしくないと思います。（女性、40歳代）

○経緯によりつきあい方を考える。（男性、40歳代）

○犯罪の内容によりつきあい方が変わる。（女性、50歳代）
○本人がもう一度プライドを持てるよう良い所をほめる。（女性、40歳代）
○罪の内容やその後の更生具合でつきあい方を考える。（女性、30歳代）
○信頼関係による。（男性、40歳代）
○身近にいないので想像できない。（女性、70歳以上）
○犯罪歴や犯罪の内容でその時にならないと考えられない。（女性、50歳代）
○どんな罪でどんな刑を受けたのか、その人を知り、それでも自分で受け入れ受け止められるかどうかで決める。（女性、40歳代）
○犯した罪による。悪質なものか？ 同情の余地があるか？（男性、50歳代）

⑪　犯罪被害者とその家族の人権

○被害者への支援金が少ないこと。（女性、30歳代）
○ネットでの誹謗中傷。（女性、20歳代）
○加害者の人権が尊重されすぎている。（男性、40歳代）
○被害者側にも問題がある場合もあり、非常に難しい問題。（女性、50歳代）
○家族への配慮はしなければいけない。（男性、70歳以上）
○報道する必要があるのか？（男性、10歳代）

⑫　インターネットによる人権

○人が死ぬまで誹謗中傷して追い込むこと。（男性、40歳代）
○フェイクニュースがある。（答えたくない、50歳代）
○なりすまし（他人の名を使って誹謗中傷の書き込みをする）と罰金が取られるようになれば、なりすましは減るだろうか？（女性、40歳代）
○言論統制をしすぎると表現の自由を失うことになる。この点にも配慮した解決策が必要。（女性、40歳代）
○ルールを作る。（男性、40歳代）
○真偽がわからないものを掲載できることが問題。（答えたくない、50歳代）
○みんなリテラシーがあれば問題ない。（男性、10歳代）
○インターネットによる人権問題に取り組んでほしい。（女性、70歳以上）

⑬　ホームレスの人権

○市などに支援を求めるべきで、自由の為に公園、駅などに生活の拠点をおくべきではない。

（女性、70歳以上）

○ホームレスは、やむを得ずなった方と、そうでない方が存在する。ひとくくりに考えるべきではない。（男性、40歳代）

○働こうとする心。（男性、10歳代）

○本人たちの自覚や自立の意欲も大事。（女性、60歳代）

○衛生的生活環境や食料が確保されていない。（女性、40歳代）

○ケースバイケースで対応すべき。（男性、40歳代）

○ホームレスの人たちが自立して生活できるように周りの人が支援するのも大切ですが、そうしたいと願う本人の強い意志と努力が何よりも大切だと思います。（女性、50歳代）

○仕事と住居をともに提供。（男性、40歳代）

○経済的に自立できるような支援。（男性、20歳代）

○何らかの事情でホームレスをしているので、心のケアを行い、自立を促す。
（女性、40歳代）

○就職支援。（男性、30歳代）

○ホームレスに特化した対応職員による働きかけを強め、それぞれの問題に丁寧に対応できる体制を構築する。（女性、20歳代）

○働きたいと思うなら雇用促進も必要ですが、働く気もなくこのままでいいと思って生活しているなら、何もすることはないのではと思う。（女性、40歳代）

⑭　性的少数者の人権

○この世に生を受けた、男は男なりに、女は女なりに、生きてゆくのが本来だと思う。
（女性、70歳以上）

○老後の問題(介護者がいない)。　（男性、30歳代）

○国民が正しい知識を学ぶこと。（男性、40歳代）

○国として法律を作る。（女性、50歳代）

○制服の中性化。（女性、40歳代）

○今は、性的少数者への理解は、若者はあると思う。この問題に差別や偏見が強いのは、高齢層だと思う。（女性、40歳代）

○家族の理解。（男性、40歳代）

○性的少数者向けの保険。（男性、30歳代）

○まず「性的少数者」という認識を無くす。セクシュアリティは一人一人違います。少数とかではないんです。全く同じ人間がいない様に、セクシュアリティが全く同じ人はいませ

ん。一人一人がオリジナルで、“違って当たり前”その違いを尊重できる認識を広げていただきたいです。（女性、20歳代）

○同性愛などは理解しがたい。（男性、70歳以上）

○性的少数者でも使用できる、男女兼用のトイレを増やした方が良い。（女性、10歳代）

⑮　震災等の災害に起因する人権

○メディアや政府が正しい情報を伝えないこと。（男性、40歳代）

○商売が成り立たなくなること。（女性、40歳代）

⑵　人権施策について

①　教育・啓発

○子どもの頃からの親からの教育。（男性、40歳代）

○部落差別問題以外は、取り組まなくてよい。（男性、40歳代）

○幼少期からの人権教育活動。（女性、40歳代）

○ユーチューブなどのSNSでの啓発。（女性、20歳代）

○小さい頃からの学校での教育。（男性、40歳代）

○人権教育に関する啓発を立案する人が、まず、よく勉強すること。（男性、60歳代）

○方法は色々あると思うが、何が効果的かは、わからない。（女性、40歳代）

○大人になってから、考えを改めるのは難しい。子どもの頃から学校やイベントで教育することが大事。（女性、40歳代）

○学校での啓発。（男性、50歳代）

○普通の人は普通に生きていれば理解できる。（男性、10歳代）

○問題点が多すぎて何を取り組むべきかが見えない。本当に重要な人権問題を優先して、学校、各企業への啓発を行うべきでは。（男性、40歳代）

○ボランティア活動に参加できるよう啓発する。（女性、30歳代）

○人権意識は、身近なところでは理解されてきていると思う。（女性、50歳代）

○人の人権は自分を愛することから芽生えます。自己肯定感を高めることが大事。（女性、50歳代）

○人権問題をテレビなどで取り上げる。（女性、20歳代）

○差別を利用している人が問題である。（男性、60歳代）

○人権犯罪厳罰化。（男性、30歳代）

○改善、充実と書かれているが、まずは「知ること」から。障がいについて、女性について

など対象者のことをまず知ろうとすることが必要。（女性、40歳代）

〇先入観や偏見にとらわれず相手を正しく知ること。（女性、40歳代）

〇気に入らないからって怒らない。（男性、10歳代）

〇人権以外にやることがあると思います。（男性、40歳代）

〇どれも取り組む必要がある人権問題と思うので、選べない。（女性、40歳代）

〇すべての人が幸せになるための人権です。よろしくお願いします。（女性、70歳以上）

〇人の権利とは何か、それの定義があってから、人権を取り扱うべき。
（答えたくない、50歳代）

〇労働者の人権問題に取り組んでほしい。（男性、30歳代）

〇人権問題の解消は無理と思う。家庭、学校、職場での研修が必要と思う。（―、―）

〇広報おおがきは読んでいますが、人権レターやラジオ番組、大垣市の時間やバッグなどの啓発物品は目にしたり、耳にしたことがないのでそれらの効果について、どちらともいえないと回答しました。大垣市が取り組んでいる人権問題を改善する施策の一覧がまとめられたページを大垣市のHP内の目立つ場所に掲示する等の工夫があれば良いのではないかと考えます。（男性、50歳代）

〇今現在、何が人権問題になっているのか。事例をあげるとわかりやすいのでは、又、人権を理由に楽をする人がいるのなら許せない。（男性、60歳代）

〇市では、人権に関する啓発活動を色々されていますが、現状は興味のある人のみが研修会に参加したりで、なかなかその輪が広がらないのが現実だと思います。実際、人権で悩んでいる人を囲んで、話し合いの場やコロナが落ち着いたら、一緒にバスツアーで出かけて話を聞いたり、歩いたりして生活の問題点を共有し合う場があるといいのですが。
（男性、60歳代）

〇私は幼い頃、児童虐待をされていましたが、それが虐待だと気づきませんでした。両親が離婚したとき母は支援の受け方を知りませんでした。学校でいじめを受けて、登校拒否になったときも、相談先がわかりませんでした。本当に支援が必要な人に支援が行き届くよう啓発してください。私のような子どもが一人でも減ることを願います。（女性、30歳代）

〇地道に継続的に取り組みを行うことが重要。少子高齢化が加速する中、特に、女性、外国人、性的少数者の人権が侵害されやすい。問題の本質を市民に理解させることが重要。
（男性、60歳代）

〇地域社会で人権問題を解決するための研修機会を充実していけるよう、大垣市が指導・援助していく体制を整える。地区の社会福祉推進協議会の活動、又は、活動の中で、人権問題を取り上げるよう市が指導、助言していく。（男性、70歳以上）

○地味な取り組みで浸透していないと思う。アニメなどで推進すれば子どもたちにもわかるのでは。小さい頃から教えればよいのではないか。（女性、60歳代）

○予算がかかる取り組みは控える。お金をかけても、理解する人、しない人、関心の有無はわかれる。幼少期から学校で取り組むのが一番いいと思う。大人の固定観念を変えるのは難しいと思う。（―、―）

○人権問題はいろいろあるとは思いますが、全ての人が同じ人間であり、それを尊重することで、相手に思いやり学ぶことを教えていただきたいです。（女性、60歳代）

○学校の先生自体が相手のことを考え、理解することができていないと思う。もう少し先生が人格者になってほしい。行政も、広報とかで発信しても見ない人が多いと思う。（男性、20歳代）

○小・中学校教育において、積極的に人権問題を授業の中で取り上げてほしい。未来ある子どもたちが間違えた行動を取らないためにも、教育に力を入れてください。（女性、50歳代）

○今回のアンケートのように、人権問題について考える機会を様々な形で定期的に設けることで互いを尊重できるようになっていくのではないかと思いました。事故や病気などで障がい者になる可能性もあり、若い人も年を重ねれば高齢者になります。自分がその立場になったとき、どのような社会であってほしいかを考え、相手に対して、思いやりを持って接していくことが必要だと感じています。大垣市は、このような機会をこれからも積極的に設けていただきたいです。（女性、30歳代）

○人権啓発活動を行うのであれば、効果が市民に伝わるよう結果報告をしてほしい。グラフなどで数値化してほしい。人権侵害で弁護士に相談するのにもお金が必要だ。また今の若者には家庭環境や学校、職場での根本的な考えを見直して、時には厳しさ、つらさも必要不可欠なものであることを理解してほしい。（男性、30歳代）

○子どもの頃からの意識が一番重要である。学校などで幼少期から知識を与えないと、知らないことによる人権侵害を人に与えてしまうように思う。大人になってからでは、自分の知りたいことしか知ろうとしない。興味を持つことすらないと思う。（女性、40歳代）

○日頃、身近に人権問題に関する出来事もなく過ごしておりますので、今回、改めて人権問題に関心を持つことが必要だと感じております。最近の若い人たちは少ないと思いますが、私たちの年代は、家庭内の夫の言葉の暴力に泣かされている女性が多くいます。一人一人が人権をどのように感じ取り、学んでいくかを広報などで啓発してほしいです。肉体的にも精神的にも健全である市民であるために。（女性、70歳以上）

○40年以上前ですが、高校の授業で同和教育を受け、大人との意識の差を感じました。自分

はそういった考えを持たないよういろいろ学び、子どもにもそういった考えを持たせないように気にしたこともあります。今、自分は障がい者になり、昔に比べ差別は少ないと思います。助けてくださる方もたくさんいます。できないことは素直に助けてもらい「ありがとう。」を伝えます。交通機関や住居などまだまだ不便はありますが、なかなか相談窓口がわからないところもあります。差別は、受け止める方の意識も大切だと思います。差別と助ける（理解する）は別の意識だということもあるので、難しいと思いますが、いろいろな立場の意見を聞いてください。（女性、60歳代）

○長期間の教育が必要。SNS等への書き込みは誰でもやる可能性がある。全部を取り締まる必要はないが、悪質なものは厳罰化するべき。（男性、70歳以上）

○学校での人権内容が難しい。もっとわかりやすく、身近な人が「もしこのような人権問題になった場合、自分ならどうしますか。」のように、自分の暮らしと併せて考えると、子どもも理解しやすいと思います。また、人権問題へのアンケートなどの取り組みを学校でやってきました。今後も続けるべきだと思います。このアンケートへ回答するきっかけも、学校での教育が役立っていると思います。（女性、20歳代）

○人権問題は、自分本位ではいつまで経っても解決に至らない。相手の視点に立てば、解決の道が拓けるものと考えます。相手の痛みや立場が分かり合える社会の実現が、理想です。極めて難問であり、特効薬がないことは、言うまでもありません。地道に一歩ずつ、子ども教育から人権啓発のための情宣活動及び啓蒙活動など、地域と一体となった取り組みを今後も継続されるよう期待します。（男性、60歳代）

○市が主催するイベント会場などで、人権問題に対する広報活動や触れ合う機会を設けても良いかと考えます。（男性、30歳代）

○人権問題は、各個人の自覚があるかどうかということが一番大事な部分ではないかと思います。市としてこの部分をいかに対応していくかを考えていってほしい。
（女性、70歳以上）

○勉強不足で知らないことが多いですが、今の若い人には、インターネットなどかなわないことが多くあります。今の若い人や、子どもたちに一から人権問題について理解してもらうことが重要だと思います。（女性、50歳代）

○市として、取り組んでいただいているのであれば、誰の目から見てもわかるように取り組んでいただければと思います。（女性、50歳代）

○人権問題を皆さんは考えているのでしょうか。私は、人権問題のそれぞれを認識していません。わかりやすい動画などで情報発信してくれれば、知ってみようと思うのかな。
（女性、30歳代）

○人権課題についてすべて広く浅くするのではなく、重要課題を掲げ深く実施していく方向も必要ではないか。（男性、70歳以上）

○市が人権問題に取り組んでいることを知らなかった。市民に人権問題があるということを自覚してもらうことが必要。広報等で啓発をしてほしい。（女性、50歳代）

○有名人が自殺するとニュースで「命のライン」とかの相談先が表示されたりしますが、様々な人権問題の相談先を広報やチラシに掲載しても、全ページを読む人はなかなかいないのかなと思います。（女性、50歳代）

○人権問題については、意識が高い人や被害を受けた方しか関心がないのが現状だと思う。いくら身近にポスターやチラシを配布しても、目を通さない方が多いと思う。何か方法を変えるべきだと思う。学校教育では、学ぶ機会があるが、生徒に深く届いていないのではないか。それぞれの家庭やSNSなど、日常で目に触れ、考える機会を増やすべきだ。（男性、20歳代）

○子どもは、見た目でまず何かを思います。それに触れてほしくない人には、心を閉ざしてしまいます。大人の私ですが子どもが怖い時があります。小さい頃から、老若男女、外国人、障がいのある方等、とにかく人は十人十色である。人はそれぞれ違うということを理解し、触れてはいけないことも教えていってほしい。（女性、50歳代）

○自分の意思にかかわらず、受ける差別はあってはならないと思います。性的マイノリティの方は、家族や友人にも言えず、悩んでいる人が多いと思います。障がいのある方が、好奇の目にさらされることもあります。まずは、家庭での教育だと思います。大人が子どもや孫に偏見のない教育を日々の生活の中でできたらいいと思います。（女性、50歳代）

○大垣市は、人権を尊重する都市として、宣言したとはいえ、何も変わらず、現状は厳しいことばかりです。きつい言い方で失礼ですが、アンケートだけで終わらせることのないよう、お願いします。（女性、50歳代）

○昨年まで、コンビニの経営をしていました。外国人を雇わなければ、店は経営できず、日本人と仲良くできるかが問題でした。外国人と仕事はできないと、シフトに入らない従業員や勤務中に一言も彼らと話さない従業員もいました。お客様の中には、ひどい口調で言う人もいます。それでも彼らは、生活の為に我慢をして働いていました。こうしたことが年々増えている気がします。ネット社会も同様です。家族、友人、職場などコミュニケーションが大切だと思います。様々な相談窓口を情報として大きく掲載してほしいです。（女性、60歳代）

○人権問題が女性であれ、性的マイノリティであれ、17の解決すべき人権問題で苦しんでいる人が存在していることは理解できる。しかしながら、国や行政の立場として、必要以上

にクローズアップし、問題提起しても、結局は一個人個人の問題であり、国際世論の風潮に変化があったとしても、本当に困っている人の解決につながるとは言えないこともあると思う。逆に、必要以上の人権尊重運動も、本来あるべき姿を、見失うことになるかもしれない。国際機関や国の流れを止めることはできないが、市としては、17の問題を大きく広報し、認知促進するのではなく、弱い人の立場に寄り添い、その人の意見を聞いて個々に対応していく対策の方が時に大事なことだと思います。これからも頑張ってください。（女性、40歳代）

○簡単な問題ではないので、たくさんの意見や聞き取りが必要だと思う。急に変えたりするのは無理だと思う。時間をかけて長期的計画を立てて実行していく必要がある。その上で緊急性のある事案に対しては、スピーディーに、柔軟に対応してほしい。命に関わったり、心に深い傷を負うことのないようお願いします。（女性、40歳代）

○普段、人権について考えることがありません。今、40代ですが、中学生の時に人権作文集を書いて以来、個別の事柄に接することがあっても、人権という大きなくくりで深く考えることはありませんでした。このアンケートは、人権について考える良い機会になりました。一口に人権と言っても、大小さまざまで、救済方法、啓発の仕方、主観的にとらえるか、客観的にとらえるか等異なると思います。子どもの人権教育を充実させるのはもちろん、大人になってからも自分事として人権問題を考え続けられる環境づくり、議論しやすい環境づくりが求められると考えます。（女性、40歳代）

○人権問題に関するセミナーや勉強会、イベント等、人間同士が関わり合いをもてる催し物の機会を増やしてほしいです。（男性、30歳代）

○高校生や20代の若い方への啓発が必要。親世代の人権感覚の高揚が必要。（男性、50歳代）

○どんな広報活動をしたとしても、人権犯罪を犯す人には、響かないと思う。人権犯罪厳罰化にする事が一番有力だと思う。（男性、30歳代）

○人権についてのチラシを見かけた事はありますが、しっかり目を通した事はありません。標語や広告についても同じです。そういった物を積極的に見るのは、既に人権問題に対して多少なり意識のある人ではないでしょうか。人権問題について、自分とは遠い世界の話と思っている無関心な私ですが、このアンケートは行政から個人指名で来ましたので回答しました。同じ要領で教育資料に目を通させて回答という形なら恐らく私でも目を通します。部落差別については小学校の授業で学んで以降、実生活で触れる機会もなく実態がわかりません。本当に困っている方がみえるのかもしれませんが、どちらかと言えば胡散臭さを感じています。（男性、30歳代）

○最も大切で効果的なのはスピリチュアリティについて学ぶことだろうが、ちまたにはまが

いものもたくさんあり慎重に取り扱わなければいけない。現実的で取り扱いやすく、かつ重要な人権問題としては食生活、医療、労働環境の内容と感じている。現代社会には有害な食品が多すぎる。こうした食品でどんどん人が認知症や病気になり、そうした後でやれ介護サービスがどうの新しい手術方法や薬だの研究だの人や大金、手間をかけ大変だーなどと言っている。大きな総合病院の急性期病棟を見学すればどれ程悲惨な状況が起きているのかよくわかる。

もうこの状況は個人レベルの取り組みでは限界があるが、地方公共団体から変革の流れをつくっていただきたい。

医療に関しては、対症療法から予防医学へ方針転換するのが重要と考えているが、これも大きくは食生活の改善と同じことである。

労働環境に関しては、とにかく日本人は働きすぎだ。長時間労働や心労のストレスから食生活が乱れ上記のような内容になる。

長時間労働やパワハラは、職場での人間関係、利害関係などからその勤め先で訴えるということはなかなかできない。労働者は自分から相談しに行くことはなかなか行わないが、信頼できる機関の方がきて何か困っていることはないですか？と尋ねればすぐにいろいろ出てくるだろう。第３者としての団体や行政にぜひ抜き打ちでどんどん監査を行っていただきたいと思う。長々と書きましたがこれは一市民の正直な思いです。問題がたくさんある上に意見や考え方も様々でしょうが、一つの参考意見として聞き入れていただけると幸いです。（男性、30歳代）

○人権問題の啓発活動について知らない人が多いのではと思っています。実際、52の問いに回答しながらわからないものもありました。（女性、60歳代）

○文章化するのも難しいかとは思います。市の行事にも皆さんがどこまで参加、興味があるのかと思いますがアピールは大事な事だと思います。（女性、50歳代）

○啓発効果についての回答がほしいのであれば、アンケートにあたって啓発活動自体について事前に周知し、目に触れる期間を設けないと、回答にならない。（男性、30歳代）

○人権問題は、人が生きている間は何かしらあると思います。家庭や学校で小さい時から教育していくことが効果的だと思います。今は個人の自由というものが重要になってきて、良いと思って行動することが、悪いとされることもある。特にホームレスの人など自分で良いと思って生活している人に手助けすることはあるのかなと思ってしまう。でも働く気持ちがある人、家の中で生活したいと思う人には手助けする必要があると思う。

（女性、40歳代）

○アンケートの発送が遅くなり申し訳ありませんでした。大垣市が問52のような活動をされ

ていることは、正直知らなかった、または気が付きませんでした。今、ＳＤＧｓが企業、マスコミなどで取り上げられていて、人権問題も、もっと広く知るべきだと思います。わかりやすい方法、例えばマンガにするとか、学校の教育を充実するとかが大事だと思います。（女性、50歳代）

②　情報提供他

○昭和初期に生まれ、戦争中は教育が受けられず、空襲で学校が焼失しました。そのため卒業証書ももらえず、一般的な学習を受けられませんでした。社会人になり、文字を覚えるなどして、現在に至っています。この様な（難しい）問題を考えるのはほぼ不可能です。（女性、70歳以上）

○人権問題に対する法律の施行、又は大垣市の人権啓発活動は申し訳ないですが、ほとんど知りませんでした。こういう機会に（アンケート回答）がなければこのまま終わるところでした。今後は気を付けて見ていきたいと思いました。（女性、70歳以上）

○こうしたアンケートを取るのも結構ですが、これをどう分析し、どう活かしていくかが問題です。（男性、70歳以上）

○高齢者になり権利ばかり主張する自分に気が付きました。時間と金を使えば今まで通りの生活ができるのに、どこまで権利を主張して良いのでしょうか。（女性、70歳以上）

○足腰が悪くて大垣市の催物に参加できなく寂しいです。（女性、70歳以上）

○数年前にも同様のアンケートに回答したばかりです。大垣市は60代前半のサービスが置き去りです。子どもに手厚すぎると思います。裕福な子ども世帯への手当は不必要だと思います。（女性、60歳代）

○質問項目が多すぎて、高齢者には負担が大きい。（女性、70歳以上）

○大垣市内にある大学の寮が町内にあります。学生による騒音トラブルに大学側となっています。大学生だから騒ぐのは仕方ないと大学側は言っています。町内に住む住人の人権はどうなるのでしょう。いずれ、市にも相談すると思います。（男性、40歳代）

○80歳を前にして、知らないことが多すぎて恥ずかしい限りです。日頃感じていたこともあり、良い機会を与えていただきました。誰もが住みやすく、平穏な生活が送れるような取り組みをお願いします。（女性、70歳以上）

○人権問題に関しては、このようなアンケートをする前に、市役所職員の意識向上に努めることが、重要なのではないでしょうか。（女性、60歳代）

○各設問において、「○は3つまで」と限定するのは、無理があるのではないか。（男性、60歳代）

○80歳を超える者に意見を求めないでほしい。（男性、70歳以上）

○調査に回答するにあたり、大変迷い悩みました。（男性、70歳以上）

○アンケートの内容が多すぎて大変だった。時間がかかり、インターネットでも何回も失敗して消えてしまった。もう少し簡単な方が協力してくれる方も増えると思う。（女性、60歳代）

○もっとわかりやすい内容のアンケートにしてほしかった。（男性、70歳以上）

○思いもしない人権問題があることを知りました。今後も問題解決のためよろしくお願いします。（男性、70歳以上）

○知らないことばかりで難しかったですが、これからは少しですが、人権問題に関心を持ち生活していきたいと思います。（女性、40歳代）

○アンケートの量が多すぎる。（男性、70歳以上）

○最近、自由と権利をはき違えている人が見受けられる。自由と権利、住みよい環境に心がけた行動をしていきたい。（男性、70歳以上）

○問52の質問には、「知らない」の選択肢がないので回答は不適切である。唐突なしかも大量なアンケートの反面、行政としての本件に対する姿勢がこれまでの活動から感じられない。形式的でやっただけの活動ではなく、真の目的に向かった活動を望みます。（男性、60歳代）

○市の人権啓発の9つの項目について1つも知りませんでした。広報や広告塔などで啓発されたようですが目にしていませんでした。私の様な人が多くいるのではないでしょうか？（女性、40歳代）

○問52について、9項目ともあまり目についておりませんので、素晴らしい活動をしておられると思いますが大半の人は気づいてないと思うのですが。（女性、50歳代）

③　まちづくり

○年老いても、散歩したくなるようなまちづくりを。（男性、70歳以上）

○人々は、自分たちの生活を守るためにいっぱいです。他人の困りごとに少しでも寄り添えるように余裕のくらしができるよう行政も取り組んでほしい。（女性、70歳以上）

○子育て日本一もよいのですが、高齢者が安心して過ごせる高齢者にも優しいまちづくりに取り組んでいただきたい。子育て、高齢者に優しい日本一でお願いします。（女性、70歳以上）

○自然災害も少なく、人権問題も、特になく市民全員が安心して暮らせる大垣市政、行政に対し、市民の一人として感謝しかありません。（男性、70歳以上）

○核家族化が進み、高齢世帯が増えていきます。高齢者が住みよい社会になるよう願います。（女性、70歳以上）

○障がい者や弱者に声をかけやすい環境を作ってほしい。（男性、70歳以上）

○大垣は住みやすく、人に親切だと思う。（女性、60歳代）

○高齢者よりも働く世代や学生などを重点的に保障を増やした方が良いと思う。大学まで学びたくても学べない子どもがいるということはその分未来に貢献できる優秀な人材が減るということと考える。未来への投資としてもっと学ぶ働くの環境を整えることを優先すべきではないか。（男性、10歳代）

第３章　調査結果から見える課題のまとめ

１　県・国調査との比較

第3章第1節では、本市の調査結果と県・国の人権に関する調査の結果との比較を行います。

県調査：「人権に関する県民意識調査」

調査内容　　人権問題全般に関する意識調査

調査主体　　岐阜県環境生活部人権施策推進課

調査地域　　岐阜県全域

調査対象　　満18歳以上の県内在住者　2,000人

調査時期　　令和３年10月～11月

公表時期　　令和４年３月

実施経緯　　県は、平成15年に、「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、５年ごとに改定。改定時には、人権に関する考え方や、県民が求めている施策の方向性を把握し、人権施策を推進するうえでの基礎資料とするため、県民意識調査を実施しており、本調査は、第四次改定時のもの。

国調査：部落差別の実態に係る調査（一般国民に対する意識調査）

調査内容　　部落差別（同和問題）に関する意識調査

調査主体　　法務省人権擁護局

調査地域　　全国

調査対象　　満18歳以上の日本国籍を有する者　10,000人

調査時期　　令和元年８月～９月

公表時期　　令和２年６月

実施経緯　　平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に規定される「部落差別の実態に係る調査」として、国が実施。調査は、「法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査」「地方公共団体等が把握する差別事例の調査」「インターネット上の部落差別の実態に係る調査」「一般国民に対する意識調査」の4調査からなる。

⑴ 人権問題全般について

問５　日本の社会にはさまざまな人権問題がありますが、あなたが関心をもっている人権問題は何ですか。次の中からいくつでも選んで○をつけてください。

図表３－１　関心を持っている人権問題（県調査との比較）

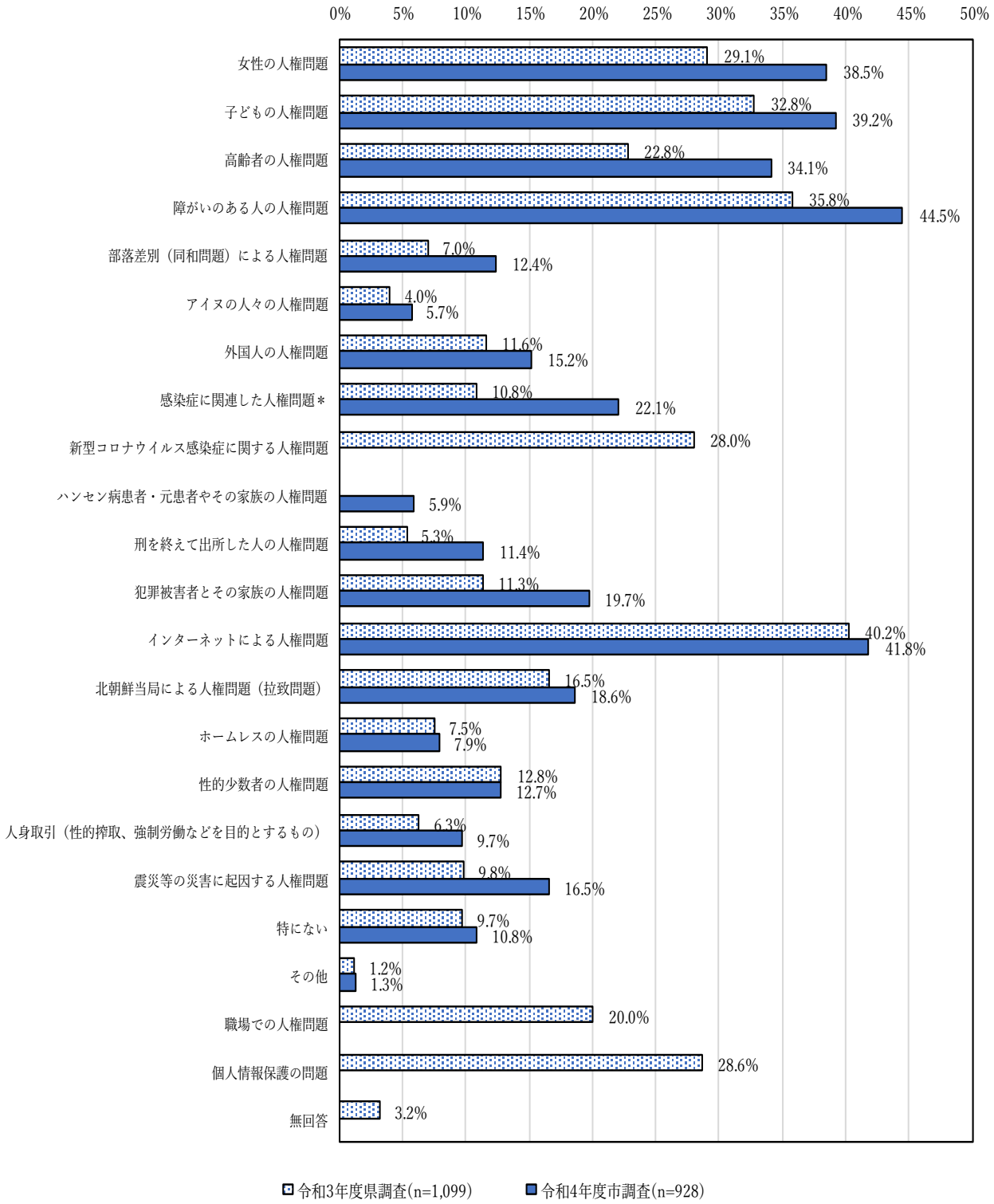

＊エイズ患者、HIV感染者、新型コロナウイルス感染者等

⑵ 女性の人権について

問 10　次のうち、女性の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－２　女性の人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

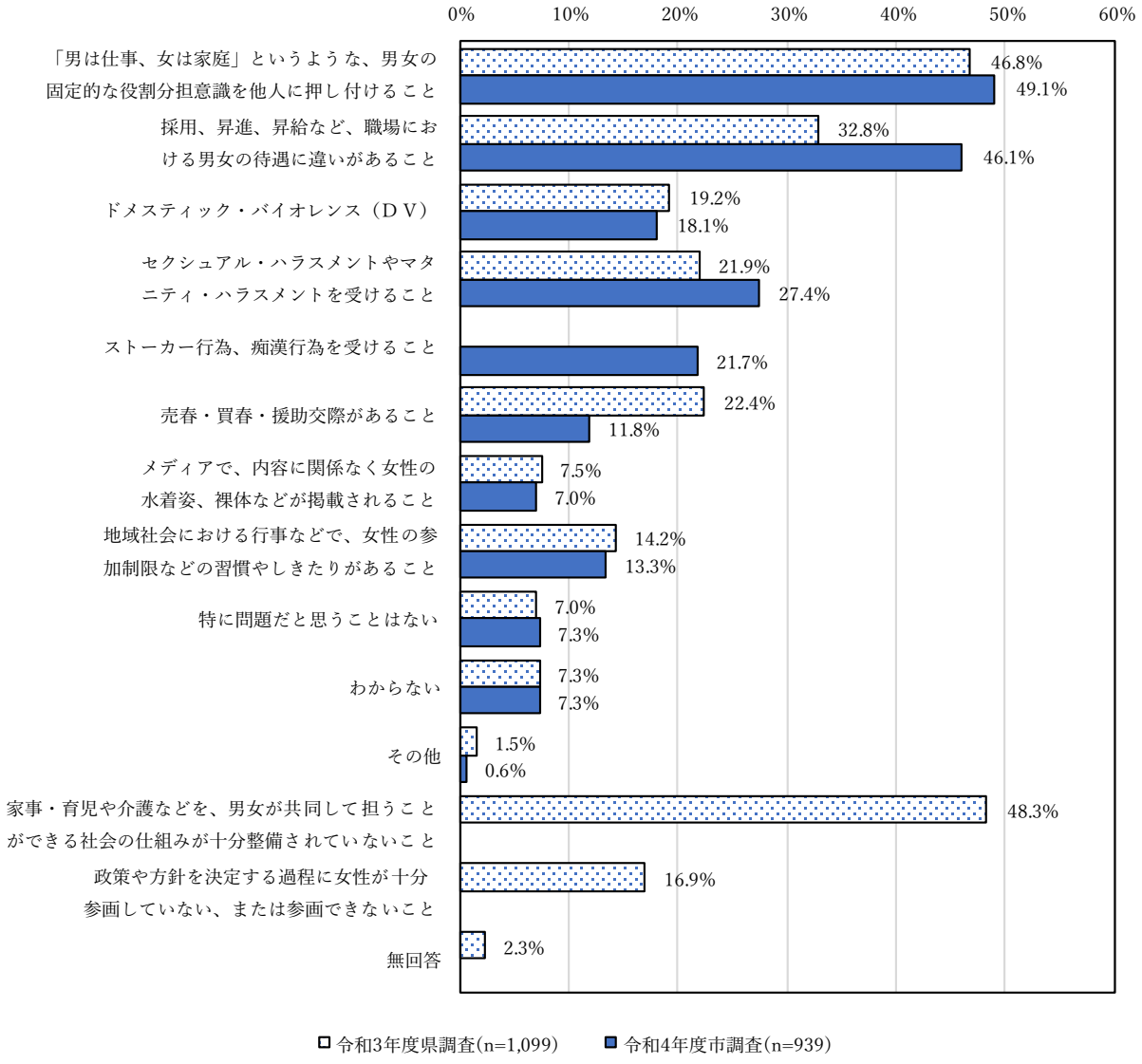

問 11　あなたは、女性の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－３　女性の人権を尊重するために必要なこと（県調査との比較）

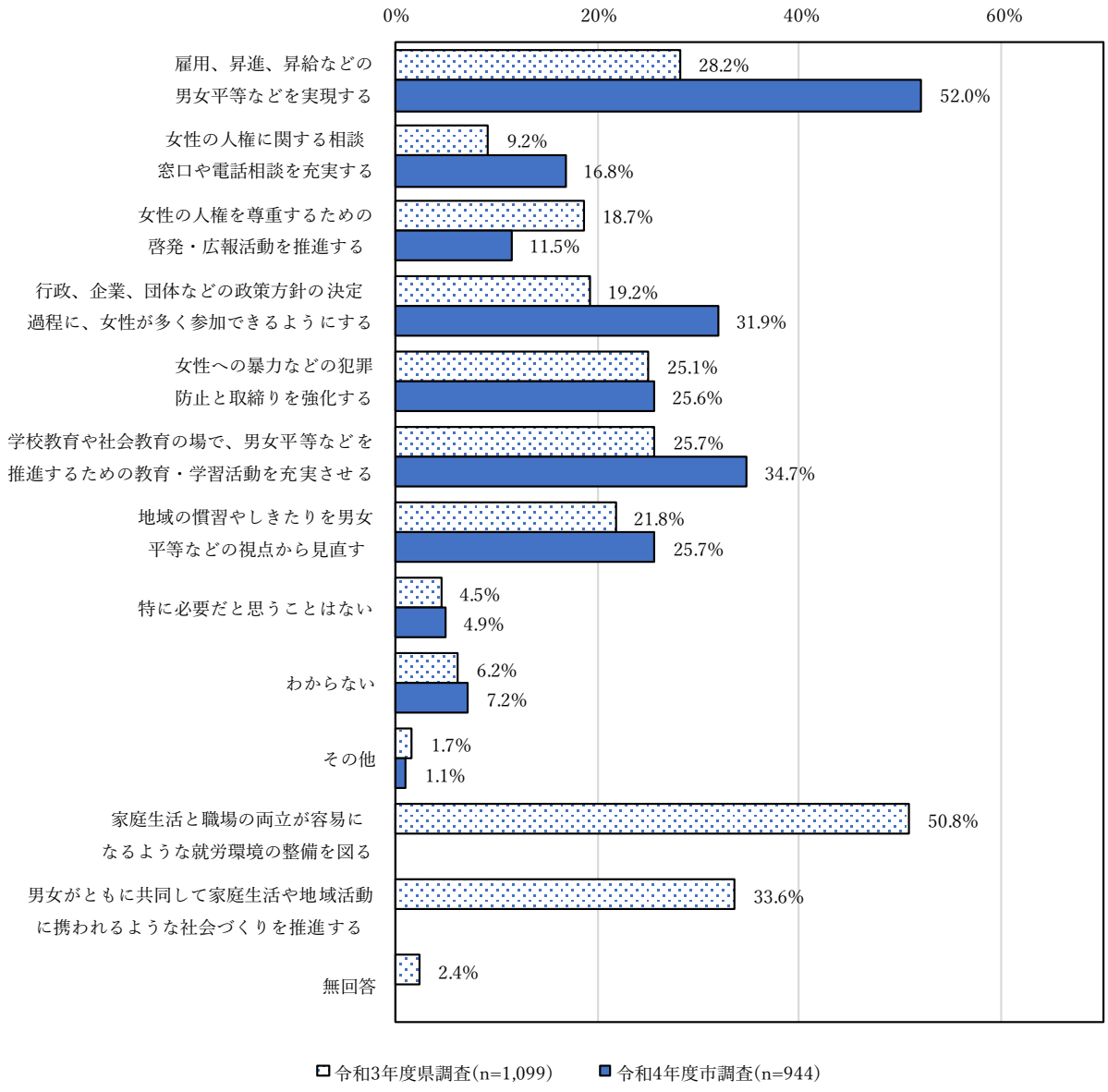

⑶ 子どもの人権について

問 12　次のうち、子どもの人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－４　子どもの人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

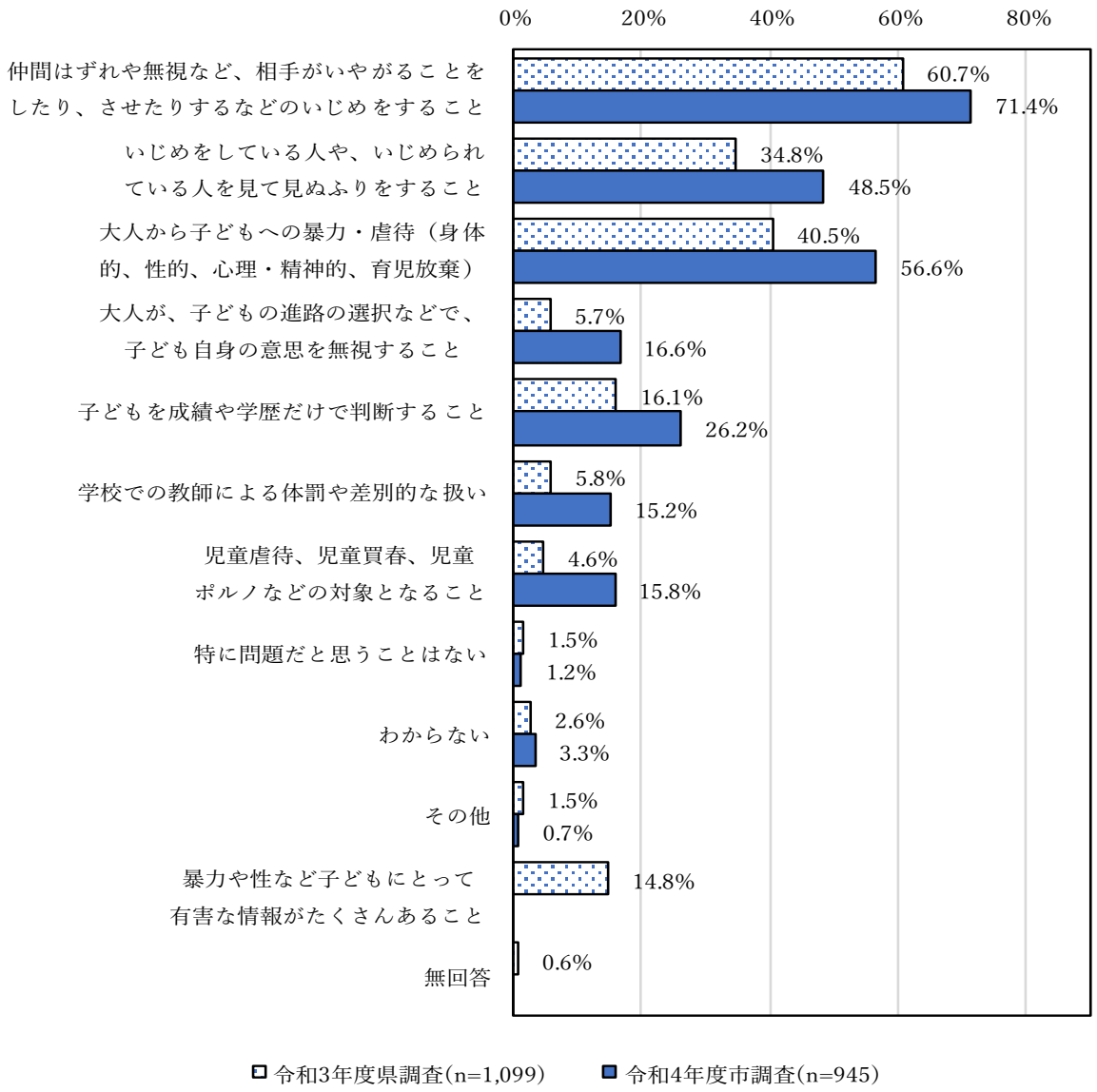

問 13　あなたが児童虐待を発見したらどうしますか。（○は１つだけ）

図表３－５　児童虐待を発見した時の対応（県調査との比較）

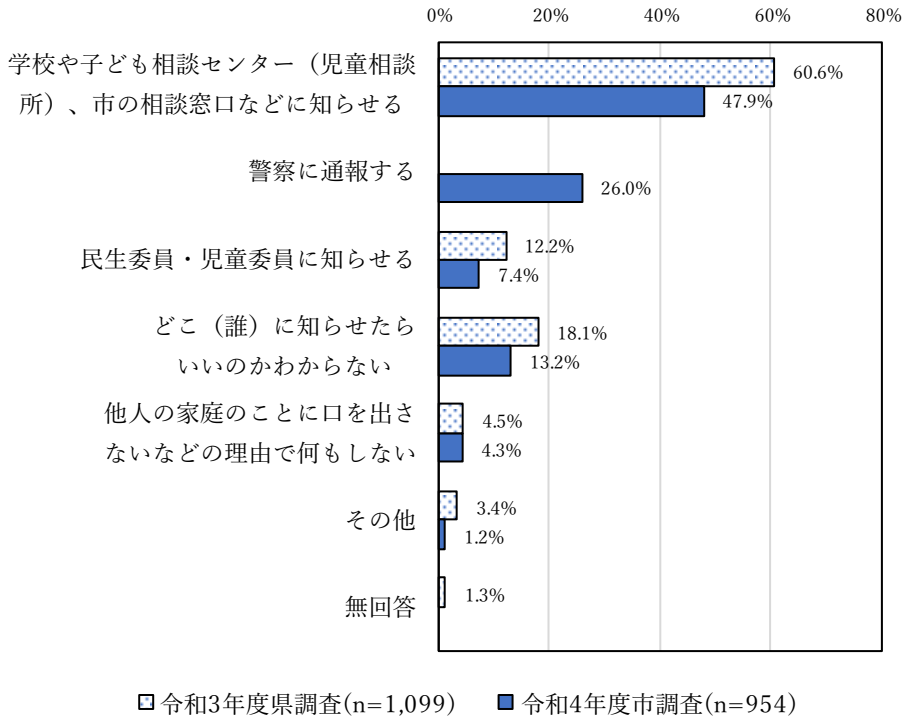

問 14　あなたは、子どもの人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－６　子どもの人権を尊重するために必要なこと（県調査との比較）

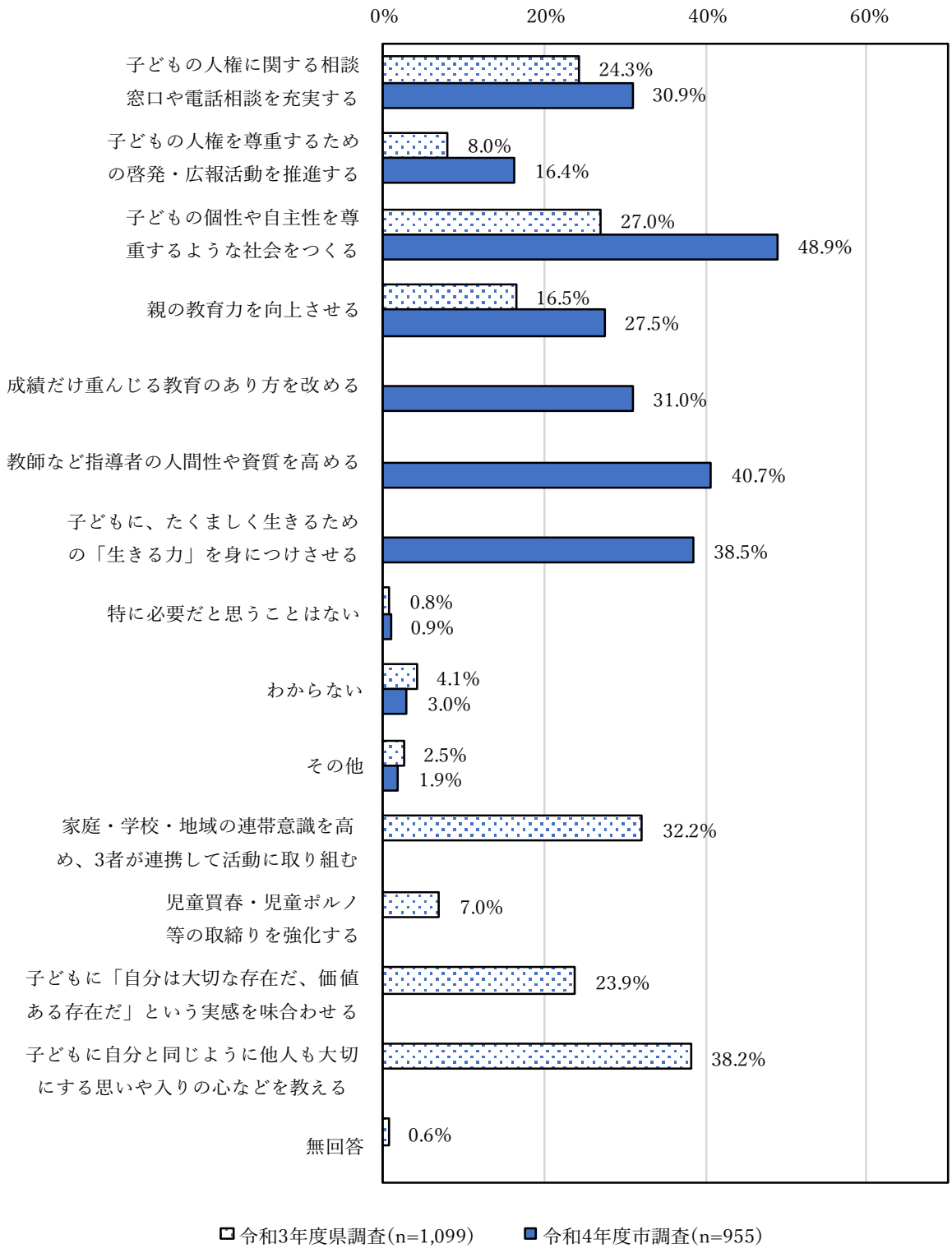

⑷ 高齢者の人権について

問 15　次のうち、高齢者の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－７　高齢者の人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

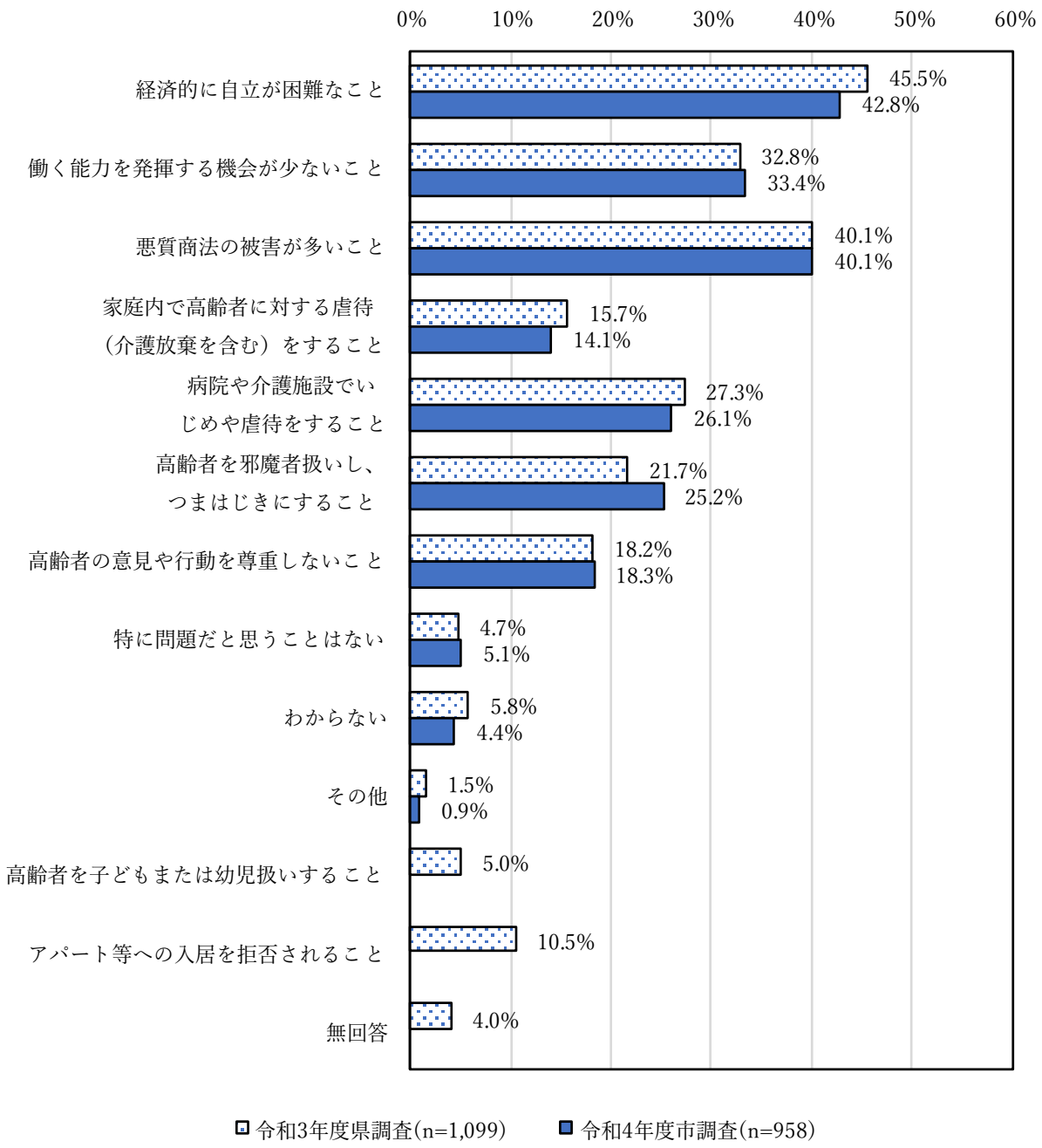

問 16　あなたは、高齢者の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－８　高齢者の人権を尊重するために必要なこと（県調査との比較）

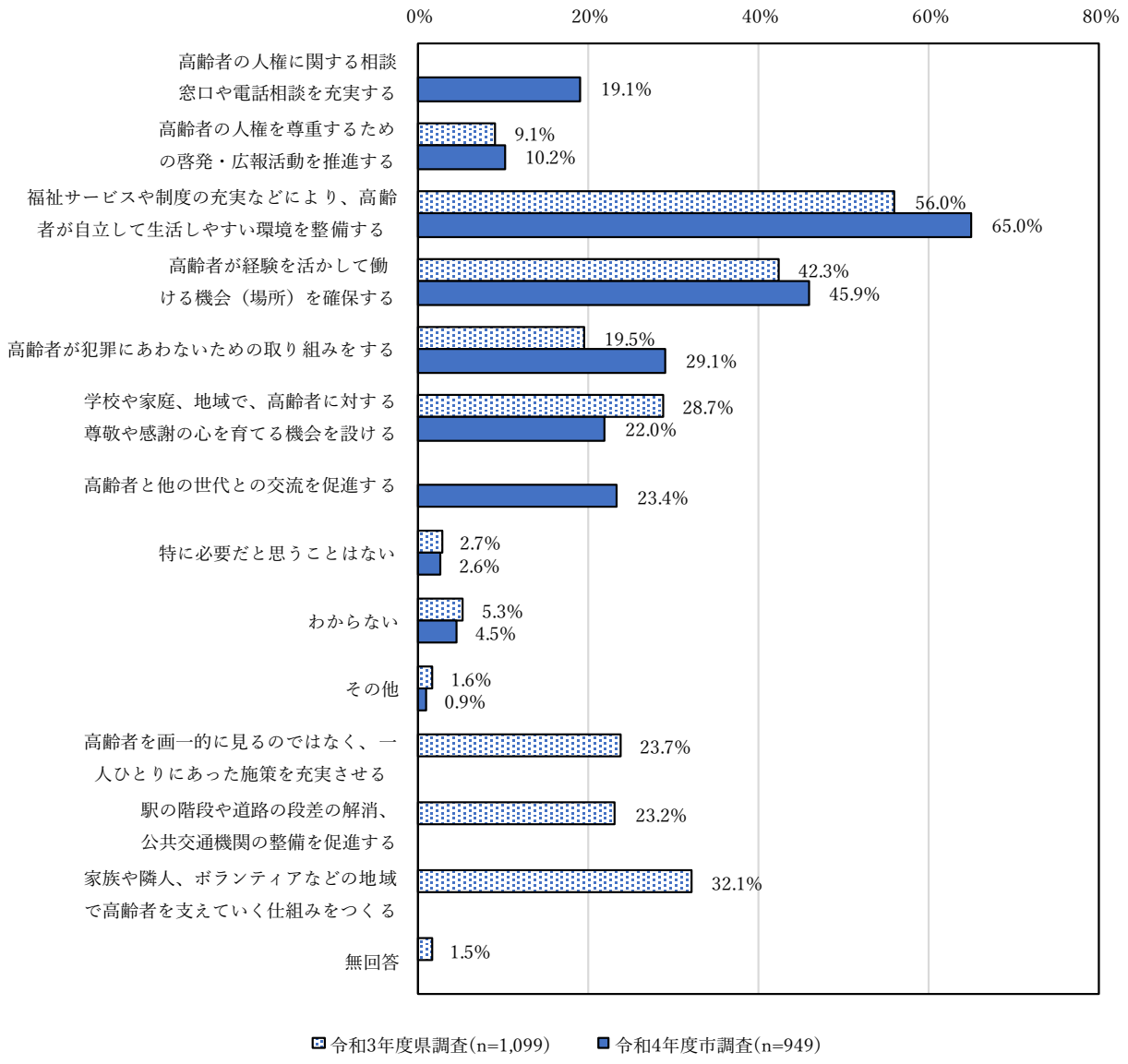

⑸ 障がいのある人の人権について

問 17　次のうち、障がいのある人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－９　障がいのある人の人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

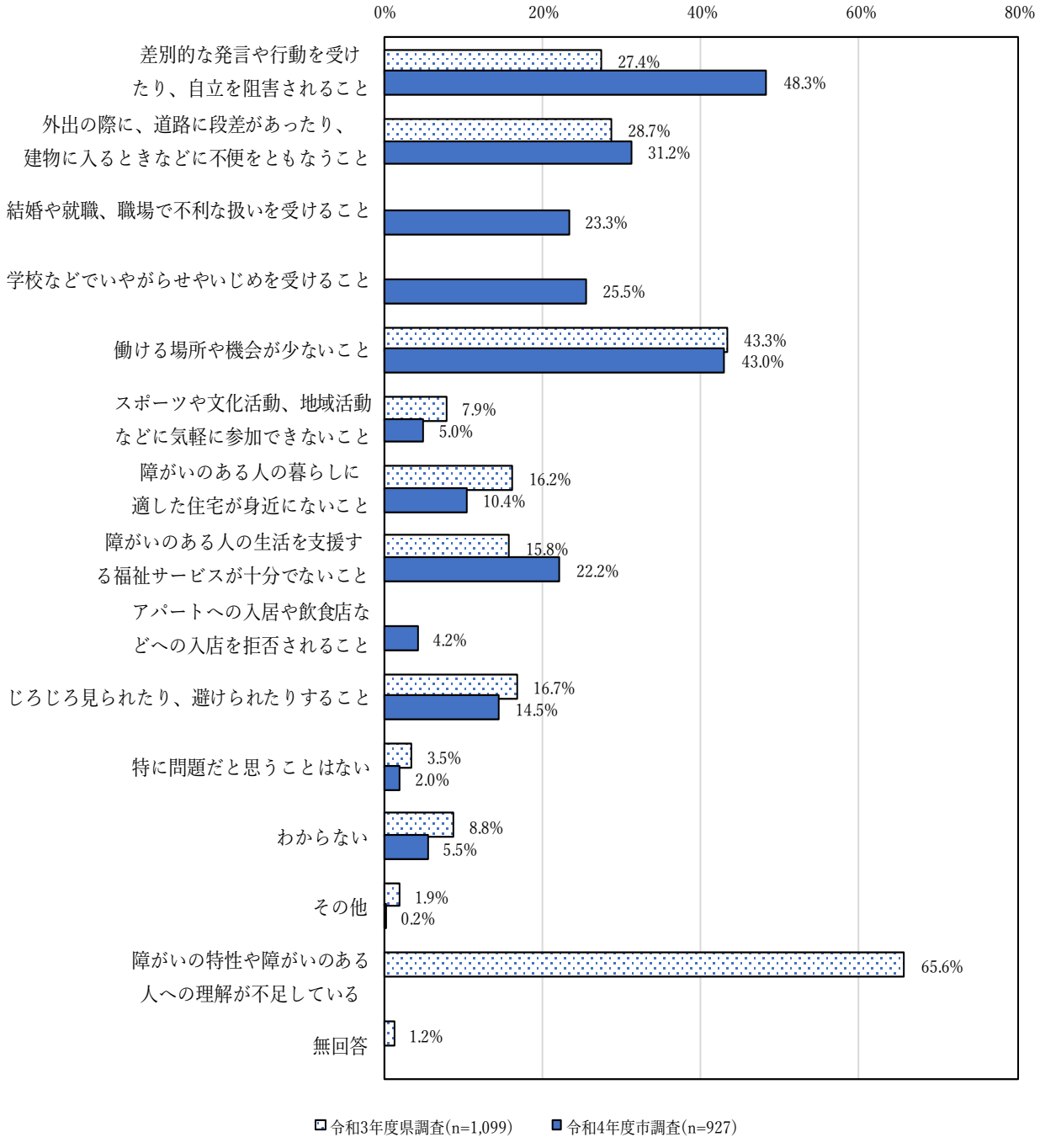

問 18　あなたは、障がいのある人の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－10　障がいのある人の人権を尊重するために必要なこと（県調査との比較）

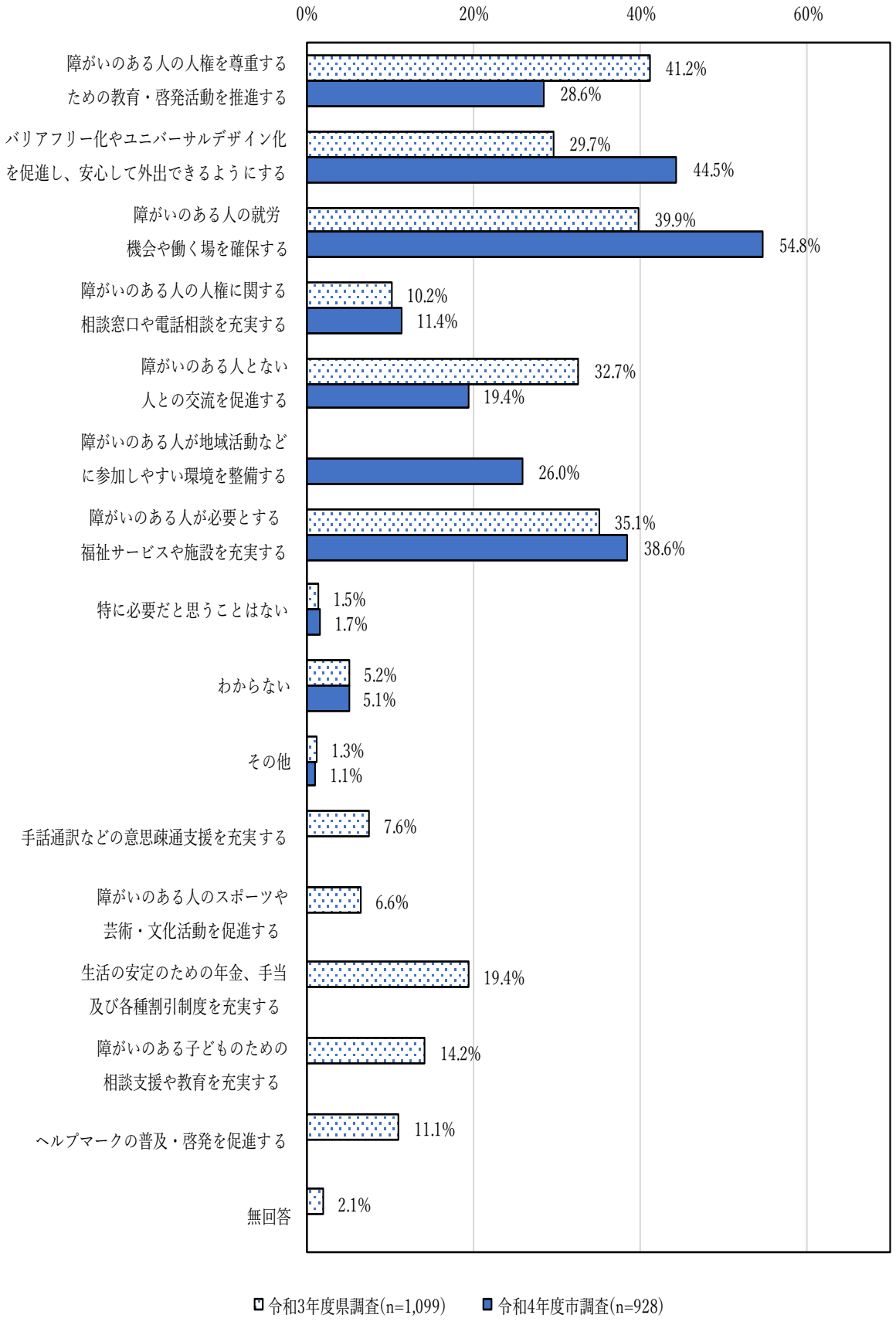

問 19　国では、平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。あなたは、この法律を知っていますか。（○は１つだけ）

図表３－11　障害者差別解消法について（県調査との比較）

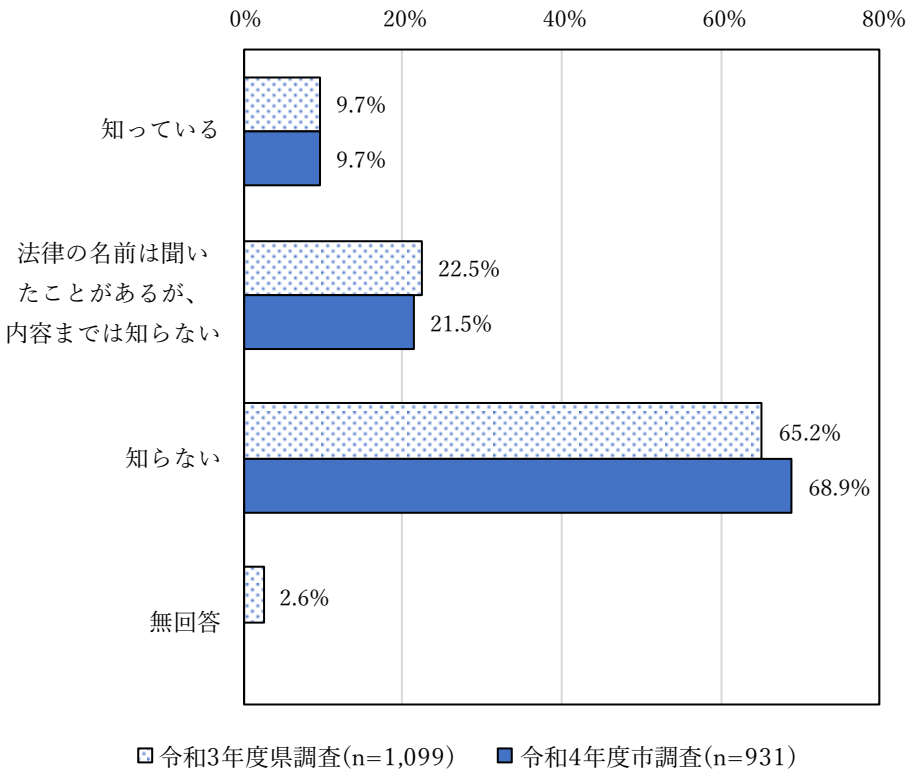

⑹ 部落差別（同和問題）による人権について

問 20　部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか知っていますか。（○は１つだけ）

図表３－12　部落差別又は同和問題について（国調査・県調査との比較）

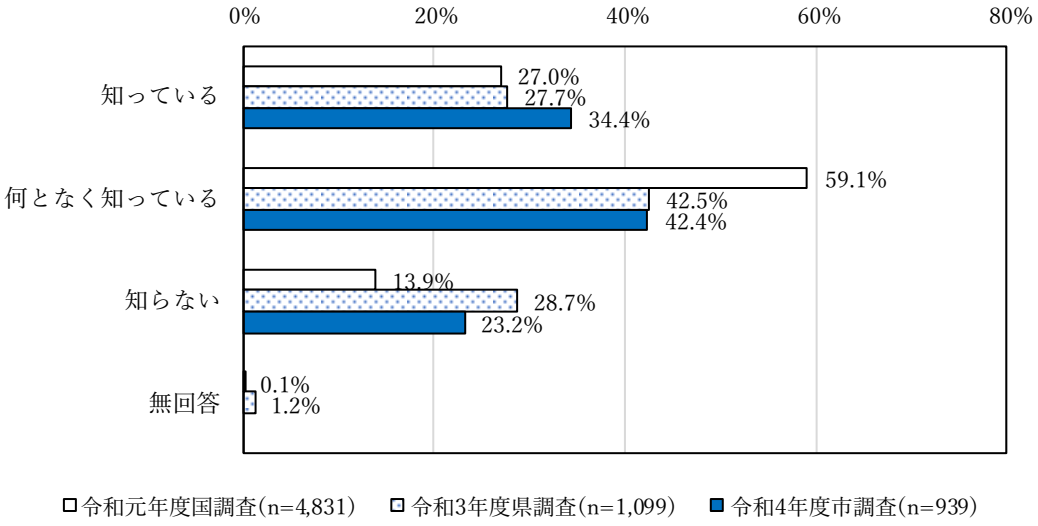

問 21　部落差別が不当な差別であることを知っていますか。（○は１つだけ）

図表３－13　部落差別の不当性について（国調査・県調査との比較）

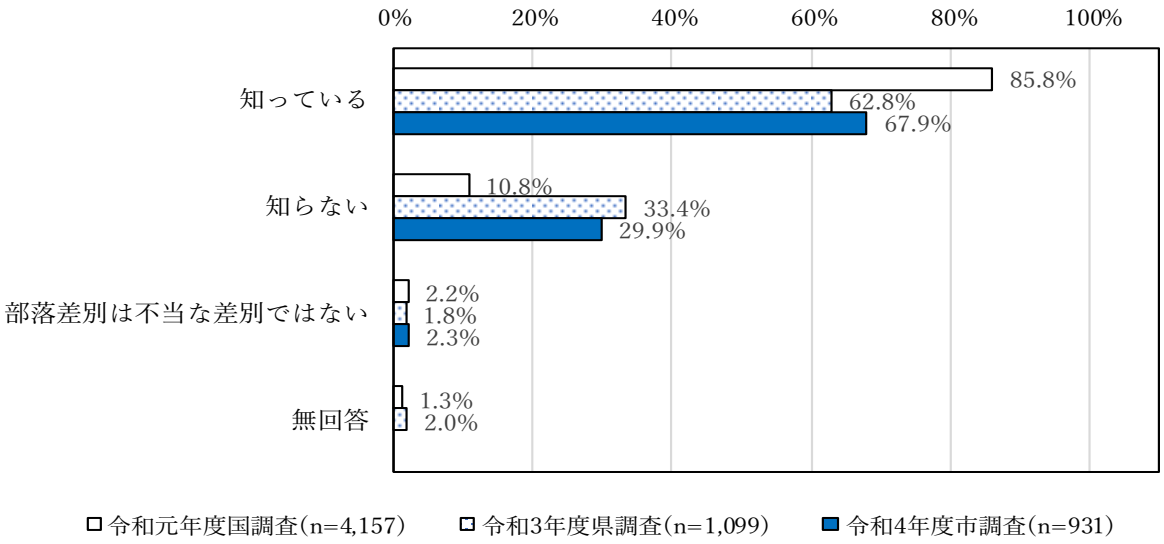

問 22　あなたが部落差別（同和問題）や同和地区についてはじめて知ったきっかけは何ですか。
（○は１つだけ）

図表３－14　部落差別等を知ったきっかけについて（国調査・県調査との比較）

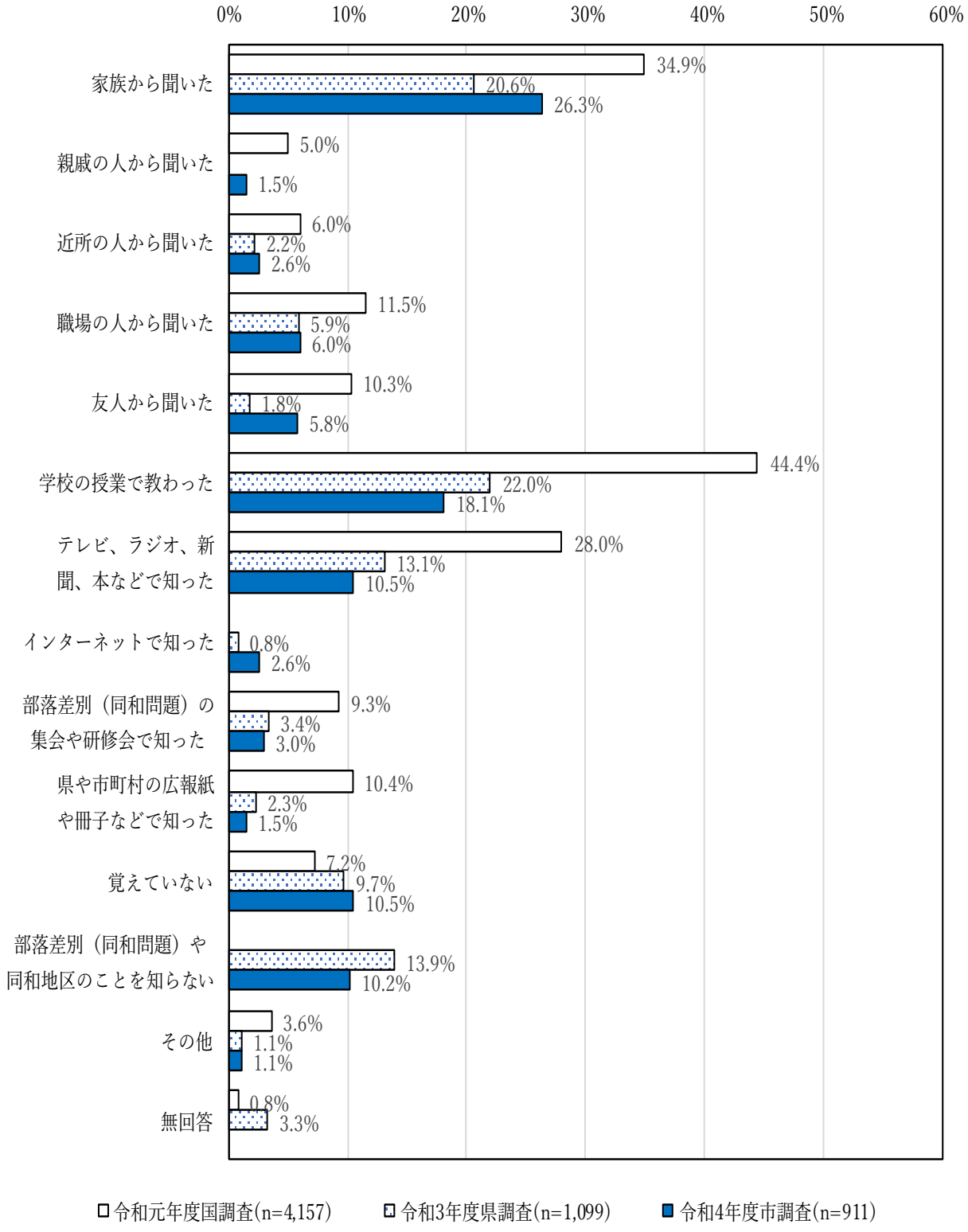

問 23　現在でも部落差別があると思いますか。（○は１つだけ）

図表３－15　部落差別の存在について（国調査・県調査との比較）

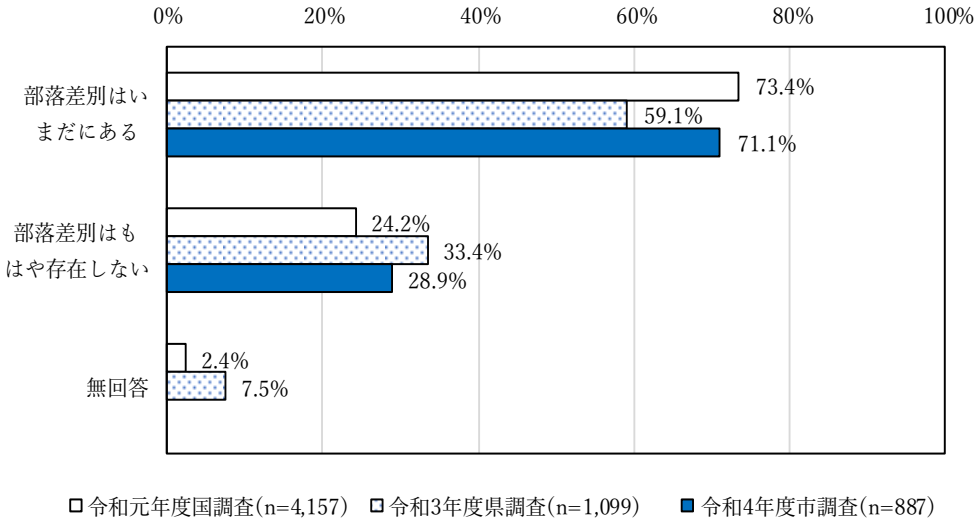

問 24　問 23 で「１.部落差別はいまだにある」を選択された方にお聞きします。どのような場面、事例で部落差別はあると思いますか。（○はいくつでも）

図表３－16　部落差別の事例について（国調査・県調査との比較）

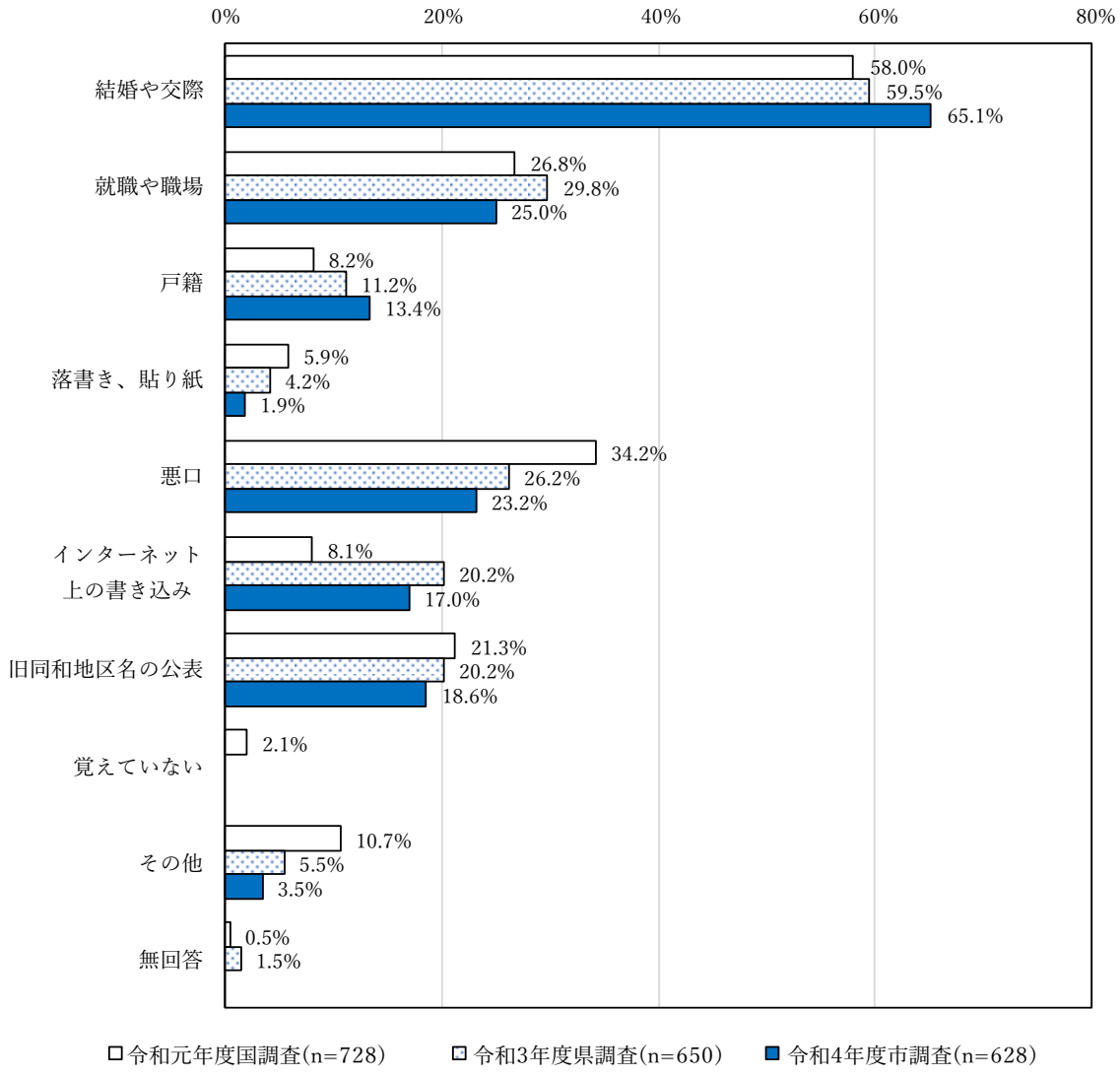

問 26　仮に、あなたのお子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください。）、同和地区出身者の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。（○はあなたの気持ちにいちばん近いものに１つだけ）

図表３－17　お子さんの結婚について（県調査との比較）

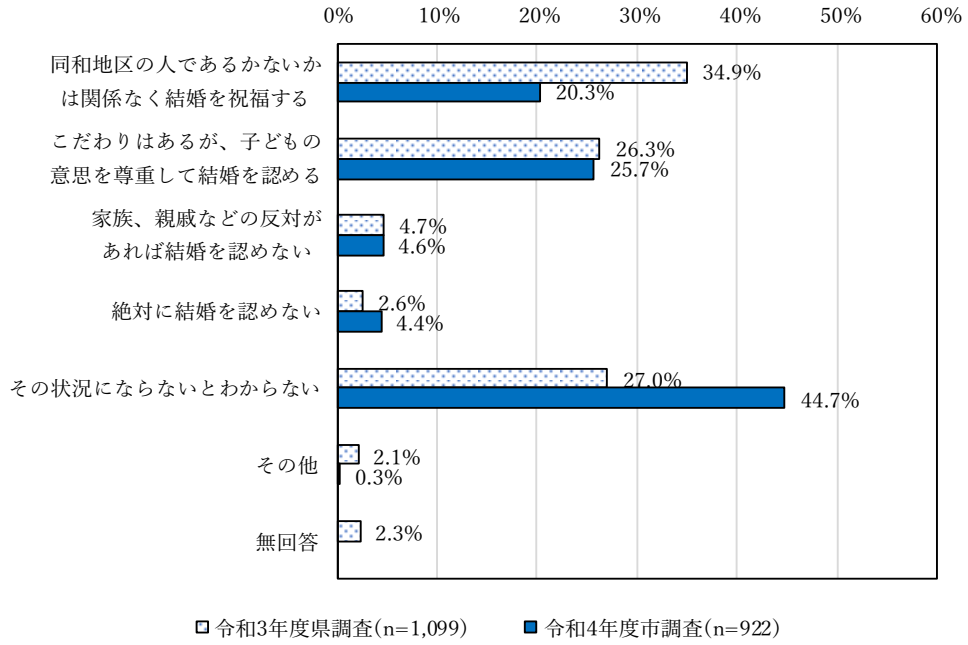

問 27　部落差別（同和問題）について、あなたはどう考えますか。（○はあなたの考え方にいちばん近いものに１つだけ）

図表３－18　部落差別（同和問題）に対する考え方について（県調査との比較）

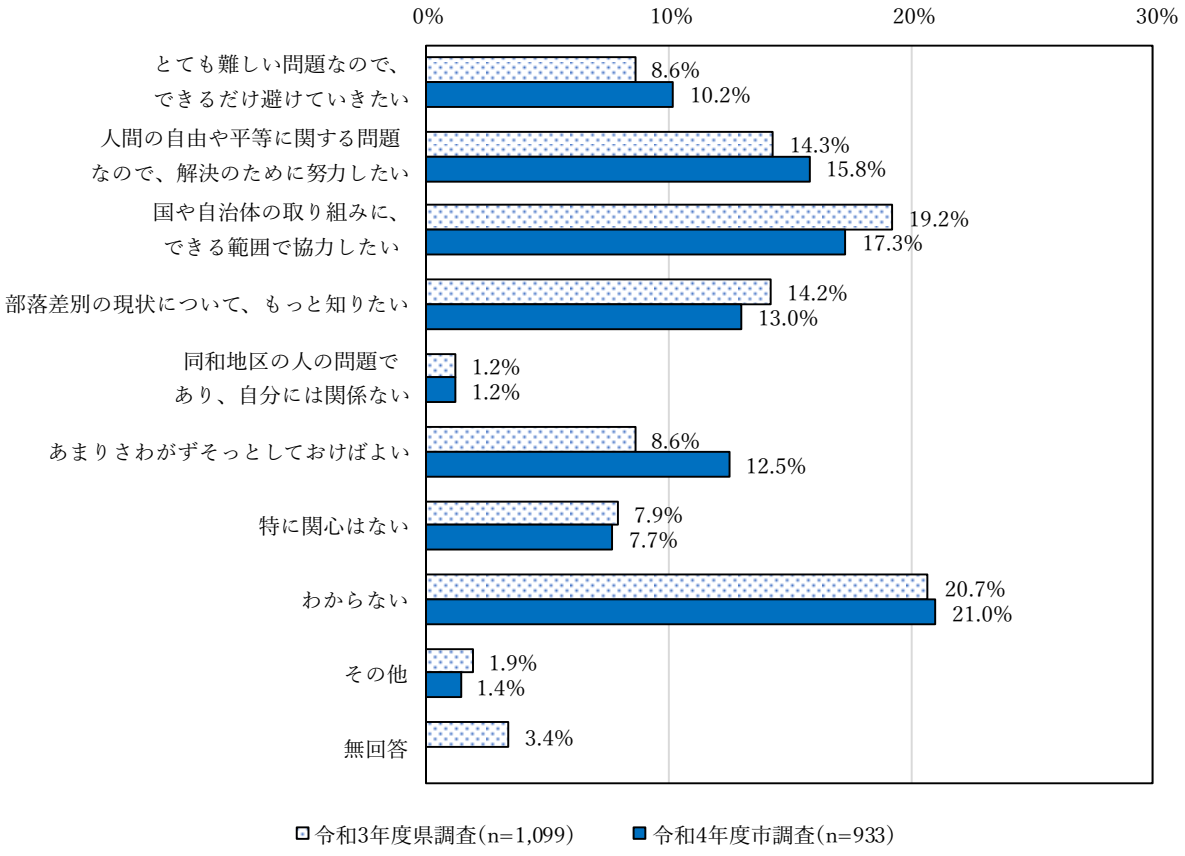

問 28　あなたは、今後の部落差別（同和問題）について、どのような取り組みが重要だと思いますか。（○は３つまで）

図表３－19　部落差別解消の取り組みについて（県調査との比較）

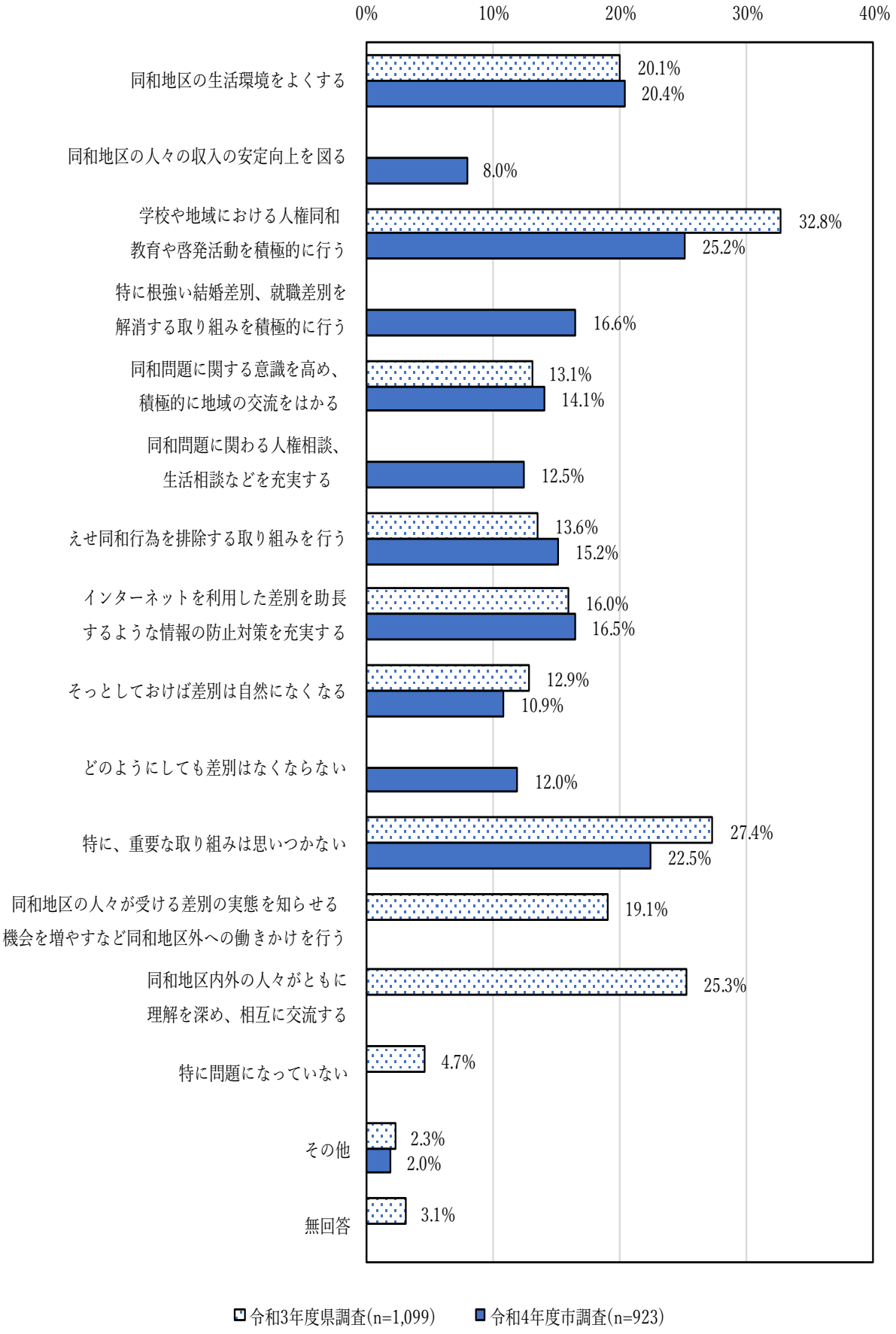

問 29　あなたは、部落差別（同和問題）を解消するために、教育・啓発活動を今後どのようにしたらよいと思いますか。（○は１つだけ）

図表３－20　部落差別解消のための教育・啓発活動について（国調査・県調査との比較）

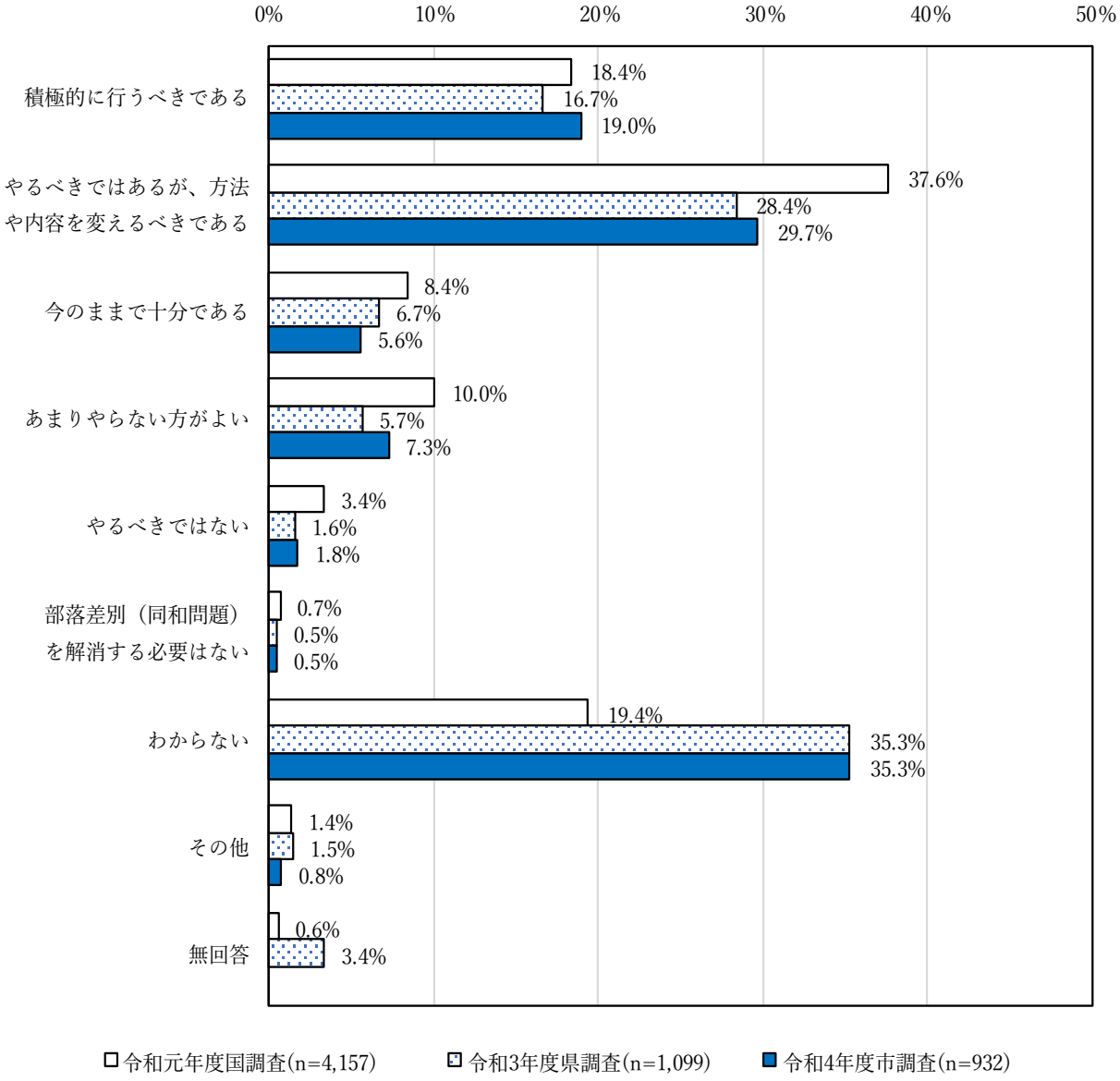

問 30　国では、平成 28 年 12 月に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。
あなたはこの法律を知っていますか。（○は１つだけ）

図表３－21　部落差別解消推進法について（国調査・県調査との比較）

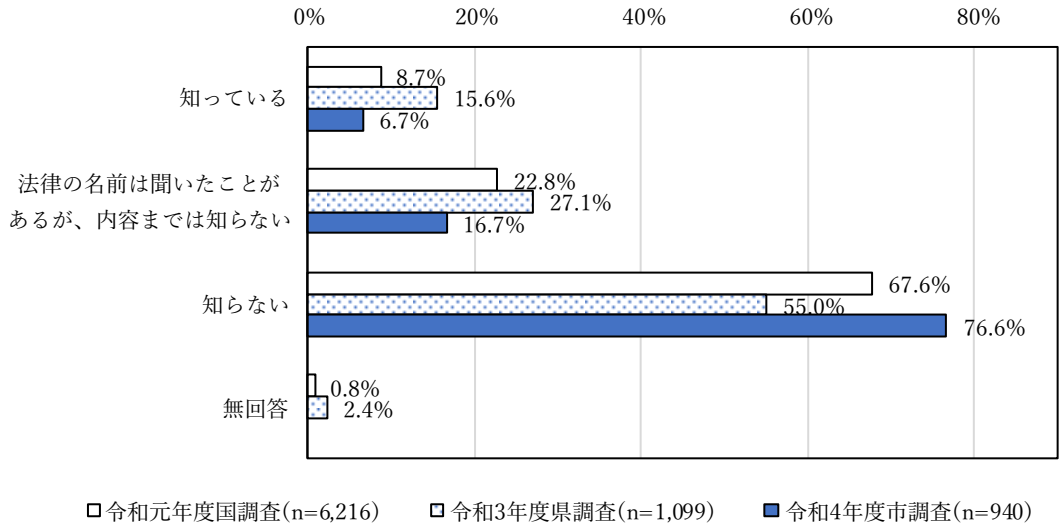

⑺ 外国人の人権について

問 31　次のうち、外国人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－22　外国人の人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

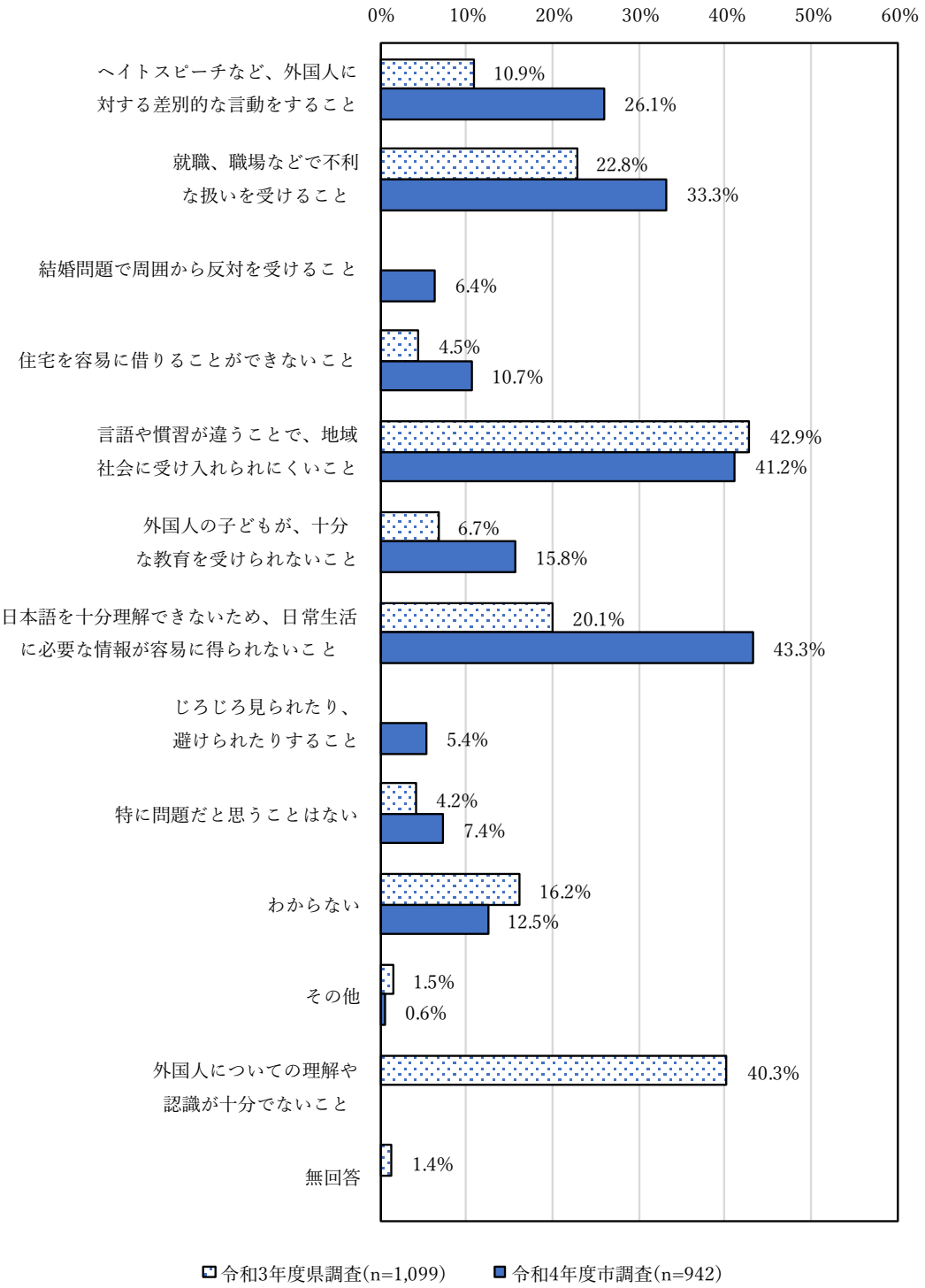

問 32　あなたは、外国人の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－23　外国人の人権を尊重するために必要なこと（県調査との比較）

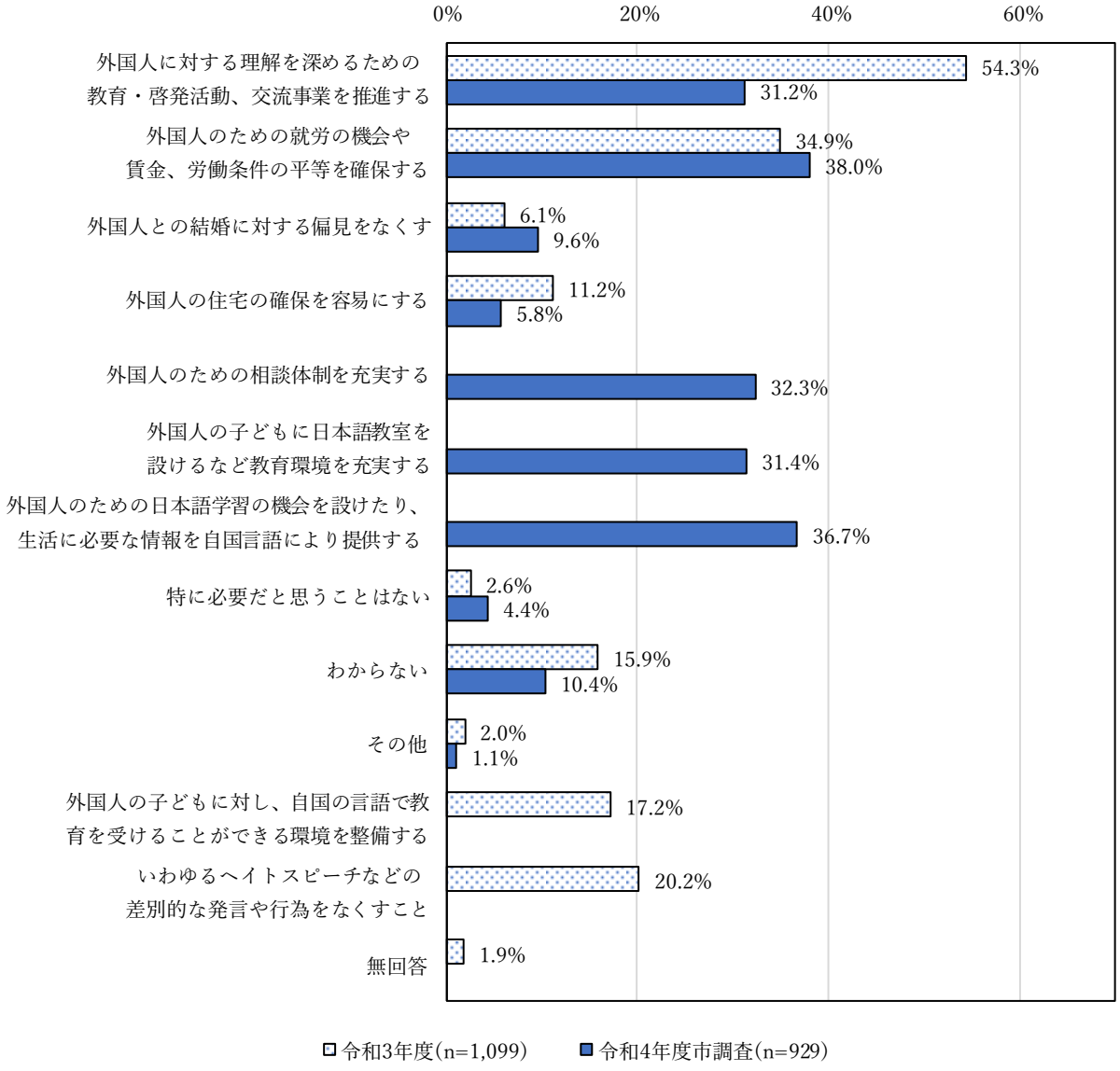

問 33　国では、平成 28 年 6 月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。あなたはこの法律を知っていますか。（○は１つだけ）

図表３－24　ヘイトスピーチ解消法について（県調査との比較）

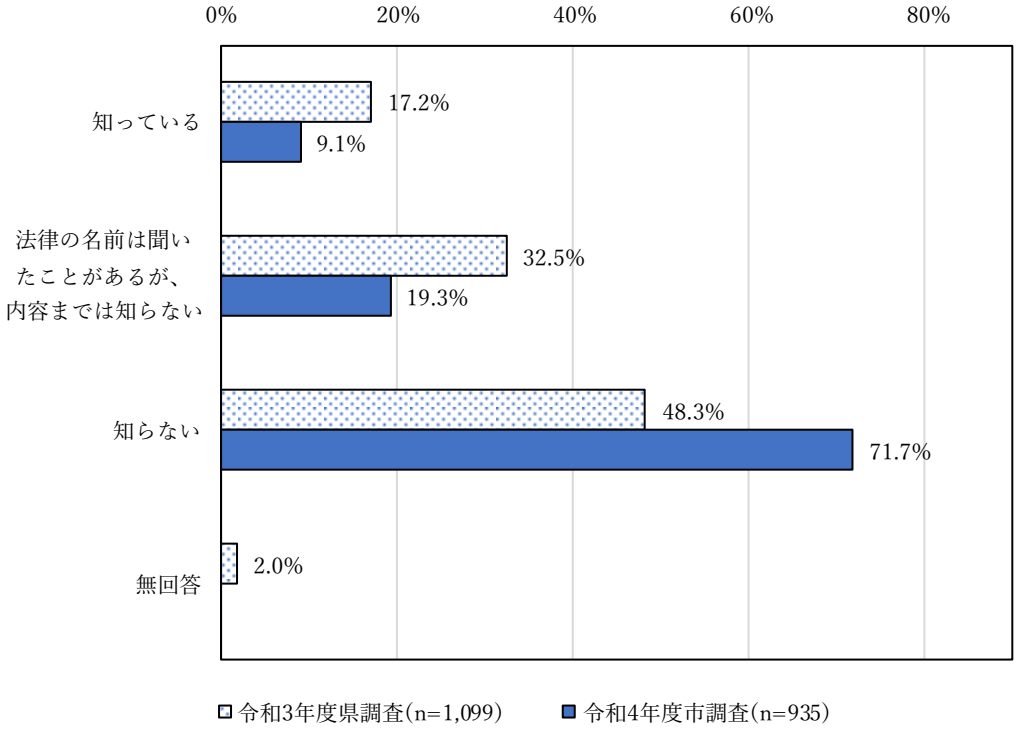

⑻ 感染症（エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染者等）に関連した人権について

問 34　次のうち、感染症患者等の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－25　感染症患者等の人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

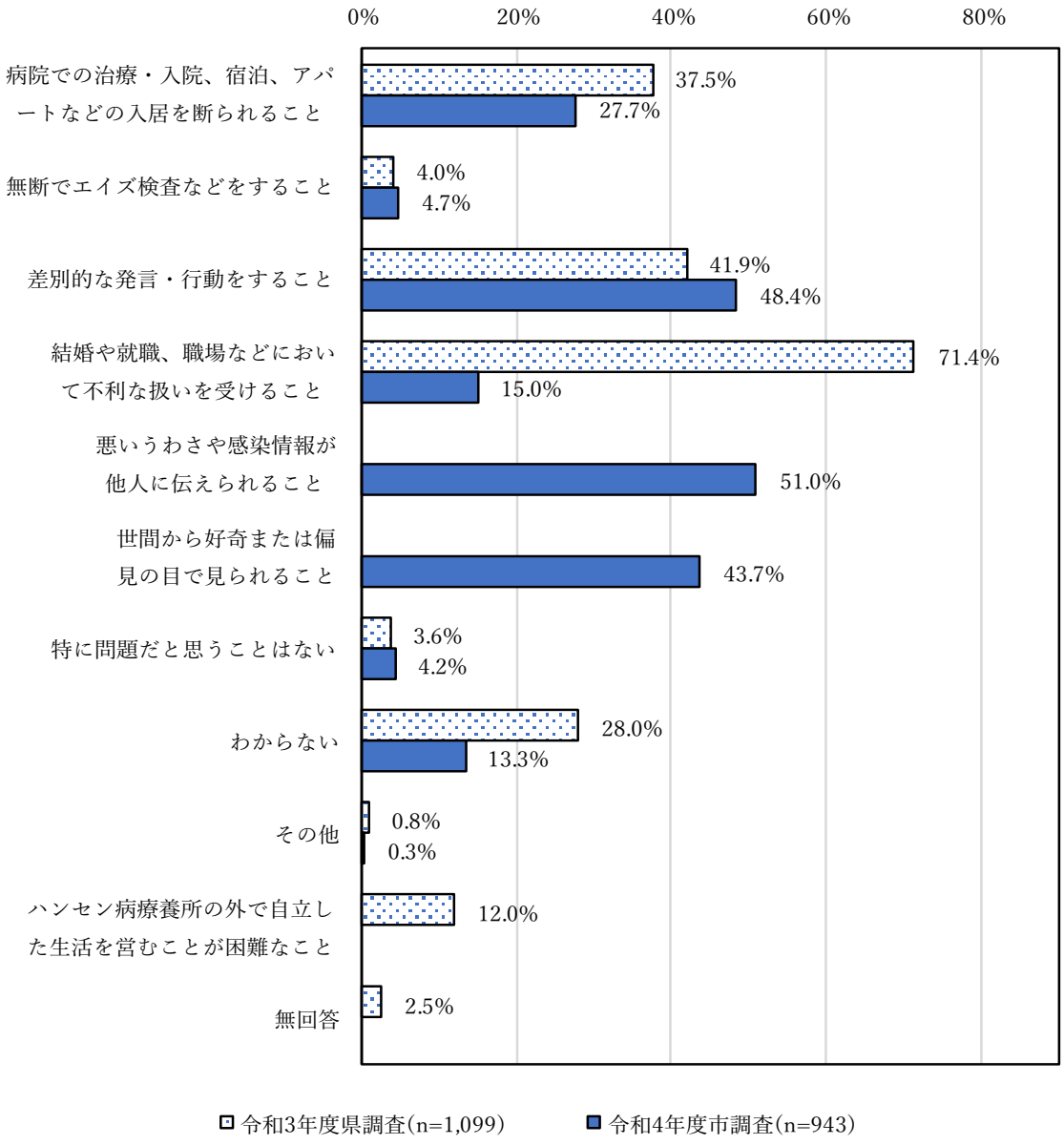

問 36　ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－26　ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復について（県調査との比較）

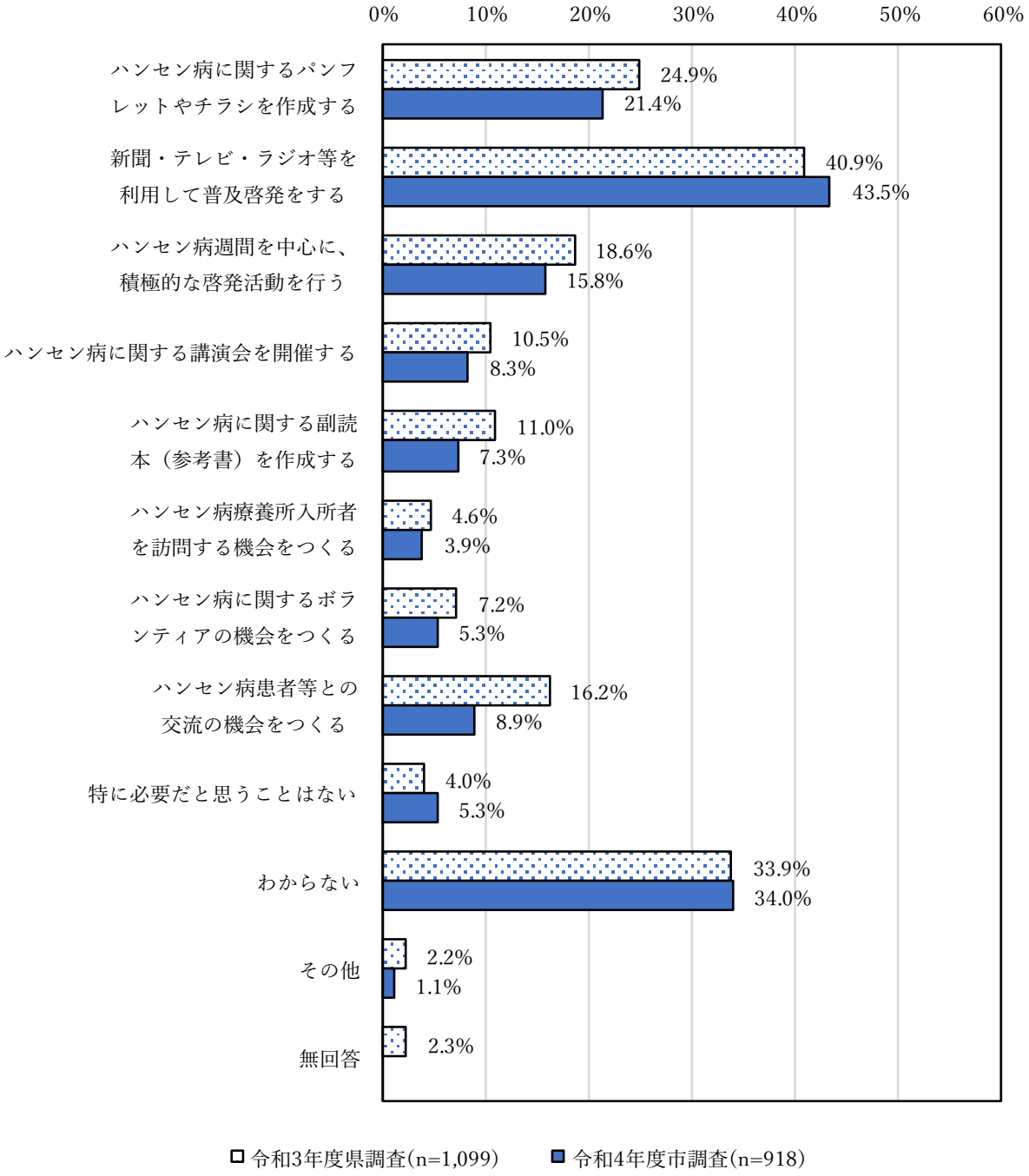

問 37　次のうち、新型コロナウイルス感染症に関する人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－27　新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について（県調査との比較）

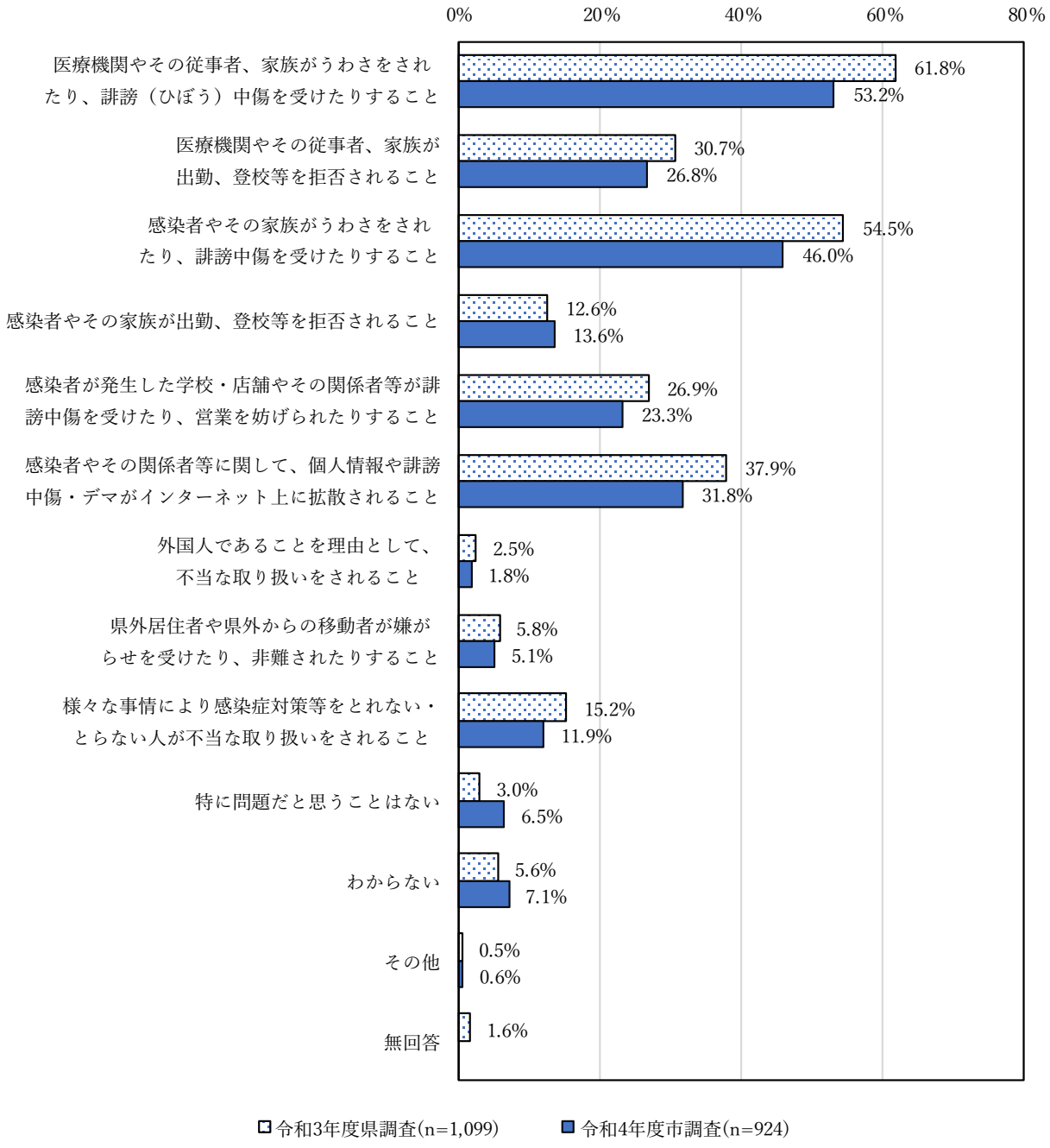

⑼ 刑を終えて出所した人の人権について

問 38　罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますか。（○は３つまで）

図表３－28　刑を終えて出所した人の人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

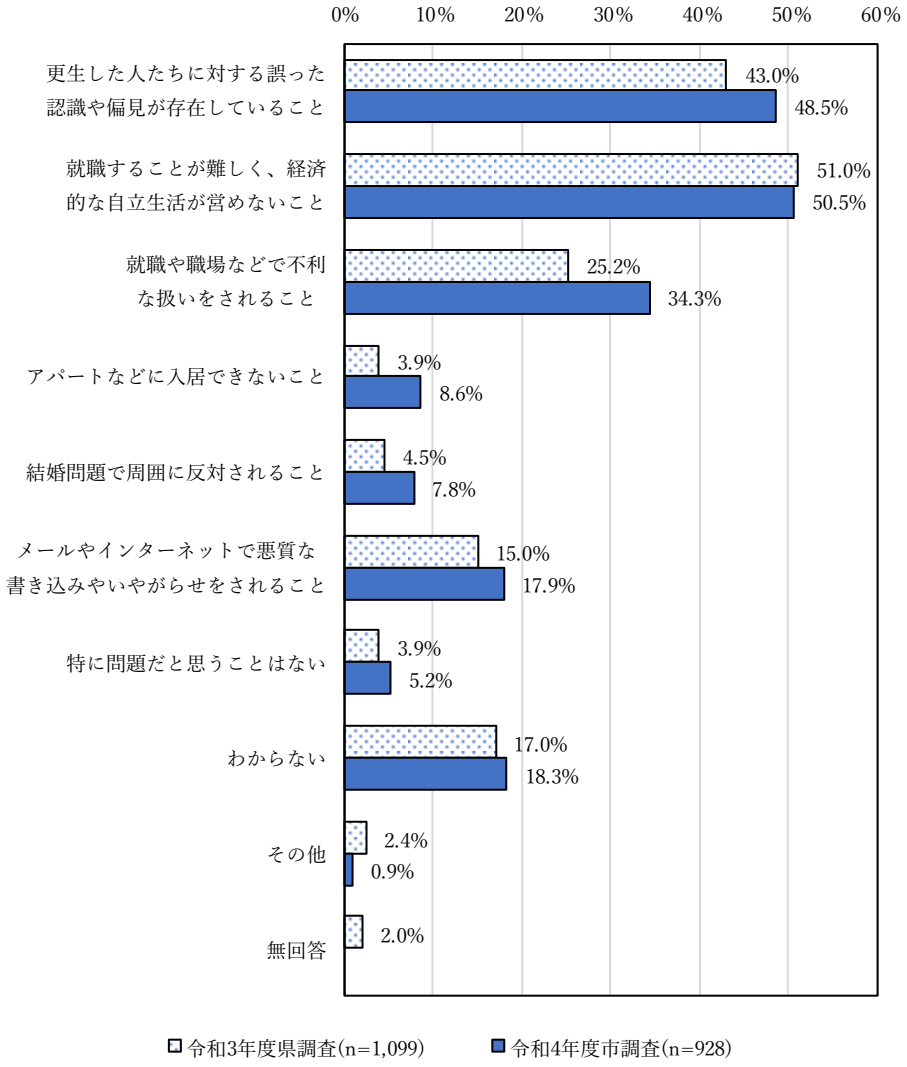

問 39　日頃から親しくつきあっていた人が、刑を終えて出所した人であるとわかったときあなたはどうしますか。（○は１つだけ）

図表３－29　刑を終えて出所した人とのつきあい方について（県調査との比較）

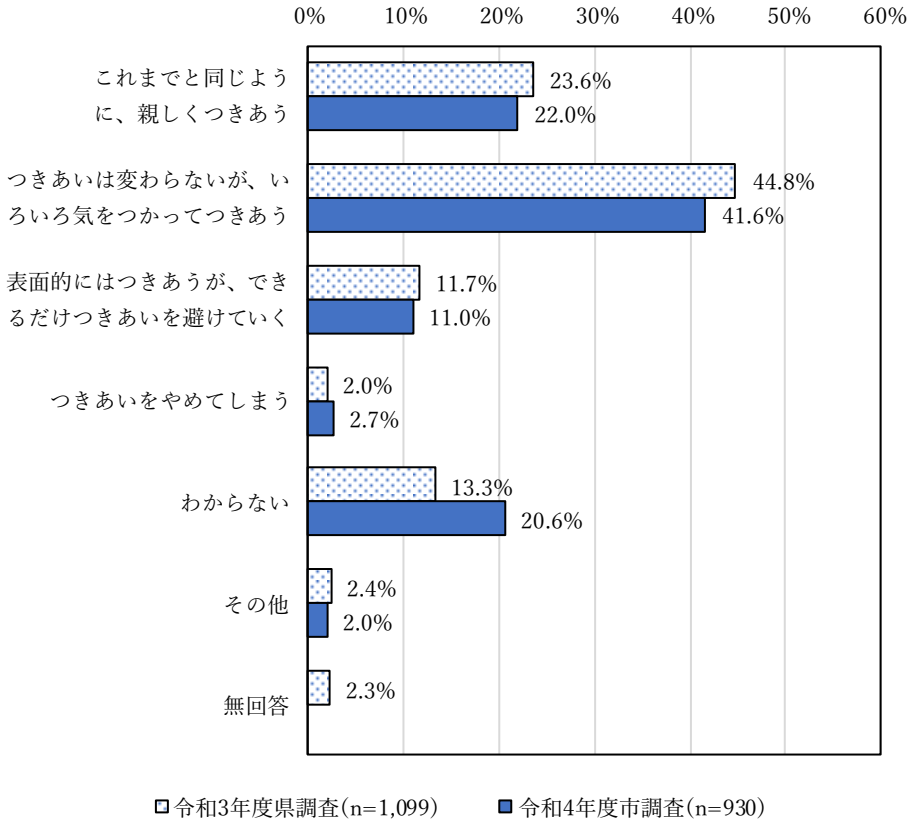

⑽ 犯罪被害者とその家族の人権について

問 40　次のうち、犯罪被害者やその家族の人権侵害について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－30　犯罪被害者等の人権について問題があると思うこと（複数回答）

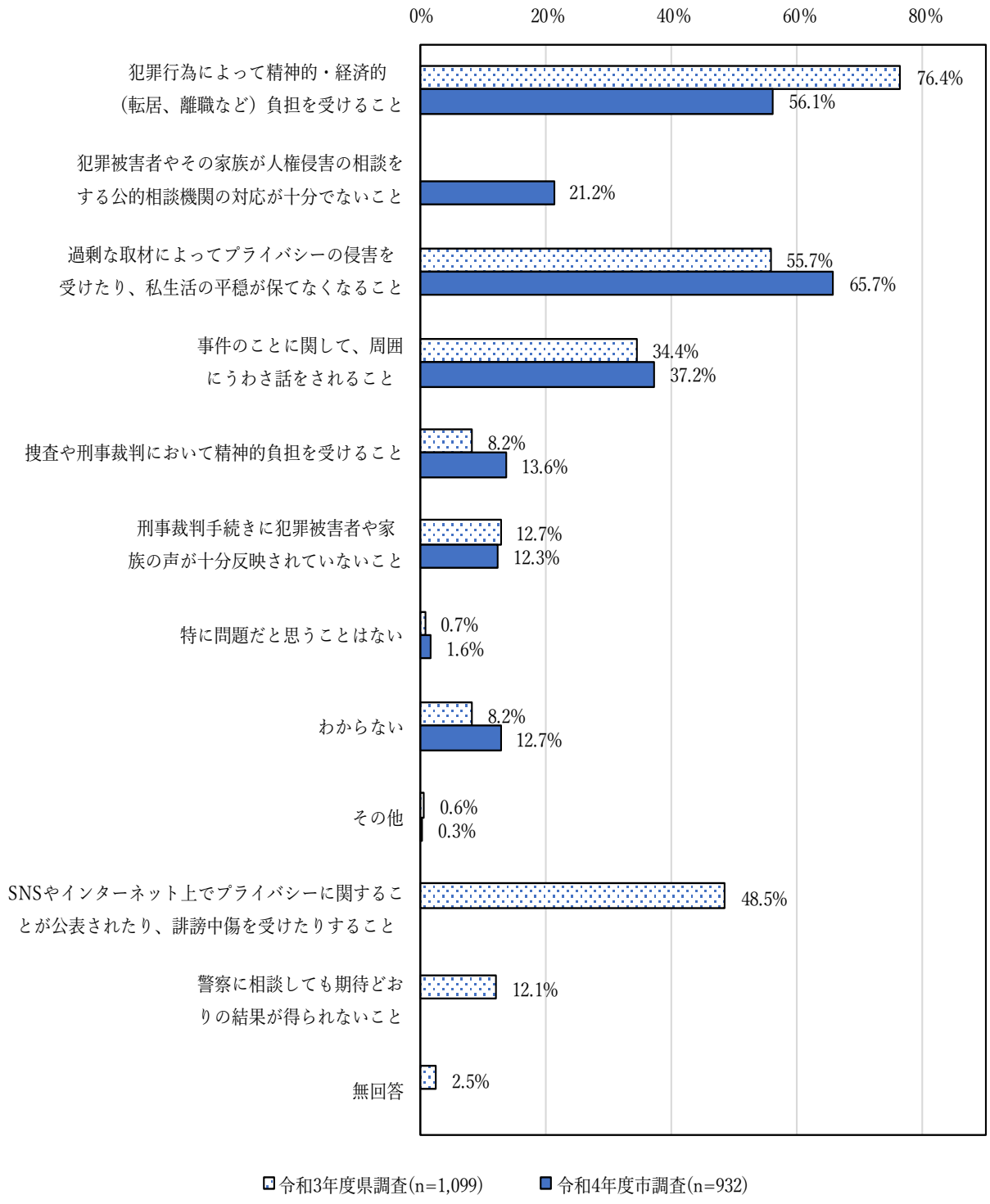

問 41　あなたは、犯罪被害者やその家族の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－31　犯罪被害者等の人権を尊重するために必要なこと（県調査との比較）

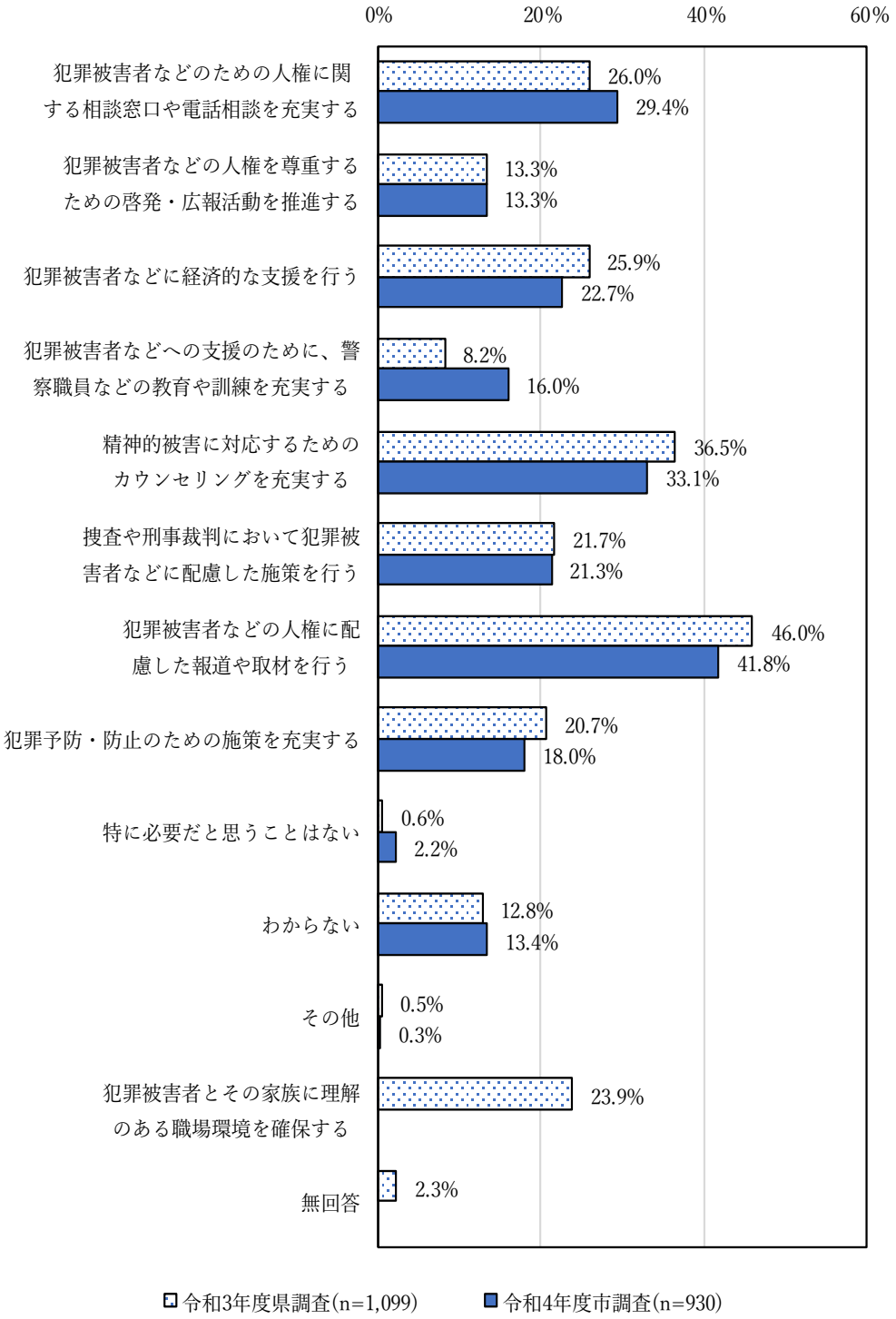

⑾ インターネットによる人権問題について

問 42　次のうち、インターネットを利用した人権侵害について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－32　インターネットによる人権侵害について問題があると思うこと（県調査との比較）

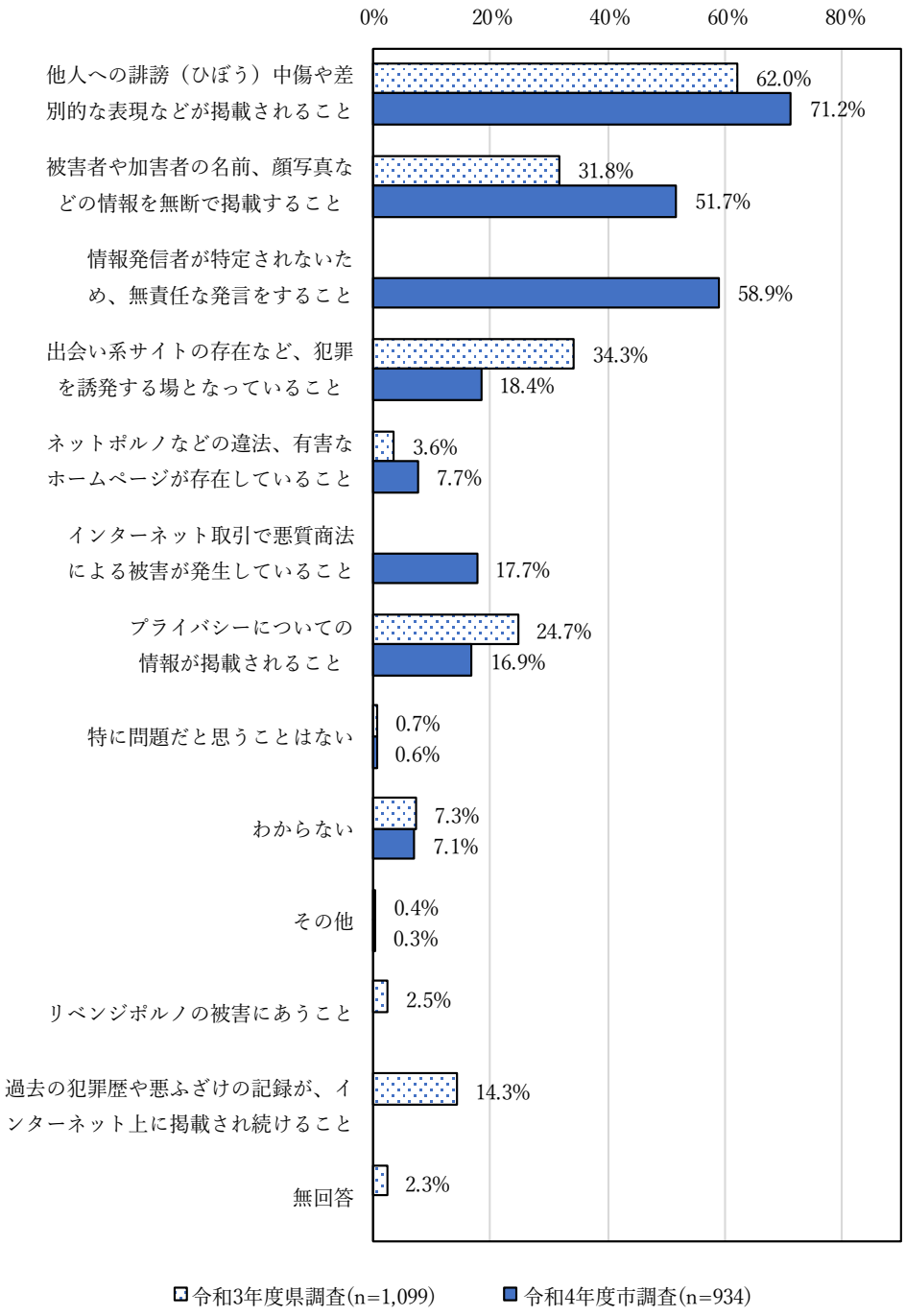

問 43　あなたは、インターネットによる人権侵害を防止又は解決するために必要なことはどのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－33　インターネットによる人権侵害を防止するために必要なこと（県調査との比較）

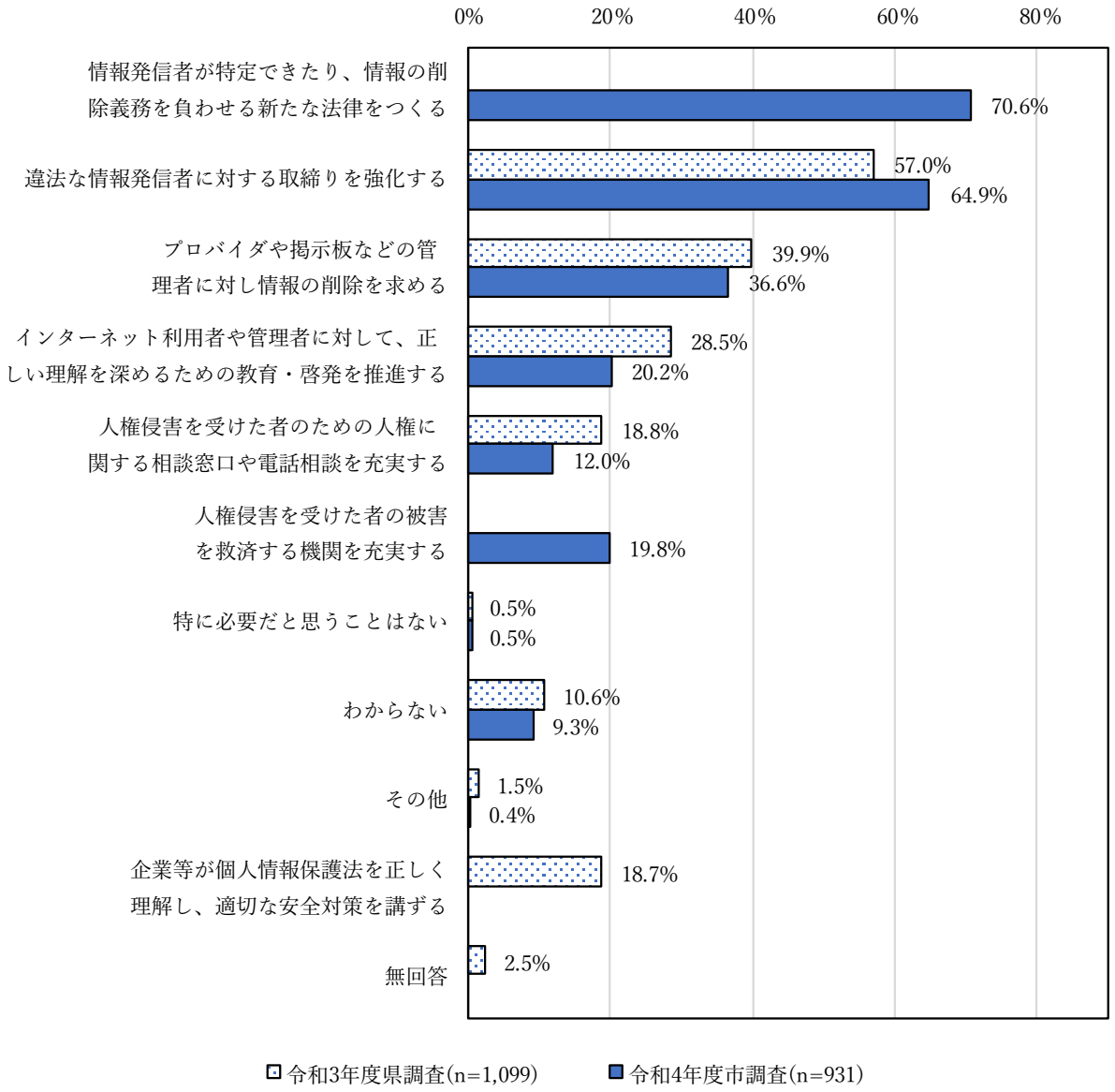

⑿ ホームレスの人権について

問 44　次のうち、ホームレスの人権について、特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－34　ホームレスの人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

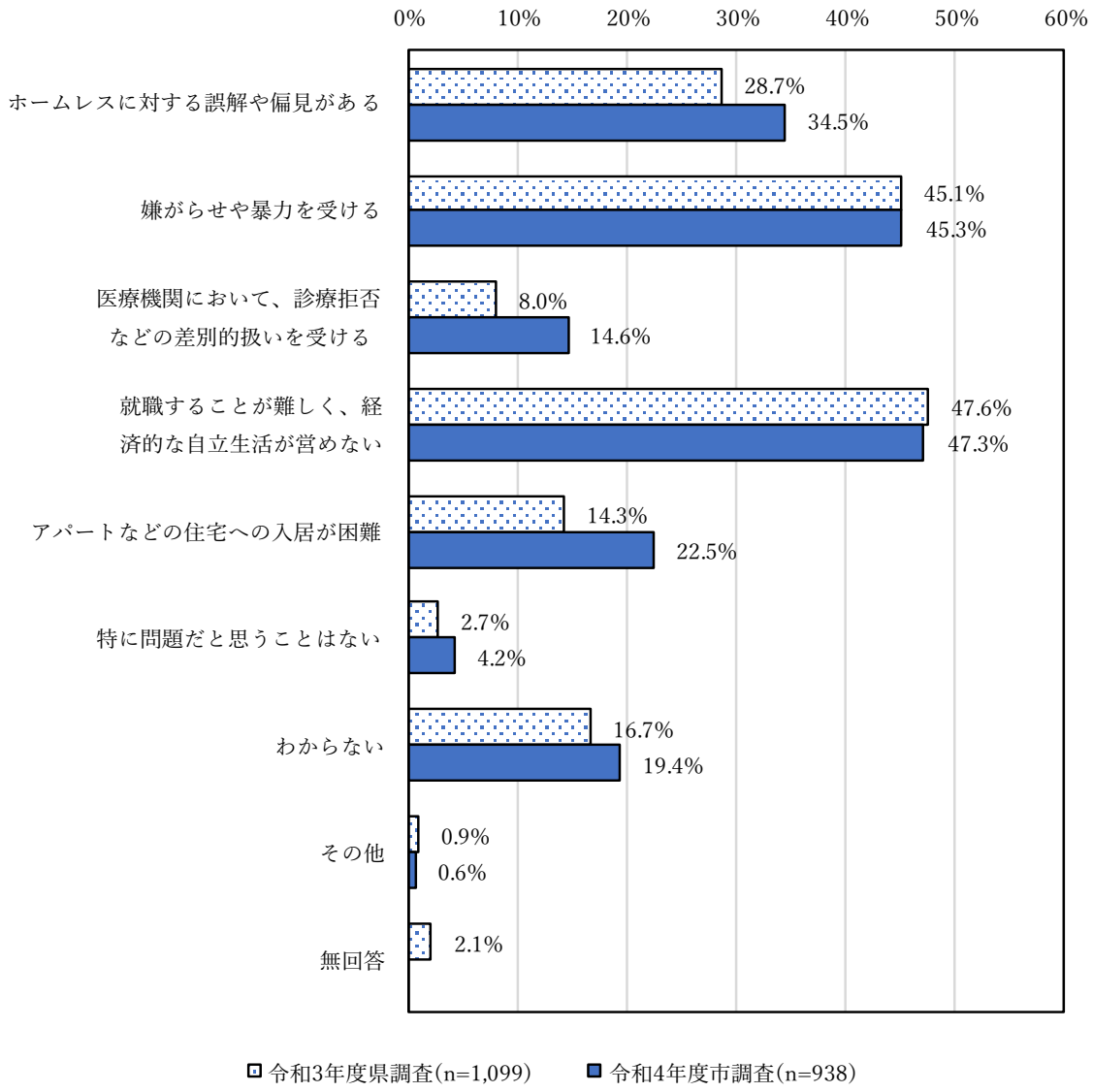

問 45　あなたは、ホームレスの人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－35　ホームレスの人権を尊重するために必要なこと（県調査との比較）

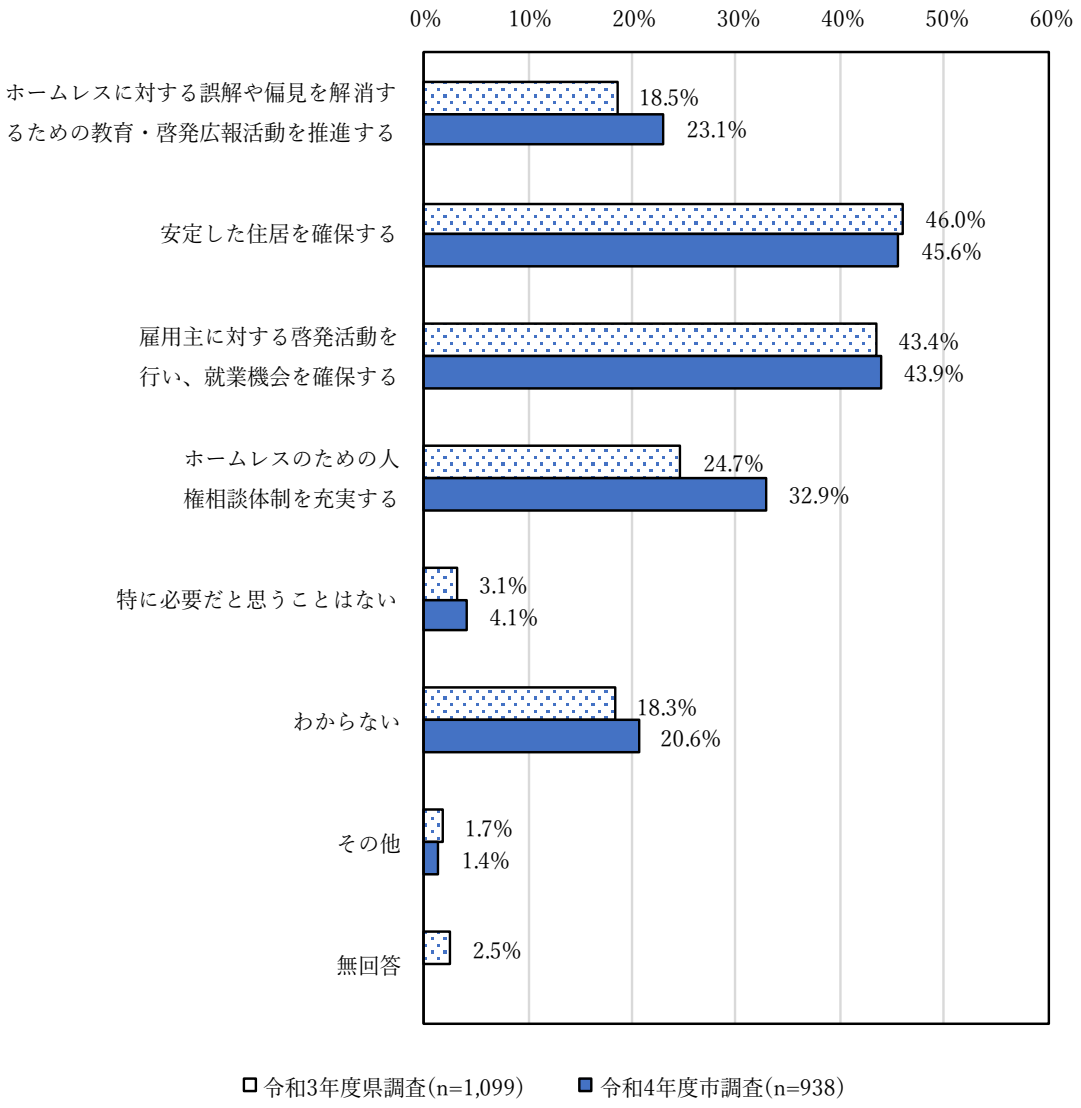

⑬ 性的少数者（性的指向や性自認（性同一性）における少数者）の人権について

問 46　次のうち、性的少数者の人権について、特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

図表３－36　性的少数者の人権について問題があると思うこと（県調査との比較）

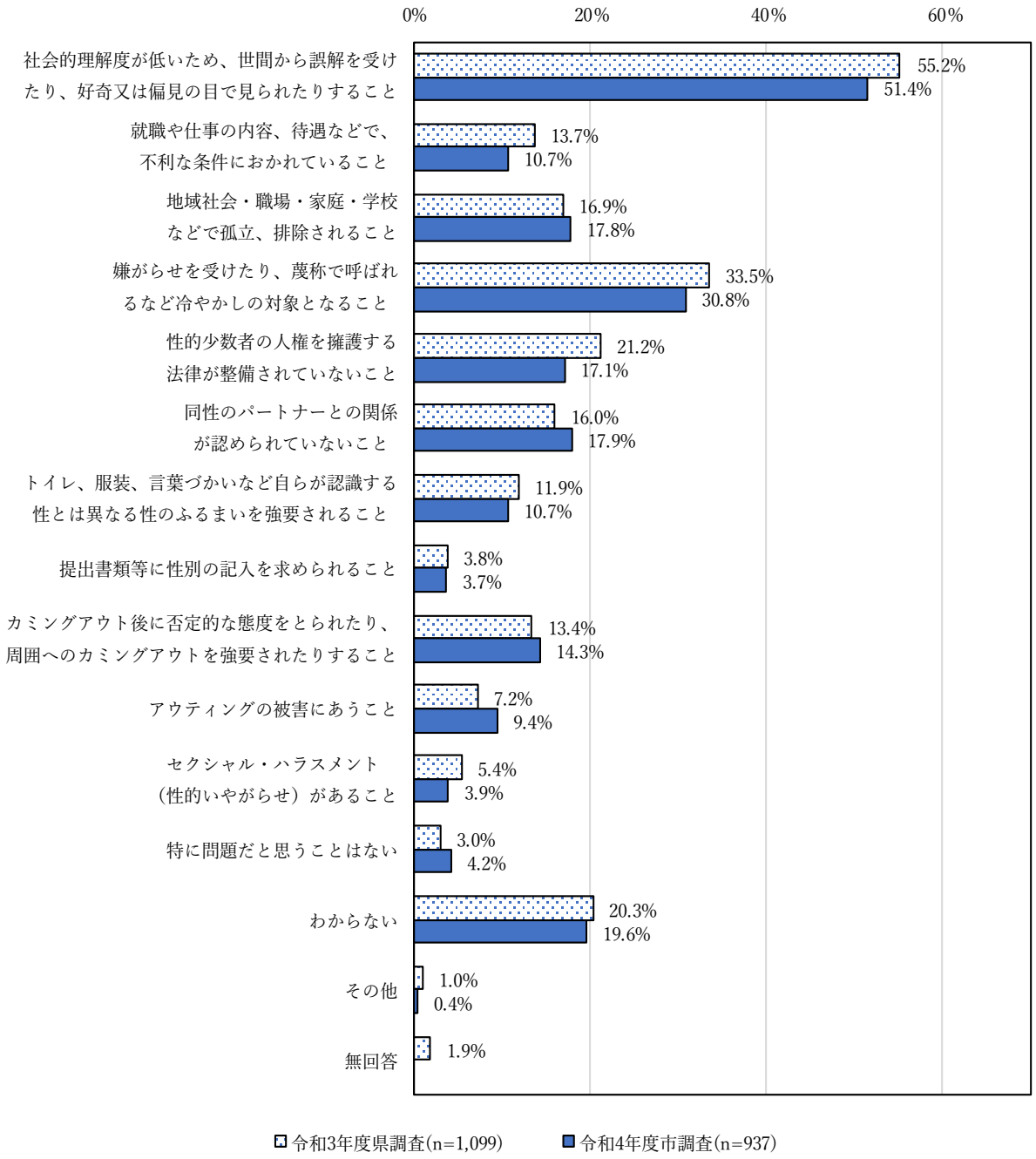

問 47　あなたは、性的少数者の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

図表３－37　性的少数者の人権を尊重するために必要なこと（県調査との比較）

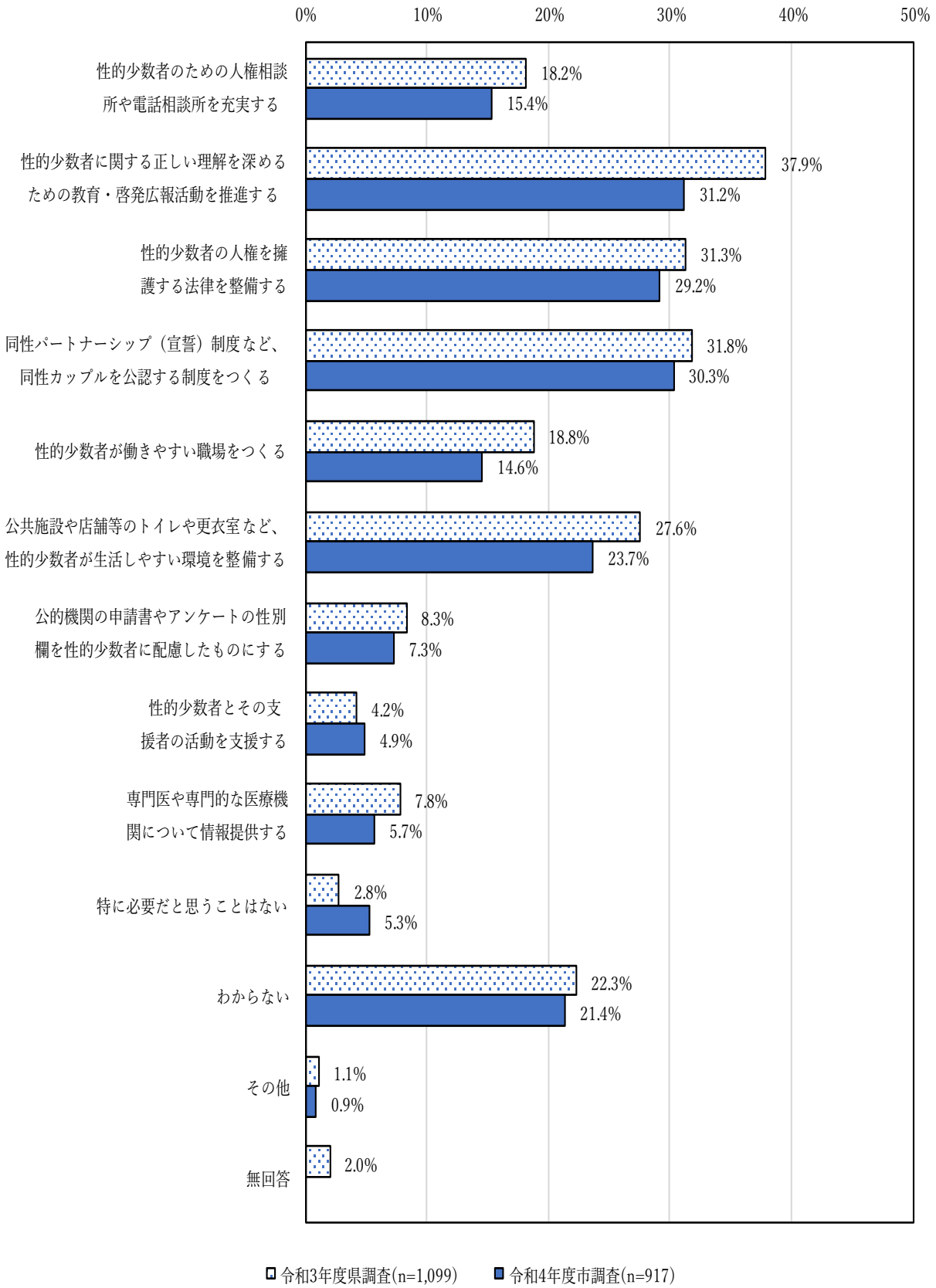

⑭ 震災等の災害に起因する人権問題について

問 48　東日本大震災、熊本地震のような大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか。（○は３つまで）

図表３－38　大規模災害時の人権問題について（県調査との比較）

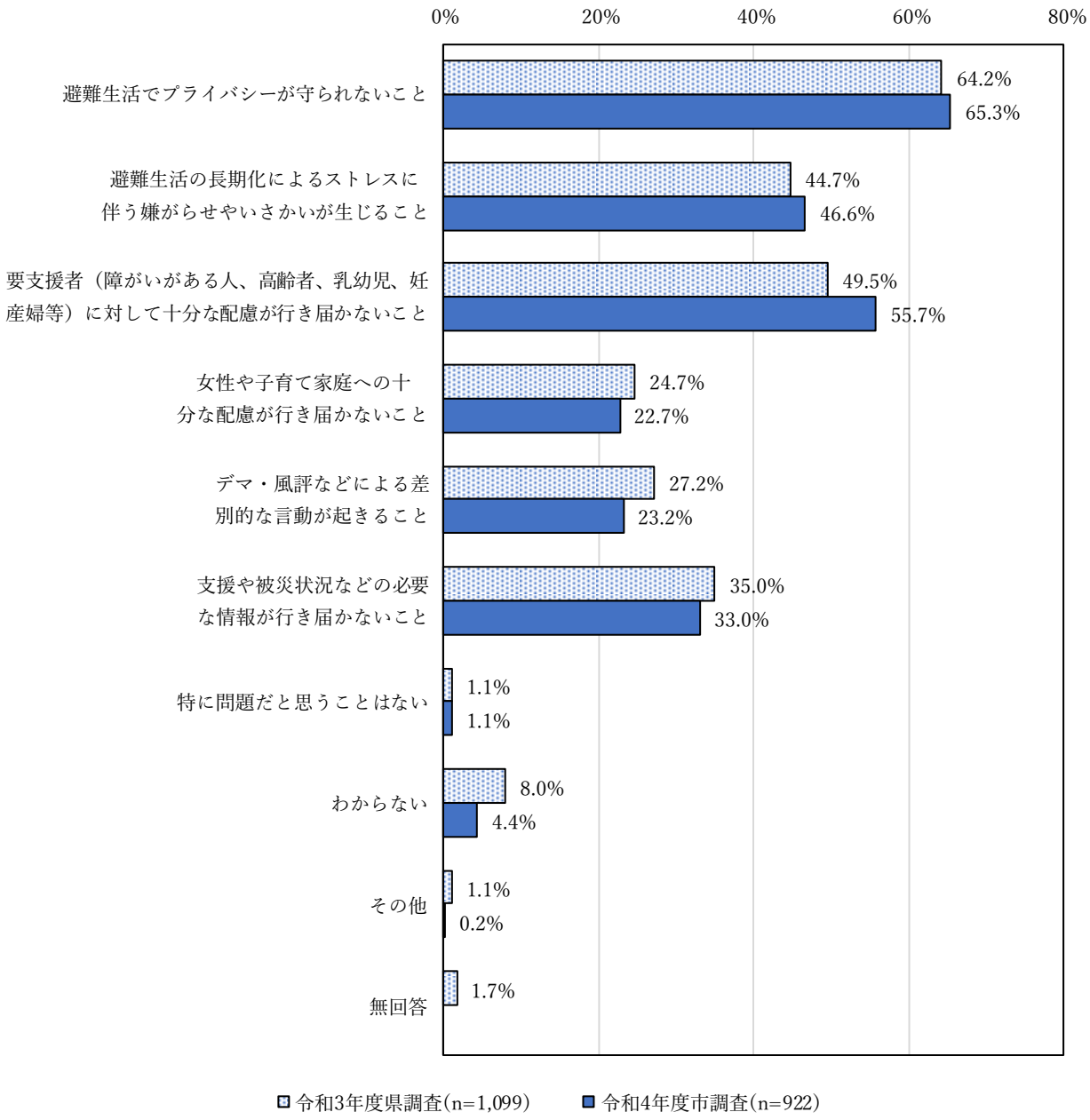

⑮ 今後の人権教育啓発について

問 49　人権問題についての理解を深めるにあたって、どのような啓発・広報活動が効果的と思われますか。（○は３つまで）

図表３－39　効果的と思われる啓発・広報活動（県調査との比較）

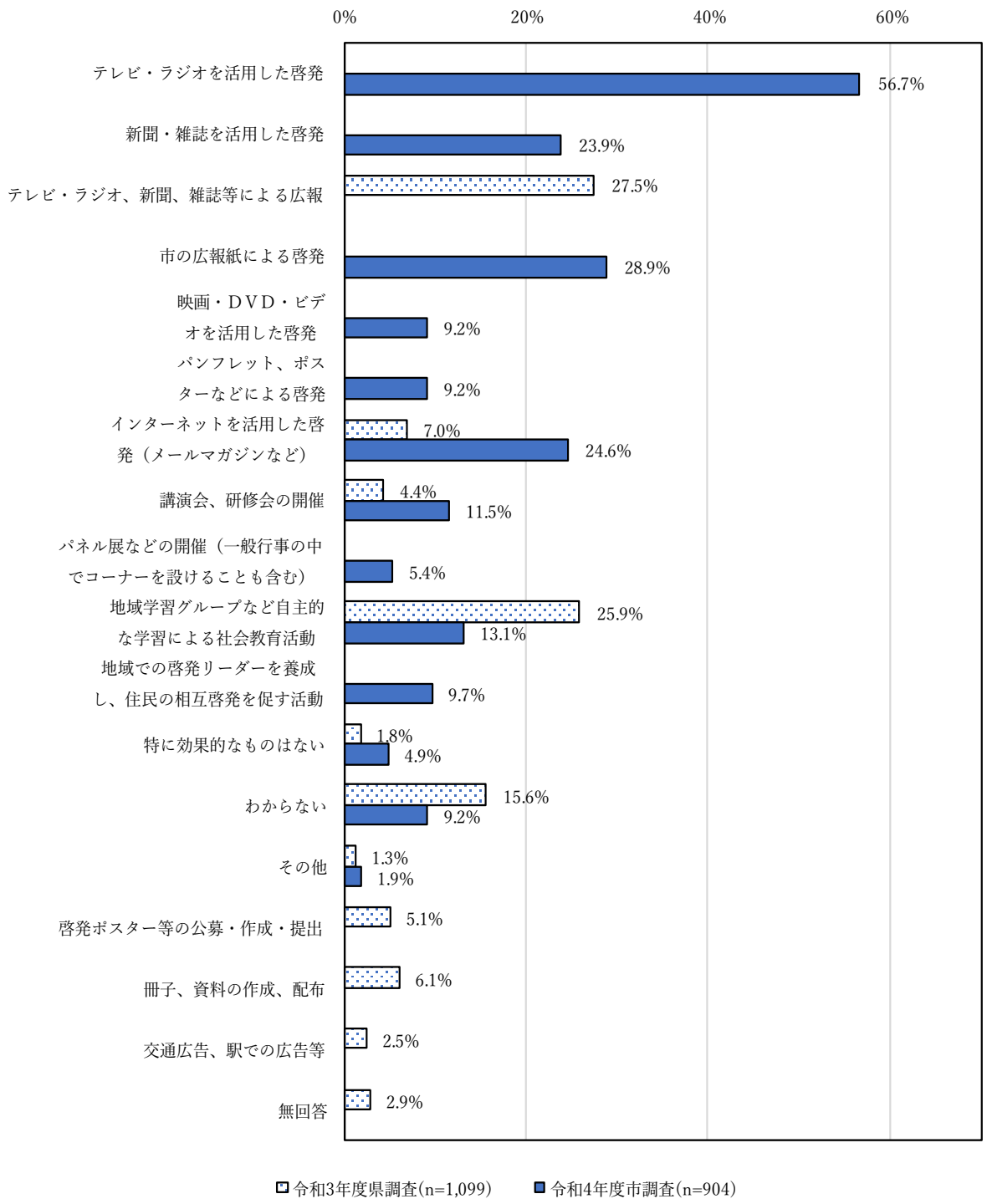

問 50　人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるためには、今後どのような取り組みを行えばよいと思いますか。（○は３つまで）

図表３－40　人権意識を高めるための取り組みについて（県調査との比較）

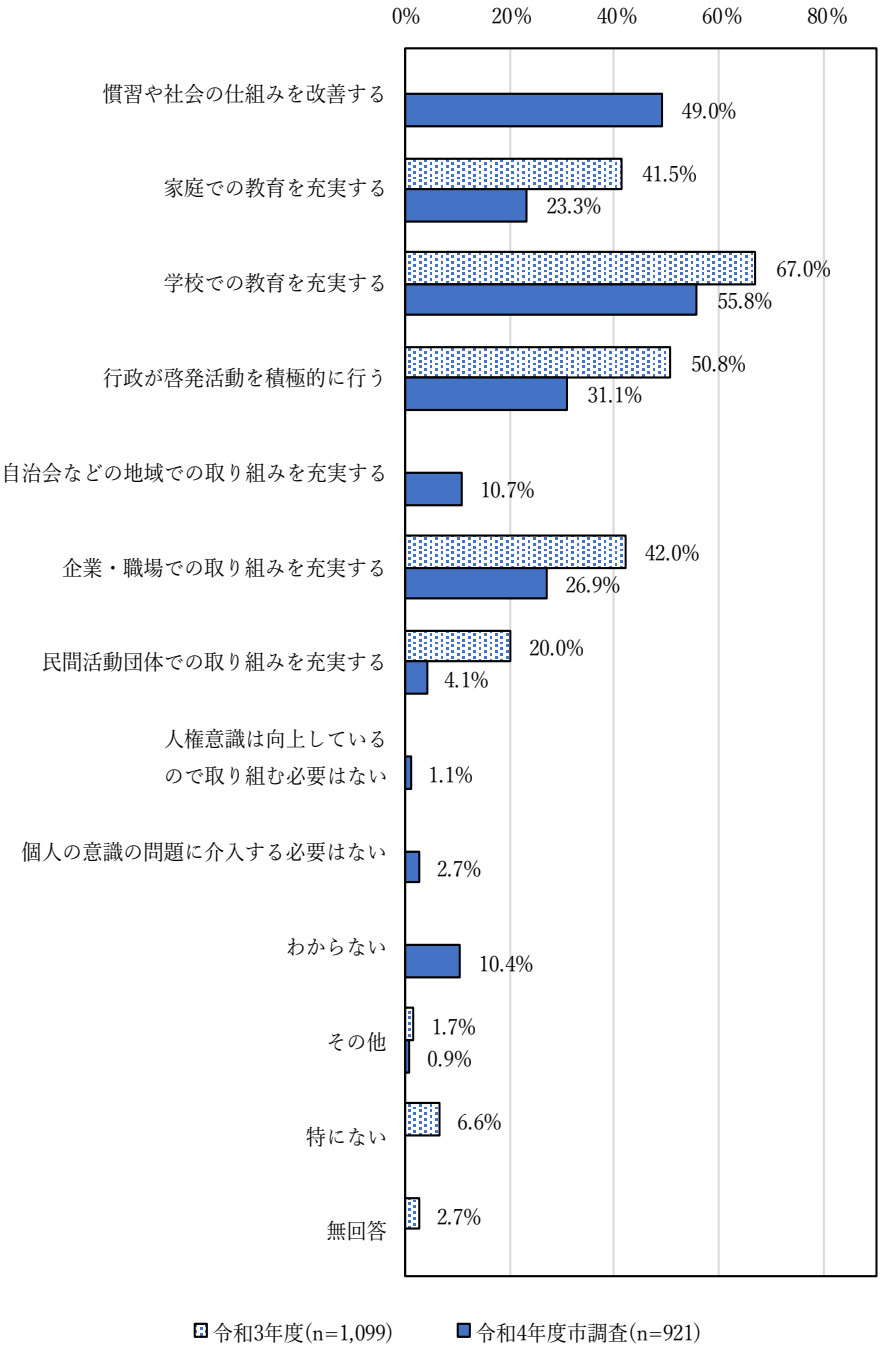

図表３－41　各調査（市・県・国）の選択肢対照表

問５「関心を持っている人権問題」

市調査（問５）	県調査（問４）
女性の人権問題	女性の人権問題
子どもの人権問題	子どもの人権問題
高齢者の人権問題	高齢者の人権問題
障がいのある人の人権問題	障がいのある人の人権問題
部落差別（同和問題）による人権問題	部落差別（同和問題）
アイヌの人々の人権問題	アイヌの人々の人権問題
外国人の人権問題	外国人の人権問題
感染症に関連した人権問題（エイズ患者、ＨＩＶ感染者、新型コロナウイルス感染者等）	感染症患者等の人権問題
―	新型コロナウイルス感染症に関する人権問題
ハンセン病患者・元患者やその家族の人権問題	―
刑を終えて出所した人の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題
犯罪被害者とその家族の人権問題	犯罪被害者とその家族の人権問題
インターネットによる人権問題	インターネットによる人権問題
北朝鮮当局による人権問題（拉致問題）	北朝鮮当局による拉致問題
ホームレスの人権問題	ホームレスの人権問題
性的少数者の人権問題	性的少数者の人権問題
人身取引（性的搾取、強制労働などを目的とするもの）	人身取引
震災等の災害に起因する人権問題	災害時の人権問題
特にない	特に関心を持っている問題はない
その他	その他
―	職場での人権問題
―	個人情報保護の問題

問10「女性の人権について問題があると思うこと」

市調査（問10）	県調査（問６）
「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること	「男は仕事、女は家事・育児」など、性別による固定的な役割分担意識があること
採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること	職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に違いがあること
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	家庭内や恋愛関係においてドメスティック・バイオレンスを受けること
セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを受けること	職場においてセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを受けること
ストーカー行為、痴漢行為を受けること	―
売春・買春・援助交際があること	強制性交等、強制わいせつなどの性犯罪や売春・買春があること
メディアで、内容に関係なく女性の水着姿、裸体などが掲載されること	商品の広告などで、伝えたい内容に関係なく女性の水着姿・裸体などをむやみに使用していること
地域社会における行事などで、女性の参加制限などの習慣やしきたりがあること	地域社会において、女性の伝統行事への参加制限といった慣習やしきたりが残っていること
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと
―	政策や方針を決定する過程に女性が十分参画していない、または参画できないこと

問11「女性の人権を尊重するために必要なこと」

市調査（問11）	県調査（問７）
雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を行うことを徹底する
女性の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	女性の人権侵害についての相談体制を充実させる
女性の人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する	男女平等意識を確立するための啓発活動を推進する
行政、企業、団体などの政策方針の決定過程に、女性が多く参加できるようにする	あらゆる分野における意思決定の過程に、より多くの女性が参画できるような措置を講ずる
女性への暴力などの犯罪防止と取締りを強化する	女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する
学校教育や社会教育の場で、男女平等などを推進するための教育・学習活動を充実させる	学校教育や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる
地域の慣習やしきたりを男女平等などの視点から見直す	男女平等の視点に立って、社会慣習の中にある性別による固定的な役割分担を見直す
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る
―	男女がともに共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する

問12「子どもの人権について問題があると思うこと」

市調査（問12）	県調査（問８）
仲間はずれや無視など、相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること	「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口等、身体への直接攻撃や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること
いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること	いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること
大人から子どもへの暴力・虐待（身体的、性的、心理・精神的、育児放棄）	家庭で親が子どもを虐待すること
大人が、子どもの進路の選択などで、子ども自身の意思を無視すること	学校や就職の選択などに関する子どもの意見について、親がその意見を無視すること
子どもを成績や学歴だけで判断すること	子どもを成績や学歴だけで判断すること
学校での教師による体罰や差別的な扱い	学校で教師が体罰を行うこと
児童虐待、児童買春、児童ポルノなどの対象となること	児童買春・児童ポルノ等の対象となること
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんあること

問13「児童虐待を発見した時の対応」

市調査（問13）	県調査（問９）
学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる	学校や子ども相談センター、県や市町村の相談窓口などに知らせる
警察に通報する	―
民生委員・児童委員に知らせる	民生委員・児童委員に知らせる
どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない	どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない
他人の家庭のことに口を出さないなどの理由で何もしない	他人の家庭のことには口を出さないなどの理由で何もしない
その他	その他

問14「子どもの人権を尊重するために必要なこと」

市調査（問14）	県調査（問10）
子どもの人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	子どもの人権相談所や電話相談所を充実する
子どもの人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する	子どもの人権を守るための啓発広報活動を推進する
子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる	子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくりあげる
親の教育力を向上させる	親の家庭でのしつけや教育力を向上させる
成績だけ重んじる教育のあり方を改める	―
教師など指導者の人間性や資質を高める	―
子どもに、たくましく生きるための「生きる力」を身につけさせる	―
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	家庭・学校・地域の連帯意識を高め、３者が連携して活動に取り組む
―	児童買春・児童ポルノ等の取締りを強化する
―	子どもに「自分は大切な存在だ、価値ある存在だ」という実感を味あわせる
―	子どもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える

問15「高齢者の人権について問題があると思うこと」

市調査（問15）	県調査（問11）
経済的に自立が困難なこと	経済的に自立が困難なこと
働く能力を発揮する機会が少ないこと	働ける能力を発揮する機会が少ないこと
悪質商法の被害が多いこと	悪徳商法やニセ電話詐欺の被害が多いこと
家庭内で高齢者に対する虐待（介護放棄を含む）をすること	家庭内での介護において劣悪な処遇や虐待をすること
病院や介護施設でいじめや虐待をすること	病院や介護施設において劣悪な処遇や虐待をすること
高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること	高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること
高齢者の意見や行動を尊重しないこと	高齢者の意見や行動を尊重しないこと
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	高齢者を子どもまたは幼児扱いすること
―	アパート等への入居を拒否されること

問16「高齢者の人権を尊重するために必要なこと」

市調査（問16）	県調査（問12）
高齢者の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	―
高齢者の人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する	「敬老の日」「老人の日」「老人週間」などの行事を通じ、高齢者の福祉について、関心と理解を深める
福祉サービスや制度の充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する	年金や住宅、福祉、医療サービスなどの充実で高齢者の生活の安定を図る
高齢者が経験を活かして働ける機会（場所）を確保する	高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす
高齢者が犯罪にあわないための取り組みをする	相談事業の充実や高齢者をねらった犯罪等の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる
学校や家庭、地域で、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける	学校や家庭、地域で、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける
高齢者と他の世代との交流を促進する	―
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	高齢者を画一的に見るのではなく、一人ひとりにあった施策を充実させる
―	自由に行動したり買い物に出かけられるよう、駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備を促進する
―	家族や隣人、ボランティアなどの地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる

問17「障がいのある人の人権について問題があると思うこと」

市調査（問17）	県調査（問14）
差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること	障がいを理由に差別的な取扱いや配慮のない対応をされる
外出の際に、道路に段差があったり、建物に入るときなどに不便をともなうこと	道路や公共施設、商業施設等のバリアフリー化が進んでおらず外出に支障がある
結婚や就職、職場で不利な扱いを受けること	―
学校などでいやがらせやいじめを受けること	―
働ける場所や機会が少ないこと	就労の機会が少なく、また職種も限られるなど、不利な扱いを受けている
スポーツや文化活動、地域活動などに気軽に参加できないこと	スポーツ・文化活動・地域活動などへの参加に配慮がなされていない
障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと	障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近な地域に少ない
障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと	身近な地域での福祉サービスが十分でない
アパートへの入居や飲食店などへの入店を拒否されること	―
じろじろ見られたり、避けられたりすること	じろじろ見られたり、避けられたりする
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	障がいの特性や障がいのある人への理解が不足している

問18「障がいのある人の人権を尊重するために必要なこと」

市調査（問18）	県調査（問15）
障がいのある人の人権を尊重するための教育・啓発活動を推進する	学校教育や社会教育の場で、障がいや障がいのある人への理解を深めるための教育や啓発・広報活動を推進する
バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする	障がいのある人が安心して外出できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化を促進する
障がいのある人の就労機会や働く場を確保する	障がいの状況に応じた職業訓練や就労機会の確保、雇用促進を行う
障がいのある人の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	障がいのある人のための各種相談事業や情報提供を充実する
障がいのある人とない人との交流を促進する	幼い頃からの障がいのある人とない人との交流を促進する
障がいのある人が地域活動などに参加しやすい環境を整備する	―
障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する	障がいのある人が自立し、地域で暮らすため、福祉サービスの充実やグループホーム等の施設整備を促進する
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	手話通訳などの意思疎通支援を充実する
―	障がいのある人のスポーツや芸術・文化活動を推進する
―	生活の安定のための年金、手当及び各種割引制度を充実する
―	障がいのある子どものための相談支援や教育を充実する
―	ヘルプマークの普及・啓発を促進する

問19「障害者差別解消法について」

市調査（問19）	県調査（問13）
知っている	内容を含めて知っている
法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない	名前は知っている
知らない	内容も名前も知らない

問20「部落差別又は同和問題について」

市調査（問20）	県調査（問18）	国調査（問６－２）
知っている	知っている	知っている
何となく知っている	何となく知っている	何となく知っている
知らない	知らない	知らない

問21「部落差別の不当性について」

市調査（問21）	県調査（問19）	国調査（問７）
知っている	知っている	知っている
知らない	知らない	知らない
部落差別は不当な差別ではない	部落差別は不当な差別ではない	部落差別は不当な差別ではない

問22「部落差別等を知ったきっかけについて」

市調査（問22）	県調査（問20）	国調査（問８）
家族から聞いた	家族や親戚の人から聞いた	家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた
親戚の人から聞いた		親戚の人から聞いた
近所の人から聞いた	近所の人から聞いた	近所の人から聞いた
職場の人から聞いた	職場の人から聞いた	職場の人から聞いた
友人から聞いた	学校の友達から聞いた	友だちから聞いた
学校の授業で教わった	学校の授業で教わった	学校の授業で教わった
テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った	テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った
インターネットで知った	インターネットで知った	
部落差別（同和問題）の集会や研修会で知った	部落差別（同和問題）の集会や研修会で知った	部落差別に関する集会や研修会で知った
県や市町村の広報紙や冊子などで知った	県や市町村の広報紙や冊子などで知った	都道府県や市区町村の広報誌や冊子等で知った
		法務省や法務局の啓発資料等で知った
覚えていない	覚えていない	部落差別の問題は知っているが、きっかけは覚えていない
部落差別（同和問題）や同和地区のことを知らない	部落差別（同和問題）や同和地区のことを知らない	―
その他	その他	その他

問23「部落差別の存在について」

市調査（問23）	県調査（問21）	国調査（問11）
部落差別はいまだにある	部落差別はいまだにある	部落差別はいまだにある
部落差別はもはや存在しない	部落差別はもはや存在しない	部落差別はもはや存在しない

問24「部落差別の事例について」

市調査（問24）	県調査（問22）	国調査（問９－１）
結婚や交際	結婚や交際	結婚や交際
就職や職場	就職や職場	就職や職場
戸籍	戸籍	戸籍
落書き、貼り紙	落書き、貼り紙	落書き、貼り紙
悪口	悪口	悪口
インターネット上の書き込み	インターネット上の書き込み	インターネット上の書き込み
旧同和地区名の公表	旧同和地区名の公表	旧同和地区名の公表
その他	その他	その他
―	―	覚えていない

問26「お子さんの結婚について」

市調査（問26）	県調査（問23）
同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する	同和地区の人であるかないかは関係なく、祝福する
こだわりはあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める	自分としてはこだわりがあるが、子どもの意思を尊重して認める
家族、親戚などの反対があれば結婚を認めない	家族、親戚などの反対があれば、結婚を認めない
絶対に結婚を認めない	自分は反対であり、絶対に認めない
その状況にならないとわからない	わからない
その他	その他

問27「部落差別（同和問題）に対する考え方について」

市調査（問27）	県調査（問24）
とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい	とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい
人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい	人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい
国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい	国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい
部落差別の現状について、もっと知りたい	部落差別の現状について、もっと知りたい
同和地区の人の問題であり、自分には関係ない	同和地区の人々の問題であり、自分には関係ない
あまりさわがずそっとしておけばよい	あまりさわがずそっとしておけばよい
特に関心はない	特に関心はない
わからない	わからない
その他	その他

問28「部落差別解消の取り組みについて」

市調査（問28）	県調査（問25）
同和地区の生活環境をよくする	同和地区の生活環境の改善や同和地区の人々の収入の安定向上、教育の水準を高める
同和地区の人々の収入の安定向上を図る	
学校や地域における人権同和教育や啓発活動を積極的に行う	学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う
特に根強い結婚差別、就職差別を解消する取り組みを積極的に行う	―
同和問題に関する意識を高め、積極的に地域の交流をはかる	同和地区外の人々が部落差別（同和問題）に関する意識を高め、積極的に同和地区内の人々との交流をはかる
同和問題に関わる人権相談、生活相談などを充実する	―
えせ同和行為を排除する取り組みを行う	えせ同和行為を排除する
インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する	インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する
そっとしておけば差別は自然になくなる	同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる
どのようにしても差別はなくならない	―
特に、重要な取り組みは思いつかない	わからない
その他	その他
―	同和地区の人々が受ける差別の実態を知らせる機会を増やすなど同和地区外への働きかけを行う
―	同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する
―	特に問題になっていない

問29「部落差別解消のための教育・啓発活動について」

市調査（問29）	県調査（問26）	国調査（問17）
積極的に行うべきである	積極的に行うべきである	積極的に行うべきである
やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである	やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである	やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである
今のままで十分である	今のままで十分である	今のままで十分である
あまりやらない方がよい	あまりやらない方がよい	あまりやらない方がよい
やるべきではない	やるべきでない	やるべきでない
部落差別（同和問題）を解消する必要はない	部落差別（同和問題）を解消する必要はない	部落差別（同和問題）を解消する必要はない
わからない	わからない	わからない
その他	その他	その他

問30「部落差別解消推進法について」

市調査（問30）	県調査（問16）	国調査（問５）
知っている	知っている	知っている
法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない	法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない	法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない
知らない	知らない	知らない

問31「外国人の人権について問題があると思うこと」

市調査（問31）	県調査（問28）
ヘイトスピーチなど、外国人に対する差別的な言動をすること	いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為が行われること
就職、職場などで不利な扱いを受けること	就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること
結婚問題で周囲から反対を受けること	―
住宅を容易に借りることができないこと	住宅を容易に借りることができないこと
言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと	言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと
外国人の子どもが、十分な教育を受けられないこと	外国人の子どもに対し、自国の言葉での教育が行われていないこと
日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が容易に得られないこと	医療、保険、防災など、生活に必要な情報が手に入れにくいこと
じろじろ見られたり、避けられたりすること	―
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	外国人についての理解や認識が十分でないこと

問32「外国人の人権を尊重するために必要なこと」

市調査（問32）	県調査（問29）
外国人に対する理解を深めるための教育・啓発活動、交流事業を推進する	外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める
外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する	外国人のための適正な就労の場を確保に理解をする
外国人との結婚に対する偏見をなくす	外国人との結婚に対する偏見をなくす
外国人の住宅の確保を容易にする	外国人のための住宅の確保に際し、不利な取扱いをしない
外国人のための相談体制を充実する	―
外国人の子どもに日本語教室を設けるなど教育環境を充実する	―
外国人のための日本語学習の機会を設けたり、生活に必要な情報を自国言語により提供する	―
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	外国人の子どもに対し、自国の言語で教育を受けることができる環境を整備する
―	いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為をなくすこと

問33「ヘイトスピーチ解消法について」

市調査（問33）	県調査（問27）
知っている	知っている
法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない	法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない
知らない	知らない

問34「感染症患者等の人権について問題があると思うこと」

市調査（問34）	県調査（問30）
病院での治療・入院、宿泊、アパートなどの入居を断られること	医療機関で治療や入院を断られること
	アパート等の入居を拒否されること
	宿泊を拒否されること
無断でエイズ検査などをすること	無断でエイズ検査等をされること
差別的な発言・行動をすること	差別的な言動をされること
結婚や就職、職場などにおいて不利な扱いを受けること	結婚問題で周囲に反対されること
	就職や職場等で不利な扱いをされること
悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること	―
世間から好奇または偏見の目で見られること	―
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと

問36「ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復について」

市調査（問36）	県調査（問32）
ハンセン病に関するパンフレットやチラシを作成する	ハンセン病に関するパンフレットやチラシを作成する
新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする	新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
ハンセン病週間を中心に、積極的な啓発活動を行う	ハンセン病週間を中心に、積極的な啓発活動を行う
ハンセン病に関する講演会を開催する	ハンセン病に関する講演会を開催する
ハンセン病に関する副読本（参考書）を作成する	ハンセン病に関する副読本を作成する
ハンセン病療養所入所者を訪問する機会をつくる	ハンセン病療養所入所者を訪問する機会をつくる
ハンセン病に関するボランティアの機会をつくる	ハンセン病に関するボランティアの機会をつくる
ハンセン病患者等との交流の機会をつくる	ハンセン病患者の方々との交流の機会をつくる
特に必要だと思うことはない	特に重要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他

問37「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について」

市調査（問37）	県調査（問33）
医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗（ひぼう）中傷を受けたりすること	医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること
医療機関やその従事者、家族が出勤、登校等を拒否されること	医療機関やその従事者、家族が出勤、登校等を拒否されること
感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること	感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること
感染者やその家族が出勤、登校等を拒否されること	感染者やその家族が出勤、登校等を拒否されること
感染者が発生した学校・店舗やその関係者等が誹謗中傷を受けたり、営業を妨げられたりすること	感染者が発生した学校・店舗やその関係者等が誹謗中傷を受けたり、営業を妨げられたりすること
感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット上に拡散されること	感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・ＳＮＳ上に拡散されること
外国人であることを理由として、不当な取り扱いをされること	外国人であることを理由として、不当な取り扱いをされること
県外居住者や県外からの移動者が嫌がらせを受けたり、非難されたりすること	県外居住者や県外からの移動者が嫌がらせを受けたり、非難されたりすること
様々な事情により感染症対策等をとれない・とらない人が不当な取り扱いをされること	様々な事情により感染症対策等をとれない・とらない人が不当な取り扱いをされたり、誹謗中傷を受けたりすること
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他

問38「刑を終えて出所した人の人権について問題があると思うこと」

市調査（問38）	県調査（問34）
更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること	更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと	就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと
就職や職場などで不利な扱いをされること	就職や職場などで不利な扱いをされること
アパートなどに入居できないこと	アパート等に入居できないこと
結婚問題で周囲に反対されること	結婚問題で周囲に反対されること
メールやインターネットで悪質な書き込みやいやがらせをされること	メールやインターネットで悪質な書込みや嫌がらせをされること
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他

問39「刑を終えて出所した人とのつきあい方について」

市調査（問39）	県調査（問35）
これまでと同じように、親しくつきあう	これまでと同じように、親しくつきあっていく
つきあいは変わらないが、いろいろ気をつかってつきあう	つきあいはかわらないが、いろいろ気をつかってつきあう
表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく	表面的にはつきあうが、できるだけつきあいをさけていく
つきあいをやめてしまう	つきあいをやめてしまう
わからない	わからない
その他	その他

問40「犯罪被害者等の人権について問題があると思うこと」

市調査（問40）	県調査（問37）
犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること	犯罪行為によって精神的なショックを受けること
	犯罪行為によって経済的な負担を受けること
犯罪被害者やその家族が人権侵害の相談をする公的相談機関の対応が十分でないこと	―
過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること	報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること	事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること
捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること	捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
刑事裁判手続きに犯罪被害者や家族の声が十分反映されていないこと	刑事裁判手続に必ずしも被害者の声が十分に反映されるわけではないこと
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	ＳＮＳやインターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、誹謗中傷を受けたりすること
―	警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと

問41「犯罪被害者等の人権を尊重するために必要なこと」

市調査（問41）	県調査（問38）
犯罪被害者などのための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	犯罪被害者とその家族のための人権相談所や電話相談所を充実する
犯罪被害者などの人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する	犯罪被害者とその家族の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する
犯罪被害者などに経済的な支援を行う	犯罪被害者とその家族のために経済的な支援を行う
犯罪被害者などへの支援のために、警察職員などの教育や訓練を充実する	犯罪被害者とその家族のための警察官などの教育や訓練を充実する
精神的被害に対応するためのカウンセリングを充実する	精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
捜査や刑事裁判において犯罪被害者などに配慮した施策を行う	捜査や刑事裁判において犯罪被害者等に配慮した施策を講じる
犯罪被害者などの人権に配慮した報道や取材を行う	犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う
犯罪予防・防止のための施策を充実する	犯罪予防・防止のための施策を充実させる
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	犯罪被害者とその家族に理解のある職場環境を確保する

問42「インターネットによる人権侵害について問題があると思うこと」

市調査（問42）	県調査（問39）
他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること	他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること
被害者や加害者の名前、顔写真などの情報を無断で掲載すること	被害者や加害者の実名や顔写真等の情報を無断で掲載すること
情報発信者が特定されないため、無責任な発言をすること	―
出会い系サイトの存在など、犯罪を誘発する場となっていること	ＳＮＳにおける交流や出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっていること
ネットポルノなどの違法、有害なホームページが存在していること	ネットポルノが存在すること
インターネット取引で悪質商法による被害が発生していること	―
プライバシーについての情報が掲載されること	個人情報などが流通していること
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	リベンジポルノの被害にあうこと
―	過去の犯罪歴や悪ふざけの記録が、将来にわたってインターネット上に掲載され続けること

問43「インターネットによる人権侵害を防止するために必要なこと」

市調査（問43）	県調査（問40）
情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる	―
違法な情報発信者に対する取締りを強化する	違法な情報発信者に対する監視・取締り・刑罰を強化する
プロバイダや掲示板などの管理者に対し情報の削除を求める	プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
インターネット利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する	インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する
人権侵害を受けた者のための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する	インターネットにより人権侵害を受けた者のための人権相談所や電話相談所を充実する
人権侵害を受けた者の被害を救済する機関を充実する	―
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を講ずる

問44「ホームレスの人権について問題があると思うこと」

市調査（問44）	県調査（問41）
ホームレスに対する誤解や偏見がある	ホームレスに対する誤解や偏見がある
嫌がらせや暴力を受ける	嫌がらせや暴力を受ける
医療機関において、診療拒否などの差別的扱いを受ける	医療機関において、診療拒否などの差別的な扱いを受ける
就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない	就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない
アパートなどの住宅への入居が困難	アパートなどの住宅への入居が困難
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他

問45「ホームレスの人権を尊重するために必要なこと」

市調査（問45）	県調査（問42）
ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発広報活動を推進する	ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発広報活動を推進する
安定した住居を確保する	安定した住居を確保する
雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する	雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する
ホームレスのための人権相談体制を充実する	ホームレスのための人権相談体制を充実する
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他

問46「性的少数者の人権について問題があると思うこと」

市調査（問46）	県調査（問43）
社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること	性的少数者に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること
就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること	就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること
地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除されること	地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除されること
嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること	性的少数者であることを理由として嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること
性的少数者の人権を擁護する法律が整備されていないこと	性的少数者の人権を擁護する法律が整備されていないこと
同性のパートナーとの関係が認められていないこと	同性のパートナーとの関係が認められていないこと
トイレ、服装、言葉づかいなど自らが認識する性とは異なる性のふるまいを強要されること	トイレ、服装、言葉づかいなど自らが認識する性とは異なる性のふるまいを強要されること
提出書類等に性別の記入を求められること	提出書類等に性別の記入を求められること
カミングアウト後に否定的な態度をとられたり、周囲へのカミングアウトを強要されたりすること	カミングアウトした後に周囲から否定的な態度をとられたり、周囲へのカミングアウトを強要されたりすること
アウティングの被害にあうこと	アウティングの被害にあうこと
セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）があること	セクシュアル・ハラスメントがあること
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他

問47「性的少数者の人権を尊重するために必要なこと」

市調査（問47）	県調査（問44）
性的少数者のための人権相談所や電話相談所を充実する	性的少数者のための人権相談所や電話相談所を充実する
性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する	性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する
性的少数者の人権を擁護する法律を整備する	性的少数者の人権を擁護する法律を整備する
同性パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる	パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる
性的少数者が働きやすい職場をつくる	性的少数者が働きやすい職場をつくる
公共施設や店舗等のトイレや更衣室など、性的少数者が生活しやすい環境を整備する	公共施設や店舗等のトイレや更衣室など、性的少数者が生活しやすい環境を整備する
公的機関の申請書やアンケートの性別欄を性的少数者に配慮したものにする	公的機関の申請書やアンケートの性別欄を性的少数者に配慮したものにする
性的少数者とその支援者の活動を支援する	性的少数者とその支援者の活動を支援する
専門医や専門的な医療機関について情報提供する	専門医や専門的な医療機関について情報提供する
特に必要だと思うことはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他

問48「大規模災害時の人権問題について」

市調査（問48）	県調査（問50）
避難生活でプライバシーが守られないこと	避難生活でプライバシーが守られないこと
避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること	避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること
要支援者（障がいがある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと	要支援者に対して十分な配慮が行き届かないこと
女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと	女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと
デマ・風評などによる差別的な言動が起きること	デマ・風評などによる差別的な言動が起きること
支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと	支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと
特に問題だと思うことはない	特に問題があると思うことはない
わからない	わからない
その他	その他

問49「効果的と思われる啓発・広報活動」

市調査（問48）	県調査（問57）
テレビ・ラジオを活用した啓発	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報
新聞・雑誌を活用した啓発	
市の広報紙による啓発	―
映画・ＤＶＤ・ビデオを活用した啓発	―
パンフレット、ポスターなどによる啓発	―
インターネットを活用した啓発（メールマガジンなど）	インターネット・Ｅメールを利用した啓発広報
	ＳＮＳを利用して啓発広報
講演会、研修会の開催	講演会、シンポジウム等の開催
	ワークショップによる研修会
パネル展などの開催(一般行事の中でコーナーを設けることも含む)	―
地域学習グループなど自主的な学習による社会教育活動	学校・職場・地域などの単位での研修会の開催
地域での啓発リーダーを養成し、住民の相互啓発を促す活動	―
特に効果的なものはない	特に必要だと思うことはない
わからない	わからない
その他	その他
―	啓発ポスター等の公募・作成・提出
―	冊子、資料の作成、配布
―	交通広告、駅での広告等

問50「人権意識を高めるための取り組み」

市調査（問50）	県調査（問54）
慣習や社会の仕組みを改善する	―
家庭での教育を充実する	家庭での教育
学校での教育を充実する	学校での教育
行政が啓発活動を積極的に行う	行政による啓発活動
自治会などの地域での取り組みを充実する	―
企業・職場での取り組みを充実する	職場での人権教育・研修
民間活動団体での取り組みを充実する	市民団体による啓発活動
人権意識は向上しているので取り組む必要はない	―
個人の意識の問題に介入する必要はない	―
わからない	―
その他	その他
―	特にない

問５　関心を持っている人権問題

関心を持っている人権問題については、県調査では、「インターネットによる人権問題」が最も高く、次いで「障がいのある人の人権問題」、「子どもの人権問題」、「女性の人権問題」、「個人情報保護の問題」（県独自選択肢）の順となっています。

市調査では、「障がいのある人の人権問題」が最も高く、次いで「インターネットによる人権問題」、「子どもの人権問題」、「女性の人権問題」、「高齢者の人権問題」の順となっています。

両調査では、「障がいのある人の人権問題」、「インターネットによる人権問題」、「子どもの人権問題」、「女性の人権問題」の上位４つが共通しています。

また、県調査の「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」（県独自設問）と市調査の「感染症に関連した人権問題（エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染者等）」が20%を超えており、感染症に関する人権問題について関心が高くなっています。

問10　女性の人権問題

女性の人権について問題があると思うことは、県調査では、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」（県独自選択肢）が最も高く、次いで「「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識があること」、「採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること」の順となっています。

市調査では、「「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること」が最も高く、次いで「採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること」、「セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを受けること」の順となっています。

両調査では、「「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他人に押し付けること」と「採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること」の２つが上位３つのうち共通しています。

問11　女性の人権尊重

女性の人権を尊重するために必要なことは、県調査では、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」（県独自選択肢）が最も高く、次いで「男女がともに共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」（県独自選択肢）、「雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する」の順となっています。

市調査では、「雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する」が最も高く、次いで「学校教育や社会教育の場で、男女平等などを推進するための教育・学習活動を充実させる」、「行政、企業、団体などの政策方針の決定過程に、女性が多く参加できるようにする」の順となっています。

問12　子どもの人権問題

子どもの人権について問題があると思うことは、県調査では、「仲間はずれや無視など、相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること」が最も高く、次いで「大人から子どもへの暴力・虐待（身体的、性的、心理・精神的、育児放棄）」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」の順となっています。市調査も同様になっています。

両調査では、上位３つが共通しており、順位も同様となっています。

問13　児童虐待を発見した時の対応

児童虐待を発見した時の対応は、県調査では、「学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる」が最も高く、次いで「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」、「民生委員・児童委員に知らせる」の順となっています。

市調査では、「学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる」が最も高く、次いで「警察に通報する」（市独自選択肢）、「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」の順となっています。

県調査では、「学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる」が60.6%、市調査では、「学校や子ども相談センター（児童相談所）、市の相談窓口などに知らせる」と「警察に通報する」（市独自選択肢）を合わせると73.9%となっています。

その一方で、県調査では、「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」が18.1%、市調査では13.2%となっています。

問14　子どもの人権尊重

子どもの人権を尊重するために必要なことは、県調査では、「子どもに自分と同じように他人を大切にする思いやりの心などを教える」（県独自選択肢）が最も高く、次いで「家庭・学校・地域の連帯感を強め、3者が連携して活動に取り組む」（県独自選択肢）、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」の順となっています。

市調査では、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」が最も高く、次いで「教師など指導者の人間性や資質を高める」（市独自選択肢）、「子どもに、たくましく生きるための「生きる力」を身につけさせる」（市独自選択肢）の順となっています。

問15　高齢者の人権問題

高齢者の人権について問題があると思うことは、県調査では、「経済的に自立が困難なこと」が最も高く、次いで「悪質商法の被害が多いこと」、「働く能力を発揮する機会が少ないこと」の順となっています。市調査も同様になっています。

問16　高齢者の人権尊重

高齢者の人権を尊重するために必要なことは、県調査では、「福祉サービスや制度の充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」が最も高く、次いで「高齢者が経験を活かして働ける機会（場所）を確保する」、「家族や隣人、ボランティアなどの地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる」（県独自選択肢）の順となっています。

市調査では、「福祉サービスや制度の充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」が最も高く、次いで「高齢者が経験を活かして働ける機会（場所）を確保する」、「高齢者が犯罪にあわないための取り組みをする」の順となっています。

両調査では、「福祉サービスや制度の充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」と「高齢者が経験を活かして働ける機会（場所）を確保する」の２つが上位３つのうち共通しています。

問17　障がいのある人の人権問題

障がいのある人の人権について問題があると思うことは、県調査では、「障がいの特性や障がいのある人への理解が不足している」（県独自選択肢）が最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」、「外出の際に、道路に段差があったり、建物に入るときなどに不便をともなうこと」の順となっています。

市調査では、「差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること」が最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」、「外出の際に、道路に段差があったり、建物に入るときなどに不便をともなうこと」の順となっています。

両調査では、「働ける場所や機会が少ないこと」と「外出の際に、道路に段差があったり、建物に入るときなどに不便をともなうこと」の２つが上位３つのうち共通しています。

問18　障がいのある人の人権尊重

障がいのある人の人権を尊重するために必要なことは、県調査では、「障がいのある人の人権を尊重するための教育・啓発活動を推進する」が最も高く、次いで「障がいのある人の就労機会や働く場を確保する」、「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」の順となっています。

市調査では、「障がいのある人の就労機会や働く場を確保する」が最も高く、次いで「バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする」、「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」の順となっています。

両調査では、「障がいのある人の就労機会や働く場を確保する」と「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」の２つが上位３つのうち共通しています。

問19　障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の認知度は、県調査では、「知らない」が最も高く、次いで「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」、「知っている」の順となっています。市調査も同様になっています。

また、「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると、県調査では 32.2%、市調査では 31.2％となり、おおむね同様の認知度となっています。

問 20　部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）の理解度は、国・県調査では、「何となく知っている」が最も高く、次いで「知っている」、「知らない」の順となっています。市調査も同様になっています。特に、「知っている」は、市調査が国・県調査より、約 7 ポイント高くなっています。

問 21　部落差別の不当性

部落差別（同和問題）の捉え方は、国・県調査では、不当な差別であることを「知っている」が最も高く、次いで「知らない」、「部落差別は不当な差別ではない」の順となっています。市調査も同様になっています。

「知っている」は、国調査では 80%を超えて、県・市調査では 60％台となっている一方、「知らない」は、国調査では約 10%、県・市調査では約 30％となっています。

問 22　部落差別等を知ったきっかけ

部落差別（同和問題）や同和地区を初めて知ったきっかけは、国・県調査では、「学校の授業で教わった」が最も高く、次いで「家族から聞いた」、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」の順となっています。市調査では、「家族から聞いた」が最も高く、次いで「学校の授業で教わった」、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」の順となっています。各調査とも、上位３つが共通しています。

なお、「学校の授業で教わった」は、国調査では 40%を超えていますが、県・市調査では約 20％となっています。また、「家族から聞いた」は、国調査では 30%を超えていますが、県調査では 10％台、市調査では 20％台となっています。

問 23　部落差別の存在

部落差別の現状として、「部落差別はいまだにある」が、国・県・市調査では約 60％台から 70％台となっており、同様の結果となっています。また、「部落差別はもはや存在しない」も各調査で約 20％台から 30％台となっており、同様の結果となっています。

問 24　部落差別の事例

部落差別（同和問題）に関して、どのような場面、事例で部落差別があると思うかは、国調査では、「結婚や交際」が最も高く、次いで「悪口」、「就職や職場」の順となっています。県調査では、「結婚や交際」が最も高く、次いで「就職や職場」、「悪口」の順となっています。市調査は、県調査と同様になっています。

各調査とも、「結婚や交際」が、約 60％を超えており、「就職や職場」も、20%を超えています。

問 26　お子さんの結婚

あなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区出身者とわかった場合の対応については、県調査では、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する」が最も高く、次いで「その状況にならないとわからない」、「こだわりがあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める」の順となっています。

市調査では、「その状況にならないとわからない」が最も高く、次いで「こだわりがあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める」、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する」の順となっています。

市調査と県調査を比較すると、「その状況にならないとわからない」が 17.7 ポイント高くなっています。一方で、「同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する」は 14.6 ポイント低くなっています。

問 27　部落差別（同和問題）への考え方

部落差別（同和問題）についての考えは、県調査では、「わからない」が最も高く 20%を超えています。次いで「国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい」、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」の順となっています。市調査も同様になっています。

問 28　部落差別解消の取り組み

部落差別解消の取り組みについては、県調査では、「学校や地域における人権同和教育や啓発活動を積極的に行う」が最も高く、次いで「特に、重要な取り組みは思いつかない」、「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」（県独自選択肢）の順となっています。市調査では、「学校や地域における人権同和教育や啓発活動を積極的に行う」が最も高く、次いで「特に、重要な取り組みは思いつかない」、「同和地区の生活環境をよくする」の順となっています。

問 29　部落差別解消のための教育・啓発活動

部落差別（同和問題）を解消するため、今後の教育・啓発活動の取り組みについては、国調査では、「やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである」が最も高く、次いで「わからない」、「積極的に行うべきである」の順となっています。県調査では、「わからない」が最も高く、次いで「やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである」、「積極的に行うべきである」の順となっています。市調査も県調査と同様になっています。

問 30　部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の認知度は、「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると、国調査では 31.5%、県調査では 42.7%、市調査では 23.4%となっています。

市調査は国調査と比較して 8.1 ポイント低く、県調査と比較しても 19.3 ポイント低くなっています。一方で、「知らない」は、国調査より 9.0 ポイント高く、県調査より 21.6 ポイント高くなっています。

問31　外国人の人権問題

外国人の人権について問題があると思うことは、県調査では、「言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」が最も高く、次いで「外国人についての理解や認識が十分でないこと」(県独自選択肢)、「就職、職場などで不利な扱いを受けること」の順となっています。

市調査では、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が容易に得られないこと」で最も高く、次いで「言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」、「就職、職場などで不利な扱いを受けること」の順となっています。

両調査では、「言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」と「就職、職場などで不利な扱いを受けること」の２つが上位３つのうち共通しています。

問32　外国人の人権尊重

外国人の人権を尊重するために必要なことは、県調査では、「外国人に対する理解を深めるための教育・啓発活動、交流事業を推進する」が最も高く、次いで「外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する」、「いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為をなくすこと」（県独自選択肢）の順となっています。

市調査では、「外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する」が最も高く、次いで「外国人のための日本語学習の機会を設けたり、生活に必要な情報を自国言語により提供する」（市独自選択肢）、「外国人のための相談体制を充実する」（市独自選択肢）の順となっています。

問33　ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の認知度は、県調査では、「知らない」が最も高く、次いで「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」、「知っている」の順となっています。市調査も同様になっています。

「知っている」と「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせると、県調査では 49.7%、市調査では 28.4%となり、比較すると、市調査が県調査より 21.3 ポイント低くなっています。

問34　感染症患者等の人権問題

感染症に関連した人権について問題があると思うことは、県調査では、「結婚や就職、職場などにおいて不利な扱いを受けること」が最も高く、次いで「差別的な発言・行動をすること」、「病院での治療・入院、宿泊、アパートなどの入居を断られること」の順となっています。

市調査では、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」（市独自選択肢）」が最も高く、次いで「差別的な発言・行動をすること」、「世間から好奇または偏見の目で見られること」（市独自選択肢）の順となっています。

なお、県調査では、新型コロナウイルス感染者等を含まず、エイズ患者、HIV 感染者、ハンセン病患者等を想定した設問であるのに対して、市調査は、エイズ患者、HIV 感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染者等（コロナハラスメント）を含んだ設問となっています。

問36　ハンセン病患者等の人権尊重

ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なことは、県調査では、「新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする」が 40.9%で最も高く、次いで「わからない」が 33.9%、「ハンセン病に関するパンフレットやチラシを作成する」が 24.9%の順となっています。

市調査では、「新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする」が 43.5%で最も高く、次いで「わからない」が 34.0%、「ハンセン病に関するパンフレットやチラシを作成する」が 21.4%の順となっています。

比較すると、おおむね同様の結果となっています。

問37　新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題

新型コロナウイルス感染症に関連した人権について問題があると思うことは、県調査では、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗（ひぼう）中傷を受けたりすること」が最も高く、次いで「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット上に拡散されること」の順となっています。市調査も同様になっています。

問38　刑を終えて出所した人の人権問題

罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題があると思うことは、県調査では、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」、「就職や職場等で不利な扱いをされること」の順となっています。市調査も同様になっています。

問39　刑を終えて出所した人とのつきあい方

刑を終えて出所した人であることが分かった場合の接し方については、県調査では、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつかってつきあう」が最も高く、次いで「これまでと同じように、親しくつきあう」、「わからない」の順となっています。市調査も同様になっています。

また、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつかってつきあう」と「これまでと同じように、親しくつきあう」を合わせると、県調査では 68.4%、市調査では 63.6%となっています。

一方で、「わからない」は、県調査では13.3%、市調査では20.6%となっています。

問40　犯罪被害者とその家族の人権問題

犯罪被害者やその家族の人権について問題があると思うことは、県調査では、「犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること」が最も高く、次いで「過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること」、「SNS やインターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、誹謗中傷を受けたりすること」（県独自選択肢）の順となっています。

市調査では、「過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること」が最も高く、次いで「犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること」、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」の順となっています。

両調査結果では、「過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること」と「犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること」の２つが上位３つのうち共通しています。

問 41　犯罪被害者とその家族の人権尊重

犯罪被害者やその家族の人権を尊重するために必要なことは、県調査では、「犯罪被害者などの人権に配慮した報道や取材を行う」が最も高く、次いで「精神的被害に対応するためのカウンセリングを充実する」、「犯罪被害者などのための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する」の順となっています。市調査も同様になっています。

問42　インターネットによる人権問題

インターネットを利用した人権侵害について問題があると思うことは、県調査では、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること」が最も高く、次いで「出会い系サイトの存在など、犯罪を誘発する場となっていること」、「被害者や加害者の名前、顔写真などの情報を無断で掲載すること」の順となっています。

市調査では、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること」が最も高く、次いで「情報発信者が特定されないため、無責任な発言をすること」（市独自選択肢）、「被害者や加害者の名前、顔写真などの情報を無断で掲載すること」の順となっています。

両調査では、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること」と「被害者や加害者の名前、顔写真などの情報を無断で掲載すること」の２つが上位３つのうち共通しています。

問43　インターネットによる人権侵害の防止

インターネットを利用した人権侵害を防止する又は解決するために必要なことは、県調査では、「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」が最も高く、次いで「プロバイダや掲示板などの管理者に対し情報の削除を求める」、「インターネット利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する」の順となっています。

市調査では、「情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる」（市独自選択肢）が最も高く、次いで「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」、「プロバイダや掲示板などの管理者に対し情報の削除を求める」の順となっています。

両調査では、「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」と「プロバイダや掲示板などの管理者に対し情報の削除を求める」の２つが上位３つのうち共通しています。

問44　ホームレスの人権問題

ホームレスの人権について問題があると思うことは、県調査では、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」が最も高く、次いで「嫌がらせや暴力を受ける」、「ホームレスに対する誤解や偏見がある」の順となっています。市調査も同様になっています。

問45　ホームレスの人権尊重

ホームレスの人権を尊重するために必要なことは、県調査では、「安定した住居を確保する」が最も高く、次いで「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」、「ホームレスのための人権相談体制を充実する」の順となっています。市調査も同様になっています。

問46　性的少数者の人権問題

性的少数者の人権について問題があると思うことは、県調査では、「社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること」が最も高く、次いで「嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」、「性的少数者の人権を擁護する法律が整備されていないこと」の順となっています。

市調査では、「社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること」が最も高く、次いで「嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」、「わからない」の順となっています。

両調査では、「社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること」と「嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」の２つが上位３つのうち共通しています。

また、「わからない」は、どちらの調査結果も約20％となっています。

問47　性的少数者の人権尊重

性的少数者の人権を尊重するために必要なことは、県調査では、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」が最も高く、次いで「同性パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」、「性的少数者の人権を擁護する法律を整備する」の順となっています。市調査も同様になっています。

県・市調査とも、法や制度の整備とほぼ同じですが、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」が最も高くなっています。一方で、「わからない」は、どちらの調査結果でも 20％を超えています。

問48　震災等の災害に起因する人権問題

大規模な災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思うかは、県調査では、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が最も高く、次いで「要支援者（障がいがある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」、「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」の順となっています。市調査も同様になっています。

両調査では、この上位３つは 40％を超えています。

問49　今後の教育・啓発

人権問題について理解を深めるにあたって、効果的と思われる啓発・広報活動は、県調査では、「テレビ・ラジオ、新聞、雑誌等による広報」（県独自選択肢）が最も高く、次いで「地域学習グループなど自主的な学習による社会教育活動」、「わからない」の順となっています。

市調査では、「テレビ・ラジオを活用した啓発」（市独自選択肢）が最も高く、次いで「市の広報紙による啓発」（市独自選択肢）、「インターネットを活用した啓発（メールマガジンなど）」の順となっています。

問 50　人権意識を高めるための取り組み

人権問題への理解を深め、人権意識を高めるための取り組みは、県調査では、「学校での教育を充実する」が最も高く、次いで「行政が啓発活動を積極的に行う」、「企業・職場での取り組みを充実する」の順となっています。

市調査では、「学校での教育を充実する」が最も高く、次いで「慣習や社会の仕組みを改善する」（市独自選択肢）、「行政が啓発活動を積極的に行う」の順となっています。

両調査では、「学校での教育を充実する」と「行政が啓発活動を積極的に行う」の２つが上位３つのうち共通しています。

２　調査結果から見える課題のまとめ

令和４（2022）年６月実施の「大垣市人権施策推進指針」第３次改定に伴う今回の市民意識調査は、平成29（2017）年実施の前回調査から5年の年月が経過しています。この間、インターネット社会の更なる進展、性の多様性に関する理解の変容など、「人権」をとりまく社会情勢は大きく変化しました。特に、新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行は、政府からの緊急事態宣言の発令や外出自粛要請など、私たちのくらしにおいて、極めて大きな影響を与えると同時に、コロナハラスメントやワクチンハラスメントなど、新たな人権問題を生むことにもなりました。

その流行は、令和２年に第１～３波、令和３年に第４・５波、令和４年には第６波を迎え、本調査の実施期間中は県内の一日当たりの感染者数が最大で５千人を超えた第７波の最中でした。本報告書では、過去２回の市調査に加え、令和元年国調査、令和３年県調査との比較も実施しましたが、国調査はコロナ禍以前、県調査は第5波の影響下で実施されたものです。

コロナ禍では、経済・社会活動が規制され、人流も減少し、行政の行う人権に関する取り組みも、講演会・研修会などの啓発活動が低調もしくは停止に近い状態にまでなりました。今回の市民意識調査結果には、こうした特殊な状況の影響を避けることはできませんが、本節においては、そうした状況も考慮しつつ、調査結果から見える各分野ごとの課題のまとめを行いました。

⑴ 人権問題全般

〇人権問題への関心

人権問題への関心は高まっており、特に、障がいのある人の人権、インターネットによる人権問題、子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権の５つの分野に関心を持つ人が高い傾向にあり、県調査でも、同様の傾向となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症に関連した人権について、関心を持つ人の割合も高くなっています。

〇いやがらせ・いじめ、パワー・ハラスメントへの対策

職場での不当な待遇、パワー・ハラスメントを受けたと回答する人が、前回調査に続き増加しており、仲間はずれ、いやがらせ、いじめ、虐待を受けたと回答する人も20％を超えています。いやがらせ・いじめ、パワー・ハラスメントへの対策が必要です。

〇相談体制の周知及び充実

人権侵害を受けた場合、何もせず我慢すると回答する人が増加しています。法務局や人権擁護委員などの専門機関等へ相談すると回答する人が減少傾向にあり、引き続き、相談体制の周知及び充実を図る必要があります。

⑵ 女性の人権

〇家庭や職場における男女平等及びセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントへの対策

「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識と採用、昇進など、職場における男女の待遇に違いがあることが問題と回答する人が、前回調査に続き増加し

ており、家庭や職場における男女平等に向けた取り組みが必要です。また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを受けることが問題と回答する人の割合も高く、ハラスメントの防止対策の推進も求められています。

⑶ 子どもの人権

○多様化する人権問題への対策

いじめ、大人から子どもへの虐待・暴力、体罰、学歴や成績の重視など、子どもの人権問題は多岐にわたっています。児童虐待については通報・相談窓口を周知・充実することが必要となっています。また、子どもの個性や自主性を尊重される社会の実現を目指した取り組みが求められています。あわせて、子どもの健全な育成のための指導力の向上や、適切な相談ができる体制も求められています。

⑷ 高齢者の人権

○自立して生活しやすい環境整備のための制度の充実、雇用・多様な就業機会確保、悪質商法の被害を減らすための対策の推進

自立して生活しやすい環境整備が必要と回答する人の割合が高くなっています。特に、福祉サービスや制度の充実、経験を活かして働ける機会の確保が必要と回答する人の割合が高くなっており、福祉サービスや制度の充実、雇用・多様な就業機会確保への対策が求められています。このほか、悪質商法の被害が多いと回答する人の割合も高く、被害防止のための対策も求められています。

⑸ 障がいのある人の人権

○障がいのある人への差別や偏見を防止する取り組み、就労機会や場所を確保するための対策、バリアフリーやユニバーサルデザインへの取り組みの推進

差別的な言動を受けることが問題と回答する人の割合が高く、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発が必要です。特に、働ける場所や機会が少ないことが問題と回答する人の割合や、外出の際に道路の段差など不便をともなうことが問題と回答する人の割合が高く、就労機会や場所を確保するための対策や、バリアフリーやユニバーサルデザインへの取り組みの推進が求められています。

⑹ 部落差別（同和問題）による人権

○部落差別（同和問題）を正しく理解するための教育啓発、インターネット上の書き込みへの対策

10歳代～20歳代では、この問題を知らないと回答する割合が40%を超えています。結婚や交際、就職や職場での心理面における差別意識が、若い世代では改善している一方、高齢の世代に根強く存在している傾向があります。差別意識解消に向け、この問題を正しく理解するための教育啓発が必要です。また、インターネット上の書き込みに差別が存在すると回答した人が、３回の調査を通して増加しており、ネット社会を背景とした差別・偏見を解消するための対策も求められています。

このほか、部落差別解消推進法の認知度は、国・県調査より低くなっており、この法律の周知に取り組む必要があります。

⑺ 外国人の人権

○在住外国人への生活支援、就労機会の確保、労働環境の改善

言語や慣習の違いからくる生活上の困難を問題と思う人が依然として多く、また、職場での不利な扱いや差別的言動、就労機会の確保や労働環境の改善が必要だと思う人の割合も高くなっています。外国人が日本語を学ぶ機会を増やしていくことに加え、就労の機会の確保、労働環境の改善することが求められています。

このほか、ヘイトスピーチ解消法の認知度は、県調査より低くなっており、この法律の周知に取り組む必要があります。

⑻ 感染症に関連した人権

○感染症に関する正しい知識の普及、差別等防止のための啓発

新型コロナウイルス感染症の流行を機に、感染者への差別的な言動や感染者情報の拡散を問題と思う人が増え、感染症に関する正しい知識の習得のための教育や差別防止のための啓発活動が求められています。また、プライバシーに配慮した医療・カウンセリング体制の充実も求められています。

その一方で、ハンセン病患者等への理解が進んでおらず、啓発の推進も求められています。

⑼ 刑を終えて出所した人の人権

○更生した人への偏見の解消と就労機会の確保

刑を終えて出所した人への偏見を問題と思う人の割合が依然高く、差別解消のための啓発が必要です。また、こうした人たちが社会の中で、経済的に自立した生活ができるよう、就労機会を確保していくことも重要です。

⑽ 犯罪被害者とその家族の人権

○犯罪被害者への配慮と救済体制の充実

過剰な取材によるプライバシー侵害と、犯罪被害による精神的・経済的負担を問題と思う人が多く、報道関係者には被害者の人権に配慮した取材が求められます。また、犯罪被害者等救済のために、カウンセリング・相談体制・経済的支援体制の充実も求められています。

⑾ インターネットによる人権問題

○インターネット上での誹謗中傷や個人情報掲載の防止

インターネット上での誹謗中傷や個人情報の勝手な掲載を問題と思う人が多く、情報発信者の特定や、情報の削除義務を負わせるための法整備、違法な情報発信者への取締まり強化が求められています。また、利用者や管理者への啓発や人権侵害を受けた人への相談や救済体制の整備も求められています。

⑿ ホームレスの人権

○経済的自立の促進

ホームレスの人たちへの偏見ほか、経済的に自立できないことを問題と思う人が多く、就業機会を増やしたり、安定した住居を確保のための取り組みが求められています。

⑬ 性的少数者の人権

○性的少数者に関する正しい知識の普及のための教育・啓発

社会的理解度が低く、好奇や偏見の目で見られることを問題と思う人が多い一方、性的少数者の人権に関する問題点や、性的少数者の人権を尊重するために必要なことをわからないとする人が約20%を占めています。性的少数者に関する正しい知識の普及のための教育・啓発活動が求められています。

⑭ 震災等の災害に起因する人権問題

○避難生活での人権への配慮と要支援者への配慮

避難所でプライバシーが守られないことや避難生活で生じるトラブルを問題と思う人に加え、要支援者への配慮が行き届かないことを問題と思う人も多くいます。避難時におけるこれらの問題への備えが求められています。

⑮ 人権教育の推進

○学校教育・社会教育の充実、教育・啓発活動の推進

人権に対する正しい理解を進めるためには、学校での教育の充実や、慣習や社会の仕組みを改善が必要とする人の割合が高くなっています。また、行政や企業・職場での、積極的な教育・啓発の推進も求められています。

⑯ 人権啓発の推進

○各種情報媒体を活用した啓発

テレビ、ラジオ、新聞、広報紙などを活用した啓発活動が効果的であると思う人が多く、各種情報媒体を活用した啓発活動を継続していく必要があります。また、インターネットを活用した啓発が効果的と思う人が、３回の調査を通して増加しており、啓発手段として取り入れていくことも求められています。

参考資料

・人権に関する市民意識調査　調査票
・人権に関する市民意識調査　年度別調査分野と設問数

人権に関する市民意識調査

～調査ご協力のお願い～

「人権尊重のまちづくり」に活かすため
あなたのお考えをお聞かせください

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」の実現をめざして、「大垣市人権施策推進指針」に基づき、人権施策を推進しています。

本調査は、この指針（平成 19 年度策定、平成 29 年度第二次改定）の第三次改定にあたり、市民の皆さまの人権へのお考えを聞かせていただき、今後の取り組みの参考とさせていただくものです。

調査の対象者は、市内にお住いの満 18 歳以上の方の中から、2,000 人を無作為に選ばせていただきました。調査票は無記名でご回答いただき、その結果は統計処理により、お名前や回答内容が特定されることは一切ありませんし、調査目的以外に使用することもありませんので、率直なお考えをお聞かせください。

また、この調査へのご協力を、ご家庭などにおいて、人権について考えていただくきっかけにしていただければ幸いです。

ご多用のところ恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和 4 年 6 月

大垣市長　石　田　　仁

―　ご記入にあたってのお願い　―

1．調査票の記入は、原則として**ご本人（封筒のあて名の方）**にお願いします。ご本人による記入が困難な場合は、ご家族などがご本人から聞き取って、ご記入ください。

2．アンケートへの回答方法は、郵送回答とインターネット回答があります。詳しい回答方法は、裏面をご覧ください。

3．回答につきましては、7 月 22 日（金）までにお願いします。

◆調査に関するお問い合せ◆

大垣市役所市民活動部 人権擁護推進室　　電　話　0584(47)8576（直通）

アンケートへの回答方法【重複回答防止のため、いずれか一つをお選びください】

1　郵送回答

記入いただきました調査票は、３つ折りの上、同封の返信用封筒にて、お近くの郵便ポストにご投函ください（切手は不要です）。

＊調査票と返信用封筒に、住所やお名前のご記入は必要ありません。

2　インターネット回答（パソコン・タブレット・スマートフォン）

次のいずれかの方法で回答ページにアクセスしてください。

①2 次元バーコードの読み取り	②ブラウザへのＵＲＬ入力
	https://s-kantan.jp/city-ogaki-gifu-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1024

＊回答送信後は修正できません。

＊重複回答防止のため、インターネット回答の方は、調査票の破棄をお願いします。

大垣市は、平成６年９月に「大垣市人権を尊重する都市」を宣言しました。この宣言では、人権とは「すべての人が自由で平等に暮らしていくために、生まれながらにして持っている、人間としての権利です。」とうたっています。
この人権について、あなたのご意見をお聞かせください。

はじめに、調査結果を統計的に処理するために、あなた自身のことについておたずねします。

問１　あなたの性別の番号に○をつけてください。

（自認する性別を選んでいただいて構いません。）

１.男性　　２.女性　　３．答えたくない

問２　あなたの年齢についてあてはまる番号に○をつけてください。

（令和４年６月１日現在でお答えください。）

１．10 歳代　　２．20 歳代　　３．30 歳代　　４．40 歳代
５．50 歳代　　６．60 歳代　　７．70 歳以上

問３　あなたの職業などについてあてはまる番号に○をつけてください。（○は１つまで）

１．自営業・経営者（農林水産業・商工・サービス業・自由業などの個人事業主と家族従業員、会社経営者など）
２．正規の職員・従業員（会社員・公務員などの正規雇用者）
３．パート、アルバイト（内職含む）、期間契約社員、派遣労働者などの非正規雇用者
４．専業（主婦・主夫）
５．学生
６．無職
７．その他（具体的に：　　）

問４　あなたの家族構成についてあてはまる番号に○をつけてください。

１．ひとり暮らし
２．一世代世帯（夫婦のみ）
３．二世代世帯（親とその子ども）
４．三世代世帯（祖父・祖母と親とその子ども）
５．その他

Ⅰ．人権問題全般について

問５　日本の社会にはさまざまな人権問題がありますが、あなたが関心をもっている人権問題は何ですか。次の中からいくつでも選んで○をつけてください。

１．女性の人権問題
２．子どもの人権問題
３．高齢者の人権問題
４．障がいのある人の人権問題
５．部落差別（同和問題）による人権問題
６．アイヌの人々の人権問題
７．外国人の人権問題
８．感染症に関連した人権問題（エイズ患者、ＨＩＶ感染者、新型コロナウイルス感染者等）
９．ハンセン病患者・元患者やその家族の人権問題
10．刑を終えて出所した人の人権問題
11．犯罪被害者とその家族の人権問題
12．インターネットによる人権問題
13．北朝鮮当局による人権問題（拉致問題）
14．ホームレスの人権問題
15．性的少数者の人権問題
16．人身取引（性的搾取、強制労働などを目的とするもの）
17．震災等の災害に起因する人権問題
18．特にない
19．その他（具体的に：　　）

問６　これまでに、次のような人権侵害を受けたと感じたことがありますか。（あてはまる番号すべてに○）

１．あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口
２．名誉・信用のき損、侮辱
３．公的機関による不当な扱い
４．脅迫、強要、暴力、ドメスティック・バイオレンス＊1
５．職場での不当な待遇、パワー・ハラスメント＊2
６．プライバシーの侵害
７．地域や家庭での差別待遇
８．セクシュアル・ハラスメント＊3
９．ストーカー行為
10．仲間はずれ、いやがらせ、いじめ、虐待
11．人権侵害を受けたと感じたことはない
12．その他（具体的に：　　）

＊1 ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者やパートナーなどからの身体的、性的、心理・精神的、経済的な暴力のことです。略して「ＤＶ」と呼ばれることもあります。

＊2 パワー・ハラスメントとは、職場における権力を利用したいやがらせなどです。

＊3 セクシュアル・ハラスメントとは、性的いやがらせのことです。

問７　もしも、人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか。（あてはまる番号すべてに○）

１．何もしない、我慢する
２．相手に抗議する
３．家族や親族に相談する
４．友人や会社の同僚など、親しい人に相談する
５．所属する団体やサークルに相談する
６．民生・児童委員などに相談する
７．弁護士に相談する
８．法務局や人権擁護委員に相談する
９．県や市役所などの公的機関に相談する
10．警察に相談する
11．その他（具体的に：　　）

問８　過去５年の間に、人権問題に関する講演会や研修会へ参加されたことはありますか。（○は１つだけ）

１．1回参加した
２．2回参加した
３．3回以上参加した
４．開催を知らなかった
５．覚えていない
６．参加したことはない

問９　問８で参加したと回答された方は、参加された理由は何ですか。（○は１つだけ）

１．自らの意思
２．職場や地域の参加割り当て
３．友人、知人に誘われた
４．その他（具体的に：　　）

Ⅱ.女性の人権について

問 10　次のうち､女性の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

１．「男は仕事、女は家庭」というような、男女の固定的な役割分担意識を他の人に押し付けること
２．採用、昇進、昇給など、職場における男女の待遇に違いがあること
３．ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）
４．セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを受けること
５．ストーカー行為、痴漢行為を受けること
６．売春・買春・援助交際があること
７．メディアで、内容に関係なく女性の水着姿、裸体などが掲載されること
８．地域社会における行事などで、女性の参加制限などの習慣やしきたりがあること
９．特に問題だと思うことはない
10．わからない
11．その他（具体的に：　　）

問 11　あなたは、女性の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

1．雇用、昇進、昇給などの男女平等などを実現する
2．女性の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する
3．女性の人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する
4．行政、企業、団体などの政策方針の決定過程に、女性が多く参加できるようにする
5．女性への暴力などの犯罪防止と取締りを強化する
6．学校教育や社会教育の場で、男女平等などを推進するための教育・学習活動を充実させる
7．地域の慣習やしきたりを男女平等などの視点から見直す
8．特に必要だと思うことはない
9．わからない
10．その他（具体的に：　　）

Ⅲ. 子どもの人権について

問 12　次のうち、子どもの人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

1．「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口など、相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめをすること
2．いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること
3．大人から子どもへの暴力・虐待（身体的、性的、心理・精神的、育児放棄）
4．大人が、子どもの進路の選択などで、子ども自身の意思を無視すること
5．子どもを成績や学歴だけで判断すること
6．学校での教師による体罰や差別的な扱い
7．児童虐待、児童買春、児童ポルノなどの対象となること
8．特に問題だと思うことはない
9．わからない
10．その他（具体的に：　　）

問 13　あなたが児童虐待を発見したらどうしますか。（○は１つだけ）

１．学校や子ども相談センター（児童相談所)、市の相談窓口などに知らせる
２．警察に通報する
３．民生委員・児童委員に知らせる
４．どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない
５．他人の家庭のことに口を出さないなどの理由で何もしない
６．その他（具体的に：　　）

問 14　あなたは、子どもの人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

１．子どもの人権に関する相談窓口や電話相談を充実する
２．子どもの人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する
３．子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる
４．親の教育力を向上させる
５．成績だけ重んじる教育のあり方を改める
６．教師など指導者の人間性や資質を高める
７．子どもに、たくましく生きるための「生きる力」＊を身につけさせる
８．特に必要だと思うことはない
９．わからない
10．その他（具体的に：　　）

＊「生きる力」とは、変化の激しいこれからの社会を生きるための、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力、豊かな人間性、健康や体力といった、知･徳･体のバランスのとれた力のことです。

Ⅳ. 高齢者の人権について

問 15　次のうち、高齢者の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

１．経済的に自立が困難なこと
２．働く能力を発揮する機会が少ないこと
３．悪質商法の被害が多いこと
４．家庭内で高齢者に対する虐待（介護放棄を含む）をすること
５．病院や介護施設でいじめや虐待をすること
６．高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること
７．高齢者の意見や行動を尊重しないこと
８．特に問題だと思うことはない
９．わからない
10．その他（具体的に：　　）

問 16　あなたは、高齢者の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

１．高齢者の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する
２．高齢者の人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する
３．福祉サービスや制度の充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する
４．高齢者が経験を活かして働ける機会（場所）を確保する
５．高齢者が犯罪にあわないための取り組みをする
６．学校や家庭、地域で、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける
７．高齢者と他の世代との交流を促進する
８．特に必要だと思うことはない
９．わからない
10．その他（具体的に：　　）

Ⅴ．障がいのある人の人権について

問 17　次のうち、障がいのある人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

１．差別的な発言や行動を受けたり、自立を阻害されること
２．外出の際に、道路に段差があったり、建物に入るときなどに不便をともなうこと
３．結婚や就職、職場で不利な扱いを受けること
４．学校などでいやがらせやいじめを受けること
５．働ける場所や機会が少ないこと
６．スポーツや文化活動、地域活動などに気軽に参加できないこと
７．障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと
８．障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと
９．アパートへの入居や飲食店などへの入店を拒否されること
10．じろじろ見られたり、避けられたりすること
11．特に問題だと思うことはない
12．わからない
13．その他（具体的に：　　）

問 18　あなたは、障がいのある人の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

１．障がいのある人の人権を尊重するための教育・啓発活動を推進する
２．バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進し、安心して外出できるようにする
３．障がいのある人の就労機会や働く場を確保する
４．障がいのある人の人権に関する相談窓口や電話相談を充実する
５．障がいのある人とない人との交流を促進する
６．障がいのある人が地域活動などに参加しやすい環境を整備する
７．障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する
８．特に必要だと思うことはない
９．わからない
10．その他（具体的に：　　）

問 19　国では、平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＊1)」が施行されました。
あなたは、この法律を知っていますか。（○は１つだけ）

１．知っている
２．法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない
３．知らない

＊1 障害者差別解消法は、一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区分や制限といった差別に気付き、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（＝共生社会）を実現することを目的として、障がいのある人に対する、行政機関（国・都道府県・市町村）や民間事業者（会社やお店等）による「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」*2 について定められています。

＊2「合理的配慮の提供」とは、行政機関、会社、お店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

Ⅵ. 部落差別（同和問題）による人権について

問 20　部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか知っていますか。（○は１つだけ）

１．知っている　　２．何となく知っている　　３．知らない

問 21　部落差別が不当な差別であることを知っていますか。（○は１つだけ）

１．知っている　　２．知らない　　３．部落差別は不当な差別ではない

問 22　あなたが部落差別（同和問題）や同和地区についてはじめて知ったきっかけは何ですか。（○は１つだけ）

１．家族から聞いた　　２．親戚の人から聞いた
３．近所の人から聞いた　　４．職場の人から聞いた
５．友人から聞いた　　６．学校の授業で教わった
７．テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った　　８．インターネットで知った
９．部落差別（同和問題）の集会や研修会で知った
10．県や市町村の広報紙や冊子などで知った
11．覚えていない
12．部落差別（同和問題）や同和地区のことを知らない
13．その他（具体的に：　　）

問 23　現在でも部落差別があると思いますか。（○は１つだけ）

１．部落差別はいまだにある　　２．部落差別はもはや存在しない

問 24　問 23 で「１.部落差別はいまだにある」を選択された方にお聞きします。どのような場面、事例で部落差別はあると思いますか。（○はいくつでも）

１．結婚や交際　　２．就職や職場
３．戸籍　　４．落書き、貼り紙
５．悪口　　６．インターネット上の書き込み
７．旧同和地区名の公表
８．その他（具体的に：　　）

問 25　仮に、あなたが、結婚しようとする相手が同和地区出身者の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。（○はあなたの気持ちにいちばん近いものに１つだけ）

１．同和地区の人であるかないかは関係なく結婚をする
２．家族、親戚などの反対があれば結婚しない
３．絶対に結婚しない
４．その状況にならないとわからない
５．その他（具体的に：　　）

問 26　仮に、あなたのお子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください。）、同和地区出身者の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。（○はあなたの気持ちにいちばん近いものに１つだけ）

１．同和地区の人であるかないかは関係なく結婚を祝福する
２．こだわりはあるが、子どもの意思を尊重して結婚を認める
３．家族、親戚などの反対があれば結婚を認めない
４．絶対に結婚を認めない
５．その状況にならないとわからない
６．その他（具体的に：　　）

問 27　部落差別（同和問題）について、あなたはどう考えますか。（○はあなたの考え方にいちばん近いものに１つだけ）

１．とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい
２．人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい
３．国や自治体の取り組みに、できる範囲で協力したい
４．部落差別の現状について、もっと知りたい
５．同和地区の人の問題であり、自分には関係ない
６．あまりさわがずそっとしておけばよい
７．特に関心はない
８．わからない
９．その他（具体的に：　　）

問 28　あなたは、今後の部落差別（同和問題）について、どのような取り組みが重要だと思いますか。（○は３つまで）

１．同和地区の生活環境をよくする
２．同和地区の人々の収入の安定向上を図る
３．学校や地域における人権同和教育や啓発活動を積極的に行う
４．特に根強い結婚差別、就職差別を解消する取り組みを積極的に行う
５．同和問題に関する意識を高め、積極的に地域の交流をはかる
６．同和問題に関わる人権相談、生活相談などを充実する
７．えせ同和行為＊を排除する取り組みを行う
８．インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する
９．そっとしておけば差別は自然になくなる
10．どのようにしても差別はなくならない
11．特に、重要な取り組みは思いつかない
12．その他（具体的に：　　）

＊えせ同和行為とは、部落差別（同和問題）を口実として行われる不法、不当な行為の要求のことです。

問 29　あなたは、部落差別（同和問題）を解消するために、教育・啓発活動を今後どのようにしたらよいと思いますか。（○は１つだけ）

１．積極的に行うべきである
２．やるべきではあるが、方法や内容を変えるべきである
３．今のままで十分である
４．あまりやらない方がよい
５．やるべきではない
６．部落差別（同和問題）を解消する必要はない
７．わからない
８．その他（具体的に：　　）

問 30　国では、平成 28 年 12 月に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」＊が施行されました。
あなたはこの法律を知っていますか。（○は１つだけ）

1．知っている
2．法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない
3．知らない

＊「部落差別解消推進法」は、部落差別のない社会を実現することを目的として施行されました。部落差別の解消に関する施策は、その必要性について国民一人一人の理解を深めながら、行わなければなりません。また、教育や啓発など、具体的な施策の実施にあたっては、地域社会の実情を踏まえるとともに、新たな差別を生むことがないように留意することが求められています。

Ⅶ．外国人の人権について

問 31　次のうち、外国人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

1．ヘイトスピーチなど、外国人に対する差別的な言動をすること
2．就職、職場などで不利な扱いを受けること
3．結婚問題で周囲から反対を受けること
4．住宅を容易に借りることができないこと
5．言語や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと
6．外国人の子どもが、十分な教育を受けられないこと
7．日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が容易に得られないこと
8．じろじろ見られたり、避けられたりすること
9．特に問題だと思うことはない
10．わからない
11．その他（具体的に：　　）

問 32　あなたは、外国人の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

１．外国人に対する理解を深めるための教育・啓発活動、交流事業を推進する
２．外国人のための就労の機会や賃金、労働条件の平等を確保する
３．外国人との結婚に対する偏見をなくす
４．外国人の住宅の確保を容易にする
５．外国人のための相談体制を充実する
６．外国人の子どもに日本語教室を設けるなど教育環境を充実する
７．外国人のための日本語学習の機会を設けたり、日常生活に必要な情報を自国の言語により提供する
８．特に必要だと思うことはない
９．わからない
10．その他（具体的に：　　）

問 33　国では、平成 28 年 6 月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」＊が施行されました。あなたは、この法律を知っていますか。（○は１つだけ）

１．知っている
２．法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない
３．知らない

＊「ヘイトスピーチ解消法」は、本邦外の出身者であることを理由として排除することを先導する不当な差別的言動の解消を目的として施行されました。ヘイトスピーチを無くし、すべての人がお互いに人権や民族の違いを尊重しあい共生する社会を築いていくことが求められています。

Ⅷ. 感染症（エイズ患者、ＨＩＶ感染者＊1、ハンセン病患者＊2、新型コロナウイルス感染者等）に関連した人権について

問 34　次のうち、感染症患者等の人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

１．病院での治療・入院、宿泊、アパートなどの入居を断られること
２．無断でエイズ検査などをすること
３．差別的な発言・行動をすること
４．結婚や就職、職場などにおいて不利な扱いを受けること
５．悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること
６．世間から好奇または偏見の目で見られること
７．特に問題だと思うことはない
８．わからない
９．その他（具体的に：　　）

＊1ＨＩＶとは、ヒト免疫不全ウイルスのことで、エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスです。

＊2 ハンセン病とは、「らい菌」によって引き起こされる感染症で、現在は、早期発見、早期治療により、後遺症を残さず治る病気です。

問 35　あなたは感染症患者等の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

１．感染症に対する理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
２．プライバシーに配慮した医療・カウンセリング体制を充実する
３．医療関係者に対する人権研修を推進する
４．学校において感染症に関する正しい知識を教える
５．感染症患者等が社会復帰しやすい環境づくりや就職の機会を確保する
６．感染症患者等の生活支援や経済的支援をする
７．感染症患者等の相談体制を充実する
８．特に必要だと思うことはない
９．わからない
10．その他（具体的に：　　）

問 36　ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

1．ハンセン病に関するパンフレットやチラシを作成する
2．新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
3．ハンセン病週間を中心に、積極的な啓発活動を行う
4．ハンセン病に関する講演会を開催する
5．ハンセン病に関する副読本（参考書）を作成する
6．ハンセン病療養所入所者を訪問する機会をつくる
7．ハンセン病に関するボランティアの機会をつくる
8．ハンセン病患者等との交流の機会をつくる
9．特に必要だと思うことはない
10．わからない
11．その他（具体的に：　　）

問 37　次のうち、新型コロナウイルス感染症に関する人権について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

1．医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗（ひぼう）中傷を受けたりすること
2．医療機関やその従事者、家族が出勤、登校等を拒否されること
3．感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること
4．感染者やその家族が出勤、登校等を拒否されること
5．感染者が発生した学校・店舗やその関係者等が誹謗中傷を受けたり、営業を妨げられたりすること
6．感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・ＳＮＳ上に拡散されること
7．外国人であることを理由として、不当な取り扱いをされること
8．県外居住者や県外からの移動者が嫌がらせを受けたり、非難されたりすること
9．様々な事情により感染症対策等（マスクの着用、ワクチン接種等）をとれない・とらない人が不当な取り扱いをされたり、誹謗中傷を受けたりすること
10．特に問題だと思うことはない
11．わからない
12．その他（具体的に：　　）

Ⅸ. 刑を終えて出所した人の人権について

問 38　罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますか。（○は３つまで）

1．更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
2．就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと
3．就職や職場などで不利な扱いをされること
4．アパートなどに入居できないこと
5．結婚問題で周囲に反対されること
6．メールやインターネットで悪質な書き込みやいやがらせをされること
7．特に問題だと思うことはない
8．わからない
9．その他（具体的に：　　）

問 39　日頃から親しくつきあっていた人が、刑を終えて出所した人であるとわかったときあなたはどうしますか。（○は１つだけ）

1．これまでと同じように、親しくつきあう
2．つきあいは変わらないが、いろいろ気をつかってつきあう
3．表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく
4．つきあいをやめてしまう
5．わからない
6．その他（具体的に：　　）

Ⅹ．犯罪被害者とその家族の人権について

問 40　次のうち、犯罪被害者やその家族の人権侵害について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

1．犯罪行為によって精神的・経済的（転居、離職など）負担を受けること
2．犯罪被害者やその家族が人権侵害の相談をする公的相談機関の対応が十分でないこと
3．過剰な取材によってプライバシーの侵害を受けたり、私生活の平穏が保てなくなること
4．事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること
5．捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
6．刑事裁判手続きに犯罪被害者や家族の声が十分反映されていないこと
7．特に問題だと思うことはない
8．わからない
9．その他（具体的に：　　）

問 41　あなたは、犯罪被害者やその家族の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

1．犯罪被害者などのための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する
2．犯罪被害者などの人権を尊重するための啓発・広報活動を推進する
3．犯罪被害者などに経済的な支援を行う
4．犯罪被害者などへの支援が必要な場合のために、警察職員などの教育や訓練を充実する
5．精神的被害に対応するためのカウンセリングを充実する
6．捜査や刑事裁判において犯罪被害者などに配慮した施策を行う
7．犯罪被害者などの人権に配慮した報道や取材を行う
8．犯罪予防・防止のための施策を充実する
9．特に必要だと思うことはない
10．わからない
11．その他（具体的に：　　）

Ⅺ. インターネットによる人権問題について

問 42　次のうち、インターネットを利用した人権侵害について特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

1．他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などが掲載されること
2．被害者や加害者の名前、顔写真などの情報を無断で掲載すること
3．情報発信者が特定されないため、無責任な発言をすること
4．出会い系サイトの存在など、犯罪を誘発する場となっていること
5．ネットポルノなどの違法、有害なホームページが存在していること
6．インターネット取引で悪質商法による被害が発生していること
7．プライバシーについての情報が掲載されること
8．特に問題だと思うことはない
9．わからない
10．その他（具体的に：　　）

問 43　あなたは、インターネットによる人権侵害を防止又は解決するために必要なことはどのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

1．情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律をつくる
2．違法な情報発信者に対する取締りを強化する
3．プロバイダや掲示板などの管理者に対し情報の削除を求める
4．インターネット利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する
5．人権侵害を受けた者のための人権に関する相談窓口や電話相談を充実する
6．人権侵害を受けた者の被害を救済する機関を充実する
7．特に必要だと思うことはない
8．わからない
9．その他（具体的に：　　）

Ⅻ. ホームレスの人権について

問 44　次のうち、ホームレスの人権について、特に問題があると思われることは何ですか。（○は３つまで）

１．ホームレスに対する誤解や偏見がある
２．嫌がらせや暴力を受ける
３．医療機関において、診療拒否などの差別的扱いを受ける
４．就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない
５．アパートなどの住宅への入居が困難
６．特に問題だと思うことはない
７．わからない
８．その他（具体的に：　　）

問 45　あなたは、ホームレスの人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

１．ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発広報活動を推進する
２．安定した住居を確保する
３．雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する
４．ホームレスのための人権相談体制を充実する
５．特に必要だと思うことはない
６．わからない
７．その他（具体的に：　　）

Ⅻ. 性的少数者（性的指向や性自認（性同一性）における少数者）＊の人権について

問 46　次のうち、性的少数者の人権について、特に問題があると思われることは何ですか。（○は 3 つまで）

1．性的少数者に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇又は偏見の目で見られたりすること
2．就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること
3．地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除されること
4．性的少数者であることを理由として嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること
5．性的少数者の人権を擁護する法律が整備されていないこと
6．同性のパートナーとの関係が認められていないこと
7．トイレ、服装、言葉づかいなど自らが認識する性とは異なる性のふるまいを強要されること
8．提出書類等に性別の記入を求められること
9．カミングアウト（自身の性的指向や性自認について打ち明けること）した後に周囲から否定的な態度をとられたり、周囲へのカミングアウトを強要されたりすること
10．アウティング（性的指向や性自認について本人に無断で他人に伝えられること）の被害にあうこと
11．セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）があること
12．特に問題だと思うことはない
13．わからない
14．その他（具体的に：　　）

＊性的少数者とは、同性愛者（レズビアン／ゲイ）や両性愛者（バイセクシュアル）などの性的指向における少数者や、性同一性障がいのある人やトランスジェンダーなど性自認（性同一性）における少数者を指します。レズビアン／ゲイ／バイセクシュアル／トランスジェンダーの頭文字をとって LGBT と言われることもあります。

問 47　あなたは、性的少数者の人権を尊重するのに必要なことは、どのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

1．性的少数者のための人権相談所や電話相談所を充実する
2．性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する
3．性的少数者の人権を擁護する法律を整備する
4．同性パートナーシップ（宣誓）制度＊など、同性カップルを公認する制度をつくる
5．性的少数者が働きやすい職場をつくる
6．公共施設や店舗等のトイレや更衣室など、性的少数者が生活しやすい環境を整備する
7．公的機関の申請書やアンケートの性別欄を性的少数者に配慮したものにする
8．性的少数者とその支援者の活動を支援する
9．専門医や専門的な医療機関について情報提供する
10．特に必要だと思うことはない
11．わからない
12．その他（具体的に：　　）

＊同性パートナーシップ（宣誓）制度とは、地方自治体が同性のカップルを「婚姻に相当する関係」と認め、自治体独自に証明する制度のことです。

Ⅻ．震災等の災害に起因する人権問題について

問 48　東日本大震災、熊本地震のような大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか。（○は３つまで）

1．避難生活でプライバシーが守られないこと
2．避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること
3．要支援者（障がいがある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと
4．女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと
5．デマ・風評などによる差別的な言動が起きること
6．支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと
7．特に問題だと思うことはない
8．わからない
9．その他（具体的に：　　）

XV. 今後の人権教育啓発について

問 49　人権問題についての理解を深めるにあたって、どのような啓発・広報活動が効果的と思われますか。（○は３つまで）

1．テレビ・ラジオを活用した啓発
2．新聞・雑誌を活用した啓発
3．市の広報紙による啓発
4．映画・ＤＶＤ・ビデオを活用した啓発
5．パンフレット、ポスターなどによる啓発
6．インターネットを活用した啓発（メールマガジンなど）
7．講演会、研修会の開催
8．パネル展などの開催（一般行事の中でコーナーを設けることも含む）
9．地域学習グループなど自主的な学習による社会教育活動
10．地域での啓発リーダーを養成し、住民の相互啓発を促す活動
11．特に効果的なものはない
12. わからない
13. その他（具体的に：　　）

問 50　人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるためには、今後どのような取り組みを行えばよいと思いますか。（○は３つまで）

1．慣習や社会の仕組みを改善する
2．家庭での教育を充実する
3．学校での教育を充実する
4．行政が啓発活動を積極的に行う
5．自治会などの地域での取り組みを充実する
6．企業・職場での取り組みを充実する
7．民間活動団体での取り組みを充実する
8．人権意識は向上しているので取り組む必要はない
9．個人の意識の問題に介入する必要はない
10．わからない
11．その他（具体的に：　　）

問 51　市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことはどのようなことだと思いますか。（○は３つまで）

１．人権に対する正しい知識を身につけること
２．因習＊や誤った固定観念にとらわれないこと
３．自分の権利と同様に他人の権利も尊重すること
４．自分の生活している地域の人々を尊重すること
５．家庭内でのお互いの権利を尊重すること
６．職場で人権を尊重する意識を高めあうこと
７．特にない
８．わからない
９．その他（具体的に：　　）

＊因習とは、昔からの習慣のうち、今は悪い影響をもたらすもののことです。

問 52　市では、人権施策推進指針に基づいて、人権感覚を高めるため、次のような人権啓発を行っていますが、その効果について、次の１から９の項目についてあてはまる欄に○をつけてください。

	大変効果があった	まあまあ効果があった	啓発の仕方など工夫すべき	効果がないので止めた方がいい	どちらともいえない
１．人権 Letter（人権啓発広報紙）の発行・配付					
２．「広報おおがき」における人権啓発記事（人権について考える）の掲載					
３．人権啓発広告塔（市内１７か所）の設置					
４．市内小中学校の人権教育・学習発表展の開催					
５．ラジオ番組「大垣市の時間」での啓発					
６．市役所正面や大垣駅南北自由通路での横断幕の掲出					
７．市主催行事のチラシなどへの人権啓発標語の掲載					
８．人権啓発標語を掲載したバッグなどの啓発物品の配付					
９．人権作文集の発行・配布					

問 53　現在、国は、解決すべき 17 の人権問題を設定しています。このうち、あなたが特に重要と考え、今後、市が取り組む必要があると思う人権問題は何ですか。（○は５つまで）

１．女性の人権問題
２．子どもの人権問題
３．高齢者の人権問題
４．障がいのある人の人権問題
５．部落差別（同和問題）による人権問題
６．アイヌの人々の人権問題
７．外国人の人権問題
８．感染症に関連した人権問題（エイズ患者、ＨＩＶ感染者、新型コロナウイルス感染者等）
９．ハンセン病患者・元患者やその家族の人権問題
10．刑を終えて出所した人の人権問題
11．犯罪被害者とその家族の人権問題
12．インターネットによる人権問題
13．北朝鮮当局による人権問題（拉致問題）
14．ホームレスの人権問題
15．性的少数者の人権問題
16．人身取引（性的搾取、強制労働などを目的とするもの）
17．震災等の災害に起因する人権問題
18．特にない
19．わからない
20．その他（具体的に：　　）

問 54　人権問題に関することで、大垣市へのご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

_____

_____

_____

_____

_____

_____

_____

_____

_____

_____

_____

ご協力、ありがとうございました。
記入もれがないか今一度ご確認のうえ、この調査票を同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れて、7 月 22 日（金）までに郵便ポストへ投函してください。

市民意識調査 年度別調査分野と設問数

	令和4年 (2022年)	平成29年 (2017年)	平成24年 (2012年)	平成18年 (2006年)
①調査対象者の属性	4	5	5	5
②主な人権課題に関する意識について Ⅰ.人権全般	5	5	4	4
Ⅱ.女性	2	2	2	2
Ⅲ.子ども	3	2	2	2
Ⅳ.高齢者	2	2	2	2
Ⅴ.障がい者	3	2	2	2
Ⅵ.部落差別	11	6	6	6
（アイヌ）	－	－	－	－
Ⅶ.外国人	3	2	2	2
Ⅷ.感染者等・ハンセン病	4	2	2	2
Ⅸ.刑を終えて出所した人	2	2	1	1
Ⅹ.犯罪被害者	2	2	2	－
Ⅺ.インターネット	2	2	2	2
（北朝鮮拉致被害者）	－	－	－	－
Ⅻ.ホームレス	2	－	－	－
ⅩⅢ.性的少数者	2	－	－	－
（人身取引）	－	－	－	－
ⅩⅣ.震災等の災害	1	－	－	－
③今後の人権教育・人権啓発について	6	6	6	4
合計設問数	54	40	38	34

大垣市　人権に関する市民意識調査報告書

令和4年10月

発行＿＿大垣市

編集＿＿市民活動部　人権擁護推進室
〒503-8601
岐阜県大垣市丸の内2－29
TEL 0584-47-8576（直通）
FAX 0584-81-7800